



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則 [行財政局組織制度課]	761
▽神戸市公印規則の一部を改正する規則 [行財政局業務改革課]	1204
▽神戸市立国民宿舎条例施行規則を廃止する規則 [経済観光局観光企画課]	1209
▽神戸市公民館条例施行規則 [文化スポーツ局スポーツ企画課]	1211
▽神戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則 [消防局総務部職員課]	1220
▽神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則の一部を改正する規則 [健康局保健所環境保健研究所]	1240
▽旅費条例施行細則の一部を改正する規則 [行財政局組織制度課]	1242
▽神戸市立婦人会館条例施行規則 [企画調整局企画課]	1243
▽新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則 [福祉局国保年金医療課]	1246
訓 令 甲	
▽神戸市防災指令規程の一部を改正する訓令 [危機管理室]	1248
▽公用自動車管理規程を廃止する訓令 [行財政局法務支援課]	1251
告 示	
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始 (市道二郎7号線) [建設局道路管理課]	1252
▽都市公園法による公募対象公園設置等計画の認定(海浜公園) [建設局公園部整備課]	1252
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所]	1253
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局東部建設事務所]	1256
▽神戸市営住宅等の駐車場に係る利用料金の承認 [建築住宅局住宅管理課]	1259

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西建設事務所]	1259
▽港湾施設の供用廃止(摩耶埠頭 ガントリークレーン3号機) [港湾局経営課]	1260
▽埋火葬に関する証明手数料及び神戸市立墓園条例施行規則による墓園又は附属施設の使用許可書の書換え又は再交付手数料の収納事務の委託 [健康局斎園管理課]	1261
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始 (市道有瀬52号線) [建設局道路管理課]	1261
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始 (市道下谷上7号線) [建設局道路管理課]	1261
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始 (市道唐櫃団地39号線ほか) [建設局道路管理課]	1262
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道唐櫃団地2号線ほか) [建設局道路管理課]	1262
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道山田里557号線) [建設局道路管理課]	1263
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始 (市道妙法寺69号線) [建設局道路管理課]	1263
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道妙法寺7号線) [建設局道路管理課]	1264
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始 (市道夢野第27号線) [建設局道路管理課]	1264
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道大倉山線ほか) [建設局道路管理課]	1265

公 告

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(荒田地域福祉センター新築工事) [行財政局契約監理課]	1265
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(須磨区障害者支援センター外壁改修他工事) [行財政局契約監理課]	1268
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(西神斎場待合室他改修工事) [行財政局契約監理課]	1270
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(白川高齢者介護支援センター外壁改修他工事) [行財政局契約監理課]	1272

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（新長田駅前駐車場消防設備他改修工事）	[行財政局契約監理課]	1275	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（東灘処理場脱水用高分子凝集剤購入）	[行財政局契約監理課]	1301
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（腕塚町1丁目地区他污水管改築更新工事）	[行財政局契約監理課]	1277	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（西部処理場高分子凝集剤購入）	[行財政局契約監理課]	1302
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（北学校給食共同調理場空調設備更新工事）	[行財政局契約監理課]	1280	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（垂水処理場高分子凝集剤購入）	[行財政局契約監理課]	1303
▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（深江大橋橋面補修工事）	[行財政局契約監理課]	1282	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（垂水処理場ポリ硫酸第二鉄溶液（高濃度品）購入）	[行財政局契約監理課]	1304
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（ICT機器借上【神戸市中学校その2】）	[行財政局契約監理課]	1286	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（垂水処理場次亜塩素酸ナトリウム溶液購入）	[行財政局契約監理課]	1304
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（ICT機器借上【神戸市立学校一部既設校等その1】）	[行財政局契約監理課]	1286	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（玉津処理場高分子凝集剤購入）	[行財政局契約監理課]	1305
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（ICT機器借上【神戸市立学校一部既設校等その2】）	[行財政局契約監理課]	1287	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（港島クリーンセンター高反応消石灰購入）	[行財政局契約監理課]	1306
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東灘処理場1.2系水処理施設上屋内躯体改修工事）	[行財政局契約監理課]	1288	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（港島クリーンセンター集じん灰処理剤購入）	[行財政局契約監理課]	1307
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（長田污水幹線苅藻通伏越しゲート取替工事）	[行財政局契約監理課]	1290	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（東クリーンセンター高反応消石灰購入）	[行財政局契約監理課]	1307
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（御幸通6丁目地区他污水管改築更新工事）	[行財政局契約監理課]	1293	▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（東クリーンセンター集じん灰処理剤購入）	[行財政局契約監理課]	1308
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（サンキタ通り道路改良工事（その2））	[行財政局契約監理課]	1295	▽農用地利用集積計画の決定（一般）	[農業委員会事務局]	1309
▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（西クリーンセンタークレーン設備補修）	[行財政局契約監理課]	1298	▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付）	[農業委員会事務局]	1313
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（高規格救急車の購入）	[行財政局契約監理課]	1298	▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（神戸駅周辺地区浸水対策事業）	[建設局下水道部経営管理課]	1316
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（救急資器材管理供給業務（SPD））	[行財政局契約監理課]	1299	▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（令和3年度国民年金システム運用保守業務一式）	[福祉局国保年金医療課]	1318
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（東灘処理場次亜塩素酸ナトリウム溶液購入）	[行財政局契約監理課]	1300	▽開発行為に関する工事の完了（北区鹿の子台南町4丁目）	[都市局指導課]	1318
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（東灘処理場ポリ硫酸第二鉄溶液（高濃度品）購入）	[行財政局契約監理課]	1301	▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市サーバ仮想化基盤構築・運用業務一式）	[企画調整局デジタル戦略部]	1319
			▽開発行為に関する工事の完了（垂水区星陵台1丁目）	[都市局指導課]	1324
			▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（産業廃棄物埋立処分業務）	[建設局下水道部経営管理課]	1324
			▽開発行為に関する工事の完了（北区谷上西町）	[都市局指導課]	1325

- ▽特定調達に係る随意契約の相手方の決定（神戸市中学校給食予約管理システムの提供および保守運用業務一式）
 [教育委員会事務局学校支援部健康教育課] 1325

水 道 局

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（長田（前原町他）配水管取替工事）
 [水道局配水課] 1326
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（北（鈴蘭台南町2丁目）配水管取替工事）
 [水道局配水課] 1329
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（長田（鶯町他）配水管取替工事）
 [水道局配水課] 1331
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（兵庫（平野町）配水管新設取替工事）
 [水道局配水課] 1334

交 通 局

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西神中央駅ビル2階便所改修工事）
 [交通局経営企画課] 1337

区 役 所

- ▽臨時運行許可番号標の失効
 [兵庫区総務部市民課] 1339

そ の 他

- ▽神戸市職員採用試験（選考）案内
 [人事委員会事務局任用課] 1340

規 則

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第71号

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則

第1条 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
（本庁の組織）				（本庁の組織）			
第2条 本庁の組織は、次の表のとおりとする。				第2条 本庁の組織は、次の表のとおりとする。			
局	部又	課又	係	局	部又	課又	係
又	は部	は課		又	は部	は課	
は	に相	に相		は	に相	に相	
局	当す	当す		局	当す	当す	
に	る室	る		に	る室	る	
相	若し	室，		相	若し	室，	
当	くは	セン		当	くは	セン	
す	本部	ター		す	本部	ター	
る		若し		る		若し	

室		くは ラボ	
市長 室		秘書 課	
	国際 部	[略]	[略]
広報 戦略 部			
		市民 情報 サー ビス 課	
	危機 管理 室	[略]	[略]
企 画 調 整 局		企画 課	
		教育 連携 課	
		[略]	

室		くは ラボ	
市長 室		秘書 課	総務係
	国際 部	[略]	[略]
広報 戦略 部		広報 課	
		広聴 課	
		市民 情報 サー ビス 課	
	危機 管理 室	[略]	[略]
企 画 調 整 局		企画 課	企画第1係 企画 第2係 外郭団体 調整係 大都市連 携係 政策調査係
		教育 行政 支援 課	
		[略]	

		交通政策課	
		[略]	[略]
		[略]	[略]
	デジタル戦略部		
行 財 政 局		業務改革課	
		庁舎課	
		区役所課	
		住民課	
		法務支援課	
		行政管理課	審査請求係 コンプライアンス推進係
		[略]	[略]

		交通政策課	交通政策係
		[略]	[略]
		[略]	[略]
	情報化戦略部		
行 財 政 局		業務改革課	総務係 企画係 文書係
		庁舎課	庁舎管理係 自動車係
		区役所課	区政係
		住民課	指導係
		法務支援課	政策法務係 コンプライアンス推進係
			[略]

	[略]	[略]
	[略]	[略]
厚生課		
[略]	[略]	
財務課		
契約監理課		
資産活用課		
税務部	税務課	
	[略]	[略]
	市民税課	
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	収税	

	[略]	[略]
	[略]	[略]
厚生課	福利係	共済係
	衛生管理係	
[略]	[略]	
財務課	調査係	予算第1係
		予算第2係
		公債係
契約監理課	物品契約係	工事契約係
資産活用課	管理係	活用係
		調整係
税務部	税務課	税務係
	[略]	[略]
	市民税課	税務サービス係
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	収税	収税係

		課				課	
		[略]	[略]			[略]	[略]
]]	
文化 ス ポ ー ツ 局		[略]	[略]			[略]	[略]
]]	
		[略]	[略]			[略]	[略]
]]	
福 祉 局		政策				政策	政策係
		課				課	
		[略]	[略]			[略]	[略]
]]	
		く ら し 支 援 課				く ら し 支 援 課	くらし支援係
		保 護 課				保 護 課	保護係 医療係
		高 齢 福 祉 課				高 齢 福 祉 課	事業推進係 高齢 者支援係 施設整 備係 地域福祉係
介 護 保 険 課		介 護 保 険 課	管理係 保険事業 係 認定係 地域 包括支援係 認知 症対策係				
国 保		国 保	管理係 国民健康				

	年金 医療 課		
	障害 福祉 課		
	障害 者支 援課		
監査 指導 部	[略]	[略]	
健 康 局	政策 課		
	健康 企画 課		
	地域 医療 課		
	食品 衛生 課		
	環境 衛生 課		
	斎園 管理		

	年金 医療 課	保険係 医療係 国民年金係
	障害 福祉 課	管理係 調整係 施設支援係
	障害 者支 援課	自立支援係 自立 支援給付・医療係 就労促進係
監査 指導 部	[略]	[略]
健 康 局	政策 課	政策係
	健康 企画 課	健康企画係 調整 係 疾病対策係
	地域 医療 課	地域医療係
	生活 衛生 課	食品衛生係 環境 衛生係
	斎園 管理	斎園係

		課	
こども家庭局		こども企画課	
		こども未来課	
		こども青少年課	
		家庭支援課	
		幼保振興課	
		幼保事業課	
環境局		環境政策課	
		[略]	[略]

		課	
こども家庭局		こども企画課	総務係
		こども青少年課	地域子育て係 青少年育成係
		家庭支援課	家庭養護係 母子保健係 発達支援係
		幼保振興課	振興係 整備係 運営係
		幼保事業課	給付係 指導係
環境局		環境政策課	総務係 計画係 企画推進係 地域環境政策係
		[略]	[略]

		[略]	[略]
		[略]	[略]
		[略]	[略]
	環境 保全 部	[略]	[略]
		環境 保全 指導 課	
經 濟 觀 光 局		經 濟 政 策 課	
		工 業 課	
		[略]	[略]
		[略]	[略]
		[略]	[略]
		農 政 計 画 課	

		[略]	[略]
		[略]	[略]
		[略]	[略]
	環境 保全 部	[略]	[略]
		環境 保全 指導 課	<u>大気・交通環境係</u> <u>水・土壌環境係</u>
經 濟 觀 光 局		經 濟 政 策 課	<u>総務係 企画係</u> <u>就労促進係</u>
		工 業 課	<u>振興係</u>
		[略]	[略]
		[略]	[略]
		[略]	[略]
		農 政 計 画 課	<u>計画係 地域整備</u> <u>係 土地改良係</u> <u>集落排水係</u>
		調 整 区 域	

						指導課	
		農水産課				農水産課	農産園芸係 水産漁港係
	中央卸売市場運営本部	経営課				中央卸売市場運営本部	経営係
建設局		総務課				建設局	総務係
		事業用地課				建設局	事業用地係 用地係
		技術管理課				建設局	技術管理係 技術審査係 土木積算係 検査係
		防災課				建設局	防災係 宅地審査係 治山砂防係 六甲保全係
		河川課				建設局	管理指導係 計画調整係
		道路管理課				建設局	事務係 管理係 境界調査係 道路台帳係 占用係
		道路計画課				建設局	計画係 指導係

	道路 工務 課	
	[略]	[略]
下水道部	経営 管理 課	
	計画 課	
	管路 課	
	施設 課	
公園部	管理 課	
	計画 課	
	整備 課	

	道路 工務 課	補修係 工務第1 係 工務第2係 交通安全施設係
	[略]	[略]
湾岸・ 広域 幹線 道路 本部	推進 課	広域幹線係
下水道部	経営 管理 課	管理係 業務係
	計画 課	計画係 指導係 事業場排水指導係 水質計画係
	管路 課	管路係 設計係 雨水係 排水設備 係
	施設 課	施設係 設計係 設備係
公園部	管理 課	事務係 管理係 利活用係
	計画 課	計画係 自然環境 係
	整備 課	維持補修係 設計 係

都 市 局	総務課		都 市 局	総務課	総務係	
	都市計画課	調査係 都市づくり係		都市計画課	調査係 土地利用係 施設係 計画係 事業調整係	
	指導課	審査係 指導係		指導課	事務係 指導第1係 指導第2係	
	公共交通課			公共交通課	公共交通係 交通企画係 鉄道支援係 バス支援係	
	[略]			[略]		
	[略]			[略]		
		駅まち推進課				
					空家空地活用課	空家空地活用係
		地域整備推進課		地域整備係 再開発係 推進係	市街地整備部	市街地整備係 区画整理係 再開発係 推進係
		業務課			業務課	経営管理係 清算係
	工務課	事業推進係 整備	都市	事業推進係 鈴蘭		

	課	係 工務係
	新都 市管 理課	
	企業 誘致 課	
	内 陸・ 臨海 計画 課	
	新都 市工 務課	
建 築 住 宅 局	政策 課	
	住宅 整備 課	
	住宅 建設 課	
	[略]	[略]

	整備 課	台駅前整備係 新 長田南再開発係 工務係
新都 市事 業部	事業 管理 課	管理係 推進係
	企業 誘致 課	誘致係
	内 陸・ 臨海 計画 課	事業推進第1係 事業推進第2係 事業推進第3係 事業推進第4係
	工務 課	臨海工務係 内陸 工務係 公園係 建築係 設備係
建 築 住 宅 局	住宅 政策 課	総務係 住宅計画 係 住宅支援係 民間住宅係
	住宅 整備 課	調整係 事業計画 係 調査係
	住宅 建設 課	建築係 設備係
	[略]	[略]

	建築 指導 部	建築 調整 課		建築 調整 課	事務係 <u>建築調整</u> 係 <u>建設リサイク</u> ル係	
		[略]	[略]	[略]	[略]	
		安全 対策 課	安全推進係 ビル 防災対策係 安全 指導係	安全 対策 課	安全推進係 ビル 防災対策係 安全 指導係 <u>空家空地</u> 指導係	
		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	
		建築 課	特定建築係 <u>建築</u> 係 <u>新中央区総合</u> 庁舎整備係	建築 課	特定建築係 <u>建築</u> 第1係 <u>建築第2</u> 係 <u>建築第3係</u> 新中央区総合庁舎 整備係	
		設備 課	<u>技術支援係</u> 電気 係 機械係	設備 課	<u>管理係</u> 電気係 機械係	
		保全 課		保全 課	<u>計画保全係</u> <u>設備</u> 保全係	
		港 湾 局	経営 企画 課		経営 企画 課	<u>経営企画係</u> <u>調整</u> 係
			ウオ ータ ーフ		ウオ ータ ーフ	

ロン ト再 開発 推進 課	
空港 調整 課	
振興 課	
経営 課	
[略]	[略]
港湾 計画 課	調査係 計画係 情報統計係
物流 戦略 課	
工務 課	事務係 工務係 建築係 設備係

ロン ト計 画課	
空港 調整 課	空港調整係
振興 課	企画係 振興係
客船 誘致 課	客船誘致係
経営 課	経営第1係 経営 第2係
[略]	[略]
港湾 計画 課	調査係 計画第1 係 計画第2係 情報統計係
物流 戦略 課	戦略港湾係 ポー トセールス第1係 ポートセールス 第2係
工務 課	事務係 工務第1 係 工務第2係 工務第3係 工務 第4係 建築係

	海岸 防災 課	海岸係 防災係 保全係

2 企画調整局に医療・新産業本部を置き、その内部組織は、次の表のとおりとする。

部	課	係
新産業部	企業立 地課	
	[略]	[略]
医療産業	[略]	[略]
都市部	[略]	[略]
	[略]	[略]

3 建設局に湾岸・広域幹線道路本部を置き、その内部組織は、次の表のとおりとする。

部	課	係
	推進課	

4 都市局に都心再整備本部を置き、その内部組織は、次の表のとおりとする。

部	課	係
都心再整備部	都心三 宮再整 備課	調整係 都心企画 係 三宮再整備係 事業推進係 2 号館再整備係

		設備係
	海岸 防災 課	保全係

2 企画調整局に医療・新産業本部を置き、その内部組織は、次の表のとおりとする。

部	課	係
新産業部	企業立 地課	推進係 企業誘致 係
	[略]	[略]
医療産業	[略]	[略]
都市部	[略]	[略]
	[略]	[略]

3 都市局に都心再整備本部を置き、その内部組織は、次の表のとおりとする。

部	課	係
都心再整備部	都心三 宮再整 備課	調整係 用地・調 査係 都心企画係 三宮再整備係 都心交通係 事業 推進係 2号館再

--	--	--

第2節 市長室

(市長室秘書課)

第3条 市長室秘書課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (3) 儀式及び交際に関すること（国際的なものを除く。）。
- (4) 叙勲及び褒章に関すること。

(市長室国際部国際課)

第4条 市長室国際部国際課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国際施策の推進に関する企画，調査及び調整に関すること。
- (2) 姉妹都市等との交流に関すること。
- (3) 国際的な儀式及び交際に関する

		整備係
--	--	-----

第2節 市長室

(市長室秘書課)

第3条 市長室秘書課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室及び課の庶務並びに室内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 室の予算の経理に関すること。
- (3) 室の職員の安全衛生に関すること。
- (4) 神戸市市長室指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (5) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (6) 儀式及び交際に関すること（国際的なものを除く。）。
- (7) 叙勲，褒章及び表彰並びに各種待遇者に関すること。
- (8) 市長公舎等に関すること。

(市長室国際部国際課)

第4条 市長室国際部国際課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務に関すること。
- (2) 国際的な儀式及び交際に関すること。
- (3) 国際施策の推進に関する企画，調査及び調整に関すること。

こと。

(4) 神戸市立海外移住と文化の交流センターに関すること。

(5) 公益財団法人神戸国際コミュニケーションセンターに関すること。

(市長室広報戦略部)

第5条 市長室広報戦略部は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 広報活動の企画及び実施に関すること。

(2) 報道機関との連絡に関すること。

(3) 広聴施策の企画及び実施に関すること。

(4) 市民の提案，苦情，要望等の調整及び処理に関すること。

(5) 神戸市総合コールセンターに関すること。

(4) 天津及び上海の海外事務所に関すること。

(5) 神戸市立海外移住と文化の交流センターに関すること。

(6) 公益財団法人神戸国際協力交流センターに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，国際交流に関すること。

(市長室広報戦略部広報課)

第5条 市長室広報戦略部広報課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 部及び課の庶務並びに部内の連絡，調整及び改善に関すること。

(2) 広報活動の企画及び実施に関すること。

(3) 報道機関との連絡に関すること。

(4) 広報事務に関する各部局との連絡及び調整に関すること。

(5) 広報資料の調整に関すること。

(6) 総合インフォメーションセンターに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，広報に関すること。

(市長室広報戦略部広聴課)

第6条 市長室広報戦略部広聴課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(市長室市民情報サービス課)

第6条 市長室市民情報サービス課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 情報公開制度及び神戸市情報公開審査会に関する事。
- (2) 個人情報保護制度及び神戸市個人情報保護審議会に関する事。
- (3) 市政情報の収集、整備及び提供並びに庁内案内に関する事。
- (4) 市民の意見提出手続制度に関する事。

(2) 広聴施策の企画及び実施に関する事。

(3) 広聴事務に関する各部局との連絡及び調整に関する事。

(4) 市民の意識調査に関する事。

(5) 市民の提案、苦情、要望等の調整及び処理に関する事。

(6) 市政相談に関する事。

(7) 神戸市総合コールセンターに関する事。

(8) 前各号に掲げるもののほか、広聴に関する事。

(市長室広報戦略部市民情報サービス課)

第7条 市長室広報戦略部市民情報サービス課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 情報公開制度の運用に関する事。
- (3) 神戸市情報公開審査会に関する事。
- (4) 市政情報の収集、整備及び提供に関する事。
- (5) 市民の意見提出手続制度に関する事。
- (6) 個人情報保護制度の運用に関する事。

第3節 危機管理室

(危機管理室)

第7条 危機管理室は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 危機管理（大規模な災害、事故又は事件等により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。
- (3) 危機管理に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
- (4) 災害等警戒本部及び対策本部に関すること。
- (5) 災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。
- (6) 交通安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
- (7) 地域安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関するこ

(7) 神戸市個人情報保護審議会に関すること。

(8) 市民相談に関すること。

(9) 庁内案内に関すること。

第3節 危機管理室

(危機管理室)

第8条 危機管理室は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室の庶務並びに室内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 危機管理（大規模な災害、事故又は事件により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。
- (3) 神戸市防災会議及び神戸市国民保護協議会に関すること。
- (4) 地域防災計画及び国民保護計画に関すること。
- (5) 災害警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (6) 防災指令に関すること。
- (7) 区の防災活動に係る連絡及び調整に関すること。
- (8) 防災関係機関との連絡及び調整に関すること。

と。

- (9) 危機管理教育に関すること。
- (10) 危機管理に係る訓練の実施に関すること。
- (11) 災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。
- (12) 安全で安心なまちづくりの推進及び支援に関すること。
- (13) 安全都市づくり推進計画の策定及び調整に関すること。
- (14) 危機管理センターの防災展示室・研修室及びオペレーションセンターの管理運営に関すること。
- (15) 防災行政無線に関すること。
- (16) 神戸市危機管理システムに関すること
- (17) 神戸市職員震災バンクに関すること。
- (18) 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターとの連絡及び調整に関すること。
- (19) 交通安全対策の調査，研究及び総合計画並びに連絡及び調整に関すること。
- (20) 交通安全思想の普及に関すること。
- (21) 違法駐車対策に関すること。
- (22) 交通事故の被害者の福祉対策に関すること。

第4節 企画調整局

(企画調整局企画課)

第8条 企画調整局企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 市政の基本的施策の立案及び推進に関すること。
- (3) 女性活躍及び男女共同参画の推進に関すること。
- (4) 外郭団体の事業調整に関すること。
- (5) 国の行政機関その他関係機関との協議、連絡及び調整に関すること。
- (6) 大都市制度に関すること。
- (7) 他の地方公共団体との連携及び協力に関すること。
- (8) 市の区域の基本的事項に関すること。
- (9) 公立大学法人神戸市外国語大学に関すること。
- (10) 関西広域連合に関すること。
- (11) 関西国際空港に係る調整に関すること。

(23) 神戸市交通安全対策会議に関すること。

第4節 企画調整局

(企画調整局企画課)

第9条 企画調整局企画課企画第1係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること（医療・新産業本部新産業部企業立地課推進係の所管に属するものを除く。）。
 - (2) 局の職員の安全衛生に関すること。
 - (3) 東京事務所との連絡及び調整に関すること。
 - (4) 局の予算の経理に関すること（所管部門は、企画調整局長が定める。）。
 - (5) 神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会に関すること。
 - (6) 公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会その他公立大学法人神戸市外国語大学に関すること。
 - (7) 神戸市男女共同参画センターとの連絡及び調整に関すること。
- 2 企画調整局企画課企画第2係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 政策の推進に関すること。

(2) 市政の基本的施策の立案に関すること。

(3) 局の予算の経理に関すること
(所管部門は、企画調整局長が定める。)

(4) 特命による重要事項の推進に関すること。

3 企画調整局企画課外郭団体調整係は、外郭団体の事業調整に関する事務を分掌する。

4 企画調整局企画課大都市連携係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国の行政機関その他関係機関との協議、連絡及び調整に関すること。

(2) 大都市制度に関すること。

(3) 他の地方公共団体との連携及び協力に関すること。

(4) 市の区域の基本的事項に関すること。

(5) 関西広域連合に関すること。

(6) 関西国際空港に係る調整に関すること。

(7) 局の予算の経理に関すること
(所管部門は、企画調整局長が定める。)

(8) 公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金に関すること。

- 5 企画調整局企画課政策調査係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 市政の基本的施策及び新規施策の調査及び研究に関すること。
 - (2) 総合基本計画及び中期計画に関すること。
 - (3) 地方創生に係る総合調整に関すること。
 - (4) 国勢調査その他法令による統計調査（保健衛生及び港湾に関するものを除く。）に関すること。
 - (5) 各種の統計資料の整備及び編集，統計調査結果の総合的解析並びに人口推計等に関すること。
 - (6) 各種統計データの利活用による効果的な政策・施策立案の推進に関すること。
 - (7) 特命による重要事項の調査及び研究に関すること。
 - (8) 特命による重要事項の計画（未来都市政策課の所管に属するものを除く。）に関すること。

（企画調整局政策調査課）

第9条 企画調整局政策調査課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市政の基本的施策及び新規施策の調査及び研究に関すること。
- (2) 総合基本計画に関すること。

(3) 政策課題の解決に向けた庁内外の連携及び調整に関すること。

(4) 地方創生に係る総合調整に関すること。

(5) 統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 各種の統計資料の整備及び編集，統計調査結果の総合的解析並びに人口推計等に関すること。

(7) 各種統計データの利活用による効果的な政策・施策立案の推進に関すること。

（企画調整局教育連携課）

第10条 企画調整局教育連携課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 教育大綱に関すること。

(2) 総合教育会議に関すること。

(3) 教育委員会との連携に関すること。

（企画調整局未来都市政策課）

第11条 企画調整局未来都市政策課は，次に掲げる事務を分掌する。

（企画調整局教育行政支援課）

第10条 企画調整局教育行政支援課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する大綱に関すること。

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。

(4) 特命による教育行政の支援に関すること。

（企画調整局未来都市政策課）

第11条 企画調整局未来都市政策課は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 長期にわたる政策の立案及び調整に関すること。
- (2) 地域活性化施策の立案及び調整に関すること。
- (3) 広域圏計画に係る調整に関すること。
- (4) 国際技術支援に関すること。
- (5) 神戸市土地利用審査会に関すること。

(企画調整局交通政策課)

第12条 企画調整局交通政策課は、新

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 長期にわたる政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 総合基本計画及び中期計画に関すること（企画課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 地域活性化施策の立案及びこれに伴う調整に関すること。
- (5) 広域圏計画に係る調整に関すること。
- (6) 都心・ウォーターフロント（おむね三宮駅，元町駅，神戸駅，東部新都心地区，ハーバーランド地区及び水際線で囲まれた区域をいう。以下同じ。）の活性化に関すること（都市局景観政策課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 国際技術支援に関する連絡及び調整に関すること。
- (8) 特命による重要事項の計画に関すること（企画課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 市街地西部地域活性化施策の調整に関すること。
- (10) 神戸市土地利用審査会に関すること。

(企画調整局交通政策課)

第12条 企画調整局交通政策課交通政

たな交通手段を含めた，市全体の新たな交通政策の検討に関する事務を分掌する。

(企画調整局エネルギー政策課)

第13条 企画調整局エネルギー政策課は，新たなエネルギー政策の企画及び推進に関する事務を分掌する。

(企画調整局つなぐラボ)

第14条 企画調整局つなぐラボは，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 政策課題の解決に向けた産官学民の連携及び調整に関すること。
- (2) 新たな事業化の検討及び検証に関すること。
- (3) 大学等及び民間事業者との連携に関する企画，立案及び調整に関すること。
- (4) スマートシティの推進に関すること。
- (5) 震災復興に係る調査及び調整に関すること。
- (6) 創造都市の推進に関すること。

策係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 新たな交通手段を含めた，市全体の新たな交通政策の検討に関すること。

(企画調整局エネルギー政策課)

第13条 企画調整局エネルギー政策課は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 新エネルギー及び省エネルギーに関する施策の企画及び推進に関すること。

(企画調整局つなぐラボ)

第14条 企画調整局つなぐラボは，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) ラボの庶務に関すること。
- (2) 政策課題の抽出及び解決に向けた庁内外の連携及び調整に関すること。
- (3) 新たな分野における事業化の検討及び検証に関すること。
- (4) 大学等及び民間事業者との連携に関する企画，立案及び調整に関すること。
- (5) 震災復興に係る調査及び調整に関すること。
- (6) 創造都市の推進に関すること。

(7) デザイン・クリエイティブセンター神戸に関すること。

(8) 協働と参画のまちづくりの推進に関すること。

(9) 地域住民の自治組織など地域組織への支援及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(10) 社会貢献活動の支援に関すること。

(11) 地域課題の把握及び解決に向けた総合的な調整に関すること。

(12) 認可地縁団体に関すること。

(13) NPO法人の認証・認定に関すること。

(14) ふれあいのまちづくりに関すること。（他の所管に属するものを除く）。

(15) ふたば学舎及び丸山コミュニティセンターに関すること。

(7) デザイン・クリエイティブセンター神戸に関すること（経済観光局経済政策課就労促進係の所管に属するものを除く。）。

(8) 協働と参画のまちづくりの推進に関すること。

(9) 地域活動推進の仕組みづくり及び調整に関すること。

(10) 区のまちづくりの支援及び調整に関すること。

(11) 地域住民の自治組織等の活動の支援に関すること。

(12) 市民の活動の調査及び研究に関すること。

(13) 地域の集会所に対する助成等に関すること。

(14) 神戸市市民活動補償制度に関すること。

(15) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体に関すること。

(16) 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関すること。

(17) 社会貢献活動の支援に関すること。

(18) NPO法人の認証及び認定に関すること。

(19) 美しいまち推進に係る連絡及

(企画調整局デジタル戦略部)

第15条 企画調整局デジタル戦略部は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) デジタル施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務改革及び働き方改革の推進並びに市民サービスの向上に関すること。
- (3) 市民へのデジタル施策の普及に関すること。
- (4) 情報システムの計画、開発、運

び調整に関すること。

(20) 協働と参画のプラットフォームに関すること。

(21) 神戸市立ふたば学舎に関すること。

(22) 神戸市地域活動推進委員会に関すること。

(23) 地域コミュニティ施策の推進に係る総合的な調整に関すること。

(24) ふれあいのまちづくりに関すること（区役所総務部まちづくり課及び北神区役所まちづくり課の所管に属するものを除く。）。

(25) 神戸市立丸山コミュニティ・センターに関すること。

(企画調整局情報化戦略部)

第15条 企画調整局情報化戦略部は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 情報化施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 情報化に関する計画の推進に関すること。
- (4) 情報システムの計画、開発、運用及び保守（他の所管に属するものを除く。）並びに関係部局との調整に関すること。

用，保守（他の所管に属するものを除く。）及び監理並びに改善指導に関すること。

(5) 電子計算機及び情報通信ネットワーク等の管理及び運用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 情報セキュリティ対策の総合的な推進，指導及び調整に関すること。

(7) 社会保障・税番号制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課）

第16条 企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 企業立地に関すること。
- (2) 対内投資の促進に関すること。
- (3) 企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 情報システムの監理及び改善指導に関すること。

(6) 電子計算機及び情報通信ネットワーク等の管理及び運用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 情報セキュリティ対策の総合的な推進，指導及び調整に関すること。

(8) 社会保障・税番号制度に関すること（行財政局住民課の所管に属するものを除く。）。

(9) ICTを活用した業務改革，働き方改革の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課）

第16条 企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課推進係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 本部，部及び課の庶務並びに本部内の事務の連絡，調整及び改善に関すること（企画課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 企業立地に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例に関する

（企画調整局医療・新産業本部新産業部新産業課）

第17条 企画調整局医療・新産業本部新産業部新産業課は、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）新産業の育成に関すること。
- （2）海外拠点を活用した経済交流に関すること。

（企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部調査課）

第18条 企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部調査課は、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）神戸医療産業都市の推進に関すること（他の所管に属するものを

こと。

- （4）外国企業及び外資系企業の誘致に関すること。
- （5）対内投資の促進に関すること。

2 企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課企業誘致係は、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）企業の誘致に関すること（推進係及び医療産業都市部誘致課の所管に属するものを除く。）。
- （2）企業の誘致に係る総合調整に関すること。

（企画調整局医療・新産業本部新産業部新産業課）

第17条 企画調整局医療・新産業本部新産業部新産業課は、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）課の庶務に関すること。
- （2）新産業の育成に関すること。
- （3）海外拠点を活用した経済交流に関すること。

（企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部調査課）

第18条 企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部調査課は、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡，調整及び改善

除く。)。

(2) 公益財団法人神戸医療産業都市推進機構に関すること。

(3) 神戸都市振興サービス株式会社に関すること。

(4) 世界保健機関健康開発総合研究センターとの連携に関すること。

(5) 神戸臨床研究情報センターに関すること。

(企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部推進課)

第19条 企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) スーパーコンピュータを活用した研究開発を行う施設に関すること。

(2) 公益財団法人計算科学振興財団に関すること。

(3) 国立研究開発法人理化学研究所との連絡及び調整に関すること。

に関すること。

(2) 神戸医療産業都市の推進に関すること（推進課，誘致課及び健康局地域医療課地域医療係の所管に属するものを除く。)。

(3) 健康を楽しむまちづくりの推進に関すること。

(4) 世界保健機関健康開発総合研究センターとの連携に関すること。

(5) 神戸臨床研究情報センターに関すること。

(6) 公益財団法人神戸医療産業都市推進機構に関すること。

(7) 神戸都市振興サービス株式会社に関すること。

(企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部推進課)

第19条 企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸医療産業都市の推進に関すること（調査課，誘致課及び健康局地域医療課地域医療係の所管に属するものを除く。)。

(2) 国立研究開発法人理化学研究所との連絡及び調整に関すること。

(3) スーパーコンピュータを活用した研究開発を行う施設（特定先端

（企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部誘致課）

第20条 企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部誘致課は，次に掲げる事務を分掌する。

- （1）医療関連産業の集積に関すること。
- （2）スーパーコンピュータ及びFOCUSスパコンに係る企業，大学等の誘致に関すること。

第5節 行財政局

（行財政局業務改革課）

第21条 行財政局業務改革課は，次に掲げる事務を分掌する。

- （1）局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- （2）相楽園会館に関すること。
- （3）神戸市長の資産等の公開に関する

大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第2条第4項に規定する特定高速電子計算機施設をいう。）に関する
こと。

- （4）公益財団法人計算科学振興財団に関する
こと。

（企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部誘致課）

第20条 企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部誘致課は，次に掲げる事務を分掌する。

- （1）神戸医療産業都市の推進（医療関連産業の集積に限る。）に関する
こと。
- （2）スーパーコンピュータ及びFOCUSスパコン（公益財団法人計算科学振興財団のスーパーコンピュータシステムをいう。）に係る企業，大学等の誘致に関する
こと。

第5節 行財政局

（行財政局業務改革課）

第21条 行財政局業務改革課総務係は，次に掲げる事務を分掌する。

- （1）局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡，調整及び改善に関する
こと。
- （2）局職員の安全衛生に関する

ること。

(4) 業務改革に関すること。

(5) 指定管理者制度に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

(6) 附属機関及び有識者会議の調整
に関すること。

(7) 地方独立行政法人制度に関する
こと。

(8) 文書に関すること。

(9) 公印の管守に関すること。

と。

(3) 相楽園会館に関すること。

(4) 政治倫理の確立のための神戸市長の資産等の公開に関する条例
(平成7年10月条例第27号)に関する
こと。

(5) 教育委員会，選挙管理委員会，
人事委員会及び監査委員との連絡
に関すること。

2 行財政局業務改革課企画係は，次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 業務改革に関すること。

(2) 行財政改善の推進に関するこ
と。

(3) 指定管理者制度に関すること
(他の所管に属するものを除
く。)

(4) 附属機関及び有識者会議の調整
に関すること。

(5) 事務事業外部評価委員会に関する
こと。

(6) 地方独立行政法人制度に関する
こと。

3 行財政局業務改革課文書係は，次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 文書に関すること。

(2) 公印の管守に関すること。

(3) 郵送事務の集中管理に関するこ

(行財政局庁舎課)

第22条 行財政局庁舎課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市役所本庁舎の管理及び執務環境の改善に関すること。
- (2) 集中管理車の配車及び整備に関すること。

(行財政局区役所課)

第23条 行財政局区役所課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 区役所の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 区政の企画及び調査に関すること。

と。

- (4) 歴史的資料の収集及び保存に関すること。
- (5) 新修神戸市史の編集及び刊行に関すること。

(行財政局庁舎課)

第22条 行財政局庁舎課庁舎管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市役所本庁舎の管理及び執務環境の改善に関すること。
- (3) 市有電話に関すること。

2 行財政局庁舎課自動車係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 集中管理車の配車及び整備に関すること。
- (2) 本庁舎車庫の使用に関すること。

(行財政局区役所課)

第23条 行財政局区役所課区政係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 区政の企画及び調査に関すること。
- (3) 区役所に属する事務の連絡及び調整に関すること。
- (4) 区役所に属する予算の調製に関すること。

(行財政局住民課)

第24条 行財政局住民課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑登録及び個人番号カードに係る事務の統括、改善及び指導に関すること。
- (2) 戸籍の入力及び写し、謄本又は抄本、証明書その他即時に処理を要する文書の作成及び郵送による交付に関すること。
- (3) 外国人住民に係る住居地の届出の統括に関すること。
- (4) 特別永住者の手続きの統括に関すること。
- (5) 住居表示制度の実施及び町及び字の区域及び名称に関すること。
- (6) 新たに生じた土地の確認に関すること。

(5) 神戸市立公会堂に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区役所に関すること。

(行財政局住民課)

第24条 行財政局住民課指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 印鑑（認可地縁団体印鑑を除く。）の登録、住民基本台帳、戸籍、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）等に係る事務の統括、改善及び指導に関すること。
- (3) 通知カード及び個人番号カード並びに個人番号の付番に係る事務の統括、改善及び指導に関すること。
- (4) 戸籍の入力及び住民票の写し、戸籍の謄本又は抄本、証明書その他即時に処理を要する文書の作成及び郵送による交付に関すること。
- (5) 住民記録システム及び戸籍総合システムの運用に関すること。
- (6) 住民記録事務センターに関する

こと。

(7) 行政キオスク端末（住民が各種証明書
の交付，各種申請手続等の行政サービス等
を利用するために，行政機関，民間事業者の店舗
等に設置される情報端末をい
う。）における証明書の交付に関
すること。

(8) 三宮証明サービスコーナーに関
すること。

(9) 住居表示制度の実施及び維持管
理に関すること。

(10) 区の区域に関すること。

(11) 町及び字の区域及び名称に関
すること。

(12) 新たに生じた土地の確認に関
すること。

（行財政局法務支援課）

第25条 行財政局法務支援課政策法務
係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 課題解決及び政策実現のための
法的手法等の調査，研究及び助言
に関すること。

(3) 本市の事務事業に係る紛争の予
防及び解決のための法的助言に関
すること。

(4) 本市の事務事業に係る弁護士相

（行財政局法務支援課）

第25条 行財政局法務支援課は，次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 法的手法等の調査，研究及び助
言に関すること。

(2) 本市における訴訟及び調停の統
轄に関すること。

(3) 条例，規則及び訓令甲の審査に
関すること。

(4) 神戸市例規集及び公報その他公
告式に関すること。

(5) 神戸市行政不服審査会に関する
こと。

談に関すること。

(5) 本市における訴訟，調停その他
の争訟に係る代理人の選任その他
これらの統轄に関すること。

(6) 法規の運用及び解釈に関するこ
と。

(7) 条例，規則，訓令甲その他の重
要文書案の審査及び意見並びに特
命による重要文書案の立案に関す
ること。

(8) 例規集の編集に関すること。

(9) 神戸市公報その他公告式に関す
ること。

(10) 官報掲載事項の報告に関する
こと。

(11) 審査請求における審査庁の事
務に関すること（市長が審査庁で
ある場合に係るものに限る。）。

(12) 審査請求に係る審理手続にお
いて審理員が行う事務の補助に関
すること（審理員が市長が指名し
た者である場合に係るものに限
る。）。

(13) 神戸市行政不服審査会に関す
ること。

2 行財政局法務支援課コンプライア
ンス推進係は，次に掲げる事務を分
掌する。

(行財政局行政管理課)

第26条 行財政局行政管理課は、次に掲げる事務を文章する。

- (1) 審査請求における審査庁の事務及び審理員が行う事務の補助に關すること（市長が審査庁である場合に係るものに限る。）。
- (2) 職員の公正な職務の執行の確保に關すること。
- (3) 内部統制に關すること。
- (4) 行政手續に關すること。

(行財政局人事課)

第27条 行財政局人事課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員の配置に關すること。
- (2) 職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に關すること。

(1) 職員の公正な職務の執行の確保に關すること。

(2) 神戸市公正職務審査會に關すること。

(3) 内部統制に關すること。

(4) 不当要求行為その他の違法行為の対策に關すること。

(5) 行政手續に關すること。

(6) 工事施行の調査及び改善指導に關すること。

(7) 事務引継に關すること。

(行財政局人事課)

第26条 行財政局人事課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に關すること。
- (2) 人事評価に關すること。
- (3) 職員の表彰に關すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、人事に関すること。

(行財政局組織制度課)

第28条 行財政局組織制度課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 組織機構に関すること。
- (2) 職員の定数に関すること。
- (3) 職員の勤務条件に関すること。

(行財政局給与課)

第29条 行財政局給与課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員の給与に関すること。
- (2) 職員の公傷病に関すること。
- (3) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。
- (4) 給与制度の調査、研究及び改善に関すること。
- (5) 事業場の安全管理に関するこ

(4) 神戸市職員衛生管理審査会に関すること。

(5) 職員の配置に関すること。

(6) 職員の選考に関すること。

(7) 職員の懲戒及び分限に関すること。

(8) 神戸市職員懲戒審査委員会に関すること。

(9) 神戸市職員分限懲戒審査会に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、人事に関すること。

(行財政局組織制度課)

第27条 行財政局組織制度課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 組織の管理に関すること。
- (2) 職員の定数に関すること。
- (3) 職員の勤務条件に関すること。

(行財政局給与課)

第28条 行財政局給与課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 職員の給与に関すること（総務事務センターの所管に属するものを除く。）。
- (3) 退職手当に関すること。
- (4) 職員の公傷病に関すること。
- (5) 職員団体及び職員の労働組合に

と。

(6) 神戸市特別職議員報酬等審議会
に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、職
員の待遇に関すること。

(行財政局厚生課)

第30条 行財政局厚生課は、次に掲げ
る事務を分掌する。

(1) 職員の福利厚生に関すること。

(2) 神戸市職員共助組合及び神戸市
職員信用組合に関すること並びに
神戸市職員共済組合に関するこ
と。

(3) 職員の総合相談窓口に関するこ
と。

(4) 退職年金及び恩給に関するこ
と。

(5) 職員の衛生管理に関すること
(他の所管に属するものを除
く。)

関すること。

(6) 給与制度の調査、研究及び改善
に関すること。

(7) 服制に関すること。

(8) 事業場の安全管理に関するこ
と。

(9) 神戸市特別職議員報酬等審議会
に関すること。

(10) 公務災害補償等審査会に関す
ること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、
職員の待遇に関すること。

(行財政局厚生課)

第29条 行財政局厚生課福利係は、次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 職員の福祉に関すること。

(3) 職員公舎に関すること。

(4) 神戸市職員共助組合及び神戸市
職員信用組合に関すること並びに
神戸市職員共済組合に関すること
(地方公務員等共済組合法(昭和
37年法律第152号)第4章第3節
に規定する長期給付(次項におい
て単に「長期給付」という。)に
係るものを除く。)

(5) 職員の総合相談窓口に関するこ
と。

(行財政局総務事務センター)

第31条 行財政局総務事務センター

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 総務事務の集約化及び改善に関すること。
- (2) 職員の給与の支給に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総務事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(行財政局財務課)

2 行財政局厚生課共済係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 退職年金及び恩給に関すること。
- (2) 神戸市職員共済組合に関すること（長期給付に係るものに限る。）。

3 行財政局厚生課衛生管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員の衛生管理（神戸市職員衛生管理審査会に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 職員のメンタルヘルス対策に関すること。

(行財政局総務事務センター)

第30条 行財政局総務事務センター

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 総務事務の集約化及び改善に関すること。
- (3) 総務事務に係るシステムの総合調整及び管理に関すること。
- (4) 職員の給与の支給に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、総務事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(行財政局財務課)

第32条 行財政局財務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 財政全般の企画及び調整に関すること。
- (2) 予算の編成及び管理に関すること。
- (3) 市議会の議案及び業務報告に関すること。
- (4) 公債、宝くじ及び借入金に関すること。
- (5) 財政調査及び報告並びに財政事情の公表に関すること。
- (6) 譲与税（他の所管に属するものを除く。）、交付金（他の所管に属するものを除く。）及び地方交付税に関すること。
- (7) 神戸市公債基金及び神戸市財政調整基金に関すること。

第31条 行財政局財務課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
 - (2) 財政全般の企画及び調整に関すること。
 - (3) 予算に関すること（所管部局は、行財政局長が定める。）。
 - (4) 財政調査及び報告に関すること。
 - (5) 財政事情の公表に関すること。
 - (6) 譲与税（税務部税制企画課の所管に属するものを除く。）、交付金（税務部税制企画課の所管に属するものを除く。）及び地方交付税に関すること。
- 2 行財政局財務課予算第1係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 予算に関すること（所管部局は、行財政局長が定める。）。
 - (2) 予算の編成及び管理に関すること。
- 3 行財政局財務課予算第2係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 予算に関すること（所管部局は、行財政局長が定める。）。
 - (2) 市議会の議案及び業務報告に関すること。
- 4 行財政局財務課公債係は、次に掲

(行財政局契約監理課)

第33条 行財政局契約監理課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 契約事務の総合調整に関すること。
- (2) 契約制度の企画及び立案に関すること。
- (3) 入札参加資格に関すること。
- (4) 入札及び契約に係る広報に関すること。
- (5) 入札及び契約に係るシステムの改善及び管理に関すること。

げる事務を分掌する。

- (1) 公債、宝くじ及び借入金に関すること。
- (2) 神戸市公債基金及び神戸市財政調整基金に関すること。
- (3) 予算に関すること（所管部局は、行財政局長が定める。）。

(行財政局契約監理課)

第32条 行財政局契約監理課物品契約係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 契約事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 契約事務の相談及び指導に関すること。
- (4) 契約制度の企画及び立案に関すること。
- (5) 契約関係諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (6) 神戸市指名停止基準要綱に基づく排除措置に関すること。
- (7) 暴力団排除要綱に基づく兵庫県警察との連絡及び調整に関すること。
- (8) 神戸市特定調達等調査委員会に関すること。
- (9) 入札及び契約に係る広報に関すること。

(10) 入札及び契約に係るシステムの改善及び管理に関すること。

(11) 兵庫県電子入札システムに関すること。

(12) 物品購入契約に関すること。

(13) 製造請負契約に関すること。

(14) 物品賃貸契約に関すること。

(15) その他請負契約（工事契約係の所管に属するものを除く。）に関すること。

(16) 不用物品売却契約に関すること。

(17) 物品等競争入札に係る参加資格に関すること。

2 行財政局契約監理課工事契約係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 工事請負契約に関すること。

(2) その他請負契約（建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントに係る業務（土木建築に関する工事の請負に係る業務を除く。）をいう。）等に係るものに限る。）に関すること。

(3) 工事請負競争入札に係る参加資格に関すること。

(行財政局資産活用課)

第34条 行財政局資産活用課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 財産区有財産の管理及び処分に関すること。
- (2) 財産区有金の会計経理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、財産の管理に関すること。
- (4) 公有財産の調査及び総括に関すること。
- (5) 局所管の不動産（業務改革課、庁舎課及び厚生課の所管に属するものを除く。）の貸付け、管理及び保全に関すること。
- (6) 不動産（建設局、都市局及び港湾局の所管に属するものを除く。）の取得及びこれに伴う損失補償並びに処分に関すること。
- (7) 不動産の活用及び処分の企画並びに促進に関すること。
- (8) ファシリティマネジメント（施設の管理、保全及び活用の最適化をいう。）の推進に関すること。
- (9) 神戸市不動産評価審議会に関すること。

(4) 発注計画の策定及び公表に関すること。

(行財政局資産活用課)

第33条 行財政局資産活用課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
 - (2) 財産区有財産の管理及び処分に関すること。
 - (3) 財産区管理会の指導に関すること。
 - (4) 財産区有金の会計経理に関すること。
 - (5) 公有財産の保険の契約及び請求に関すること。
 - (6) 自動車損害賠償保険事務の連絡及び調整に関すること。
 - (7) 公有財産台帳のシステム管理に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、財産の管理に関すること（活用係及び調整係の所管に属するものを除く。）。
- 2 行財政局資産活用課活用係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 公有財産の調査及び総括に関すること。
 - (2) 公有財産事務の連絡及び総合調整に関すること。

(10) 公共用地の取得に伴う損失補償基準の総括に関すること。

(11) 地価公示等に関すること。

(3) 不動産専用公印の管守に関すること。

(4) 局所管の不動産（業務改革課、庁舎課及び厚生課の所管に属するものを除く。）の貸付け、管理及び保全に関すること。

(5) 不動産（建設局、都市局及び港湾局の所管に属するものを除く。）の取得及びこれに伴う損失補償並びに処分に関すること。

(6) 不動産の活用及び処分の企画並びに促進に関すること。

(7) 不動産の処分後の契約の履行確認及び是正に関すること。

(8) ファシリティマネジメント（施設の管理、保全及び活用の最適化をいう。以下同じ。）の推進に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、財産の管理に関すること（管理係及び調整係の所管に属するものを除く。）。

3 行財政局資産活用課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 不動産の評価に関すること。

(2) 神戸市不動産評価審議会に関すること。

(3) 公共用地の取得に伴う損失補償

(行財政局税務部税務課)

第35条 行財政局税務部税務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 税務広報に関すること。
- (3) 税務のシステムの総合調整，計画，開発，管理，運用及び保守に関すること。

(行財政局税務部税制企画課)

第36条 行財政局税務部税制企画課

基準の総括に関すること。

- (4) 不動産の先行取得に係る調整に関すること。
- (5) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関すること。
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。
- (7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく土地等の価額の審査に関すること。
- (8) 地価公示等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか，財産の管理に関すること（管理係及び活用係の所管に属するものを除く。）。

(行財政局税務部税務課)

第34条 行財政局税務部税務課税務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 税務広報に関すること。
- (3) 税務のシステムの総合調整，計画，開発，管理，運用及び保守に関すること。

(行財政局税務部税制企画課)

第35条 行財政局税務部税制企画課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 税制の調査及び企画並びに税務統計に関すること。
- (2) 市税関係予算に関すること。
- (3) 譲与税（他の所管に属するものを除く。）、交付金（他の所管に属するものを除く。）及び県税徴収委託金の収納に関すること。
- (4) 市税関係例規の制定及び改廃に関すること。
- (5) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）に関する訴訟に関すること。
- (6) 市税の業務改革に関すること。

（行財政局税務部市民税課）

第37条 行財政局税務部市民税課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 個人の市民税の賦課に関すること。
- (2) 市税その他徴収金の収納に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 市税の窓口に関すること。

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 税制の調査及び企画に関すること。
- (2) 市税関係例規の制定及び改廃に関すること。
- (3) 市税関係予算に関すること。
- (4) 譲与税（財務課の所管に属するものを除く。）、交付金（財務課の所管に属するものを除く。）及び県税徴収委託金の収納に関すること。
- (5) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）に関する訴訟に関すること。
- (6) 税務統計に関すること。
- (7) 税務事務の改善に関すること。

（行財政局税務部市民税課）

第36条 行財政局税務部市民税課税務サービス係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 個人の市民税（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税（給与所得に係る特別徴収に係る個人の県民税を含む。次条において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）の賦課に関すること（申告、申請及び届出の受付等を

(5) 法人関係税県市共同窓口に関すること。

(行財政局税務部法人税務課)

第38条 行財政局税務部法人税務課

は、法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税の賦課に関する事務を分掌する。

含む。)。

(3) 個人の市民税の賦課事務の改善及び調整に関すること。

(4) 市税その他徴収金の収納に関すること（収税課及び収納管理課の所管に属するものを除く。）。

(5) 市税に関する証明及び閲覧に係る事務の指導、改善及び調整に関すること（固定資産税課及び収納管理課の所管に属するものを除く。）。

(6) 市税に関する証明及び閲覧並びにこれらに係る手数料の調定及び収納に関すること。

(7) 市税の窓口に関すること。

(8) 個人の市民税に関する各種の台帳の整備に関すること。

(9) 法人関係税県市共同窓口に関すること。

(行財政局税務部法人税務課)

第37条 行財政局税務部法人税務課

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税の賦課に関すること

（申告、申請及び届出の受付等並

(行財政局税務部固定資産税課)

第39条 行財政局税務部固定資産税課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務並びに固定資産の評価事務の改善及び調整に関すること。
- (2) 固定資産の調査及び評価に関すること。
- (3) 特別土地保有税の賦課に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

びに賦課事務の調整等を含む。

む。)。

- (3) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税に関する各種の台帳の整備に関すること。

(行財政局税務部固定資産税課)

第38条 行財政局税務部固定資産税課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務並びに固定資産の評価事務の改善及び調整に関すること。
- (3) 固定資産税及び都市計画税に関する証明及び閲覧に係る事務の指導、改善及び調整に関すること。
- (4) 固定資産の価格等の決定及び修正に関すること。
- (5) 固定資産の評価に関すること。
- (6) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること(申告、申請及び届出の受付等を含む。)。
- (7) 固定資産税及び都市計画税に関する各種の台帳の整備に関すること。
- (8) 価格等の配分に係る償却資産に関すること。

(行財政局税務部収税課)

第40条 行財政局税務部収税課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 市の未収債権（市税その他徴収金を除く。）の徴収に係る調査及び総合調整に関すること。

(9) 固定資産の所有者の調査及び固定資産税に関する課税のための補足調査に関すること。

(10) 特別土地保有税の賦課に関すること。

(11) 特別土地保有税に関する各種の台帳の整備に関すること。

(12) 国有資産等所在市町村交付金に係る資料の調査及び請求に関すること。

(行財政局税務部収税課)

第39条 行財政局税務部収税課収税係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市税その他徴収金の督促及び滞納整理事務の指導、改善及び調整に関すること。
- (3) 滞納整理のシステムに関すること。
- (4) 市税その他徴収金の収納、欠損処分、徴収の嘱託及び徴収の嘱託を受けることに関すること（市民税課及び収納管理課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 市税その他徴収金の滞納整理に関すること（収納管理課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 市の未収債権（市税その他徴収

(行財政局税務部収納管理課)

第41条 行財政局税務部収納管理課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市税その他徴収金の収納事務の調査及び企画に関すること。
- (2) 市税のその他徴収金の収納、収納管理及び督促に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (4) 市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関すること。
- (5) 納税証明に関すること。

金を除く。）の徴収に係る調査及び総合調整に関すること。

(行財政局税務部収納管理課)

第40条 行財政局税務部収納管理課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市税その他徴収金の収納、収納管理及び欠損処分に関すること（市民税課及び収税課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 国有資産等所在市町村交付金の収納に関すること。
- (4) 市税に関する証明及び閲覧に係る事務の指導、改善及び調整に関すること（市民税課及び固定資産税課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 市税に関する証明並びに当該証明に係る手数料の調定及び収納に関すること（納税証明に係るものに限る。）。
- (6) 市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (8) 市税その他徴収金の督促及び滞納整理に関すること（収税課の所管に属するものを除く。）。

第6節 文化スポーツ局(文化スポーツ局スポーツ企画課)第42条 文化スポーツ局スポーツ企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーションの振興に関する諸施策の企画，調査研究及び連絡調整に関すること。
- (3) スポーツ施設等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第6節 文化スポーツ局(文化スポーツ局スポーツ企画課)第41条 文化スポーツ局スポーツ企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 局の予算の経理に関すること。
- (3) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (4) 局が所管する外郭団体の総合調整に関すること。
- (5) 神戸市文化スポーツ局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (6) スポーツの振興に関する諸施策の企画，調査研究及び連絡調整に関すること。
- (7) 市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関すること。
- (8) 市民の健康増進に関すること。
- (9) 神戸市スポーツ推進審議会に関すること。
- (10) スポーツ推進委員に関すること。
- (11) 市民スポーツ関係団体に関すること。
- (12) 地域スポーツクラブの振興に

(文化スポーツ局国際スポーツ室)

第43条 文化スポーツ局国際スポーツ室は、国際的なスポーツイベントの誘致、調査及び調整に関する事務を分掌する。

(文化スポーツ局文化交流課)

第44条 文化スポーツ局文化交流課は、次に掲げる事務を分掌する。
(1) 文化事業の企画、振興及び連絡調整に関すること。
(2) 文化施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

関すること。

(13) 神戸市立東灘体育館，神戸市立王子スポーツセンター，神戸市立中央体育館，神戸市立ポートアイランドスポーツセンター，神戸市立須磨体育館，神戸市立垂水体育館及び神戸市立西体育館並びに神戸ポートアイランドホールに関すること。

(14) 神戸市少年団に関すること。

(15) 神戸市立自然の家及び神戸市立洞川教育キャンプ場に関すること。

(16) 公益財団法人神戸市スポーツ協会に関すること。

(文化スポーツ局国際スポーツ室)

第42条 文化スポーツ局国際スポーツ室は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 国際的なスポーツイベントの誘致、調査及び調整に関すること。

(文化スポーツ局文化交流課)

第43条 文化スポーツ局文化交流課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 文化行政の連絡及び調整に関すること。

(3) 市民の文化活動その他文化に係

る企画，調査及び研究並びに当該活動に係る事業の実施に関すること。

(4) 芸術文化の振興及び普及に関すること。

(5) 神戸文化ホール，神戸アートビレッジセンター，神戸市立文化センター及び神戸文学館に関すること。

(6) 神戸市勤労会館に関すること。

(7) 公益財団法人神戸市民文化振興財団に関すること。

(8) 市民の余暇活動に関すること。

(9) 神戸市民祭協会に関すること。

(10) 神戸市文化賞等選考委員会に関すること。

(11) 生涯学習の振興に関すること。

(12) 神戸市生涯学習支援センターに関すること。

(文化スポーツ局文化財課)

第44条 文化スポーツ局文化財課文化財保護活用係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 文化財に関する諸施策の企画，調査，研究，連絡及び調整に関すること。

(文化スポーツ局文化財課)

第45条 文化スポーツ局文化財課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 文化財保護に関する諸施策の企画，調査，研究，連絡及び調整に関すること。

(2) 文化財関連施設に関すること。

(3) 文化財（埋蔵文化財を除く。）

の保護及び調査に関すること。

(4) 文化財（埋蔵文化財を除く。）

の普及啓発に関すること。

(5) 文化環境保存区域の保存育成に

関すること。

(6) 伝統的建造物群保存地区の保存

整備に関すること。

(7) 文化財関連施設に関すること。

(8) 神戸市文化財保護審議会に関す

ること。

(9) 博物館の登録等に関すること。

(10) 私立博物館に対する必要な報

告の要求，指導及び助言に関する
こと。

2 文化スポーツ局文化財課埋蔵文化

財係は，次に掲げる事務を分掌す
る。

(1) 埋蔵文化財の保護に関するこ
と。

(2) 埋蔵文化財に係る指導及び相談
に関すること。

(3) 埋蔵文化財に関する情報収集及
び統計に関すること。

(4) 埋蔵文化財に係る事務の連絡及
び調整に関すること。

(5) 埋蔵文化財の調査に関するこ
と。

第7節 福祉局

(福祉局政策課)

第46条 福祉局政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 市民福祉の啓発に関すること。
- (3) 市民福祉総合計画に関すること。
- (4) 福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。
- (6) 家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。

(6) 神戸市埋蔵文化財センターに関すること。

第7節 福祉局

(福祉局政策課)

第45条 福祉局政策課政策係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の職員の人事に関すること（行財政局人事課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 局の予算の経理に関すること。
- (4) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (5) 福祉事務所との連絡及び調整に関すること（くらし支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 市民福祉の啓発に関すること。
- (7) 神戸市福祉局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (8) 神戸市市民福祉調査委員会に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 市民福祉総合計画に関すること。
- (10) 福祉事業の企画、開発及び推

進に関する事（くらし支援課くらし支援係及び高齢福祉課地域福祉係の所管に属するものを除く。）。

(11) 福祉施設等の整備事業の調整に関する事。

(12) 民間（国及び地方公共団体以外の者の設置に係るものをいう。以下この節において同じ。）の社会福祉施設に対する助成の調整に関する事。

(13) 神戸市しあわせの村に関する事。

(14) 神戸市立こうべ市民福祉交流センターに関する事。

(15) 神戸市立総合福祉センターに関する事。

(16) 玉津健康福祉ゾーンに関する事。

(17) 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会に関する事。

(18) 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会に関する事。

（福祉局人権推進課）

第46条 福祉局人権推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関する事。

(2) 総合的かつ効果的な人権教育及

（福祉局人権推進課）

第47条 福祉局人権推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に關す

ること。

(2) 犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

(福祉局くらし支援課)

第48条 福祉局くらし支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 本市の各区の社会福祉協議会に関すること。
- (3) 福祉情報システムの運用及び開発に関すること。
- (4) 福祉事業の企画，開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 福祉に資する人材の確保に関すること。
- (6) 自然災害による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。

び人権啓発に関する施策の推進，連絡及び調整に関すること。

(3) 人権教育及び人権啓発に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(4) 犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

(福祉局くらし支援課)

第47条 福祉局くらし支援課くらし支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること並びにくらし支援課及び保護課の庶務の総括，調整及び改善に関すること。
- (2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援の実施に関すること（保護課保護係並びに福祉事務所生活支援課くらし支援係，保健福祉課くらし支援係及び支所くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 貧困に関する施策の推進に関すること。
- (4) 本市の各区の社会福祉協議会に関すること。
- (5) ボランティア活動の推進に関すること。
- (6) 福祉情報システムの運用及び開

発に関すること。

(7) 福祉事務所との連絡及び調整に関すること（政策課政策係の所管に属するものを除く。）。

(8) 福祉事業の企画，開発及び推進に関すること（政策課政策係及び高齢福祉課高齢者支援係の所管に属するものを除く。）。

(9) 福祉に資する人材の確保に関すること。

(10) 阪神・淡路大震災による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。

(11) 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金に関すること。

(12) 前2号に掲げるもののほか，自然災害による被災者の生活再建の支援に関すること。

（福祉局保護課）

第48条 福祉局保護課保護係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 生活保護（医療扶助及び介護扶助を除く。）に関すること。

(3) 市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

（福祉局保護課）

第49条 福祉局保護課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 生活保護に関すること。

(2) 中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 保護施設の認可，指導及び監督に関すること。

- (4) ホームレスの援護，保護の決定及び保護の実施に関すること。
- (5) 市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。
- (6) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) 生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 低所得世帯療養資金の償還に関すること。
- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。
- (10) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

- 者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定に基づく支援給付（医療支援給付及び介護支援給付を除く。）及び第15条の規定に基づく配偶者支援金の支給並びに市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の規定に基づく支援給付（医療支援給付及び介護支援給付を除く。）に関すること（垂水区役所保健福祉部生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 保護施設についての認可，指導及び監督に関すること。
- (5) ホームレスの援護，保護の決定及び保護の実施に関すること。
- (6) 和光園との連絡及び調整に関すること（高齢福祉課管理係の所管に属するものを除く。）。
- (7) 市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。
- (8) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部生活支援

課保護係，北神区役所保健福祉課保護係及び支所保健福祉課保護係の所管に属するものを除く。）。

(9) 中国残留邦人等地域生活支援事業に関する事（垂水区役所保健福祉部生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。

(10) 生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施に関する事（くらし支援課くらし支援係並びに福祉事務所生活支援課くらし支援係，保健福祉課くらし支援係及び支所くらし支援係の所管に属するものを除く。）。

(11) 神戸市遺留金取扱条例（平成30年3月条例第33号）に関する事（医療係の所管に属するものを除く。）。

2 福祉局保護課医療係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 生活保護（医療扶助及び介護扶助に限る。）に関する事。

(2) 市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定に基づく支援給付（医療支援給付及び介護支援給付に限

る。)及び市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条に規定する施行前死亡者の配偶者に対する支援給付(医療支援給付及び介護支援給付に限る。)に関する事(垂水区役所保健福祉部生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。)

(3) 低所得世帯療養資金の償還に関する事。

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療機関等の指定及び取消しに関する事。

(5) 生活保護法に規定する指定医療機関等の指導及び監督に関する事。

(6) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。

(7) 神戸市遺留金取扱条例に関する事(保護係の所管に属するものを除く。)

(福祉局高齢福祉課)

第49条 福祉局高齢福祉課事業推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関する事並びに高齢福祉課、介護保険課、国保年金

(福祉局高齢福祉課)

第50条 福祉局高齢福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 高齢者の社会参加に関する事。

(2) 戦没者遺族，戦傷病者，引揚者等の援護に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 福祉事業の企画，開発及び推進に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 基幹福祉避難所及び福祉避難所に関する事。

(5) 老人福祉施設等の整備，認可等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 民生委員及び児童委員に関する事。

(7) 高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

医療課及び和光園の庶務の総括，事務の連絡，調整及び改善に関する事。

(2) 高齢者対策に係る企画及び調整に関する事。

(3) 高齢者の社会参加に関する事。

(4) 老人クラブの育成に関する事。

(5) 敬老優待乗車証及び福祉乗車証に関する事。

(6) 戦没者遺族，戦傷病者，引揚者等の援護に関する事（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部健康福祉課管理係，北神区役所保健福祉課管理係，須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係及び西区役所総務部西神中央出張所の所管に属するものを除く。）。

(7) 和光園との連絡調整に関する事（保護課保護係の所管に属するものを除く。）。

2 福祉局高齢福祉課高齢者支援係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 福祉事業の企画，開発及び推進に関する事（政策課政策係及びくらし支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。

(2) 基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。

3 福祉局高齢福祉課施設整備係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 老人福祉施設の整備，認可等に関すること（監査指導部の所管に属するものを除く。）。

(2) 介護老人保健施設の整備に関すること。

(3) 有料老人ホームの届出等に関すること（監査指導部の所管に属するものを除く。）。

(4) 高齢者の介護に係る地域密着型サービスの整備に関すること。

(5) サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関すること（建築住宅局住宅政策課民間住宅係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。

(6) 特別養護老人ホームの入所の指針及び特例入所に関すること。

4 福祉局高齢福祉課地域福祉係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 地域福祉に係る企画及び調査に関すること。

(2) 地域福祉に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 民生委員及び児童委員に関する

こと。

(4) 神戸市民生委員推薦会に関する
こと。

(5) 神戸市福祉有償運送運営協議会
に関すること。

(6) 地域見守り活動の推進に関する
こと（介護保険課地域包括支援係
の所管に属するものを除く。）。

(7) 高齢者に対する虐待の防止及び
高齢者に対する支援のための措置
等に関すること（監査指導部，区
役所（北神区役所を除く。）保健
福祉部健康福祉課あんしんすこや
か係，北神区役所保健福祉課あん
しんすこやか係，須磨区役所北須
磨支所保健福祉課あんしんすこや
か係及び福祉事務所の所管に属す
るものを除く。）。

（福祉局介護保険課）

第50条 福祉局介護保険課管理係は，
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 介護保険制度に係る企画，調査
及び研究に関すること。

(3) 介護保険事業計画に関するこ
と。

(4) 介護保険に関する統計，事業報
告等に関すること。

（福祉局介護保険課）

第51条 福祉局介護保険課は，次に掲
げる事務を分掌する。

(1) 介護保険に関すること。

(2) 介護保険事業計画に関するこ
と。

(3) 介護保険システムに関するこ
と。

(4) 地域包括支援センターに関する
こと。

(5) あんしんすこやか窓口に関する
こと。

(6) 地域見守り活動の推進に関する
こと（他の所管に属するものを除
く。）。

(7) 介護予防ケアマネジメントに関
すること（他の所管に属するもの
を除く。）。

(8) ケアプランの適正化に関するこ
と（他の所管に属するものを除
く。）。

(9) 認知症対策に関すること。

2 福祉局介護保険課保険事業係は、
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 介護保険に係る被保険者の資
格、保険料の賦課徴収及び保険給
付に係る事務の指導、改善及び調
整に関すること。

(2) 介護保険システムの開発に関す
ること（認定係の所管に属するも
のを除く。）。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事
業（介護保険法（平成9年法律第
123号）第115条の45第1項に規定
する事業をいう。以下同じ。）に
関すること（認定係、地域包括支
援係及び監査指導部の所管に属す
るものを除く。）。

3 福祉局介護保険課認定係は、次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 介護保険に係る要介護認定及び
要支援認定に関すること。

(2) 神戸市介護認定審査会に関する
こと（区役所（北神区役所を除
く。）保健福祉部健康福祉課あん
しんすこやか係及び北神区役所保
健福祉課あんしんすこやか係の所
管に属するものを除く。）。

(3) 介護保険に係る要介護認定及び
要支援認定に係るシステムの開発

及び運用に関すること。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（保険事業係，地域包括支援係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。

4 福祉局介護保険課地域包括支援係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 地域包括支援センターの総括及び総合調整に関すること。

(2) あんしんすこやか窓口に関すること。

(3) 介護保険外サービスの実施に関すること（認知症対策係の所管に属するものを除く。）。

(4) 地域見守り活動の推進に関すること（高齢福祉課地域福祉係の所管に属するものを除く。）。

(5) 介護予防事業企画に関すること。

(6) ケアマネジメントに係る企画に関すること（監査指導部の所管に属するものを除く。）。

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（保険事業係，認定係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。

(8) ケアプランの適正化に関すること（認定係及び監査指導部の所管

(福祉局国保年金医療課)

第52条 福祉局国保年金医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国民健康保険に関すること。
- (2) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (3) 医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (5) 国民年金，特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

に属するものを除く。）。

5 福祉局介護保険課認知症対策係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 認知症対策に関すること。
- (2) 介護保険外サービスの実施に関すること（地域包括支援係の所管に属するものを除く。）。

(福祉局国保年金医療課)

第51条 福祉局国保年金医療課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。
- (3) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (4) 保険医療機関等との連絡及び協議に関すること。
- (5) 国民健康保険に係る保健事業に関すること。
- (6) 国民健康保険に関する諸統計，事業報告等に関すること。
- (7) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

2 福祉局国保年金医療課国民健康保険係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付の事務の改善及び調

整に関すること。

(2) 国民健康保険に係る保険料の賦課徴収事務の改善及び調整並びに保険料率の決定に関すること。

(3) 国民健康保険に係る保険料その他の収入金の滞納整理事務の改善及び調整に関すること。

(4) 国民健康保険の普及及び宣伝に関すること。

(5) 区役所における国民健康保険事務の指導，改善及び調整に関すること。

3 福祉局国保年金医療課医療係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 高齢期移行者医療費助成，こども医療費助成，重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の事業に関すること（こども家庭局こども企画課総務係の所管に属するものを除く。）。

(2) 後期高齢者医療事務に関すること。

(3) 高齢期移行者医療費助成，こども医療費助成，重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る医療担当者等との連絡に関すること（こども家庭局こども企画課総務係の所管に属するもの

を除く。)。

(4) 兵庫県後期高齢者医療広域連合との連絡及び調整に関すること。

(5) 区役所における高齢期移行者医療費助成，こども医療費助成，重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の事業並びに後期高齢者医療事務の指導，改善及び調整に関すること（こども家庭局こども企画課総務係の所管に属するものを除く。)。

(6) はり，きゅう及びマッサージの施術料に係る助成事業に関すること。

4 福祉局国保年金医療課国民年金係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民年金の普及及び宣伝に関すること。

(2) 国民年金に関する諸統計，事業報告等に関すること。

(3) 区役所における国民年金事務の指導，連絡及び改善に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか，国民年金に関すること。

(5) 特定障害者に係る特別障害給付金に関すること。

(6) 年金生活者支援給付金に関する

(福祉局障害福祉課)

第53条 福祉局障害福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 障害者のスポーツの振興に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。
- (3) 障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (6) 障害者及び障害児の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) バリアフリーの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 障害者の就労の促進に関すること。

こと。

(福祉局障害福祉課)

第52条 福祉局障害福祉課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること並びに障害福祉課、障害者支援課、障害者福祉センター、さざんか療護園（施設支援係の所管に属するものを除く。）、発達障害者支援センター及びひきこもり支援室の庶務の総括、事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 神戸市立東部在宅障害者福祉センター、神戸市立中部在宅障害者福祉センター及び神戸市立西部在宅障害者福祉センターに関すること（施設支援係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 市民福祉スポーツセンター及び神戸市立点字図書館に関すること。
- (4) 障害者のスポーツの振興に関すること。
- (5) 児童福祉施設（障害児に係る施設に限る。）、障害者支援施設等の栄養指導に関すること（こども家庭局総合療育センター管理係及びさざんか療護園の所管に属する

ものを除く。)。

2 福祉局障害福祉課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。

(2) 障害者の福祉の啓発に関すること（障害者福祉センターの所管に属するものを除く。)。

(3) 神戸市障害者施策推進協議会に関すること。

(4) 障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に関すること。

3 福祉局障害福祉課施設支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者及び障害児の福祉施設の整備に関すること。

(2) 障害者及び障害児の福祉施設に関すること（こども家庭局家庭支援課の所管に属するものを除く。)。

(3) こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること（障害者支援課自立支援係及びこども家庭局家庭支援課家庭養護係の所管に属す

るものを除く。)。

(4) 神戸市立東部在宅障害者福祉センター，神戸市立中部在宅障害者福祉センター及び神戸市立西部在宅障害者福祉センターに関すること（管理係の所管に属するものを除く。)。

(5) 障害者福祉センター及びさざんか療護園との連絡及び調整に関すること（管理係の所管に属するものを除く。)。

(6) 高齢者，障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関すること。

(7) 障害者施策に係る都市施設整備事業に関すること。

(8) ユニバーサルデザインのまちづくりに関すること（建設局道路工務課交通安全施設係及び都市局景観政策課の所管に属するものを除く。)。

(9) 前各号に掲げるもののほか，障害者及び障害児の福祉に関すること（保健所精神保健福祉センター，障害者支援課及びこども家庭局家庭支援課発達支援係の所管に属するものを除く。)。

(福祉局障害者支援課)

(福祉局障害者支援課)

第54条 福祉局障害者支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る障害福祉サービス等に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 障害者及び障害児の地域移行に関すること。
- (6) 障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第53条 福祉局障害者支援課自立支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る自立支援給付に関すること（自立支援給付・医療係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者総合支援法に係る国庫補助に関すること。
- (4) 障害者総合支援法等に係る支払事務に関すること。
- (5) 介護給付費等の算定に関する届出に関すること（監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の監査及びこれに伴う指導、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (7) 発達障害者支援センターとの連絡及び調整に関すること（こども家庭局家庭支援課発達支援係の所管に属するものを除く。）。

(8) 障害者地域生活支援センターに関すること。

(9) 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に関すること（就労促進係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。

(10) こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること（障害福祉課施設支援係及びこども家庭局家庭支援課家庭養護係の所管に属するものを除く。）。

(11) 障害者及び障害児の地域移行に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか，障害者及び障害児の福祉に関すること（障害福祉課，健康局保健所精神保健福祉センター及びこども家庭局家庭支援課発達支援係の所管に属するものを除く。）。

2 福祉局障害者支援課自立支援給

付・医療係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者総合支援法に係る自立支援給付に関すること（自立支援係の所管に属するものを除く。）。

(2) 障害支援区分の認定に関すること。

(3) 障害者総合支援法に係る地域生活支援事業に関すること。

(4) 障害者更生相談所との連絡及び調整に関すること。

(5) 障害者総合支援法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関に関すること。

3 福祉局障害者支援課就労促進係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者の就労の促進に関すること。

(2) 精神障害者社会適応訓練事業に関すること。

(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づく使用者による障害者虐待に関する事項の都道府県への通知に関すること。

(4) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成に関すること。

（福祉局監査指導部）

第55条 福祉局監査指導部は、次に掲げる事務を分掌する。

（福祉局監査指導部）

第54条 福祉局監査指導部は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 社会福祉法人の設立の認可等並びに社会福祉法人及び社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関すること。

(2) 介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。

(4) 老人福祉施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。（他の所管に属するものを除く。）

(6) 障害者福祉施設等（障害児入所施設含む）従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

(1) 部の庶務に関すること。

(2) 社会福祉法人の設立の認可等に関すること。

(3) 社会福祉法人の監査及び指導に関すること。

(4) 社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関すること。

(5) 介護保険事業者の指定、許可、変更及び取消し等に関すること。

(6) 介護報酬の算定に関する届出に関すること。

(7) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出及び検査に関すること。

(8) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（介護保険課の所管に属するものを除く。）。

(9) 介護サービス情報の公表に関すること。

(10) 介護保険に係るサービスを行う事業者の指導、監査及び育成に関すること（介護保険課及び保健所の所管に属するものを除く。）。

(11) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。

(12) 老人福祉施設の指導及び監督

に関すること（高齢福祉課の所管に属するものを除く。）。

(13) 有料老人ホームの指導及び監督に関すること（高齢福祉課の所管に属するものを除く。）。

(14) サービス付き高齢者向け住宅の指導及び監督に関すること（高齢福祉課及び建築住宅局住宅政策課民間住宅係の所管に属するものを除く。）。

(15) 障害福祉サービス事業者等の指定，変更及び取消しに関すること並びに地域生活支援事業者の認定，変更，取消し等に関すること。

(16) 指定障害福祉サービス事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（障害者支援課に属するものを除く。）。

(17) 障害児通所支援事業者等の指定，変更，取消し等に関すること並びに障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（障害者支援課に属するものを除く。）。

(18) 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律第17条の規定に基づく障害者福

第8節 健康局

(健康局政策課)

第56条 健康局政策課は、局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事務を分掌する。

祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項の都道府県への報告に関すること。

(19) 介護給付費等の算定に関する届出に関すること（障害者支援課に属するものを除く。）。

(20) 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に係る届出及び検査に関すること。

第8節 健康局

(健康局政策課)

第55条 健康局政策課政策係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。

(2) 局の職員の人事に関すること（行財政局人事課の所管に属するものを除く。）。

(3) 局の予算の経理に関すること。

(4) 局の職員の安全衛生に関すること。

(5) 神戸市保健医療審議会に関すること（健康企画課調整係及び地域医療課地域医療係の所管に属するものを除く。）。

(6) 神戸市健康局指定管理者選定評価委員会に関すること。

(健康局健康企画課)

第57条 健康局健康企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 衛生上の統計に関すること。
- (3) 健康創造都市KOBEの推進に関すること。
- (4) 健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (6) 栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (7) 保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(7) 公益財団法人兵庫県予防医学協会との連絡及び調整に関すること。

(健康局健康企画課)

第56条 健康局健康企画課健康企画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
 - (2) 保健事業の企画、推進及び調整に関すること。
 - (3) 衛生上の統計に関すること。
 - (4) がん対策に係る企画、調整及び実施に関すること。
 - (5) 健康創造都市KOBEの推進に関すること。
 - (6) 神戸医療産業都市に関する連絡及び調整に関すること(企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部調査課及び推進課の所管に属するものを除く。)
- 2 健康局健康企画課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の業務に係る調整に関すること(保健事業に関するものに限る。)
 - (2) 保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること(疾病対策係、保健所保健課、予防衛生課、医務薬

務課及びこども家庭局家庭支援課の所管に属するものを除く。)。

(3) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（保健所予防衛生課結核・感染症係，保健課管理係及び保健センターの所管に属するものを除く。)。

(4) 保健情報の収集及び分析に関すること。

(5) 神戸市保健医療審議会に関すること（健康局政策課政策係及び地域医療課地域医療係の所管に属するものを除く。)。

(6) 神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会に関すること。

3 健康局健康企画課疾病対策係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 成人保健及び老人保健に関すること（健康企画係の所管に属するものを除く。)。

(2) 健康教育に関すること。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること（福祉局介護保険課地域包括支援係及び国保年金医療課管理係の所管に属するものを除く。)。

(4) 区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること

(健康局地域医療課)

第58条 健康局地域医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 地域医療の確保に関すること。
- (2) 救急医療対策に関すること。
- (3) 在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。
- (4) 看護師の確保の支援に関すること。
- (5) 兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。
- (6) 地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。
- (7) 神戸こども初期急病センターに関すること。

(成人保健事業，老人保健事業，健康教育並びに栄養に係る相談及び指導に関するものに限る。)

- (5) 食育に関すること。
- (6) 栄養の改善に関すること (保健所医務薬務課薬務係，区役所保健福祉部健康福祉課管理係，北神区役所保健福祉課管理係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係の所管に属するものを除く。)
- (7) 国民健康・栄養調査に関すること。

(健康局地域医療課)

第57条 健康局地域医療課地域医療係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地域医療の確保に関すること。
- (3) 救急医療対策に関すること。
- (4) 救急安心センターに関すること。
- (5) 在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。
- (6) 看護師の確保の支援に関すること。
- (7) 兵庫県保健医療計画のうち、神戸圏域の医療分野の計画に関すること。
- (8) 医療法 (昭和23年法律第205

号) 第30条の14に規定する協議の場の開催に関すること。

(9) 神戸市立医療センター中央市民病院, 神戸市立医療センター西市民病院, 神戸市立西神戸医療センター, 神戸市立神戸アイセンター病院及び神戸リハビリテーション病院による病院連携に関すること。

(10) 神戸こども初期急病センターに関すること。

(11) 地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会及び地方独立行政法人神戸市民病院機構に関すること。

(12) 一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団に関すること。

(13) 公立大学法人神戸市看護大学評価委員会及び公立大学法人神戸市看護大学に関すること。

(健康局生活衛生課)

第58条 健康局生活衛生課食品衛生係は, 次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 食品衛生に係る企画, 連絡及び調整に関すること。
- (3) と畜場法(昭和28年法律第114号)に関すること(保健所の所管

(健康局食品衛生課)

第59条 健康局食品衛生課は, 次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

に属するものを除く。）。

(4) 前3号に掲げるもののほか、食品衛生に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。

2 健康局生活衛生課環境衛生係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 環境衛生及び動物衛生に係る企画、連絡及び調整に関すること。

(2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。

(3) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。

(4) 神戸市人と猫との共生に関する条例（平成28年12月条例第22号）に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。

(5) ホテル等の建築指導に関すること。

(6) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）及び神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例（平成30年3月条例第18号）に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。

(7) 神戸市動物愛護協会に関するこ

(健康局環境衛生課)

第60条 健康局環境衛生課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(健康局斎園管理課)

第61条 健康局斎園管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市立の墓園及び斎場に関すること。

(2) 墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

と。

(8) 動物管理センターに関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、環境衛生及び動物衛生に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)

(健康局斎園管理課)

第59条 健康局斎園管理課斎園係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること(墓園管理センター及び斎場管理センターの所管に属するものを除く。)

(2) 市立の墓園に関すること。

(3) 神戸市立斎場に関すること。

(4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に関すること(区役所(北神区役所を除く。))

総務部市民課、北神区役所市民課窓口係、須磨区役所北須磨支所市民課市民係及び西区役所総務部西

第9節 こども家庭局

(こども家庭局こども企画課)

第62条 こども家庭局こども企画課

は、局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事務を分掌する。

神中央出張所の所管に属するものを除く。)。

(5) 墓園管理センター及び斎場管理センターとの連絡及び調整に関すること。

第9節 こども家庭局

(こども家庭局こども企画課)

第60条 こども家庭局こども企画課総

務係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。

(2) 局の予算の経理に関すること。

(3) 局の職員の人事に関すること

(行財政局人事課の所管に属するものを除く。)。

(4) 局の職員の安全衛生に関すること。

(5) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

(6) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画の推進に関すること。

(7) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条に規定する

市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること（幼保振興課整備係の所管に属するものを除く。）。

(8) こども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る事業に関すること（福祉局国保年金医療課医療係の所管に属するものを除く。）。

(9) 区役所におけるこども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る事業の指導，連絡及び改善に関すること（福祉局国保年金医療課医療係の所管に属するものを除く。）。

(10) 神戸市子ども・子育て会議に関すること。

(11) 市民福祉調査委員会に関すること（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項に係るものに限る。）。

(12) 神戸市こども家庭局指定管理者選定評価委員会に関すること。

（こども家庭局こども未来課）

第63条 こども家庭局こども未来課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 子ども・子育て支援に係る施策

の総合的な調整及び推進に関する
こと。

(2) 医療費助成に係る事業に関する
こと（他の所管に属するものを除
く。）。

(こども家庭局こども青少年課)

第64条 こども家庭局こども青少年課
は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 児童館に関すること。
- (2) 子ども会に関すること。
- (3) 新・放課後子ども総合プラン
(放課後児童健全育成事業含
む。)に関すること。
- (4) 地域における子育て支援の推進
に関すること。
- (5) 青少年に関する施策の調整及び
推進に関すること。

(こども家庭局こども青少年課)

第61条 こども家庭局こども青少年課
地域子育て係は、次に掲げる事務を
分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市立の児童館に関すること。
- (3) 民間の児童館の設置の認可並び
に設置者に対する指導及び監督に
関すること。
- (4) 子ども会に関すること。
- (5) ファミリーサポート事業（児童
福祉法施行規則（昭和23年厚生省
令第11号）第19条第3号に掲げる
事業をいう。）に関すること。
- (6) 在宅の児童の子育てに関するこ
と（地域子育て支援センターに関
するものを除く。）。
- (7) 新・放課後子ども総合プラン
(放課後児童健全育成事業含
む。)に関すること。
- (8) 地域における子育て支援の推進
に関すること。

2 こども家庭局こども青少年課青少

年育成係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 神戸っ子応援団に関すること。
- (2) 青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 青少年育成協議会に関すること。
- (4) 青少年育成市民運動に関すること。
- (5) 青少年地域指導者の育成に関すること。
- (6) 青少年活動の振興及び青少年団体の育成に関すること。
- (7) 成人お祝いの会その他の青少年行事の運営に関すること。
- (8) 神戸市青少年会館に関すること。
- (9) 青少年の非行防止並びに補導機関との連絡及び調整に関すること。
- (10) 青少年の国際交流に関すること。

(こども家庭局家庭支援課)

第62条 こども家庭局家庭支援課家庭養護係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 要保護児童の福祉及び自立支援

(こども家庭局家庭支援課)

第65条 こども家庭局家庭支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。
- (2) 児童福祉施設（保育所、児童館

及び障害児に係る施設を除く。)

の設置の認可等及び指導及び監督
に関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。

(3) 一人親家庭（母子家庭又は父子
家庭である家庭をいう。以下同
じ。）及び寡婦の福祉及び自立支
援並びに婦人の更生及び保護に関
すること。

(4) 子どもに関する諸手当に関する
こと。

(5) 配偶者等からの暴力に係る施策
の推進，調整及び相談に関するこ
と。

(6) 母子保健及び難病の対策に関す
ること。（他の所管に属するもの
を除く）

(7) 障害児の福祉及び児童の発達支
援に関すること。（他の所管に属
するものは除く）

に関すること。

(3) 里親に関すること。

(4) 児童福祉施設（保育所，児童館
及び障害児に係る施設を除く。）
の設置並びに設置の認可並びに設
置者に対する指導及び監督に関す
ること（福祉局監査指導部の所管
に属するものを除く。）。

(5) 児童福祉施設（保育所及び障害
児に係る施設を除く。）の栄養指
導に関すること。

(6) 若葉学園との連絡及び調整に関
すること。

(7) こども家庭センターとの連絡及
び調整に関すること（福祉局障害
福祉課施設支援係及び障害者支援
課自立支援係の所管に属するもの
を除く。）。

(8) 一人親家庭（母子家庭又は父子
家庭である家庭をいう。以下同
じ。）及び寡婦の福祉及び自立支
援に関すること。

(9) 子供に関する諸手当に関するこ
と。

(10) 婦人の更生及び保護に関する
こと。

(11) 配偶者等からの暴力に係る施
策の推進，調整及び相談に関する

こと。

(12) 神戸市ひとり親家庭支援センターに関すること。

(13) 自立援助ホーム子供の家に関すること。

2 こども家庭局家庭支援課母子保健

係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 母子保健に関すること。

(2) 難病の対策に関すること（健康局保健所保健課の所管に属するものを除く。）。

(3) 受胎調節実地指導員の指定等に関すること。

3 こども家庭局家庭支援課発達支援

係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 発達障害児の支援に関すること（福祉局発達障害者支援センターの所管に属するものを除く。）。

(2) 障害児の福祉に関すること（福祉局障害福祉課，障害者支援課及び健康局精神保健福祉センターの所管に属するものを除く。）。

(3) 神戸市療育センターとの連絡及び調整に関すること。

(こども家庭局幼保振興課)

第66条 こども家庭局幼保振興課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 就学前の教育・保育に係る施策

(こども家庭局幼保振興課)

第63条 こども家庭局幼保振興課振興係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

の調整及び推進に関すること。

- (2) 保育所の保育料に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による控除に伴い保護者が負担することとなる費用に関すること。
- (4) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。
- (5) 市立の保育所の運営に関すること。
- (6) 地域子育て支援センターに関すること。

(2) 就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。

- (3) 保育所の保育料に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法の規定による控除に伴い保護者が負担することとなる費用に関すること。
- (5) 施設型給付費及び地域型保育給付費等に係るシステムの開発及び運用に関すること。

2 こども家庭局幼保振興課整備係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること（こども企画課総務係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 教育・保育施設等整備計画に関すること。
- (3) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。

3 こども家庭局幼保振興課運営係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市立の保育所（以下「市立保育所」という。）の運営に関すること。
- (2) 市立保育所の施設の管理及び保全に関すること。

(こども家庭局幼保事業課)

第67条 こども家庭局幼保事業課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 施設型給付費，地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。
- (2) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。
- (3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法第59条第1号から第3号までに掲げる事業に関すること。
- (5) 民間の保育所，認定こども園及

(3) 市立保育所の監査に関すること。

(4) 保育施策の推進に関すること。

(5) 神戸市立保育所の移管に係る法人選定委員会に関すること。

(6) 地域子育て支援センターに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，市立保育所に関すること。

(こども家庭局幼保事業課)

第64条 こども家庭局幼保事業課給付係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 保育所における保育に係る費用に関すること。

(3) 民間の保育所，幼稚園等の助成に関すること。

(4) 施設型給付費，地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。

(5) 病児保育事業の助成に関すること。

(6) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部こども家庭支援課こども福祉係，北神区役所こども家庭支援課こども福祉係及び須

び家庭的保育事業等の認可及び認定に関すること。

(6) 特定教育・保育施設，特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

(7) 民間の保育所，認定こども園，家庭的保育事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 教育・保育内容の研究及び保育所，認定こども園及び家庭的保育事業等の職員の研修に関すること。

磨区役所北須磨支所保健福祉課子ども福祉係の所管に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。

(7) 次に掲げる事項に係る福祉事務所との連絡及び調整に関すること並びに福祉事務所への指導に関すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育所における保育に関すること。

イ 児童福祉法第24条第3項の規定に基づく保育所，認定こども園又は家庭的保育事業等の利用に係る調整及び要請に関すること。

ウ 児童福祉法第24条第4項の規定に基づく保育の利用の申込みの勧奨及び保育を受けることができるようにするための支援に関すること。

エ 児童福祉法第24条第5項の規定に基づく保育を必要とする児童について，本市の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所させ保育を行う措置及び本市以外の者の設置する保育所又は幼保

連携型認定こども園に入所を委託して保育を行う措置に関すること。

オ 児童福祉法第24条第6項の規定に基づく保育を必要とする乳児・幼児について、本市の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所させ保育を行う措置、本市以外の者の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所を委託して保育を行う措置、本市が行う家庭的保育事業等による保育を行う措置及び本市以外の者に家庭的保育事業等により保育を行うことを委託する措置に関すること。

(8) 子ども・子育て支援法第59条第1号から第3号までに掲げる事業に関すること。

(9) 一時預かり事業に関すること。

2 こども家庭局幼保事業課指導係

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可並びに家庭的保育事業等の認可に関すること。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。

(3) 特定教育・保育施設，特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に係る届出に関すること。

(5) 民間の保育所，認定こども園，家庭的保育者等の指導及び監督に関すること（福祉局監査指導部の所管に属するものを除く。）。

(6) 病児保育事業の指導及び監督に関すること。

(7) 認可外の保育施設の指導及び監督に関すること。

(8) 教育・保育の内容の研究及び改善に関すること。

(9) 保育所等の職員の指導及び研修に関すること。

(10) 保育所等の栄養及び衛生指導に関すること。

第10節 環境局

(環境局環境政策課)

第68条 環境局環境政策課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第10節 環境局

(環境局環境政策課)

第65条 環境局環境政策課総務係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。

(2) 環境政策の企画推進に関するこ
と（他の所管に属するものを除
く。）。

(3) 家庭系一般廃棄物の適正処理、
減量及び資源化施策に関するこ
と。

(4) 路上喫煙及びばい捨て防止対策
に関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。

(5) 地域環境の保全及び美化に関す
ること。

(6) 環境教育に関すること。

(7) 住居等における堆積物対策に関
すること（他の所管に属するもの
を除く。）。

(2) 局職員の人事に関すること（行
財政局人事課及び事業管理課の所
管に属するものを除く。）。

(3) 局の予算の経理に関すること。

(4) 補助事業の申請，報告及び精算
に関すること。

(5) 神戸市環境事業基金の管理に関
すること。

2 環境局環境政策課計画係は，次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸市環境保全審議会に関する
こと。

(2) 環境保全基本計画に関するこ
と。

(3) 環境保全に係る基本的施策の調
査及び企画に関すること。

(4) 一般廃棄物に関する基本計画
（施設整備計画を含む。）の策定
及び推進に関すること。

(5) 廃棄物の処理の統計，調査，研
究，企画及び改善に関すること。

(6) 災害廃棄物に係る計画及び調整
に関すること。

(7) 家庭系一般廃棄物の指定袋制度
に関すること。

3 環境局環境政策課企画推進係は，
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 家庭系一般廃棄物の2R（リデ

ユース及びリユースをいう。)に関する事業の企画，推進，広報及び啓発に関すること。

(2) 家庭系一般廃棄物のリサイクル制度についての統計，調査，企画，設計，広報及び啓発に関すること。

(3) 資源の集団回収に関すること。

(4) 神戸市リサイクル工房に関すること。

4 環境局環境政策課地域環境政策係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月条例第48号）に関すること（須磨海水浴場及び海浜公園における過料の処分に係る事務を除く。）。

(2) 美緑花神戸まちづくり（美化，緑化等を図る運動をいう。）及び環境美化の推進（街頭ごみ容器の設置に係る事務を除く。）に関すること。

(3) 地球環境市民会議に関すること。

(4) エコタウン（市民が主体となって環境にやさしいまちを形成していくことをいう。）の推進に関すること。

(5) 環境教育の企画及び推進に関すること。

(6) 学校教育との連携に関すること。

(7) 環境に関する情報の発信及び環境学習の支援に関すること（環境都市課の所管に属するものを除く。）。

(8) 神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（平成28年6月条例第8号）に関すること。

(9) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）に関すること（廃棄物及び物の堆積に係るものに限る。）。

（環境局事業管理課）

第66条 環境局事業管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課及び施設課の庶務並びに課、業務課、施設課、事業所、自動車管理事務所、クリーンセンター及び布施畑環境センターの事務の連絡、調整及び改善に関すること。

(2) 局職員的安全衛生に関するこ

（環境局事業管理課）

第69条 環境局事業管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 一般廃棄物に関する事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 局の所管に係る施設に関する工事（設備工事に関するものを除

く。)の設計，監督及び検査に関すること。

(3) 一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（徴収を除く。）。

(4) 局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。

(5) 一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。

(7) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

(8) 埋立処分場の技術的な管理，保全及び計画（設備技術に関することを除く。）並びに新たな技術に関すること。

と。

(3) 局職員の公傷病に関すること。

(4) 課，業務課，施設課，事業所，自動車管理事務所，クリーンセンター，布施畑環境センター及び淡河環境センターの職員の人事に関すること。

(5) 工事の施行手続に関すること。

(6) 一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（徴収を除く。）。

(7) 局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。

(8) 一般廃棄物の資源化に係る作業計画並びに連絡及び調整に関すること。

(9) 淡河環境センター及び資源リサイクルセンターに関すること（施設課の所管に属するものを除く。）。

(10) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

(11) クリーンセンター及び埋立処分地の公害防止に関すること。

(12) 局の所管に係る施設に関する環境影響評価に関すること。

(13) 廃棄物の有効利用に係る技術

(環境局業務課)

第70条 環境局業務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 家庭系一般廃棄物の処理作業の計画及び指導に関すること。
- (2) 家庭系一般廃棄物の適正排出に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 家庭系し尿の収集及び運搬，事業系し尿搬入に係る手数料，許可及び指導監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の保管場所の届出等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 河川美化に関すること（兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。）。

に関すること。

(14) 埋立処分地の技術管理及び保全（土木技術に関するものに限る。）に関すること。

(15) 局の所管に係る土木工事の設計，調査，見積り，監督及び検査に関すること。

(16) 埋立てに係る作業計画並びにこれに伴う布施畑環境センター及び淡河環境センターとの連絡及び調整に関すること。

(環境局業務課)

第67条 環境局業務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理作業の計画及び指導に関すること。
- (3) 処理作業に係る事業所，自動車管理事務所，クリーンセンター及び布施畑環境センターとの連絡及び調整に関すること。
- (4) 家庭系一般廃棄物の排出に係る指導に関すること。
- (5) 家庭系一般廃棄物の分別の推進に関すること。
- (6) 家庭系一般廃棄物の分別に係る広報及び啓発に関すること。
- (7) 廃棄物の減量化及びリサイクル

(6) 市民トイレ等に関すること。

(環境局施設課)

の推進に関すること（環境政策課
企画推進係及び事業系廃棄物対策
課の所管に属するものを除
く。）。

(8) 一般廃棄物（事業系し尿に限
る。）の搬入に係る手数料に関す
ること。

(9) 一般廃棄物処理業（事業系し尿
の収集又は運搬を業とするもの
に限る。）の許可及び指導監督に
関すること。

(10) 高松作業所に関すること。

(11) 開発行為等に伴う指導及び審
査に関すること（ごみステーショ
ンその他の廃棄物等の集積施設に
係るものに限る。）。

(12) 廃棄物等の保管場所等の届出
等に関すること。

(13) 市が設置する街頭ごみ容器の
収集運搬等に関すること。

(14) 河川の環境の整備に関するこ
と（兵庫県から受託している河川
内の環境整備に係る美化事業に限
る。）。

(15) 市民トイレ等に関すること。

(16) 安全運転の推進及び運転事故
の防止対策に関すること。

(環境局施設課)

第71条 環境局施設課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設，保全及び改良に係る計画並びに工事（土木工事を除く。）の設計，監督及び検査に関すること。
- (2) 一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理技術に関すること。

（環境局事業系廃棄物対策課）

第72条 環境局事業系廃棄物対策課

第68条 環境局施設課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設，保全及び改良に係る計画並びに工事（土木工事を除く。）の設計，監督及び検査に関すること。
- (2) 一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画並びにクリーンセンター及び破砕施設との連絡及び調整に関すること。
- (3) 埋立処分地の技術管理及び保全（土木技術に関するものを除く。）に関すること。
- (4) 一般廃棄物の処理技術に関すること。
- (5) 妙賀山クリーンセンター，荻藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンターに関すること。
- (6) 処理施設の整備に係る事業所，自動車管理事務所，クリーンセンター，布施畑環境センター，淡河環境センター及び資源リサイクルセンターとの連絡及び調整に関すること。

（環境局事業系廃棄物対策課）

第69条 環境局事業系廃棄物対策課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督並びに育成に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。
- (3) 廃棄物の再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。）の収集又は運搬に係る手数料に関すること（当該手数料を徴収することを除く。）。
- (5) 廃棄物の適正処理，減量及びリサイクルの企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 廃棄物の排出に係る指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) 不法投棄の防止及び対策に関すること。
- (8) 自社で排出する産業廃棄物，特定物及び有害使用済機器の保管行

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 作業管理体制の指導及び改善に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。
- (5) 一般廃棄物の再生利用及び処理技術に関すること。
- (6) 一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。）の収集又は運搬に係る手数料に関すること（当該手数料を徴収することを除く。）。
- (7) 事業系廃棄物の減量化及びリサイクルの企画及び推進に関すること。
- (8) 事業用建築物における廃棄物の再利用等による減量の指導に関すること（保管場所その他これに類するものに係るものを除く。）。
- (9) 事業系一般廃棄物の排出に係る指導に関すること。
- (10) 不法投棄の防止及び対策に関

為に係る規制及び指導に関するこ
と。

(9) 建設工事に係る資材の再資源化
等に関すること。

(10) 使用済自動車の適正処理に関
する登録，許可，指導に関するこ
と。

(11) 土砂の不適正な処理の防止に
関すること(他の所管に属するもの
を除く。)

すること。

(11) 産業廃棄物等の不適正な処理
の防止に関する条例（平成15年兵
庫県条例第23号）に関すること。

(12) 自社で排出する産業廃棄物の
保管行為に係る規制及び指導に関
すること。

(13) 産業廃棄物処理業者の指導及
び育成に関すること。

(14) 産業廃棄物処理業の許可及び
審査に関すること。

(15) 特別管理産業廃棄物の監視及
び指導に関すること。

(16) 産業廃棄物処理施設の設置に
係る許可及び審査に関すること。

(17) 産業廃棄物処理施設の維持管
理に係る規制及び監督に関するこ
と。

(18) 産業廃棄物の再生利用及び処
理技術に関すること。

(19) 建設工事に係る資材の再資源
化等に関すること（建築住宅局建
築指導部建築調整課建設リサイク
ル係の所管に属するものを除
く。)

(20) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
適正な処理の推進に関する特別措
置法（平成13年法律第65号）に関

(環境局環境保全部環境都市課)

第73条 環境局環境保全部環境都市課
は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 環境に配慮した都市づくりに関
すること(他の所管に属するもの
を除く。)。
- (2) 環境影響評価制度の運営及び審
査に関すること。
- (3) 開発事業計画に係る自然環境保
全に関すること。
- (4) 生物多様性の保全に関するこ
と。
- (5) 都市環境の管理に係る監視, 測
定, 情報の提供及び調査に関する
こと。

すること。

(21) 使用済自動車の再資源化等に
関する法律(平成14年法律第87
号)に関すること。

(22) 有害使用済機器の保管及び処
分に関する審査及び指導に関する
こと。

(23) 神戸市土砂の埋立て等による
不適正な処理の防止に関する条例
(令和2年6月条例第10号)に関
すること(環境保全部環境保全指
導課水・土壌環境係の所管に属す
るものを除く。)。

(環境局環境保全部環境都市課)

第70条 環境局環境保全部環境都市課
は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事
務の連絡, 調整及び改善に関する
こと。
- (2) 環境に配慮した都市づくりに係
る施策の企画及び推進に関するこ
と。
- (3) 地球温暖化の防止その他の地球
環境問題に係る施策の企画及び推
進に関すること。
- (4) 省エネルギーに関する施策の企
画及び推進に関すること。
- (5) 再生可能エネルギーに関する施

(6) 太陽光発電施設の設置及び維持
管理に係る審査指導に関すること
(他の所管に属するものを除
く。)。

策の企画及び推進に関すること
(企画調整局つなぐラボの所管に
属するものを除く。)。

(6) 環境保全協定に関すること。

(7) 環境物品等の調達の推進等に係
る施策の企画及び推進に関するこ
と。

(8) 環境影響評価に関する制度の企
画、運営及び啓発に関すること。

(9) 環境影響評価に関する制度に係
る関係機関との連絡及び調整に関
すること。

(10) 神戸市環境影響評価等に関す
る条例（平成9年10月条例第29
号）に関すること。

(11) 神戸市環境影響評価審査会に
関すること。

(12) 環境影響評価に係る指導及び
審査に関すること。

(13) 開発事業計画に係る自然環境
保全に関する関係機関との連絡及
び調整に関すること。

(14) 生物多様性の保全に係る施策
の企画及び推進並びに連絡及び調
整に関すること。

(15) 神戸市生物多様性の保全に関
する条例（平成29年10月条例第7
号）に関すること。

- (16) 環境監視システムの管理及び運営に関すること。
- (17) 発生源監視システムの管理及び運営に関すること。
- (18) 環境測定局等の運営に関すること。
- (19) 公共用水域の監視及び調査に関すること。
- (20) 大気汚染に係る基礎調査に関すること。
- (21) 水質保全に係る基礎調査に関すること。
- (22) 大気汚染予測及び緊急時広報に関すること。
- (23) 有害化学物質に係る調査及び施策の推進に関すること。
- (24) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る常時監視に関すること。
- (25) 環境監視結果の評価及び公表に関すること。
- (26) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）に関すること。
- (27) 市民の水辺事業に関すること。

（環境局環境保全部環境保全指導

（環境局環境保全部環境保全指導

課)

第74条 環境局環境保全部環境保全指導課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 大気環境，交通環境（交通に起因する大気汚染，悪臭，騒音，振動その他の事象に関わる環境をいう。以下同じ。），水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画，推進，監視，測定，情報の提供，規制指導及び調査研究に関すること。
- (2) 開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 浄化槽保守点検業者の登録並びに一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。）の許可及び指導監督に関すること。

課)

第71条 環境局環境保全部環境保全指導課大気・交通環境係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 大気環境及び交通環境（交通に起因する大気汚染，悪臭，騒音，振動その他の事象に関わる環境をいう。以下同じ。）の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号），悪臭防止法（昭和46年法律第91号），騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に関すること。
- (4) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に係る大気環境及び交通環境の保全に関すること。
- (5) 大気汚染，悪臭，騒音及び振動の防止技術並びに交通環境の保全技術の調査及び研究に関すること。
- (6) 大気汚染，悪臭，騒音，振動及び交通環境に係る環境影響評価の技術手法の調査及び研究に関する

こと。

(7) 開発行為等に伴う指導及び審査
(環境保全及び交通環境に係るものに限る。)に関すること(環境都市課及び水・土壌環境係の所管に属するものを除く。)。

(8) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定に基づく届出に関すること。

(9) 公害等調整委員会事務局との連絡及び調整に関すること。

(10) ダイオキシン類対策特別措置法に関すること(環境都市課及び水・土壌環境係の所管に属するものを除く。)。

(11) 神戸市光化学スモッグ健康被害者認定審査会に関すること。

(12) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の規定に基づく届出制度の運営及び啓発に関すること。

(13) 神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例(平成14年4月条例第8号)に関すること(建築住宅局建築指導部建築安全

課指導係の所管に属するものを除く。)。

2 環境局環境保全部環境保全指導課

水・土壌環境係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 水環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。

(2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に関すること。

(3) 環境の保全と創造に関する条例に関すること（水環境の保全に係るものに限る。)。

(4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に関すること（建築住宅局建築指導部建築安全課建築安全係の所管に属するものを除く。)。

(5) 浄化槽保守点検業者の登録並びに一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。)の許可及び指導監督に関すること。

(6) 生活排水に係る施策の推進に関すること。

(7) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に関すること。

(8) 地下水の水質の監視及び調査に関すること。

(9) 海水浴場の水質保全に関するこ
と。

(10) 水質等に係る環境影響評価の
技術手法の調査及び研究に関する
こと。

(11) 土壌汚染対策法（平成14年法
律第53号）に関すること。

(12) ダイオキシン類対策特別措置
法に係る排水及び土壌汚染に関
すること。

(13) 神戸市土砂の埋立て等による
不適正な処理の防止に関する条例
に係る土壌汚染に関すること。

(14) 開発行為等に伴う指導及び審
査に関すること（水環境又は土壌
環境の保全に係るものに限
る。）。

第11節 経済観光局

（経済観光局経済政策課）

第75条 経済観光局経済政策課は、次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総
括調整に関すること。

(2) 産業の振興に関する企画、立案
及び調整に関すること。

(3) 大規模小売店舗の立地に関する
こと。

(4) 企業の海外展開支援に関するこ

第11節 経済観光局

（経済観光局経済政策課）

第72条 経済観光局経済政策課総務係
は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局及び課の庶務並びに局内の事
務の連絡、調整及び改善に関する
こと。

(2) 局の職員の安全衛生に関するこ
と。

(3) 産業に係る諸団体及び事業所と
の連絡及び調整に関すること。

と。

- (5) 外国人材の採用に関すること。
- (6) 中小企業の融資に関すること。
- (7) 雇用及び就労状況に関する連絡及び調整に関すること。
- (8) 技能の振興に関すること。
- (9) 勤労者の福利厚生に関すること。
- (10) 都市型創造産業振興に関する企画，立案，調整及び推進に関すること。

(4) 神戸市経済観光局指定管理者選定評価委員会に関すること。

(5) 株式会社神戸商工貿易センターに関すること。

(6) 局が所管する外郭団体の総合調整に関すること。

(7) 局の予算の経理に関すること。

2 経済観光局経済政策課企画係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 産業振興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

(2) 市内産業の現況に関する調査研究及び局の基本施策に係る調整に関すること（就労促進係の所管に属するものを除く。）。

(3) 中小企業及び地域産業の振興に関する企画，立案及び調整に関すること。

(4) 中小企業団体及び労働関係団体との連絡及び調整に関すること。

(5) 大規模事業所との連絡及び調整に関すること（工業課の所管に属するものを除く。）。

(6) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項に規定する指定法人との連絡及び調整に関すること。

(7) 中小企業団体の組織に関する法

律（昭和32年法律第185号）に関する
こと。

(8) 中小企業等協同組合法（昭和24
年法律第181号）に関する
こと。

(9) 商工会議所法（昭和28年法律第
143号）に関する
こと。

(10) 神戸市産業振興センターに関
する
こと。

(11) 公益財団法人神戸市産業振興
財団に関する
こと。

(12) 大規模小売店舗立地法（平成1
0年法律第91号）に関する
こと。

(13) 神戸市大規模小売店舗等立地
審議会に関する
こと。

(14) 技能職者の福祉対策に関する
こと。

(15) 神戸市技能奨励賞選考委員会
に関する
こと。

(16) 公益財団法人神戸いきいき勤
労財団に関する
こと。

(17) 勤労者福祉共済制度の支援に
関する
こと。

(18) 労働福祉に関する
こと。

(19) 企業の海外商取引及び海外展
開の情報収集及び情報提供並びに
推進に関する
こと。

(20) 外国人材の採用に関する
こ
と。

(21) 貿易関連団体及び機関との連絡及び調整に関すること。

(22) 中小企業の制度融資及び融資あっせんに関すること。

(23) 金融事情の調査に関すること。

(24) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項及び6項に規定する認定に関すること。

(25) 信用保証協会及び金融機関との連絡及び調整に関すること。

3 経済観光局経済政策課就労促進係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市内産業の現況に関する調査研究及び局の基本施策に係る調整に関すること（企画係の所管に属するものを除く。）。

(2) 雇用及び就労状況に関する連絡及び調整に関すること。

(3) 都市型創造産業振興に関する企画，立案，調整及び推進に関すること。

(4) デザインを活（い）かした産業に関する企画，立案，調整及び推進に関すること。

(5) デザイン・クリエイティブセンター神戸に関すること（企画調整

(経済観光局工業課)

第76条 経済観光局工業課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 成長産業の育成に関すること。
- (2) 工場立地に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工業の振興に関すること。

局つなぐラボの所管に属するものを除く。)

(6) 六甲山上における都市型創造産業の集積及び振興等に関すること。

(経済観光局工業課)

第73条 経済観光局工業課振興係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 成長産業の育成に関すること。
- (3) 工業立地の相談及び指導に関すること。
- (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。
- (5) 中小工場の集団化及び団地建設の指導に関すること。
- (6) インナーシティに係る地域の工場立地に係る調査及び研究並びに諸事業に関すること。
- (7) 大規模事業所との連絡及び調整に関すること（経済政策課企画係の所管に属するものを除く。)
- (8) 神戸市ものづくり工場に関すること。
- (9) 公益財団法人新産業創造研究機構に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、工業の振興に関すること。

(経済観光局商業流通課)

第77条 経済観光局商業流通課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関すること。
- (2) 流通対策に関する連絡及び調整に関すること。

(経済観光局ファッション産業課)

第78条 経済観光局ファッション産業課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 地場産業の育成及び振興に関すること。
- (2) 生活文化産業の振興に関すること。

(経済観光局商業流通課)

第74条 経済観光局商業流通課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 商業団体の育成及び指導に関すること。
- (3) 商店街及び小売市場の育成及び指導に関すること。
- (4) 流通対策に関する連絡及び調整に関すること。
- (5) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）に関すること。
- (6) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関すること。
- (7) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、商業の振興に関すること。

(経済観光局ファッション産業課)

第75条 経済観光局ファッション産業課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地場産業の育成及び振興に関すること。
- (3) 地場産業関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (4) 神戸ファッション美術館及び神

(経済観光局観光企画課)

第79条 経済観光局観光企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 観光及びMICEの振興に係る総合的企画，調査及び連絡調整に関すること。
- (2) 泉源の管理に関すること。

戸ファッションマートに関すること。

- (5) 北野工房のまちに関すること。
- (6) 生活文化産業の振興に関すること。

(経済観光局観光企画課)

第76条 経済観光局観光企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 観光及びMICEの振興に係る総合的企画，調査及び連絡調整に関すること。
- (3) 観光事業関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (4) 泉源の管理に関すること。
- (5) 六甲山及び摩耶山の活性化に関すること（摩耶ケーブル及び摩耶ロープウェイに関するものを除く。）。
- (6) 神戸市立国民宿舎，神戸市立須磨海浜水族園，神戸市有馬温泉の館，神戸市立太閤の湯殿館，神戸市立有馬温泉観光交流センター，神戸国際会議場及び神戸国際展示場に関すること。
- (7) 一般財団法人神戸観光局及び株式会社有馬温泉企業に関すること。

(経済観光局農政計画課)

第80条 経済観光局農政計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 農政の総括並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (2) 農業の振興に関する企画及び推進に関すること。
- (3) 農業及び漁業の担い手に係る施策に関すること。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 人と自然との共生ゾーンに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 農村地域の総合整備に関する調査、計画及び調整に関すること。
- (7) 農業用ため池の整備に関する調査、計画及び調整に関すること。
- (8) 農地・農業用施設の災害復旧工事に関すること。
- (9) 森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関すること。
- (10) 水産関連施設の土木工事に関すること。
- (11) 農業集落排水事業に関すること。

(経済観光局農政計画課)

第77条 経済観光局農政計画課計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 農政の総括及び基本計画並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 農業構造の改善に関する調査、計画及び調整に関すること。
- (4) 登録農家制度に関すること。
- (5) 農業及び漁業の担い手に係る施策に関すること。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及びその関係法令に関すること（西農業振興センター西ふる里振興係及び北農業振興センター北ふる里振興係の所管に属するものを除く。）。
- (7) 神戸市いのししからの危害の防止に関する条例（平成26年10月条例第23号）に関すること。
- (8) 農業者年金に関する調整に関すること。
- (9) 農業振興資金融資及び農漁業制度資金利子補給制度に関すること。
- (10) 農業振興センター及び農業委

員会との連絡及び調整に関するこ
と。

(11) 課の所管の工事等の施行に関
する事務手続に関すること。

(12) 課の所管の補助事業の申請、
報告及び精算に関すること。

(13) 農林土木事業の調査、計画及
び調整に関すること。

(14) 農業協同組合等又は土地改良
法（昭和24年法律第195号）第3
条に規定する資格を有する者の行
う土地改良事業に係る事務（審査
及び技術的援助を除く。）に関す
ること。

(15) 空家等対策の推進に関する特
別措置法及び神戸市空家空地対策
の推進に関する条例に関すること
（有害鳥獣に係るものに限
る。）。

2 経済観光局農政計画課地域整備係
は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 人と自然との共生ゾーンに関す
ること。

(2) 人と自然との共生ゾーン審議会
に関すること。

(3) 農業振興地域整備計画その他の
計画の調査及び調整に関するこ
と。

(4) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく指定市の長が行う農地関係事務（農業委員会事務局の所管に属するものを除く。）に関すること。

(5) 農村地域の総合整備に関する調査，計画及び調整に関すること。

(6) 集落営農事業の推進に関すること。

(7) 農用地利用集積計画の作成，調整等に関すること。

(8) 神戸市立農村環境改善センターに関すること。

(9) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること
（農村地域の空家及び空家の跡地の活用に係るものに限る。）。

3 経済観光局農政計画課土地改良係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) ほ場整備事業に係る工事の計画，設計，監督及び検査に関すること。

(2) 土地改良区の設立及び運営の指導に関すること。

(3) 地籍調査（西区神出町及び岩岡町に係るものに限る。）に関すること。

- (4) 農業協同組合等又は土地改良法第3条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に係る軽易な事項に関すること。
- (5) 農道及び林道の整備事業及び管理に関すること。
- (6) 農業用水利施設整備事業に関すること。
- (7) ため池整備事業に関すること。
- (8) 農地・農業用施設の災害復旧工事に関すること。
- (9) 東播用水事業に関すること。
- (10) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8の規定による伐採の届出，同法第11条第5項の規定による認定及び同法第49条第1項の規定による許可に関すること。
- (11) 森林環境譲与税を活用した事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12) 森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関すること。
- (13) 漁港の土木工事に係る調査及び設計並びに工事の実施，監督及び検査に関すること。
- (14) マリニピア神戸及び水産関連施設の土木工事に係る調査及び設計並びに工事の実施，監督及び検

査に関すること。

4 経済観光局農政計画課集落排水係は、農業集落排水事業に関することを分掌する。

(経済観光局調整区域指導課)

第78条 経済観光局調整区域指導課

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 市街化調整区域内の開発行為等の許可、規制及び指導に関すること（開発行為に伴う宅地造成については、建設局防災課の所管に属するものを除く。）。

(3) 市街化調整区域内の開発行為に伴う宅地造成の検査に関すること（建設局防災課の所管に属するものを除く。）。

(4) 市街化調整区域内の建築確認に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）への適合性の審査に関すること。

(5) 市街化調整区域内の優良宅地の認定に関すること。

(6) 神戸市開発審査会に関すること。

(7) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の規定による届

(経済観光局農水産課)

第81条 経済観光局農水産課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 食都神戸の推進に関すること。
- (2) 園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関すること。
- (3) 農産物等の消費の拡大に関すること。
- (4) 観光農業に関すること。
- (5) 沿岸域の漁業の振興に関すること。
- (6) 漁港の管理及び整備計画に関すること。

出の受理及び進達に関すること

(市街化調整区域に係るものに限る。)

(経済観光局農水産課)

第79条 経済観光局農水産課農産園芸係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 食都神戸の推進に関すること。
- (3) 園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関すること。
- (4) こうべ旬菜育成推進事業に関すること。
- (5) 農産物等の消費の拡大に関すること。
- (6) 農業体験交流事業に関すること。
- (7) 観光農業に関すること。
- (8) 農業構造の改善に関すること
(農政計画課計画係の所管に属するものを除く。)
- (9) 農業生産組織の育成に関すること。
- (10) 土づくり(有機質重点型農業をいう。)の推進に関すること。
- (11) 先端技術の導入及び普及に関すること。
- (12) 果実酒類等の調査、研究及び開発に関すること。

(13) 神戸市立六甲山牧場及び神戸市立自然環境活用センター並びに神戸フルーツ・フラワーパーク及び農業公園に関すること。

(14) 一般財団法人神戸みのりの公社に関すること。

2 経済観光局農水産課水産漁港係

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 水産資源の培養に関すること。

(2) 漁港の管理及び整備計画に関すること。

(3) 神戸市立海づり公園に関すること。

(4) 栽培漁業センターに関すること。

(5) マリンピア神戸の管理に関すること。

(6) 漁業構造改善事業に関すること。

(7) 漁港海岸に係る海岸保全施設の管理に関すること。

(8) 漁業の統計及び調査に関すること。

(9) 神戸市立水産会館に関すること。

(10) 神戸市立水産体験学習館に関すること。

(11) 神戸フィッシャリーナに関する

(経済観光局中央卸売市場運営本部
経営課)

第82条 経済観光局中央卸売市場運営
本部経営課は、次に掲げる事務を分
掌する。

- (1) 本場、東部市場及び西部市場
(以下この条において「本場等」
という)の総合調整及び運営の企
画に関すること。
- (2) 本場等の経営の分析及び改善に
関すること。
- (3) 卸売業者、仲卸売業者及び関連
事業者の業務検査及び財務検査の
事務管理に関すること。

ること。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、
沿岸域の漁業の振興に関するこ
と。

(経済観光局中央卸売市場運営本部
経営課)

第80条 経済観光局中央卸売市場運営
本部経営課経営係は、次に掲げる事
務を分掌する。

- (1) 本部及び課の庶務に関するこ
と。
- (2) 本場、東部市場及び西部市場
(以下この条において「本場等」
という。)との連絡及び調整に関
すること。
- (3) 本場等の運営の企画に関するこ
と。
- (4) 市場事業費及び食肉センター事
業費の予算及び決算に関するこ
と。
- (5) 本場等の経営の分析及び改善に
関すること。
- (6) 本場等の再整備計画に関するこ
と。
- (7) 神戸市中央卸売市場業務運営協
議会に関すること。
- (8) 本場等の調査統計及び流通の調
査のとりまとめに関すること。

第12節 建設局

(建設局総務課)

第83条 建設局総務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 下水道事業に係る会計事務に関すること。
- (3) 局の契約等に係る調整及び改善に関すること。

(9) 卸売業者、仲卸売業者及び関連事業者（市長が定める食料品卸売業及び花き部（東部市場に限る。）に関するものに限る。）の業務検査及び財務検査の事務管理に関すること。

(10) 卸売市場法に基づく本場等の認定申請、届出及び報告のとりまとめに関すること。

第12節 建設局

(建設局総務課)

第81条 建設局総務課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の予算の経理に関すること。
- (3) 下水道事業に係る会計事務に関すること。
- (4) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (5) 局の契約等に係る事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (6) 神戸市建設局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (7) 建設事務所及び水環境センターとの連絡及び調整に関すること
(他の課の所管に属するものを除

(建設局事業用地課)

第84条 建設局事業用地課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 不動産の管理及び活用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 不動産の取得及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(建設局技術管理課)

第85条 建設局技術管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 技術管理に関する総括及び調整に関すること。
- (2) 土木の技術及び技術管理に係る調査、研究及び改善に関すること。
- (3) 土木の積算に関する調査、研究及び改善に関すること。

く。）。

(建設局事業用地課)

第82条 建設局事業用地課事業係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 不動産の管理及び活用に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 不動産の処分に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

2 建設局事業用地課用地係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局の事務に係る不動産の取得及び処分に関すること（事業係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 局の事務に係る不動産の取得に伴う損失補償に関すること。

(建設局技術管理課)

第83条 建設局技術管理課技術管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 技術管理に関する総括及び調整に関すること。
- (3) 土木技術に関する連絡、調査及び研究に関すること。
- (4) 土木工事の技術管理に係る調査、研究及び改善に関すること。

(4) 工事の請負契約に係る検査に関すること。

(5) 工事の安全管理に関すること。

(6) 優良工事の認定に関すること。

(7) 建設事業外部評価委員会に関すること。

(5) 建設事業外部評価委員会に関すること。

(6) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の技術的事項に関すること（技術審査係の所管に属するものを除く。）。

2 建設局技術管理課技術審査係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 総合評価落札方式の対象となる契約のうちの技術的事項に関すること。

(2) 設計図書の照査に係る指導及び改善に関すること。

(3) 神戸市優良工事表彰制度に関すること。

(4) 土木の測量設計に係る調査及び改善に関すること。

3 建設局技術管理課土木積算係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 土木工事の積算に関する調査、研究及び改善に関すること。

(2) 土木積算システムの管理、運営及び改善に関すること。

4 建設局技術管理課検査係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 工事の請負契約に係る検査の総括に関すること。

(建設局防災課)

第86条 建設局防災課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 防災の推進及び災害復旧の総括に関すること。
- (2) 防災及び河川に係る工事等の施行に関する事務手続きに関すること。
- (3) 局の所管施設に起因する事故の処理の総括に関すること。
- (4) 宅地造成に係る審査、許可及び検査に関すること。
- (5) 宅地の防災の推進に関すること。
- (6) 砂防及び治山に関する事業及び土砂災害対策に関すること。
- (7) 六甲山系等における森林整備に関すること。
- (8) 森林環境譲与税を活用した事業に関すること（他の所管に属する

(2) 工事の請負契約に係る検査（主管課の所属職員により行われる検査を除く。）に関すること。

(3) 工事の請負契約に係る検査員の研修及び指導に関すること。

(4) 工事の安全管理に関すること。

(5) 工事検査情報システムの管理、運営及び改善に関すること。

(建設局防災課)

第84条 建設局防災課防災係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 防災課及び河川課の庶務並びに事務の連絡、調整及び改善に関すること。
 - (2) 防災の推進、水防計画の策定及び災害復旧の統括に関すること。
 - (3) 局の防災及び災害復旧に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
 - (4) 局の所管する施設に起因する事故の処理の総括及び予防の対策に関すること。
 - (5) 防災課及び河川課の所管の工事等の施行に関する事務手続きに関すること。
- 2 建設局防災課宅地審査係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 開発行為に伴う宅地造成（市街

ものを除く。)。

化調整区域においては、宅地造成等規制法第2条の宅地造成に該当するものに限る。)の審査(都市計画法第33条第1項第7号に係るものに限る。)に関すること。

(2) 宅地造成工事の許可(市街化調整区域内のもの及び土地区画整理事業に係るものに限る。)等及び国等との協議に関すること。

(3) 開発行為に伴う宅地造成(第1号の審査に係るものに限る。)及び宅地造成工事(市街化調整区域内のもの及び土地区画整理事業に係るものに限る。)等の検査に関すること。

(4) 建築確認に係る宅地造成等規制法への適合性の審査に関すること。

(5) 建設事務所の所管に属する宅地造成等規制法に係る事務の連絡及び調整に関すること。

(6) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること
(建設事務所の所管に属する擁壁に係る連絡及び調整に限る。)。

(7) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の

規定による審査（特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に限る。）に関すること。

(8) 既成宅地防災工事資金の融資及び貸付けの承認に関すること。

(9) 神戸市宅地保全審議会に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、宅地の保全に関すること。

3 建設局防災課治山砂防係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 砂防及び治山に関する調査、計画及び工事に関すること。

(2) 前号に掲げる事務に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 舞子海岸の整備に関する事業の連絡及び調整に関すること。

(4) 山麓水防地区の水防並びに舞子海岸整備区域の海岸防災に係る国の機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(5) 林地崩壊防止事業等の災害復旧の計画及び工事に関すること。

(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指

定に係る意見の陳述及び関係機関との連絡に関すること。

(7) 砂防法（明治30年法律第29号）

及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の規定に基づく申請の受理に関すること。

(8) 採石法（昭和25年法律第291

号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定に基づく採取計画（河川砂利に係るものを除く。）の認可及び採取計画（河川砂利に係るものを除く。）の認可に係る技術審査に関すること。

(9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく区域の指定に係る意見の陳述に関すること。

4 建設局防災課六甲保全係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 六甲山の森林整備に関する調

査、計画の策定及び実施に関すること（公園部森林整備事務所の所管に属するものを除く。）。

(2) 前号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 自然公園法（昭和32年法律第16

(建設局河川課)

第87条 建設局河川課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 河川事業の調査、計画及び進行管理に関すること。
- (2) 河川の設計及び維持管理に関すること。
- (3) 河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関すること。

1号) に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

- (4) 六甲山系グリーンベルト整備事業等に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (5) 森林環境譲与税を活用した事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 公園部森林整備事務所との事業の調整に関すること。

(建設局河川課)

第85条 建設局河川課管理指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 河川事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること。
- (2) 準用河川の指定、変更及び廃止に関すること。
- (3) 準用河川に係る占用及び使用の許可に関すること。
- (4) 開発行為等に関連する河川に係る指導、調整及び検査に関すること。
- (5) 河川（一級河川及び二級河川を除く。）の用に供されている公有財産に係る立入り、境界確定並びに占用及び使用の許可に関すること。
- (6) 砂利採取法の規定に基づく採取

計画（河川砂利に係るものに限る。）の認可に係る技術審査に関すること。

(7) 河川に関する国及び兵庫県との連絡及び調整に関すること（防災課防災係の所管に属するものを除く。）。

2 建設局河川課計画調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 河川事業の計画及び調整に関すること。

(2) 河川に係る災害復旧の計画及び調整並びに災害対策に関すること。

(3) 都市基盤河川改修事業並びに準用河川及び普通河川の改修事業に係る連絡及び調整に関すること。

(4) 河川事業に係る土木積算基準に関すること。

（建設局道路管理課）

第86条 建設局道路管理課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 道路管理課，道路計画課，道路工務課及び駅前魅力創造課並びに湾岸・広域幹線道路本部の庶務に関すること。

(2) 「光のまち神戸」運動（街路灯の整備等により交通安全及び犯罪

（建設局道路管理課）

第88条 建設局道路管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 道路に係る工事等の施行に関する事務手続に関すること。

(2) 道路の路線の認定，廃止及び変更並びに区域の決定等に関すること。

(3) 道路，溝渠及び堤塘との境界の

協定及び承認に関すること。

(4) 道路敷地の確認及び整理並びに

不用敷地の処分に関すること。

(5) 道路台帳，測量標及び車両の通

行に関すること。

(6) 道路の占用及び溝渠の使用に関

すること。

(7) 屋外広告物に関すること。

(8) 私道の整備の助成に関する連絡

及び調整等に関すること。

の防止を図る運動をいう。)の推
進に関すること。

(3) 道路事業の啓発及び広報に関す
ること。

(4) 道路管理課，道路計画課，道路
工務課及び駅前魅力創造課並びに
湾岸・広域幹線道路本部の所管の
工事等の施行に関する事務手続に
関すること。

(5) 神戸市道路公社の業務の指導及
び監督その他地方道路公社法（昭
和45年法律第82号）に規定する事
務の管理に関すること。

2 建設局道路管理課管理係は，次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 道路の路線の認定，廃止及び変
更に関すること。

(2) 鉄道，軌道，索道，有料道路等
に関する協議に関すること。

(3) 土地区画整理事業，土地改良事
業等に伴う道路及び溝渠(きよ)の
協議に関すること。

(4) 道路運送法（昭和26年法律第18
3号），土地収用法（昭和26年法
律第219号）等の規定による道路
管理者の意見の陳述に関するこ
と。

(5) 空家等対策の推進に関する特別

措置法及び神戸市空家空地対策の
推進に関する条例に関すること
(道路の通行に支障のある雑草及
び立木に係る連絡及び調整に限
る。)。

(6) 前各号に掲げるもののほか、道
路、溝渠及び堤塘(とう)の管理、
調査及び調整に関すること。

(7) 私道の整備の助成に関する連絡
及び調整に関すること。

3 建設局道路管理課境界調査係は、
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 道路、溝渠及び堤塘との境界の
協定及び承認に関すること。

(2) 道路敷地の確認及び整理に関す
ること。

(3) 道路、溝渠及び堤塘の不用敷地
の処分に関すること。

4 建設局道路管理課道路台帳係は、
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 道路台帳に関すること。

(2) 道路、橋梁(りょう)その他道路
施設の統計に関すること。

(3) 道路管理システムの入力に関す
ること。

(4) 車両制限令(昭和36年政令第26
5号)に関すること。

(5) 測量標及びその成果の管理に関

(建設局道路計画課)

第89条 建設局道路計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路及び街路に関する調査及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。
- (3) 自動車駐車場の管理に関すること。
- (4) 道路及び溝渠の指導，調整及び検査に関すること。

すること。

5 建設局道路管理課占有係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路の占有及び溝渠の使用に関すること。
- (2) 神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）に関すること。
- (3) 神戸市屋外広告物審議会に関すること。
- (4) 道路の巡視に関する連絡及び調整に関すること。
- (5) 一般財団法人道路管理センターとの連絡及び調整に関すること。

(建設局道路計画課)

第87条 建設局道路計画課計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路及び街路に関する基本的な企画及び立案に関すること（都市局都市計画課計画係及び都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課都心交通係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 幹線道路（有料道路を含む。）の調査及び基本計画に関すること。
- (3) 道路事業及び街路事業の調査及び計画に関すること（都市局都市

計画課計画係の所管に属するものを除く。)。

(4) 社会基盤の整備に関する調査及び研究並びに啓発及び広報に関すること。

(5) 自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。

(6) 放置自転車対策に関する連絡及び調整に関すること。

(7) 自動車駐車場の管理に関すること。

(8) 神戸市建設局自転車等駐車場事業者選定委員会に関すること。

(9) 前各号に掲げる事務に関する国の機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

2 建設局道路計画課指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 開発行為等に伴う道路及び溝渠の指導、調整及び検査に関すること。

(2) 開発行為等に伴う道路法（昭和27年法律第180号）第24条に規定する承認に係る工事の調整に関すること。

（建設局道路工務課）

第90条 建設局道路工務課は、次に掲

（建設局道路工務課）

第88条 建設局道路工務課補修係は、

げる事務を分掌する。

- (1) 道路，側溝，溝渠及び街路灯の整備及び工事の調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 他の所管に属しない土木工事の調整に関すること。
- (3) 電線類の地中化及び共同溝の整備に関すること。
- (4) 橋梁の新設，維持及び補修に関すること。
- (5) トンネルの維持及び補修に関すること。
- (6) 道路の防災及び災害復旧に関すること。
- (7) 交通安全対策に関する調査及び整備並びに調整に関すること。
- (8) 自転車走行空間及び自転車駐車場に係る整備並びに大規模な維持及び補修に関すること。

次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路の維持及び補修に関すること。
- (2) 側溝及び溝渠の整備及び改良に関すること。
- (3) 街路灯の整備及び引継ぎに関すること。
- (4) 道路の美化に関すること。
- (5) 道路法第24条に規定する承認に係る工事の調整に関すること（道路計画課指導係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 建設副産物の対策に関する連絡及び調整に関すること。
- (7) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（舗装に関するものに限る。）。
- (8) 道路占用工事及び道路掘削工事に関する連絡，調整及び指導に関すること。
- (9) 他の局，部（本部を含む。） ， 室，課及び係の所管に属しない土木工事の調整に関すること。

2 建設局道路工務課工務第1係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国道，県道及び市道の新設及び改良に関すること。
- (2) 都市計画道路の整備に関するこ

と（都市局及び港湾局の所管に属するものを除く。）。

(3) 電線類の地中化及び共同溝の整備に関すること。

(4) 道路の改良に関する技術の調査及び研究に関すること。

(5) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（道路の改良に関するものに限る。）。

3 建設局道路工務課工務第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 橋梁の新設、維持及び補修に関すること。

(2) トンネルの維持及び補修に関すること。

(3) 道路の防災に関すること。

(4) 道路の舗装の新設に関すること。

(5) 道路の災害復旧の計画及び調整に関すること。

(6) 橋梁等重要構造物に関する技術の調査及び研究に関すること。

(7) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（橋梁に関するものに限る。）。

4 建設局道路工務課交通安全施設係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 交通安全施設（自転車駐車場及

び道路の照明灯を除く。)に関する計画，調査及び整備並びに連絡及び調整に関すること。

(2) 自転車走行空間及び自転車駐車場に係る整備並びに大規模な維持及び補修に関すること。

(3) 道路のユニバーサルデザインに関すること。

(4) 道路の交通安全対策に関すること。

(5) 道路案内標識及びサインの整備に関すること。

(6) 道路の機能の改善に関すること。

(7) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（交通安全施設に関するものに限る。）。

(建設局駅前魅力創造課)

(建設局駅前魅力創造課)

第91条 建設局駅前魅力創造課は，駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に関する事務を分掌する（他の所管に属するものを除く。）。

第89条 建設局駅前魅力創造課は，駅前空間の整備に係る調査，計画及び設計並びに連絡及び調整に関すること（企画調整局及び都市局の所管に属するものを除く。）を分掌する。

(建設局湾岸・広域幹線道路本部推進課)

(建設局湾岸・広域幹線道路本部推進課)

第92条 建設局湾岸・広域幹線道路本部推進課は，次に掲げる事務を分掌

第90条 建設局湾岸・広域幹線道路本部推進課広域幹線係は，次に掲げる

する。

- (1) 国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査及び調整に関すること。

(建設局下水道部経営管理課)

第93条 建設局下水道部経営管理課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 下水道事業の運営に係る総括調整及び改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

事務を分掌する。

- (1) 国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査、計画及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に関する国、関係機関及び地域住民等との連絡及び調整に関すること。

(建設局下水道部経営管理課)

第91条 建設局下水道部経営管理課管

理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部の庶務及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 下水道事業の啓発及び広報に関すること。
- (3) 部の物品の調達及び処分に関すること。
- (4) 下水道事業の経営に関する重要事項の調査及び研究に関すること。
- (5) 下水道事業に係る財政計画及び資金計画に関すること。
- (6) 神戸市下水道事業基金に関すること。
- (7) 神戸市上下水道事業審議会（建

設局の所管に属するものに限
る。) に関すること。

(8) 下水道事業に係る水環境センタ
ーとの連絡及び調整に関すること
(業務係及び他の課の所管に属す
るものを除く。)

(9) 下水道事業の業務改革に関する
こと。

(10) 下水処理場 (スラッジセンタ
ーを含む。以下同じ。) 及びポン
プ場 (以下「下水処理場等」とい
う。) に係る財産の管理に関する
技術的事項に関すること。

(11) 公共下水施設 (岩岡ポンプ場
(夜間の緊急対応のみ), マンホ
ールポンプ施設, 住吉公園雨水貯
留施設, 衝原污水幹線流量計設備
及び寺池川親水路ポンプに限
る。) の維持及び管理に関するこ
と。

2 建設局下水道部経営管理課業務係
は, 次に掲げる事務を分掌する。

(1) 排除汚水量の調査及び認定に関
すること。

(2) 下水道使用料に関すること。

(3) 排水設備に係る貸付けに関する
こと。

(4) 下水道事業に係る財産の管理の

(建設局下水道部計画課)

第94条 建設局下水道部計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 下水道事業の計画に関すること。
- (2) 下水道事業に係る指導，調整及び検査に関すること。
- (3) 工場等事業所排水に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること。
- (4) 水質管理計画の総括に関すること。

企画及び総括に関すること（管理係及び他の課の所管に属するものを除く。）。

- (5) 部の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (6) 下水道事業に係る公舎の維持及び管理に関すること。
- (7) 下水道使用料その他の収入に係る水環境センター又は水道局との連絡及び調整に関すること。

(建設局下水道部計画課)

第92条 建設局下水道部計画課計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 下水道事業の計画及び調整に関すること。
- (2) 下水道事業に係る都市計画並びに都市計画事業の決定及び認可の申請に関すること。
- (3) 水インフラ整備（上下水道施設の整備をいう。）に関する国際貢献事業に関すること（水道局の所管に属するものを除く。）。
- (4) 前3号に掲げる事務に係る国の機関その他関係機関との連絡及び調査に関すること。
- (5) 下水道事業における新たな技術の研究，開発及び調整に関すること。

(6) 下水道資源の有効利用に関する
こと。

2 建設局下水道部計画課指導係は、
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 開発行為等に関連する下水道に
係る指導，調整及び検査に関する
こと。

(2) 前号に掲げるもののほか，下水
道事業に関する指導に関するこ
と。

(3) 水リサイクル事業の運営に関す
ること。

3 建設局下水道部計画課事業場排水
指導係は，次に掲げる事務を分掌す
る。

(1) 下水道事業に係る処理区域内の
工場又は事業場が排出する汚水の
水質に係る指導に関すること。

(2) 下水道法（昭和33年法律第79
号）に基づく特定施設に係る届出
等及び神戸市下水道条例（昭和50
年10月条例第40号）に基づく除害
施設に係る届出に関すること。

(3) 下水道事業に係る処理区域内の
工場排水及び事業場排水の水質の
認定に関すること。

4 建設局下水道部計画課水質計画係
は，次に掲げる事務を分掌する。

(建設局下水道部管路課)

第95条 建設局下水道部管路課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公共下水道に属する管路施設の総括に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 排水設備に関する事。

(1) 下水道事業に係る水質管理計画に関する事。

(2) 下水道事業に係る水質検査その他各種試験に関する事。

(3) 水質管理に関する水環境センターとの連絡及び調整に関する事。

(建設局下水道部管路課)

第93条 建設局下水道部管路課管路係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 下水道台帳に関する事。
- (2) 汚水管渠(きょ)、雨水管渠及び合流管渠(以下「下水管渠等」という。)の改築及び更新等に係る調査及び企画に関する事。
- (3) 下水管渠等に係る財産の管理に関する技術的事項に関する事。
- (4) 下水道の利用及び下水管渠等の維持及び管理に関する水環境センターとの連絡及び調整に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、下水管渠等の管理に関する事。

2 建設局下水道部管路課設計係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 汚水管渠の調査、設計及び検査に関する事(水環境センターの所管に属するものを除く。)

(2) 污水管渠の工事に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。

(3) 下水道事業に係る土木積算基準に関すること。

(4) 污水管渠の災害対策に関すること。

3 建設局下水道部管路課雨水係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 雨水管渠及び合流管渠（以下「雨水管渠等」という。）の調査、設計及び検査に関すること（水環境センターの所管に属するものを除く。）。

(2) 雨水管渠等の工事に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。

(3) 雨水管渠等の災害対策に関すること。

4 建設局下水道部管路課排水設備係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 排水設備計画の受付、審査及び現地確認に関すること。

(2) 排水設備に係る指定工事者及び責任技術者の指定並びに指導等に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、排水設備に関すること（経営管理課

(建設局下水道部施設課)

第96条 建設局下水道部施設課は、公共下水道に属する処理場・ポンプ場施設等の総括に関する事務を分掌する(他の所管に属するものを除く。)。

業務係の所管に属するものを除く。)。

(4) 接続枳(ます)及び取付管の改善に関すること。

(建設局下水道部施設課)

第94条 建設局下水道部施設課施設係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水処理場等の機械設備及び電気設備に関する改築及び更新等に係る調査及び企画に関すること。

(2) 下水処理場等の保守、修繕及び運転管理の調査の総括に関すること。

(3) 下水処理場等の保守、修繕及び運転管理に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。

(4) プラント設備技術に関する連絡及び調整に関すること。

(5) 神戸市降雨情報システム及び施設・設備情報システムの運用に関すること。

2 建設局下水道部施設課設計係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水処理場等の改築及び更新等に係る調査及び企画に関すること(施設係の所管に属するものを除く。)。

(2) 下水処理場等の土木工事の調

査，設計及び検査に関すること
（水環境センターの所管に属する
ものを除く。）。

(3) 下水処理場等の土木工事に
する水環境センターとの連絡及び調
整に関すること。

(4) 下水処理場等の土木施設の災害
対策に関すること。

3 建設局下水道部施設課設備係は，
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水処理場等の特定の機械設備
工事及び電気設備工事の調査，設
計，施行（機器の製作に限る。）
及び検査に関すること。

(2) 下水処理場等の機械設備工事及
び電気設備工事に関する水環境セ
ンターとの連絡及び調整に関する
こと。

(3) 下水道事業に係る設備工事積算
基準に関すること。

(4) 下水処理場等の機械設備及び電
気設備の災害対策に関すること。

（建設局公園部管理課）

（建設局公園部管理課）

第97条 建設局公園部管理課は，次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 公園緑地に係る不動産の管理に
関すること。

(2) 公園施設の設置及び管理運営

第95条 建設局公園部管理課事務係
は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 部及び部内の各課の庶務並びに
部内の事務の連絡，調整及び改善
に関すること。

(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(3) 公園緑地の利用及び活用の推進に関すること。

(4) 市民との協働による公園緑地の管理に関すること。

(5) 都市の緑化の推進に関すること
(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 森林整備事務所及び王子動物園との連絡及び調整に関すること。

(3) 公益財団法人神戸市公園緑化協会に関すること。

2 建設局公園部管理課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公園緑地に係る不動産の管理に関すること。

(2) 都市公園及び有料公園施設の使用の許可に関すること（文化スポーツ局スポーツ企画課、森林整備事務所、王子動物園及び建設事務所の所管に属するものを除く。)。

(3) 公園施設の設置、管理及び占用の許可（文化スポーツ局スポーツ企画課、森林整備事務所、王子動物園及び建設事務所の所管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例に関すること
(海浜公園における過料の処分に係る事務に限る。)。

(5) 開発行為等をした者等からの公園及び緑地の管理の引継ぎに関すること。

(6) 公園台帳に関すること。

3 建設局公園部管理課利活用係は、

次に掲げる事務を分掌する。

(1) 花時計、東遊園地及び神戸震災復興記念公園等の維持及び管理並びに移動街路樹の育成及び管理に関すること。

(2) 公園緑地の利用及び活用の推進に関すること。

(3) 摩耶ケーブル及び摩耶ロープウェイの支援に関すること。

(4) 市民公園に関する連絡及び調整に関すること。

(5) 市民との協働による公園緑地の管理に係る連絡及び調整に関すること。

(6) 市民との協働による花壇及び飾花等の助成並びに連絡及び調整に関すること。

(7) 都市の緑化の推進及び市民の意識の啓発に関すること（計画課計画係の所管に属するものを除く。）。

(8) 都市公園及び有料公園施設の運営に関すること（森林整備事務所及び王子動物園の所管に属するものを除く。）。

（建設局公園部計画課）

第98条 建設局公園部計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

（建設局公園部計画課）

第96条 建設局公園部計画課計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公園緑地に関する計画及び調整
に関すること。

(2) 公園及び緑化の指導，調整及び
検査に関すること。

(3) 都市の緑化の推進に関すること
(県民まちなみ緑化事業等に限
る。)

(4) 緑地，自然環境の保全及び緑地
の活用に関すること。

(1) 公園緑地に関する計画及び調査
に関すること。

(2) 前号に掲げる事務に関する国そ
の他関係機関との連絡及び調整に
関すること。

(3) 神戸市公園緑地審議会に関する
こと。

(4) 開発行為等に伴う公園及び緑化
の指導，調整及び検査に関するこ
と。

(5) 神戸市建築物等における環境配
慮の推進に関する条例（平成24年
3月条例第45号）に規定する建築
物等の緑化の推進に関すること
(建築住宅局建築指導部建築安全
課の所管に属するものを除
く。)

(6) 都市の緑化の推進及び市民の意
識の啓発に関すること（県民ま
ちなみ緑化事業等に限る。)

2 建設局公園部計画課自然環境係

は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 自然環境の保全のための調査，
調整，啓発及び指導に関するこ
と。

(2) 神戸市市民公園条例（昭和51年
4月条例第16号）の規定に基づく
緑の保全に関すること及びその保

(建設局公園部整備課)

第99条 建設局公園部整備課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公園緑地、街路樹及び緑地帯の維持、管理及び補修に関すること。
- (2) 公園施設の整備及び安全確保の推進に関すること。
- (3) 公園緑地の美化及び街路の緑化に関すること。
- (4) 公園緑地及び街路の緑化に関する工事にすること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関するこ

全に係る緑地の活用に関すること。

- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）の規定に基づく緑地の保全に関すること。
- (4) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年4月条例第32号）に関すること。
- (5) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）に関すること。

(建設局公園部整備課)

第97条 建設局公園部整備課維持補修係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公園緑地の維持、管理及び補修に関すること。
- (2) 街路樹及び緑地帯の維持及び管理に関すること。
- (3) 公園施設の安全確保の推進に関すること。
- (4) 公園緑地の美化に関すること。
- (5) 花壇及び飾花等の維持及び管理に関すること（管理課利活用係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 街路の緑化に関する計画、調査、調整及び特定の工事の設計に

と。

関すること。

(7) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。

2 建設局公園部整備課設計係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公園緑地の新設工事，改良工事及び受託工事の調査，設計及び施行に関すること（建設事務所の所管に属するものを除く。）。

(2) 国営明石海峡公園に関する施設の整備に係る連絡及び調整に関すること。

(3) 前2号に掲げる事務に関する国の機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(4) 舞子海岸の整備に関する造成地の処分計画及び企業誘致に関すること。

(5) 土木積算に関する連絡及び調整（公園緑地に関するものに限る。）に関すること。

(6) 造園技術に関する調査，連絡及び調整に関すること。

(7) 公園の災害復旧の計画及び調整に関すること。

(8) 有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関すること。

第13節 都市局

(都市局総務課)

第100条 都市局総務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 神戸市まちづくり等基金に関すること。
- (3) 新都市整備事業の経営に関すること。

(都市局都市計画課)

第101条 都市局都市計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 都市計画に関する調査，立案及

第13節 都市局

(都市局総務課)

第98条 都市局総務課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡，調整及び改善（都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課調整係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 局職員の安全衛生に関すること。
- (3) 都市計画事業に伴う建築資金の融資に関すること。
- (4) 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社の業務の指導及び監督に関すること。
- (5) 神戸市都市局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (6) 局の予算の経理に関すること。
- (7) 神戸市まちづくり等基金に関すること。
- (8) 新都市整備事業の経営に関する重要事項の調査及び企画に関すること。

(都市局都市計画課)

第99条 都市局都市計画課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課，指導課，公共交通課，景観

び総括調整に関すること。

(2) 都市計画審議会に関すること。

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に係る土地の利用に関すること。

(4) 神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）に関すること。

(5) 市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に関すること。

(6) 都市再生整備計画事業の調整に関すること。

(7) 計画的開発団地その他のまちづくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

政策課，まち再生推進課及び空家空地活用課の庶務，事務の連絡，調整及び改善に関すること。

(2) 都市計画に関する調査並びに基本的な企画及び立案に関すること。

(3) 都市計画の決定及び都市計画事業の認可に関すること。

(4) 都市計画決定に伴う公聴会，説明会その他都市計画の住民参加に関すること。

(5) 神戸市都市計画審議会に関すること。

(6) 都市計画の啓発及び広報に関すること。

(7) 都市計画決定に係る環境影響評価の実施関係機関との連絡及び調整に関すること。

(8) 都市計画法及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の規定に基づく提案に係る受付に関すること。

2 都市局都市計画課土地利用係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に関すること。

(2) 都市計画法に規定する区域区分に関すること。

(3) 都市計画法に規定する地域地区に関すること。

(4) 都市計画法に規定する地区計画等に関すること。

(5) 都市計画の基礎調査に関すること。

(6) 市街地の開発及び再開発の調査及び基本計画に関すること。

(7) 都市再開発方針，住宅市街地の開発整備方針及び防災街区整備方針に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか，都市計画法に係る土地の利用に関すること。

3 都市局都市計画課施設係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市施設（建設局の所管に属するものを除く。）の調査及び基本計画に関すること。

(2) エリアマネジメント等に関する調査及び研究に関すること。

(3) 前2号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(4) 神戸地下街株式会社に関すること。

4 都市局都市計画課計画係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) コンパクトなまちづくり等に関する調査及び基本計画に関すること。

(2) 神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）に関すること（届出の受付に関するものを除く。）。

(3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に関すること。

(4) 前各号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

5 都市局都市計画課事業調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) コンパクトなまちづくり等に関する事業の調整に関すること。

(2) 計画的開発団地の調査及び基本計画その他のまちづくりに関する調査及び基本計画に関すること。

(3) 計画的開発団地のリノベーションの推進及び調整に関すること。

(4) 低炭素都市づくり計画に関する調査及び基本計画に関すること。

(5) 前各号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

（都市局指導課）

第102条 都市局指導課は、次に掲げ

（都市局指導課）

第100条 都市局指導課事務係は、次

る事務を分掌する。

(1) 都市計画法等の規制による開発行為の指導及び許可，集合住宅協議，開発登録簿等に関すること。

(2) 都市計画決定事項の照会，案内，指導及び啓発に関すること。

(3) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び指導に関すること。

(4) 地区計画に係る行為の届出に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 大規模集客施設の立地に係る協議に関すること。

(6) 風力発電の届出に関すること。

(7) 神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）に基づく届出に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 神戸市開発審査会に関すること。

に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 市街化区域の開発行為の許可等及び国等との協議に関すること。

(3) 市街化区域の優良宅地の認定に関すること。

(4) 開発登録簿に関すること。

2 都市局指導課指導第1係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画決定事項の照会，案内，指導及び啓発に関すること。

(2) 関係法令による建築行為許可申請書等の受付に関すること。

(3) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び指導に関すること。

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による建築行為等の受付に関すること。

(5) 国土利用計画法の規定に基づく土地利用目的の審査に関すること。

(6) 都市計画の変更に関連する開発計画に関する指導及び調整に関すること。

(7) 都市計画総括図及び都市計画基

本地図の作成に関すること。

(8) 都市再生整備計画事業の調整に関すること。

(9) 地区計画に係る行為の届出の審査及び指導に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

(10) 都市再生に関する指導及び調整に関すること。

(11) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の規定による届出の受理及び進達に関すること（市街化区域に係るものに限る。）。

3 都市局指導課指導第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市街化区域の開発行為等の規制及び指導に関すること。

(2) 建築確認及び計画通知に係る都市計画法及び宅地造成等規制法への適合性の審査に関すること。

(3) 神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成18年3月条例第54号）の規定に基づく届出の受付、指導及び調整に関すること。

(4) 都市空間向上計画（立地適正化計画）に基づく届出の受付に関すること。

(都市局公共交通課)

第103条 都市局公共交通課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 都市交通体系の調査及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること。
- (3) 鉄道、軌道等の調査及び計画に関すること
- (4) 地域公共交通に係る交通事業者等との調整に関すること。

(都市局公共交通課)

第101条 都市局公共交通課公共交通係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 都市交通体系の調査及び基本計画に関すること（交通企画係及び都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること（交通企画係、鉄道支援係及びバス支援係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 神戸新交通株式会社に関すること（交通企画係の所管に属するものを除く。）。
- (5) 神戸高速鉄道株式会社に関すること。

2 都市局公共交通課交通企画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 都市交通体系の調査及び計画・設計に関すること（公共交通係及び都心再整備本部都心三宮再整備部都心三宮再整備課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 鉄道、軌道等の調査及び計画に関すること（鉄道支援係の所管に属するものを除く。）。

(3) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること（新たな交通手段の導入に係るものに限る。）。

(4) 新たな交通手段の導入に関すること。

3 都市局公共交通課鉄道支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 鉄道，軌道等の調査及び基本計画に関すること（交通企画係の所管に属するものを除く。）。

(2) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること（鉄道支援に係るものに限る。）。

4 都市局公共交通課バス支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること（バス支援に係るものに限る。）。

(2) 神戸市地域公共交通会議に関すること。

(3) 神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会に関すること。

（都市局景観政策課）

第104条 都市局景観政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市景観の形成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（都市局景観政策課）

第102条 都市局景観政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。
(2) 都市景観に関する調査及び研究に関すること。

(2) ハーバーランド地区に係る事業の調整に関すること。

(都市局まち再生推進課)

第105条 都市局まち再生推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 協働と参画のまちづくりに関すること。

(3) 神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）に関すること。

(4) 都市景観審議会に関すること。

(5) 地域における景観形成の啓発及び推進に関すること。

(6) 都市景観整備事業の調整に関すること。

(7) 都心・ウォーターフロントの景観形成に関する計画及び調整に関すること（企画調整局未来都市政策課の所管に属するものを除く。）。

(8) ハーバーランド地区に係る事業の調整に関すること。

(9) 神戸ハーバーランド株式会社に
関すること。

(10) こうべ・だれでもトイレに関する
こと。

(11) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（景観を阻害する建築物等に係るものに限る。）。

(都市局まち再生推進課)

第103条 都市局まち再生推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 協働と参画のまちづくりの推進

(2) 密集市街地の再生に関するこ

と。

(3) 住宅市街地総合整備事業に関す

ること（他の所管に属するものを
除く。）。

(4) 神戸市立こうべまちづくり会館

に関すること。

に関すること。

(3) 地域におけるまちづくりの啓

発，支援及び育成に関すること。

(4) 神戸市地区計画及びまちづくり

協定等に関する条例（昭和56年12
月条例第35号）に関すること。

(5) まちづくり事業の推進に関する

区役所との連絡及び調整に関する
こと。

(6) 神戸市立こうべまちづくり会館

に関すること。

(7) 地域におけるまちづくりに関す

る調査及び計画に関すること。

(8) 国道43号環境防災緑地に関する

関係機関との連絡及び調整に関す
ること。

(9) 密集市街地の再生に関する調

査，計画及び調整に関すること。

(10) 住宅市街地総合整備事業の計

画，調整及び実施に関すること。

(11) 街なみ環境整備事業の計画，

調整及び実施に関すること。

(12) こうべまちづくり学校に関す

ること。

(13) 空家等対策の推進に関する特

別措置法及び神戸市空家空地対策
の推進に関する条例に関すること

（密集市街地再生事業に係るもの

(都市局駅まち推進課)

第106条 都市局駅まち推進課は、駅前生活エリアの活性化に係る調査、計画、連絡及び調整に関する事務を分掌する（他の所管に属するものを除く。）。

(都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課)

第107条 都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 本部所管事務の運営管理及び都心三宮の再整備に係る総括調整に関すること。
- (2) 都心三宮の再整備に係る企画、

に限る。）。

(都市局空家空地活用課)

第104条 都市局空家空地活用課空家空地活用係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 空家及び空地の活用の推進に関すること。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（空家及び空地の活用の促進に係るものに限る。）。

(都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課)

第105条 都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 本部、部及び課の庶務並びに本部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 都心三宮の再整備に係る国その

調査，計画，及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 都心交通体系に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 本庁舎2号館再整備に係る調査，計画，調整及び実施に関すること。

他関係機関及び周辺住民との連絡及び調整に関すること。

2 都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課用地・調査係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都心三宮の再整備に係る調査・検討及びプロモーションに関すること。

(2) 都心三宮の再整備に係る不動産の調査，連絡及び調整に関すること（他の課の所管に属するものを除く。次号において同じ。）。

(3) 都心三宮の再整備に係る不動産の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償及び管理に関すること。

3 都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課都心企画係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都心三宮の再整備に係る企画，計画及び調整に関すること。

(2) 他の係の所管に属さない都心三宮の再整備に関すること。

4 都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課三宮再整備係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 三宮周辺地区の再整備（事業推進係の所管に属するものを除く。）に係る調査，計画及び調整

に関すること。

(2) えき≈まち空間（三宮周辺地区の駅及びバス乗降場とまちをつなぐ空間をいう。）の整備に係る調査，計画及び調整に関すること。

5 都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課都心交通係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都心交通体系の再構築に係る調査，計画，調整及び実施（公共交通課及び建設局道路計画課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 都心三宮の再整備に係るバス事業における調査，計画及びバス事業者等との調整に関すること。

6 都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課事業推進係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 三宮周辺地区における再整備（民間事業に係るものに限る。）に係る調査，計画及び調整に関すること。

(2) 新バスターミナル整備に係る調査，計画及び調整に関すること。

(3) 三宮周辺地区における民間活力の導入と促進に係る調査，企画及

(都市局地域整備推進課)

第108条 都市局地域整備推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅街区整備事業及び優良建築物等整備事業等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 土地区画整理法（昭和22年法律第119号）及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による認可及び監督の手續に関すること（個人、土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の施行に係るものに限る。）。
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による認可及び監督

び検討に関すること。

(4) 雲井通5丁目再開発株式会社に
関すること。

7 都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課2号館再整備係は、本庁舎2号館再整備に係る調査、計画、調整及び実施に関することを分掌する。

(都市局市街地整備部市街地整備課)

第106条 都市局市街地整備部市街地

整備課管理係は、次に掲げる事務（都市整備課の所管に属するものを除く。）を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 土地区画整理事業及び再開発事業等の啓発及び広報に関すること。
- (3) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業に伴う補償金及び直接施行の審査に関すること。
- (4) 土地区画整理事業に関連する不動産の取得に伴う損失補償に関すること。
- (5) 土地区画整理事業等に係る審査請求その他の不服申立て及び訴訟

に関すること（個人施行者，市街地再開発組合及び再開発会社の施行に係るものに限る。）。

(4) 土地区画整理組合，区画整理会社及び住宅街区整備組合の指導及び育成に関すること。

(5) 土地区画整理法，大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び都市再開発法の規定による建築行為等の許可及び指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 多井畑西地区における里山の保全・活用に関すること。

(7) 再開発地区を中心とした地域のにぎわいづくりに関すること。

(8) 都市開発資金に関すること。

に関すること。

(6) 土地区画整理法（昭和22年法律第119号）及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による認可及び監督の手續に関すること

（個人，土地区画整理組合，区画整理会社及び住宅街区整備組合の施行に係るものに限る。）。

(7) 再開発事業に伴う補償金の審査に関すること。

(8) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による認可及び監督に関すること（個人施行者，市街地再開発組合及び再開発会社の施行に係るものに限る。）。

(9) 課の所管の工事等の施行に関する事務手續に関すること。

2 都市局市街地整備部市街地整備課区画整理係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の調査，計画及び調整に関すること。

(2) 土地区画整理事業の進行管理の総括に関すること。

(3) 個人施行に係る土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の指導に

関すること。

(4) 土地区画整理組合，区画整理会社及び住宅街区整備組合の指導及び育成に関すること。

(5) 独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の指導及び補助事業の進行管理に関すること。

(6) 土地区画整理法の規定による建築行為等の許可及び指導（個人，土地区画整理組合，区画整理会社及び独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）に関すること。

(7) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による建築行為等の許可（指導課の所管に属するものを除く。）に関すること。

3 都市局市街地整備部市街地整備課再開発係は，次に掲げる事務（都市整備課の所管に属するものを除く。）を分掌する。

(1) 再開発事業の調査，計画及び調整に関すること。

(2) 再開発事業の施行に伴う事業計画の調整に関すること。

(3) 都市再開発法の規定による建築

行為等の許可に関すること。

(4) 再開発事業に伴う建築物等の設計，工事の施行及び検査に関すること。

(5) 再開発事業に伴う建築施設の保全工事に関すること。

(6) 民間再開発事業の推進に関する企画及び調整に関すること。

(7) 民間再開発事業に関する調査及び計画に関すること。

(8) 組合等市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業に関する指導及び調整に関すること。

(9) 組合等市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業に関する補助，検査及び審査に関すること。

(10) 特定民間再開発事業等の事業認定に関すること。

4 都市局市街地整備部市街地整備課推進係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都心のにぎわいづくりに関すること。

(2) 再開発事業に伴う建築施設等の管理及び処分並びに使用料等の徴収に関すること。

(3) 再開発事業に伴う経営計画並びに保留床の処分に係る企業等の誘

(都市局業務課)

第109条 都市局業務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 事業用地の企画及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 事業用地の取得，管理及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 土地区画整備事業に係る清算金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 土地区画整理事業に係る換地処分後の事業用地等に係る調整及び紛争に関すること。
- (5) 土地区画整理事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること（他の

致及び調整に関すること。

- (4) 再開発事業等に伴い取得した用地等の管理に関すること。
- (5) 再開発事業に伴う清算金の徴収及び交付に関すること。
- (6) ハーバーランド地区の地下街等の管理に関すること。
- (7) 都市開発資金に関すること。
- (8) 株式会社神戸サンセンタープラザに関すること。

(都市局市街地整備部業務課)

第107条 都市局市街地整備部業務課経営管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 事業用地の活用施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 事業用地（他の課及び清算係の所管に属するものを除く。）の取得及び管理に関すること。
- (4) 事業用地の処分並びに売却に係る企画及び促進に関すること。

2 都市局市街地整備部業務課清算係は、部内の他の課又は係の所管に属しない区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土地区画整備事業に係る清算金の徴収及び交付（他の課の所管に

所管に属するものを除く。)。

(6) 土地区画整理事業に係る市有建築物の管理及び処分に関すること。

(都市局工務課)

第110条 都市局工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業の不動産の取得、管理、処分及び不動産の取得に伴う

属するものを除く。)に関すること。

(2) 土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分（他の課の所管に属するものを除く。)に関すること。

(3) 土地区画整理事業に係る換地処分後の事業用地等（他の課及び経営管理係の所管に属するものを除く。)に係る調整及び紛争に関すること。

(4) 事業用地（他の課及び経営管理係の所管に属するものを除く。)の取得、管理及び処分に関すること。

(5) 土地区画整理事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること（他の課の所管に属するものを除く。)。

(6) 土地区画整理事業に係る市有建築物の管理及び処分に関すること。

(都市局市街地整備部都市整備課)

第108条 都市局市街地整備部都市整備課事業推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 都市計画事業（他の課の所管に

損失補償に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業の工事及び移管に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 土地区画整理事業及び防災街区整備事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 鉄道交差に関する事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

属するものを除く。次号において同じ。）及び住宅市街地総合整備事業（他の課の所管に属するものを除く。次号において同じ。）の用地の取得，管理及び処分に関すること。

(3) 都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業に関連する不動産の取得及びこれに伴う損失補償に関すること。

(4) 再開発事業（鈴蘭台駅前地区及び新長田駅南地区に係るものに限る。以下この項において同じ。）の啓発及び広報に関すること。

(5) 再開発事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること。

(6) 再開発事業に伴う管理処分計画に係る関係者の権利の調整，協議等に関すること。

(7) 再開発事業に伴う建築施設の処分に関すること（市街地整備課の所管に属するものを除く。）。

(8) 市街地再開発審査会に関すること。

(9) 再開発事業に伴う登記に関すること。

(10) 課の所管の建築物の管理及び

処分に関すること。

(11) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。

2 都市局市街地整備部都市整備課鈴蘭台駅前整備係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に伴う建築施設の設計，施行及び検査に関すること。

(2) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に伴う建築物等の取得，管理処分計画に関する建築物等の調査及び評価並びに移転，除却等に伴う損失補償の調査及び算定に関すること。

(3) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に伴う建築施設の利用計画に関すること。

(4) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に係る管理処分計画に関する配置設計に関すること。

(5) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に係る事業計画及び管理処分計画の認可手続に関すること。

(6) 特定建築者制度に関すること（鈴蘭台駅前地区に係るものに限る。）。

(7) 鈴蘭台駅前地区再開発事業の実施に伴う調査，計画及び調整に関

すること。

(8) 都市再開発法の規定による建築行為等の許可に関すること（鈴蘭台駅前地区に係るものに限る。）。

(9) 鈴蘭台幹線及び周辺地域のまちづくりに関する調査，計画及び調整に関すること。

(10) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業に伴う建築物等の移転及び除却等に伴う損失補償の調査及び算定に関すること。

3 都市局市街地整備部都市整備課新長田南再開発係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新長田駅南地区再開発事業に伴う建築施設の設計，施行及び検査に関すること。

(2) 新長田駅南地区再開発事業に伴う建築物等の取得，管理処分計画に関する建築物等の調査及び評価並びに移転，除却等に伴う損失補償の調査及び算定に関すること。

(3) 新長田駅南地区再開発事業に伴う建築施設の利用計画に関すること。

(4) 新長田駅南地区再開発事業に係る管理処分計画に関する配置設計

に関すること。

(5) 新長田駅南地区再開発事業に係る事業計画及び管理処分計画の認可手続に関すること。

(6) 特定建築者制度に関すること（新長田駅南地区に係るものに限る。）。

(7) 都市再開発法の規定による建築行為等の許可に関すること（新長田駅南地区に係るものに限る。）。

4 都市局市街地整備部都市整備課工務係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 再開発事業に伴う街路の調査、工事の計画、設計、検査及び移管の協議に関すること（事業推進係の所管に属するものを除く。）。

(2) 土地区画整理事業及び沿道整備街路事業に伴う街路等の調査、工事の計画、設計及び検査に関すること。

(3) 土地区画整理事業に係る換地処分後の権利者との土木技術に関する調整及び紛争に関すること。

(4) 土地区画整理事業に係る工事の調査及び調整並びに公共施設の管理及び引継ぎに関すること。

(5) 土地区画整理事業に係る測量に関すること。

(6) 沿道整備街路事業に伴う換地計画，換地設計，仮換地の指定及び換地処分に関すること。

(7) 鉄道交差に関する事業の実施に伴う調整，調査，工事の計画，設計，検査及び管理の移管に関すること（都市計画課及び公共交通課の所管に属するものを除く。）。

(8) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること。

(9) 土木技術に関する調査（他の課の所管に属するものを除く。），
局内の連絡及び調整に関すること。

(10) 移管完了までの再開発事業，
土地区画整理事業に伴う街路等の管理に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

(11) 前各号に掲げるもののほか，
土木工事の設計，検査及び監督に関すること（建設局及び建築住宅局技術管理課の所管に属するものを除く。）。

（都市局新都市管理課）

第111条 都市局新都市管理課は，次に掲げる事務を分掌する。

（都市局新都市事業部事業管理課）

第109条 都市局新都市事業部事業管理課管理係は，次に掲げる事務を分

(1) 新都市整備事業に係る造成地及びその他の新都市整備事業に係る不動産の管理（他の所管に属するものを除く。）並びに調整に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る公共施設用地等の移管事務に関すること。

(3) 新都市整備事業に係る公共施設等の管理及び運営並びにそれらの施設の設置者との調整に関すること。

(4) 新都市整備事業に係る不動産の取得及び処分（他の所管に属するものを除く。）並びに取得に伴う損失補償に関すること。

掌する。

(1) 部及び課並びに内陸・臨海計画課の庶務並びに部内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。

(2) 造成地（新都市整備事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）及びその他の不動産（新都市整備事業に係る不動産に限る。）の管理の総括並びに連絡及び調整に関すること。

(3) 造成地の一時使用に係る貸付けの総括並びに連絡及び調整に関すること。

(4) 造成地の構築物及び行為の規制に関すること。

(5) 公共施設用地等（新都市整備事業に係るものに限る。以下同じ。）の移管事務に関すること。

(6) 造成地の売買契約に基づく履行の確認，指導その他手続に関すること。

(7) 造成地の賃貸借契約等（一時使用に係るものを除く。）に基づく賃料の調定，履行の確認，指導その他手続に関すること。

(8) 造成地における地域コミュニティの支援並びに関係部局との連絡及び調整に関すること。

(9) ポートアイランド市民広場その他の新都市整備事業に係るコミュニティ施設及び公共施設の管理及び運営並びにそれらの施設の設置者との連絡及び調整に関すること。

(10) 株式会社OMこうべに関すること。

2 都市局新都市事業部事業管理課推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 造成地（新都市整備事業に係る住宅団地及び旧埋立地に限る。以下この項において同じ。）の処分の企画及び調査に関すること。

(2) 造成地の処分及びこれに伴う登記事務に関すること。

(3) 新都市整備事業に係る不動産の取得等の総括並びに連絡及び調整に関すること。

(4) 新都市整備事業に係る不動産の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償及び管理に関すること。

(5) 新都市整備事業に係る登記の事務に関すること。

（都市局企業誘致課）

第112条 都市局企業誘致課は、新都市事業に係る造成地（他の所管に属

（都市局新都市事業部企業誘致課）

第110条 都市局新都市事業部企業誘致課誘致係は、次に掲げる事務を分

するものを除く。)への企業の誘致及び処分に関する事務を分掌する。

(都市局内陸・臨海計画課)

第113条 都市局内陸・臨海計画課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業の基本計画・基本設計及び重要事項の企画・調査に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可の諸手続に関すること。
- (3) 公有水面の埋立てに係る諸手続に関すること。

掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 造成地（事業管理課の所管に属するものを除き、新都市整備事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）の処分の企画及び調査に関すること。
- (3) 造成地への企業の誘致に関すること。
- (4) 造成地の処分及びこれに伴う登記事務に関すること。

2 前項第2号から第4号までに規定する事務のうち、神戸空港島に関することについては、港湾局空港調整課の総合調整により同課と共同して行う。

(都市局新都市事業部内陸・臨海計画課)

第111条 都市局新都市事業部内陸・

臨海計画課事業推進第1係、事業推進第2係、事業推進第3係及び事業推進第4係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業の基本計画及び重要事項の企画・調査に関すること。
- (2) 新都市整備事業及びこれに関連する事業に係る基本設計並びに関

係機関との連絡及び協議に関する
こと。

(3) 新都市整備事業に係る計画決定
及び事業認可の諸手続に関するこ
と。

(4) 公有水面の埋立てに係る諸手続
に関すること。

2 前項各号に規定する事務のうち、
神戸空港島に関することについて
は、港湾局空港調整課の総合調整に
より港湾局港湾計画課と共同して行
う。

3 都市局新都市事業部内陸・臨海計
画課事業推進第1係，事業推進第2
係，事業推進第3係及び事業推進第
4係の係ごとの分掌事務は，都市局
長が定める。

(都市局新都市工務課)

第114条 都市局新都市工務課は，次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る工事に関
すること。

(2) 新都市整備事業に係る造成地に
おける道路，公園，緑地等に関する
こと。

(3) 新都市整備事業に係る建築物，
電気設備及び機械設備に関するこ
と。

(都市局新都市事業部工務課)

第112条 都市局新都市事業部工務課
臨海工務係及び内陸工務係は，次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 課の所管の工事等の施行手続に
関すること。

(3) 部の所管の工事の検査の調整に
関すること。

(4) 一般土砂の有料受入れの事務に
関すること。

(4) 一般土砂の有料受入れの事務に関すること。

(5) 新都市整備事業に係る臨海部の埋立工事及び関連受託工事の調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。

(6) 新都市整備事業に係る臨海部の造成地（東部埋立地、西部埋立地、六甲アイランド、ポートアイランド、ポートアイランド（第2期）及び神戸空港島に限る。）及び造成地に係る宅地関連公共公益施設の整備工事に係る調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。

(7) 新都市整備事業に係る内陸部の造成地（東部埋立地、西部埋立地、六甲アイランド、ポートアイランド、ポートアイランド（第2期）及び神戸空港島を除く。）及び造成地に係る宅地関連公共公益施設の整備工事に係る調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。

(8) 造成地に係る確定測量に関すること。

(9) 造成地における公共公益施設用地等に係る移管図書の作成に関すること。

(10) 土木工事に係る積算に関する

連絡及び調整に関すること。

(11) 新都市整備事業に係る土砂運搬施設の跡地に係る土木工事の調査，計画，設計，調整及び検査に関すること。

2 都市局新都市事業部工務課臨海工務係及び内陸工務係の係ごとの分掌事務は，都市局長が定める。

3 都市局新都市事業部工務課公園係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る区域内の公園及び緑地に係る工事の計画，設計及び検査に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る造成地における緑地及び緑化の指導に関すること。

(3) 新都市整備事業に係る区域内の公園及び緑地に係る移管図書の作成に関すること。

4 都市局新都市事業部工務課建築係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る建築物に係る工事の調査，設計，監督及び検査に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る建築物の維持保全に係る調査及び計画に関すること。

(3) 新都市整備事業に係る建築物の

保守点検，修繕及び占有者等への技術的指導に関すること。

(4) 新都市整備事業に係る建築の計画及び調整並びに民間事業者への技術的指導に関すること。

5 都市局新都市事業部工務課設備係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る電気設備及び機械設備に係る工事の調査，設計，監督及び検査に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る電気設備及び機械設備の維持保全に係る調査及び計画に関すること。

(3) 新都市整備事業に係る電気設備及び機械設備の保守点検，修繕及び占有者等への技術的指導に関すること。

6 第1項第5号から第11号まで及び第3項から第5項までに規定する事務のうち，神戸空港島に関するについては，港湾局空港調整課の総合調整により港湾局工務課と共同して行う。

第14節 建築住宅局

(建築住宅局政策課)

第115条 建築住宅局政策課は，次に掲げる事務を分掌する。

第14節 建築住宅局

(建築住宅局住宅政策課)

第113条 建築住宅局住宅政策課総務係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 住宅政策に係る調査，調整及び企画に関すること。

(3) 民間住宅に対する支援施策に関すること。

(4) 民間マンションの管理適正化の促進に関すること。

(5) ライフステージに応じた住み替え支援に関すること。

(6) 住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

(7) 空家及び空地の活用の推進に関すること。

(1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。

(2) 局職員の安全衛生に関すること。

(3) 神戸市建築住宅局指定管理者選定評価委員会に関すること。

(4) 局の予算の経理に関すること。

2 建築住宅局住宅政策課住宅計画係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 住宅政策に関する調査及び研究並びに基本施策の企画及び調整に関すること。

(2) 神戸市住生活基本計画及び神戸市高齢者居住安定確保計画に関すること。

(3) 神戸市すまい審議会に関すること。

(4) 市営住宅全般に関する調整に関すること。

(5) 市営住宅の建築，大規模の修繕等に関する補助申請に係る事務手続に関すること。

3 建築住宅局住宅政策課住宅支援係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 若年・子育て世帯に対する住み替え支援事業の調整，実施及び広報に関すること。

(2) 神戸市インナーシティ高齢者特別賃貸住宅等の民間賃貸住宅に対する補助金に関すること。

(3) 住宅新築資金，住宅改修資金及び宅地取得資金の貸付金償還に関すること。

4 建築住宅局住宅政策課民間住宅係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 民間住宅に対する支援施策の計画及び実施に関すること。

(2) 民間マンションの管理適正化の促進に関すること。

(3) 優良建築物等整備事業（都市局市街地整備部市街地整備課再開発係の所管に属するものを除く。）の調整，補助，検査及び審査に関すること。

(4) 住宅相談業務に関すること。

(5) 神戸市住宅融資制度に関すること。

(6) サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関すること（福祉局高齢福祉課施設整備係の所管に属するものを除く。）。

（建築住宅局住宅整備課）

第116条 建築住宅局住宅整備課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市営住宅等の工事施行手続及び

（建築住宅局住宅整備課）

第114条 建築住宅局住宅整備課調整係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課及び住宅建設課の庶務に関する

調整に関すること。

(2) 不動産（政策課，住宅整備課，住宅建設課及び住宅管理課の所管に属するものに限る。）の取得，管理及び処分に関すること。

(3) 市営住宅等のマネジメント（市営住宅等の再編及び改修をいう。）及び建設に係る調査，調整及び計画に関すること。

(4) 市営住宅等の土木工事に関すること。

(5) 借上げに係る市営住宅の返還に係る調査及び計画に関すること。

ること。

(2) 市営住宅等の建築及び設備工事の施行に係る事務手続に関すること。

(3) 不動産（住宅政策課，住宅整備課，住宅建設課及び住宅管理課の所管に属するものに限る。）の取得，管理及び処分に関すること。

2 建築住宅局住宅整備課事業計画係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市営住宅等のマネジメント（市営住宅等の再編及び改修をいう。以下同じ。）に係る調査及び計画に関すること。

(2) 市営住宅等の建築並びに市営住宅の建物，電気設備及び機械設備に係る一定の計画に基づく修繕に関する補助申請に係る技術的事項に関すること。

(3) 市営住宅等の建設に係る関係機関及び周辺住民との連絡及び調整に関すること。

(4) 市営住宅等の建築及び設備工事の検査に関すること。

(5) 市営住宅等の建設に係る土木関連施設整備計画に関すること。

3 建築住宅局住宅整備課調査係は，次に掲げる事務を分掌する。

(建築住宅局住宅建設課)

第117条 建築住宅局住宅建設課は、
次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市営住宅等の建築工事，電気及び機械の設備工事並びに保守修繕に関すること。
- (2) 市営住宅の建築技術に係る調査，研究及び調整に関すること。
- (3) 市営住宅の建築設備に係る調査，研究及び調整に関すること。

(建築住宅局住宅管理課)

第118条 建築住宅局住宅管理課は、

(1) 市営住宅等のマネジメントに係る入居者の調整に関すること。

(2) 借上げに係る市営住宅の返還に係る調査及び計画に関すること。

(建築住宅局住宅建設課)

第115条 建築住宅局住宅建設課建築係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市営住宅等の建築工事，保守及び修繕の調査，見積り，設計，監督，検査及び評価に関すること。
- (2) 市営住宅等の建築工事の技術開発，調査及び研究に関すること。
- (3) 市営住宅の建物に係る一定の計画に基づく修繕に関すること（設備係に属するものを除く。）。

2 建築住宅局住宅建設課設備係は、
次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市営住宅等の電気，機械，給排水及び衛生の設備工事，保守及び修繕の調査，見積り，設計，監督，検査及び評価に関すること。
- (2) 市営住宅等の設備工事の技術開発，調査及び研究に関すること。
- (3) 市営住宅の電気設備及び機械設備に係る一定の計画に基づく修繕に関すること。

(建築住宅局住宅管理課)

第116条 建築住宅局住宅管理課は、

次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市営住宅の管理に関すること。
- (2) 市営住宅の入居者の募集，選考及び入退去に関すること。
- (3) 市営住宅の不正使用及び使用料等の徴収に係る争訟に関すること。
- (4) 神戸市立多聞集会所に関すること。

次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市営住宅の管理に係る調査及び計画に関すること。
- (3) 住宅総合管理システムに関すること。
- (4) 神戸市立多聞集会所に関すること。
- (5) 公営住宅制度に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 市営住宅の入居者の募集及び選考に関すること。
- (7) 市営住宅の入退居及び不正使用に関すること。
- (8) 市営住宅の不正使用に係る争訟に関すること。
- (9) 市営住宅の住宅管理人に関すること。
- (10) 市営住宅の建物の管理に関すること。
- (11) 市営住宅の敷地の保全及び譲渡に関すること。
- (12) 市営住宅の使用料等の決定及び変更に関すること。
- (13) 市営住宅の使用料等の徴収及び収納に関すること。
- (14) 市営住宅の使用料等の徴収及び収納に係る争訟に関すること。

(建築住宅局建築指導部建築調整課)

第119条 建築住宅局建築指導部建築調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく台帳の管理及び閲覧，届出及び統計に関すること。
- (2) 建築に関する相談及び情報の提供に関すること。
- (3) 中高層建築物等の建築に係る住環境に関する相談，指導及び紛争の調整に関すること。

(15) 市営住宅以外の公的住宅等のあっせんに関すること。

(16) 神戸市営住宅入居者選考審議会に関すること。

(建築住宅局建築指導部建築調整課)

第117条 建築住宅局建築指導部建築調整課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 指定確認検査機関からの報告書の受付に関すること。
- (3) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）第5条の2の規定に基づく届出に関すること（届出書の受付及び通知書の交付に限る。）。
- (4) 建築確認申請書，建築許可申請書等の受付に関すること。
- (5) 建築確認済証，建築許可通知書及び検査済証の交付に関すること。
- (6) 独立行政法人住宅金融支援機構関係の申請書の受付及び合格書の交付に関すること（災害関係に限る。）。

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく台帳の管理及び閲覧に関すること。

(8) 建築物の滅失等の報告に関すること。

(9) 建築統計の作成に関すること。

(10) 優良住宅認定申請書の認定事務に関すること。

(11) 建築に関する相談及び情報の提供に関すること。

(12) 神戸市建築審査会に関すること（建築安全課の所管に属するものを除く。）。

2 建築住宅局建築指導部建築調整課
建築調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の規定に基づく指定建築物の建築の届出及び指定建築物に係る指導に関すること。

(2) 近隣における中高層建築物の建築に係る日照その他の住環境に係る相談及び神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の規定に基づく紛争の調整に関すること。

(3) 日照等調停委員に関すること。

(4) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の規定に基づくワネル

ームマンションに係る指導及びワ
ンルームマンション又は特定共同
住宅の駐車施設の確保に係る指導
に関すること。

(5) 近畿圏整備法（昭和38年法律第
129号）に基づく既成都市区域の
指定に係る証明の交付に関するこ
と。

(6) 電波法施行令（平成13年政令第
245号）第9条に基づく伝搬障害
防止区域を表示した図面の備付け
に関すること。

3 建築住宅局建築指導部建築調整課
建設リサイクル係は、次に掲げる事
務を分掌する。

(1) 建設工事に係る資材の再資源化
等に関すること（環境局事業系廃
棄物対策課の所管に属するものを
除く。）。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化
等に関する法律（平成12年法律第
104号）の規定に基づく分別解体
に係る届出の事前相談，受理及び
審査，命令，勧告，報告の徴収並
びに立入検査に関すること。

（建築住宅局建築指導部建築安全
課）

第120条 建築住宅局建築指導部建築

（建築住宅局建築指導部建築安全
課）

第118条 建築住宅局建築指導部建築

安全課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 建築指導行政に係る許可，認定，企画及び調整に関すること。
- (2) 建築物等に係る届出，審査及び検査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 建築物における環境・省エネルギー対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 指定確認検査機関への指導及び調整に関すること。
- (5) 建築基準法に規定する道路に関すること。
- (6) 神戸市建築審査会に関すること。

安全課指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 建築行政に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 建築行政に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 建築協定に関すること。
- (4) 建築行政に係る条例等の立案，整備等に関すること。
- (5) 建築基準法に基づく区域等の指定に関すること（整備係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例に規定する特別用途地区内における建築物の建築制限に関すること。
- (7) 近隣住環境計画に関すること。
- (8) 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条の特定建築物に係る認定に関すること。
- (9) 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の規定に基づく環境配慮の評価，すまいの環境性能表示及び緑化に関すること（建設局公園部計画課計画係の所管に属するものを除く。）。
- (10) 神戸市民の健康の保持及び良

好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例の規定に基づき届出られた自動車公害を防止するための措置の内容に関すること。

(11) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に規定する路外駐車場の設置の届出に関すること。

(12) 建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年3月条例第54号）の規定に基づく届出に関すること。

(13) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。

(14) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関すること（建築安全係の所管に属するものを除く。）。

(15) 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号）の規定に基づく大規模な駐車施設等の届出に関すること。

(16) 建築物のエネルギー消費性能

の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出及び認定に関すること（建築安全係の所管に属するものを除く。）。

2 建築住宅局建築指導部建築安全課指定機関指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 指定確認検査機関への連絡，調整及び指導に関すること。

(2) 指定確認検査機関が行った建築確認検査に係る報告書の審査及び指導に関すること。

(3) 建築基準法第6条の2第6項及び第7条の6第4項の通知に関すること。

(4) 指定確認検査機関に対する立入検査に関すること。

(5) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第5条の2の規定に基づく届出に関すること（建築調整課の所管に属するものを除く。）。

3 建築住宅局建築指導部建築安全課建築安全係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 建築確認及び計画通知に係る建築基準関係規定への適合の審査及び検査に関すること。

- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構関係の申請書の審査及び工事の審査に関すること（災害関係に限る。）。
- (3) 建築基準法に基づく建築物の敷地の安全性の審査に関すること。
- (4) 建築物の構造及び耐力の審査並びに現場検査に関すること。
- (5) 建築基準法第85条の許可に関すること。
- (6) 建築基準法第86条の8の認定に関すること。
- (7) 建築設備等の定期報告、指導及び安全性の審査に関すること。
- (8) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽の構造の検査に関すること。
- (9) 建築物の仮使用の認定に関すること。
- (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定する低炭素建築物新築等計画の認定に関すること（指導係の所管に属するものを除く。）。
- (11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定、届出及び認定に関すること（指導係の所管に属するものを除く。）。

(12) 神戸市エレベーター防災対策改修補助事業に関すること（耐震推進課の所管に属するものを除く。）。

(13) 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第10条の防災計画に関すること。

4 建築住宅局建築指導部建築安全課整備係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 建築基準法の規定に基づく許可及び認定（他の係の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 建築基準法第42条の道路に関すること。

(3) 神戸市建築審査会に関すること（建築調整課の所管に属するものを除く。）。

(4) 細街路の拡幅等に関する指導に関すること。

(5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第102条の認定及び第105条第1項の許可に関すること。

（建築住宅局建築指導部安全対策課）

第121条 建築住宅局建築指導部安全対策課は、次に掲げる事務を分掌す

（建築住宅局建築指導部安全対策課）

第119条 建築住宅局建築指導部安全対策課安全推進係は、次に掲げる事

る。

- (1) 建築物の安全性の確保及び改善支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 建築基準法に違反する建築物の調査及び措置に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）等に基づく空家及び空地の対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

務を分掌する。

- (1) 建築物安全安心実施計画に関すること。
- (2) 建築基準法の違反の防止に係る啓発並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 建築物における吹付けアスベストに係る調査及び指導並びに除去対策の啓発及び支援に関すること。
- (4) 建築基準法第9条及び第10条の規定に基づく措置に関すること（他の係の所管に属するものを除く。）。
- (5) 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第3章第3節に規定する老朽危険家屋等（以下この条において「老朽危険家屋等」という。）に対する措置に関すること（安全指導係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に係る事務に関すること（他の係及び他の課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 被災建築物応急危険判定制度に係る関係機関との連絡及び調整に

関すること。

2 建築住宅局建築指導部安全対策課
ビル防災対策係は、次に掲げる事務
を分掌する。

(1) 建築基準法に違反する既存の特
殊建築物の調査及び当該特殊建築
物に対する措置に関すること。

(2) 神戸市建築物の安全性の確保等
に関する条例第52条の規定に基づ
く小規模な飲食ビル等の所有者等
に対する指導、助言及び検査に関
すること。

(3) 神戸市建築物の安全性の確保等
に関する条例第54条の規定に基づ
く事故に関する情報の収集及び公
表に関すること。

(4) 特殊建築物の定期報告及びその
指導に関すること。

(5) 不特定多数の者が利用する建築
物の安全性の確保に関すること。

3 建築住宅局建築指導部安全対策課
安全指導係は、次に掲げる事務を分
掌する。

(1) 建築基準法に違反する建築物の
調査及び建築の監視に関するこ
と。

(2) 建築基準法第9条及び第10条の
規定に基づく措置に関すること

（他の係の所管に属するものを除く。）。

(3) 老朽危険家屋等の調査並びに老朽危険家屋等に係る指導，勧告及び技術的援助等に関すること。

(4) 老朽危険家屋等に対する応急的危険回避措置に関すること。

(5) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（建築物等に係るものに限る。）。

4 建築住宅局建築指導部安全対策課空家空地指導係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 空家及び空地の適正管理の指導に関すること。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（他の係及び他の課の所管に属するものを除く。）。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に係る事務の統括に関すること。

（建築住宅局建築指導部耐震推進課）

（建築住宅局建築指導部耐震推進課）

第122条 建築住宅局建築指導部耐震

推進課は、建築物等の耐震化の促進に関する事務を分掌する。

(建築住宅局技術管理課)

第123条 建築住宅局技術管理課は、

次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市有建築物等の工事施行手続及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 建築技術の調査、研究、調整及

第120条 建築住宅局建築指導部耐震

推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 神戸市耐震改修促進計画に関すること。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に関すること。
- (3) すまい等の耐震化促進事業に関すること。
- (4) すまい等の耐震化の普及及び啓発に関すること。
- (5) すまい等の耐震化の促進に関する施策の連絡及び調整に関すること。
- (6) 神戸市危機ブロック塀等撤去助成事業に関すること。
- (7) 神戸市エレベーター防災対策改修補助事業に関すること(建築安全課建築安全係の所管に属するものを除く。)

(建築住宅局技術管理課)

第121条 建築住宅局技術管理課事務

係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課、建築課、設備課及び保全課の庶務、事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 工事の施行手続及び調整に関す

び普及に関すること。

(3) 市有建築物及び市営住宅の建築に伴う土木工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（建築住宅局建築課）

第124条 建築住宅局建築課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物の調査，研究及び調整に関すること。

(2) 市有建築物の建築工事に関する

ること。

2 建築住宅局技術管理課技術管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 建築技術に関する連絡及び調整に関すること。

(2) 市有建築物の評価に関すること。

(3) 市有建築物及び市の補助に係る建築物の建築工事の検査に関すること。

(4) 建築技術の開発，調査，研究，改善及び普及に関すること。

3 建築住宅局技術管理課土木係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物及び住宅の建築工事に伴う土木工事の計画，設計，見積り，監督及び検査に関すること。

(2) 市有建築物及び住宅の建築工事に伴う土木施設の維持保全に係る調査，計画及び助言に関すること。

（建築住宅局建築課）

第122条 建築住宅局建築課特定建築係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物の企画，調査，助言及び見積りに関すること。

(2) 建築課の他の係の所管に属しな

こと（他の所管に属するものを除く。）。

（建築住宅局設備課）

第125条 建築住宅局設備課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 建築設備に係る調査, 研究及び調整に関すること。
- (2) 市有建築物の電気及び機械の設備工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 都市計画事業及び再開発事業に係る電気及び機械の設備に関すること。
- (4) 市有建築物等のESCO事業（省エ

い市有建築物の建築工事に関すること。

2 建築住宅局建築課建築第1係, 建築第2係及び建築第3係は, 市有建築物の建築工事の計画, 設計, 見積り, 監督及び検査に関すること（保全課の所管に属するものを除く。）を分掌する。

3 建築住宅局建築課建築第1係, 建築第2係及び建築第3係の係ごとの分掌事務は, 建築住宅局長が定める。

4 建築住宅局建築課新中央区総合庁舎整備係は, 新中央区総合庁舎の建築工事の計画, 設計, 見積り, 監督及び検査に関することを分掌する。

（建築住宅局設備課）

第123条 建築住宅局設備課管理係

は, 次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市有建築物の電気及び機械の設備に係る企画, 調査, 指導及び研究に関すること。
- (2) 市有建築物の電気及び機械の設備の保守修繕の調査, 見積り, 設計, 監督及び監査に関すること（保全課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 市有建築物及び市の補助に係る

エネルギーの改修工事による光熱費の削減分で投資を賄う事業をいう。) に関すること。

建築物の電気及び機械の設備の検査に関すること。

(4) 市有建築物のESCO事業（省エネルギーの改修工事による光熱費の削減分ですべての投資を賄う事業をいう。）及び省エネルギー化に関する調査，診断，設計，監理及び履行確認に関すること。

(5) 設備技術に関する連絡及び調整に関すること。

(6) 課内職員の安全衛生，研修に関すること。

(7) 設備課の他の係の所管に属しない市有建築物の電気及び機械の設備工事に関すること。

2 建築住宅局設備課電気係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物の電気設備の工事の調査，評価，見積り，設計，監督及び検査に関すること。

(2) 都市計画事業に伴う電気設備の工事の調査，評価，見積り，設計，監督，検査及び保全に関すること。

(3) 再開発事業に伴う電気設備の工事の調査，評価，見積り，設計，監督及び検査に関すること。

(4) 再開発事業に伴う建築附帯電気

設備の取得，管理処分計画に関する建築附帯電気設備等の調査及び評価並びに移転及び除却等に伴う損失補償の調査及び算定に関すること。

3 建築住宅局設備課機械係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物の機械設備の工事の調査，評価，見積り，設計，監督及び検査に関すること。

(2) 都市計画事業に伴う機械設備の工事の調査，評価，見積り，設計，監督，検査及び保全に関すること。

(3) 再開発事業に伴う機械設備の工事の調査，評価，見積り，設計，監督及び検査に関すること。

(4) 再開発事業に伴う建築附帯機械設備の取得，管理処分計画に関する建築附帯機械設備等の調査及び評価並びに移転及び除却等に伴う損失補償の調査及び算定に関すること。

(建築住宅局保全課)

第126条 建築住宅局保全課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物並びに市有建築物の電気及び機械の設備に係る維持保

(建築住宅局保全課)

第124条 建築住宅局保全課計画保全係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物の維持保全に係る調査，研究，計画，指導及び資料収

全及び保守修繕に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 自家用電気工作物の保守管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

集に関すること。

(2) 市有建築物の保守修繕の調査、見積り、設計、監督及び検査に関すること。

(3) 市有建築物情報システムの管理、運営及び改善に関すること。

(4) 市有建築物に係るファシリティマネジメントに関する技術的支援、助言及び指導に関すること。

(5) 市有建築物の建築工事の計画、設計、見積り、監督及び検査に関すること（建築課の所管に属するものを除く。）。

2 建築住宅局保全課設備保全係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物の電気及び機械の設備の維持管理の調査、研究、計画、指導及び資料収集に関すること。

(2) 自家用電気施設の保守管理に関すること。

(3) 市有建築物の電気及び機械の設備の保守修繕の調査、見積り、設計、監督及び検査に関すること。

(4) 市有建築物の電気及び機械の設備に係るファシリティマネジメントに関する技術的支援、助言及び指導に関すること。

第15節 港湾局

(港湾局経営企画課)

第127条 港湾局経営企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 船員及び港湾労働者等の福利厚生に関すること。
- (3) 港湾環境整備負担金に関すること。
- (4) 港湾事業の料金制度に関すること。

(5) 市有建築物の電気及び機械の設備の工事の調査、評価、見積り、設計、監督及び検査に関すること（設備課の所管に属するものを除く。）。

第15節 港湾局

(港湾局経営企画課)

第125条 港湾局経営企画課経営企画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の予算及び決算に関すること。
- (3) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (4) 補助事業及び起債事業の総括に関すること。
- (5) 重要事項の調査及び企画に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、経理に関すること。
- (7) 局が所管する外郭団体（阪神国際港湾株式会社、神戸航空貨物ターミナル株式会社及び株式会社神戸フェリーセンター）の総合調整に関すること。
- (8) 局の重要事項の調査及び企画に

関すること。

2 港湾局経営企画課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局内の事務の連絡，調整及び改善（経営企画係の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 局の職員の安全衛生に関すること。

(3) 船員，港湾労働者等の福利厚生に関すること。

(4) 船員，港湾労働者等の福利厚生施設の運営管理に関すること。

(5) 臨港地区内の巡視に関すること（神戸港管理事務所の所管に属するものを除く。）。

(6) 港湾環境整備負担金に関すること。

(7) 神戸港港湾審議会に関すること。

(8) 港湾事業の料金制度に関すること。

(9) 神戸市港湾局指定管理者選定評価委員会に関すること。

(10) 前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

（港湾局ウォーターフロント再開発推進課）

第128条 港湾局ウォーターフロント

（港湾局ウォーターフロント計画課）

第126条 港湾局ウォーターフロント

再開発推進課は、ウォーターフロント（新港突堤西地区及び中突堤・高浜地区）の再開発に係る調査、企画及び調整に関する事務を分掌する。

（港湾局空港調整課）

第129条 港湾局空港調整課は、神戸空港及び神戸空港島に係る調査、企画及び調整に関する事務を分掌する。

計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務（港湾計画課調査係の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) ウォーターフロント（新港突堤西地区及び中突堤周辺地区に限る。以下同じ。）の再開発に係る計画の策定及び重要事項の企画に関すること。

(3) ウォーターフロントにおける再開発事業の実施並びに当該事業に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(4) 港湾施設の利用者の誘致に関すること。

(5) ウォーターフロントへの集客施設等の誘致に関すること。

（港湾局空港調整課）

第127条 港湾局空港調整課空港調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 補助事業の申請、報告及び精算に関すること。

(3) 空港に係る重要事項の調査及び企画に関すること。

(4) 神戸空港島に係る総合調整に関すること。

(港湾局振興課)

第130条 港湾局振興課は、港湾のにぎわい創出、情報発信、国際業務、客船誘致その他港湾の振興に係る調査、企画及び調整に関する事務を分掌する。

(5) 関西エアポート神戸株式会社及びこれに係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(6) 神戸空港ターミナル株式会社の清算に係る連絡及び調整に関すること。

(7) 第110条第1項第2号から第4号までに規定する事務のうち神戸空港島に関すること。

2 前項第7号に規定する事務については、都市局新都市事業部企業誘致課と共同して行う。

(港湾局振興課)

第128条 港湾局振興課企画係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課及び客船誘致課の庶務に関すること。

(2) 港湾の振興に関する企画及び調整に関すること。

(3) 港湾に関する国際業務の企画及び調整に関すること。

(4) 港湾に係る国の行政機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

2 港湾局振興課振興係は、港湾の利用促進、にぎわいの創出及び宣伝に関する事務を分掌する。

(港湾局客船誘致課)

(港湾局経営課)

第131条 港湾局経営課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 港湾施設の管理に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制及び臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 不動産（他の所管に属するものを除く。）の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償に関すること。
- (4) 臨港地区における港湾産業に関すること。

第129条 港湾局客船誘致課客船誘致

係は、客船の誘致に関する事務を分掌する。

(港湾局経営課)

第130条 港湾局経営課経営第1係及

び経営第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること（経営第1係に限る。）。
- (2) 港湾施設の管理の企画及び調整に関すること。
- (3) 港湾施設の使用の許可及び貸付けに関すること（神戸港管理事務所及び海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制に関すること（海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること。
- (6) 不動産（海岸防災課の所管に属するものを除く。）の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償に関すること。
- (7) 公有水面の埋立免許に関すること。
- (8) 港湾台帳の整備に関すること。

(港湾局海務課)

第132条 港湾局海務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 船舶の入出港に係る港湾施設の管理及び運用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 船舶の入出港その他の動静管理に関すること。
- (3) 港湾区域内における船舶の安全及び利用に関すること。
- (4) 国際水域施設の保安対策に関す

(9) 港湾資産の保険に関すること。

(10) 港湾における物流に関する企画及び調査並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。

(11) 港湾産業の立地に係る調査及び研究に関すること。

(12) 港湾地域への企業の誘致に関すること。

(13) ウォーターフロント（ハーバーランド地区から東部新都心地区に至る臨港地区をいう。）への集客施設等の誘致に関すること（ウォーターフロント計画課の所管に属するものを除く。）。

2 港湾局経営課経営第1係及び経営第2係の係ごとの分掌事務は、港湾局長が定める。

(港湾局海務課)

第131条 港湾局海務課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 岸壁及びドルフィン（以下「岸壁等係留施設」という。）、旅客乗降用渡橋並びにフェリー用可動橋の使用料、運搬給水に係る給水料金並びに入港料の徴収に関すること。
- (3) 岸壁等係留施設、旅客乗降用渡

ること。

(5) 港務艇の運航（運搬給水を含む。）及び維持管理に関すること。

橋及びフェリー用可動橋並びに運搬給水に係る損害賠償に関すること。

(4) こうべ国際VHF海岸局の運営に関すること。

2 港湾局海務課港務係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 船舶の出入港その他の動静管理に関すること。

(2) 岸壁等係留施設の使用の許可（船席の指定を要する船舶に係るものに限る。）に関すること。

(3) 港湾区域内の航行の安全に係る情報の収集及び関係機関等との調整に関すること。

(4) 港湾区域内の浚渫（しゅんせつ）、検測の調整及び海図その他これに類する関係図書の整備に関すること。

(5) 海難及び台風その他の海洋気象の連絡に関すること。

(6) 引船作業の許可に関すること。

(7) 水先、引船、綱取りその他の船舶に対する役務のあっせんに関すること。

(8) 国際水域施設の保安対策に関すること。

3 港湾局海務課けい船係は、次に掲

げる事務を分掌する。

(1) 岸壁に離着する船舶の立会い及び監督に関すること。

(2) 岸壁等係留施設の使用の許可（船席の指定を要しない船舶に係るものに限る。）に関すること。

(3) 旅客乗降用渡橋及びフェリー用可動橋の使用の許可に関すること。

(4) 港内作業における火気の使用の許可及び潜水作業の調整に関すること。

(5) 大型船舶の係留位置の調整に関すること。

(6) 船舶の係離作業の許可に関すること。

(7) 岸壁，防舷材及び係船柱（小型船用のものを除く。）の維持及び管理に関すること。

(8) 旅客乗降用渡橋の維持及び管理に関すること。

4 港湾局海務課海務係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 港務艇の運航並びに維持及び管理に関すること。

(2) 運搬給水用多目的バージの維持及び管理に関すること。

(3) ドルフィンの維持及び管理に関

(港湾局港湾計画課)

第133条 港湾局港湾計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 港湾及び海岸の計画等に係る調査、企画及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 港湾の統計に係る調査及び解析に関すること。
- (3) 港湾手続及び港湾物流の情報化に関する情報処理に係る調査、企画及び調整に関すること。

すること。

- (4) 港湾区域内の船舶等の整理、油濁対策、運搬給水の作業及び沈廃船等障害物の処理に関すること。
- (5) 補油作業届、船倉清掃作業届等の受付に関すること。
- (6) 運搬給水に係る給水の許可に関すること。

(港湾局港湾計画課)

第132条 港湾局港湾計画課調査係

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課並びにウォーターフロント計画課及び物流戦略課の庶務に関すること。
- (2) 港湾及び海岸の基本計画の調査に関すること（海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域の指定に関すること。
- (4) 漁業権等の調査に関すること。

2 港湾局港湾計画課計画第1係及び計画第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 港湾及び海岸に係る基本計画、防災全体計画及び重要事項の企画に関すること（海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 港湾、海岸の施設整備に係る事

業計画並びにこれらの事務に係る
国その他関係機関との連絡及び調
整に関すること（海岸防災課の所
管に属するものを除く。）。

(3) 公有水面の埋立てに係る諸手続
に関すること。

(4) 港湾区域，臨港地区及び港湾隣
接地域内の施設の利用及び工作物
の設置等に関する技術的審査に関
すること。

3 港湾局港湾計画課情報統計係は，
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 港湾の統計に係る調査及び解析
に関すること。

(2) 港湾手続及び港湾物流の情報化
に関する情報処理の調査及び研究
に関すること。

(3) 港湾管理者EDIシステムの改修
及び管理に関すること。

4 港湾局港湾計画課計画第1係及び
計画第2係の係ごとの分掌事務は，
港湾局長が定める。

5 第2項各号に規定する事務のう
ち，神戸空港島に関することについ
ては，港湾局空港調整課の総合調整
により都市局新都市事業部内陸・臨
海計画課と共同して行う。

(港湾局物流戦略課)

(港湾局物流戦略課)

第134条 港湾局物流戦略課は、船舶（客船を除く。）及び貨物の誘致に係る調査、企画及び調整に関する事務を分掌する。

（港湾局工務課）

第135条 港湾局工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）課及び海岸防災課の所管の工事等の施行手続に関すること。
- （2）港湾施設及び海岸保全施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第133条 港湾局物流戦略課戦略港湾係、ポートセールス第1係及びポートセールス第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）船舶（客船を除く。）の誘致に関すること。
- （2）貨物の誘致に関すること。
- （3）国際的な海運、物流及び港湾に係る情報の収集及び把握に関すること。
- （4）海外ポートエージェントの運営及び連絡に関すること。

2 港湾局物流戦略課戦略港湾係、ポートセールス第1係及びポートセールス第2係の係ごとの分掌事務は、港湾局長が定める。

（港湾局工務課）

第134条 港湾局工務課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）課の庶務に関すること。
- （2）課及び海岸防災課の所管の工事等の施行手続に関すること。
- （3）港湾及び海岸の工事に係る国庫補助事業の諸手続に関すること。
- （4）局の所管の工事の検査の調整に関すること。

2 港湾局工務課港湾工務第1係、港湾工務第2係、港湾工務第3係及び

港湾工務第4係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 港湾施設の整備及び災害復旧に関する補助事業等の事業の総括、連絡及び調整に関すること。

(2) 前号に掲げる事業の工事計画、同号に掲げる事業の土木工事に係る調査、計画、設計、調整、施行、監督及び検査に関すること。

(3) 既存の港湾の土木施設全般（ハーバーハイウェイ及び港島トンネルを除く。）の維持及び保全に係る調査、計画、設計、調整、施行、監督及び検査に関すること。

(4) 工事区域の管理に関すること（海岸防災課の所管に属するものを除く。）。

(5) 港湾施設への工作物等の設置等に係る申請に係る港湾施設の掘削及び復旧の監視に関すること。

(6) 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域内の小規模な工作物の設置等に関する技術的審査に関すること。

(7) 土木工事に係る技術管理に関する連絡及び調整並びに調査、研究及び改善に関すること。

3 港湾局工務課港湾工務第1係、港

湾工務第2係，港湾工務第3係及び
港湾工務第4係の係ごとの分掌事務
は，港湾局長が定める。

4 港湾局工務課建築係は，次に掲げ
る事務を分掌する。

(1) 局所管の建築物に係る工事の調
査，設計，監督及び検査に関する
こと。

(2) 局所管の建築物の維持保全に係
る調査及び計画に関すること。

(3) 局所管の建築物の保守点検，修
繕及び占有者等への技術的指導に
関すること。

5 港湾局工務課設備係は，次に掲げ
る事務を分掌する。

(1) 局所管の電気設備及び機械設備
に係る工事の調査，設計，監督及
び検査に関すること。

(2) 局所管の電気設備及び機械設備
の維持保全に係る調査及び計画に
関すること。

(3) 局所管の電気設備及び機械設備
の保守点検，修繕及び占有者等へ
の技術的指導に関すること。

6 第2項及び第4項から前項までに
規定する事務のうち，神戸空港島に
関することについては，港湾局空港
調整課の総合調整により都市局新都

(港湾局海岸防災課)

第136条 港湾局海岸防災課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 海岸保全区域の指定並びに海岸保全施設及び須磨海岸港湾施設の管理に関すること。
- (2) 須磨海水浴場の運営に関すること。
- (3) 海岸保全施設及び港湾施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 局の防災の総合調整及び水際対策に関すること。
- (5) 国際埠頭施設の保安対策に関すること。

市事業部工務課と共同して行う。

(港湾局海岸防災課)

第135条 港湾局海岸防災課（保全係を除く。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 海岸保全区域の指定、占用の許可及び占用料、土石採取料の徴収並びに当該区域における行為等の規制に関すること（港湾区域及び港湾隣接地域に係るものを除く。）。
- (3) 海岸保全施設の管理に関すること。
- (4) 須磨海岸の港湾施設（緑地及び海浜に限る。以下この条において「須磨海岸港湾施設」という。）の管理、使用の許可、使用料の徴収並びに行為の規制に関すること。
- (5) 須磨海岸港湾施設に係る港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制に関すること。
- (6) 所管する事務に伴う不動産の取得及びこれに伴う損失補償に関すること。
- (7) 須磨海水浴場の運営に関すること。

- (8) 神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例に関すること
(須磨海水浴場における過料の処分に係る事務に限る。)。
- (9) 海岸保全区域における防災計画，津波高潮対策及び重要事項の企画に関すること（港湾計画課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 須磨海岸港湾施設の整備に係る事業計画並びにこれらの事務に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること（港湾計画課の所管に属するものを除く。）。
- (11) 港湾区域，臨港地区及び海岸保全区域内の施設の利用及び工作物の設置等に関する技術的審査に関すること（港湾計画課の所管に属するものを除く。）。
- (12) 局の防災の総合調整及び水際対策に関すること。
- (13) 国際埠頭施設の保安対策に関すること。
- (14) 海岸保全施設及び須磨海岸港湾施設の整備，災害復旧及び防災安全対策に係る補助事業等の総括，連絡及び調整に関すること。
- (15) 前号の補助事業等の土木工事に係る調査，計画，設計，調整，

施行，監督及び検査に関するこ
と。

(16) 津波高潮対策に係る工事の調
査，計画，設計，調整，施行，監
督及び検査に関すること。

2 港湾局海岸防災課保全係は，次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 既存の海岸の土木施設全般及び
港湾施設のうちハーバーハイウエ
イ及び港島トンネルの維持及び保
全に係る調査，計画，設計，調
整，施行，監督及び検査に関する
こと。

(2) 港湾施設のうちハーバーハイウ
エイ及び港島トンネルへの工作物
当の設置等に係る申請に係る港湾
施設の掘削及び復旧の監視に関す
ること。

(3) 工事区域の管理に関すること
(工務課の所管に属するものを除
く。)

(4) 工務課と協議して行う植栽管理
並びに土木施設の点検及び補修に関
すること。

第3章 会計室の組織

(会計室の組織)

第137条 [略]

(会計室会計課の分掌事務)

第3章 会計室の組織

(会計室の組織)

第136条 [略]

(会計室会計課の分掌事務)

第138条 会計室会計課の分掌事務

は、次のとおりとする。

- (1) 室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 会計制度の企画，調整及び改善に関すること。
- (3) 現金の出納及び保管に関すること。
- (4) 物品及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (5) 会計事務の検査に関すること。
- (6) 収入証紙に関すること。
- (7) 支出命令の審査に関すること。
- (8) 指定金融機関等に関すること。
- (9) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (10) 決算の調製に関すること。

第137条 会計室会計課の分掌事務

は、次のとおりとする。

- (1) 室及び課の庶務並びに室内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 室の職員の安全衛生に関すること。
- (3) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (4) 財産区有財産に属する現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (5) 会計制度の企画，調整及び改善に関すること。
- (6) 会計事務の検査に関すること。
- (7) 収入証紙に関すること。
- (8) 支出命令の審査に関すること。
- (9) 区役所（北神区役所を除く。）総務部総務課及び北神区役所市民課との会計に関する連絡及び調整に関すること。
- (10) 指定金融機関等に関すること。
- (11) 現金の出納に関すること。
- (12) 預金に関すること。
- (13) 歳入歳出予算の照合及び収支の記録管理に関すること。
- (14) 決算に関すること。

第4章 区役所の組織

(区役所の組織)

第139条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所の組織は，次の表のとおりとし，局相当の事務所とする。

部	課	係
総務部	まちづく り課	
	[略]	[略]
	[略]	[略]
保健	[略]	[略]
	[略]	[略]
福祉部	[略]	[略]

(15) 物品の出納及び保管に関する
こと。

(16) 債権者登録に関する
こと。

第4章 区役所の組織

(区役所の組織)

第138条 東灘区役所，灘区役所，兵庫区役所，長田区役所，垂水区役所及び西区役所の組織は，次の表のとおりとし，局相当の事務所とする。

部	課	係
	総務課	総務係 調査係
総務部	まちづく り課	
	[略]	[略]
	[略]	[略]
保健	[略]	[略]
	[略]	[略]
福祉部	[略]	[略]

2 中央区役所の組織は，次の表のとおりとし，局相当の事務所とする。

部	課	係
総務部	総務課	総務係 調査係
	まちづく り課	広報相談係 事業推進 係 地域活動係 ふれ

		あい協働係
	市民課	
	保険年金 医療課	国保年金係 介護医療 係
保 健	健康福祉 課	管理係 あんしんすこ やか係
福 祉	こども家 庭支援課	こども福祉係 こども 保健係
部	生活支援 課	保護係 暮らし支援係

3 北区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
総 務	総務課	総務係 調査係
部	まちづく り課	広報相談係 事業推進 係 地域活動係 地域 福祉係
	市民課	
	保険年金 医療課	国保年金係 介護医療 係
保 健	健康福祉 課	管理係 あんしんすこ やか係
福 祉	こども家 庭支援課	こども福祉係 こども 保健係
部	生活支援 課	保護係 暮らし支援係

2 [略]

4 [略]

5 須磨区役所の組織は、次の表のと

おりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
総務部	総務課	総務係 調査係
	まちづくり課	広報相談係 事業推進係 企画協働係 地域福祉係 地域活動係
	市民課	
	保険年金医療課	国保年金係 介護医療係
保健福祉部	健康福祉課	管理係 あんしんすこやか係
	こども家庭支援課	こども福祉係 こども保健係
	生活支援課	保護係 暮らし支援係

(区役所総務部まちづくり課等)

第140条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所総務部まちづくり課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 区役所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 住居表示に関すること。
- (3) 公会堂に関すること（東灘区役所及び西区役所に限る。）。
- (4) 魚崎財産区に関すること（東灘区役所に限る。）。

(区役所総務部総務課等)

第139条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所総務部総務課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 区役所、部及び課の庶務並びに所内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 文書の收受，編さん及び保存に関すること。
- (3) 所内人事に関すること。
- (4) 区役所職員の安全衛生に関する

(5) 災害対策に係る企画の立案並びに連絡及び調整に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(6) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 各種の統計調査その他の調査（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく調査を除く。）に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(8) 広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。

(9) 地域住民の自治組織など地域組織及びNPO等の支援に関すること。

(10) 体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関すること。

(11) 区のまちづくりの推進及び調整に関すること。

(12) 地域課題の把握及び解決に向けた調整に関すること。

(13) 他の部及び課の所管に属しない各種団体との連絡及び調整に関すること。

2 北神区役所市民課は，次に掲げる事務を分掌する。

こと。

(5) 会計及び経理（事務処理の指導及び改善を含む。）に関すること。

(6) 庁舎管理に関すること。

(7) 他の部，課及び係の所管に属しない各種団体との連絡及び調整に関すること。

(8) 自衛官募集に関すること。

(9) 公会堂に関すること（東灘区役所及び西区役所に限る。）。

(10) 住居表示に関すること。

(11) 魚崎財産区に関すること（東灘区役所に限る。）。

(12) 区役所支所に関すること（須磨区役所に限る。）。

(13) 北区役所山田出張所に関すること（北区役所に限る。）。

(14) 西区役所伊川谷出張所，西神中央出張所，押部谷出張所，神出出張所及び岩岡出張所に関すること（西区役所に限る。）。

(15) 東灘区指定管理者選定評価委員会に関すること（東灘区役所に限る。）。

2 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び

(1) 区役所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 他の部、課及び係の所管に属しない各種団体との連絡及び調整に関すること。

(3) 住居表示に関すること。

(4) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。）。

(5) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。）。

(6) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。）。

(7) 外国人住民に係る住居地の届出に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。）。

(8) 特別永住者の手続きに関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。）。

(9) 自動車の臨時運行に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。）。

(10) 就学に関すること（北区役所

西区役所総務部総務課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 災害対策に係る企画の立案並びに連絡及び調整に関すること（北区役所においては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(2) 選挙に関すること（区選挙管理委員会の所管に属するものを除く。）。

(3) 各種の統計調査その他の調査（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく調査を除く。）に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

3 北神区役所市民課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 区役所及び課の庶務並びに所内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。

(2) 文書の收受、編さん及び保存に関すること。

(3) 所内人事に関すること。

(4) 区役所職員の安全衛生に関すること。

(5) 会計及び経理（事務処理の指導及び改善を含む。）に関すること。

の所管区域に関することを含む。）。。

(11) 国民健康保険に関すること

（北区役所の所管区域に関することを含む。）。。

(12) 介護保険に関すること（北区

役所の所管区域に関することを含む。）。。

(13) 国民年金，特別障害給付金及

び年金生活者支援給付金に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。）。。

(14) 医療費助成に関すること（北

区役所の所管区域に関することを含む。）。。

(15) 後期高齢者医療制度に関する

こと（北区役所の所管区域に関することを含む。）。。

(16) 固定資産課税台帳の閲覧及び

縦覧に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。）。。

(17) 市税に関する申請及び届出の

受付等に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。）。。

(18) 市税に関する証明書の作成及

び交付に関すること（北区役所の所管区域に係る申請及び届出の受

(6) 庁舎管理に関すること。。

(7) 他の部，課及び係の所管に属しない各種団体との連絡及び調整に関すること。。

(8) 自衛官募集に関すること。。

(9) 住居表示に関すること。。

(10) 北神区役所馬出張所，道場出張所，八多出張所，大沢出張所，長尾出張所及び淡河出張所に関すること。。

(11) 選挙に関すること（区選挙管理委員会の所管に属するものを除く。）。。

4 北神区役所市民課窓口係は，次に掲げる事務を分掌する。。

(1) 住民の認定に関すること（北区役所の所管区域に係る申請及び届出の受付に関することを含む。）。。

(2) 戸籍，戸籍の附票，住民基本台帳及び印鑑（認可地縁団体印鑑を除く。）の登録に関すること（北区役所の所管区域に係る申請及び届出の受付に関することを含む。）。。

(3) 写し，謄本又は抄本，証明書その他の即時に処理を要する文書の作成及び交付に関すること（北区

付に関することを含む。）。

- (19) 市税その他徴収金の収納に関する
こと（北区役所の所管区域に
係る申請及び届出の受付に関する
ことを含む。）。

3 北神区役所まちづくり課は、次に
掲げる事務を分掌する。

- (1) 広報及び広聴並びに市民の各種
相談に関すること。
- (2) 地域住民の自治組織など地域組
織及びNPO等の支援に関するこ
と。
- (3) 体育関係諸団体及び社会教育関
係諸団体に関すること。
- (4) 区のまちづくりの推進及び調整
に関すること。
- (5) 地域課題の把握及び解決に向け
た調整に関すること。
- (6) 他の課の所管に属しない各種団
体との連絡及び調整に関するこ
と。

役所の所管区域に係る申請及び届
出の受付に関することを含
む。）。

- (4) 通知カード及び個人番号カード
に関すること（北区役所の所管区
域に係る申請及び届出の受付に関
することを含む。）。

- (5) 公的個人認証に係る電子証明書
（以下この項において「電子証明
書」という。）の発行に関するこ
と（北区役所の所管区域に係る申
請及び届出の受付に関することを
含む。）。

- (6) 証明及び閲覧、通知カード及び
個人番号カードの再交付並びに電
子証明書の発行に係る手数料の調
定及び収納に関すること（北区役
所の所管区域に係る申請及び届出
の受付に関することを含む。）。

- (7) 就学に関すること（北区役所の
所管区域に係る申請及び届出の受
付に関することを含む。）。

- (8) 出入国管理及び難民認定法に関
すること（北区役所の所管区域に
係る申請及び届出の受付に関する
ことを含む。）。

- (9) 日本国との平和条約に基づき日
本の国籍を離脱した者等の出入国

管理に関する特例法に関すること
(北区役所の所管区域に係る申請
及び届出の受付に関することを含
む。)。

(10) 自動車の臨時運行に関するこ
と(北区役所の所管区域に係るも
のを含む。)。

(11) 埋葬又は火葬の許可及び死産
の届出の受理に関すること(北区
役所の所管区域に係るものを含
む。)。

(12) 国民健康保険の資格に係る申
請及び届出の受付に関すること
(北区役所の所管区域に係るもの
を含む。)。

(13) 国民健康保険に係る被保険者
証等の引渡しに関すること(北区
役所の所管区域に係るものを含
む。)。

(14) 国民健康保険に係る保険給付
に係る申請及び届出の受付に関す
ること(北区役所の所管区域に係
るものを含む。)。

(15) 国民健康保険に係る保険料そ
の他の収入金の徴収並びに収入金
の徴収の嘱託及び嘱託を受けるこ
とに関すること(北区役所の所管
区域に係る申請及び届出の受付に

関することを含む。)。

(16) 国民年金に係る申請及び届出の受付に関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(17) 特定障害者に係る特別障害給付金に係る申請及び届出の受付に関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(18) 年金生活者支援給付金に係る申請及び届出の受付に関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(19) 介護保険に係る被保険者の資格に係る申請及び届出の受付に関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(20) 介護保険に係る被保険者証等の引渡しに関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(21) 介護保険に係る保険給付に係る申請及び届出の受付に関すること(居宅サービス計画作成依頼届出書に関するものを除く。北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(22) 介護保険に係る保険料その他の収入金の徴収に関すること(北

区役所の所管区域に係る申請及び届出の受付に関することを含む。)。

(23) 介護保険に係る介護予防・日常生活支援総合事業の支給に係る申請及び届出の受付に関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(24) 高齢期移行者医療費助成に係る申請及び届出の受付に関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(25) 高齢期移行者医療費助成に係る受給者証等の引渡しに関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(26) こども医療費助成に係る申請及び届出の受付に関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(27) こども医療費助成に係る受給者証等の引渡しに関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(28) 重度障害者医療費助成に係る申請及び届出の受付に関すること(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

- (29) 重度障害者医療費助成に係る受給者証等の引渡しに関する事
(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。
- (30) ひとり親家庭等医療費助成に係る申請及び届出の受付に関する事
(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。
- (31) ひとり親家庭等医療費助成に係る受給者証等の引渡しに関する事
(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。
- (32) 高齢重度障害者医療費助成に係る申請及び届出の受付に関する事
(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。
- (33) 高齢重度障害者医療費助成に係る受給者証等の引渡しに関する事
(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。
- (34) 後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付に関する事
(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。
- (35) 後期高齢者医療に係る被保険者証等の引渡しに関する事
(北区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(36) 後期高齢者医療に係る保険料
その他の収入金の徴収に関するこ
と（北区役所の所管区域に係る申
請及び届出の受付に関することを
含む。）。

(37) 固定資産課税台帳の閲覧及び
縦覧に関すること（北区役所の所
管区域に係るものを含む。）。

(38) 市税に関する申請及び届出の
受付等に関すること（北区役所の
所管区域に係るものを含む。）。

(39) 市税に関する証明書の作成及
び交付並びにこれらに係る手数料
の調定及び収納に関すること（北
区役所の所管区域に係る申請及び
届出の受付に関することを含
む。）。

(40) 市税その他徴収金の収納に関
すること（北区役所の所管区域に
係る申請及び届出の受付に関する
ことを含む。）。

（区役所総務部まちづくり課）

第140条 東灘区役所，灘区役所，兵
庫区役所，長田区役所，垂水区役所
及び西区役所総務部まちづくり課
は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 広聴及び広報の活動に関するこ

と。

(3) 市政に関する苦情及び要望等の
処理に関すること。

(4) 市民相談に関すること。

(5) 地域住民の自治組織に関するこ
と。

(6) 各区計画に関すること。

(7) 区の行政に関する事項の企画、
立案及び調査に関すること。

(8) 区内の事務事業の総合調整に関
すること。

(9) 区の個性をのばすまちづくりの
推進及び調整に関すること。

(10) 被災した市民への支援に関す
る区内事業の調整に関すること。

(11) ふれあいのまちづくりに関す
ること。

(12) 地域福祉に係る関係機関との
連絡及び調整に関すること。

(13) 成人、婦人及び青少年の社会
教育に関すること。

(14) 市民体育及びレクリエーショ
ンの活動に関すること。

(15) 老人クラブに関すること。

(16) 子ども会に関すること。

(17) 体育関係諸団体及び社会教育
関係諸団体に関すること。

(18) 消費者行政に関すること。

(19) 交通安全に関すること。

(20) 美緑花神戸まちづくり（美化，緑化等を図る運動をいう。以下同じ。）に関すること。

(21) 地域防犯活動の支援に関すること。

(22) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（空家等，類似空家等及び空地等の調査に係るものに限り，かつ，建築住宅局建築指導部安全対策課の所管に属するものを除く。以下同じ。）。

(23) 前各号に掲げるもののほか，区のまちづくりの推進及び調整並びに地域活動の振興に関すること。

2 中央区役所及び北区役所総務部まちづくり課広報相談係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 広聴及び広報の活動に関すること。

(3) 市政に関する苦情及び要望等の処理に関すること。

(4) 市民相談に関すること。

(5) 地域住民の自治組織に関するこ

と。

(6) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること。

3 中央区役所及び北区役所総務部まちづくり課事業推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 各区計画に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(2) 区の行政に関する事項の企画、立案及び調査に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(3) 区内の事務事業の総合調整に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(4) 区の個性をのばすまちづくりの推進及び調整に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(5) 市民及び事業者と協働で進めるまちづくりの推進及び調整に関すること（中央区役所に限る。）。

(6) 被災した市民への支援に関する区内事業の調整に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の

所管区域に係るものを含む。)。

(7) 前各号に掲げるもののほか、区
のまちづくりの推進及び調整に関
すること。

4 中央区役所総務部まちづくり課地
域活動係は、次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 成人、婦人及び青少年の社会教
育に関すること。

(2) 市民体育及びレクリエーション
の活動に関すること。

(3) 体育関係諸団体及び社会教育関
係諸団体に関すること。

(4) 消費者行政に関すること。

(5) 交通安全に関すること。

(6) 美緑花神戸まちづくりに関する
こと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、地
域活動の振興に関すること。

5 中央区役所総務部まちづくり課ふ
れあい協働係は、次に掲げる事務を
分掌する。

(1) 協働のまちづくりの支援及び調
整に関すること。

(2) ふれあいのまちづくりに関する
こと。

(3) 地域福祉に係る関係機関との連
絡及び調整に関すること。

(4) 老人クラブに関すること。

(5) 子ども会に関すること。

(6) 地域防犯活動の支援に関する
こと。

6 北区役所総務部まちづくり課地域
活動係は、次に掲げる事務（北神区
役所の所管区域に係るものを含
む。）を分掌する。

(1) 成人、婦人及び青少年の社会教
育に関すること。

(2) 市民体育及びレクリエーション
の活動に関すること。

(3) 体育関係諸団体及び社会教育関
係諸団体に関すること。

(4) 消費者行政に関すること。

(5) 交通安全に関すること。

(6) 美緑花神戸まちづくりに関する
こと。

(7) 地域防犯活動の支援に関するこ
と。

(8) 前各号に掲げるもののほか、地
域活動の振興に関すること。

7 北区役所総務部まちづくり課地域
福祉係は、次に掲げる事務を分掌す
る。

(1) ふれあいのまちづくりに関する
こと。

(2) 地域福祉に係る関係機関との連

絡及び調整に関すること（北神
区役所の所管区域に係るものを
含む。）。

(3) 老人クラブに関すること（北
神区役所の所管区域に係るもの
を含む。）。

(4) 子ども会に関すること（北
神区役所の所管区域に係るもの
を含む。）。

8 北神区役所まちづくり課は、次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 広聴及び広報の活動に関する
こと。

(3) 市政に関する苦情及び要望等
の処理に関すること。

(4) 市民相談に関すること。

(5) 地域住民の自治組織に関する
こと。

(6) ふれあいのまちづくりに関
すること。

(7) 防災のまちづくりに関する
こと。

(8) 空家等対策の推進に関する特
別措置法及び神戸市空家空地対
策の推進に関する条例に関する
こと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、
区のまちづくりの推進及び調
整に関する

すること。

9 須磨区役所総務部まちづくり課広報相談係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 広聴及び広報の活動に関すること。

(3) 市政に関する苦情及び要望等の処理に関すること。

(4) 市民相談に関すること。

(5) 地域住民の自治組織に関すること。

(6) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること。

10 須磨区役所総務部まちづくり課事業推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 各区計画に関すること。

(2) 区の行政に関する事項の企画、立案及び調査に関すること。

(3) 区内の事務事業の総合調整に関すること。

(4) 区の個性をのばすまちづくりの推進及び調整に関すること。

(5) 被災した市民への支援に関する区内事業の調整に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区

のまちづくりの推進及び調整に関する
こと。

11 須磨区役所総務部まちづくり課企
画協働係は、次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 区民と協働で進めるまちづくり
の推進及び調整に関する
こと。

(2) 前号に掲げるもののほか、区の
まちづくりの推進及び調整（事業
推進係の所管に属するものを除
く。）に関する
こと。

12 須磨区役所総務部まちづくり課地
域福祉係は、次に掲げる事務を分掌
する。

(1) ふれあいのまちづくりに関する
こと。

(2) 地域福祉に係る関係機関との連
絡及び調整に関する
こと。

(3) 老人クラブに関する
こと。

(4) 交通安全に関する
こと。

13 須磨区役所総務部まちづくり課地
域活動係は、次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 成人、婦人及び青少年の社会教
育に関する
こと。

(2) 市民体育及びレクリエーション
の活動に関する
こと。

(3) 子ども会に関する
こと。

(区役所総務部市民課)

第141条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所総務部市民課は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍，住民基本台帳，個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に関することを含む。）。
- (2) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に関することを含む。）。
- (3) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に関することを含む。）。

(4) 体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関すること。

(5) 消費者行政に関すること。

(6) 美緑花神戸まちづくりに関すること。

(7) 地域防犯活動の支援に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか，地域活動の振興に関すること。

(区役所総務部市民課)

第141条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所総務部市民課は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 住民の認定に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係る届出の受付に関することを含む。）。
- (3) 戸籍，戸籍の附票，住民基本台帳及び印鑑（認可地縁団体印鑑を除く。）の登録に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係る申請及び届出の受付に関することを含む。）。
- (4) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること（北区役

(4) 外国人住民に係る住居地の届出に関する事（北区役所においては、北神区役所の所管区域に関する事を含む。）。

(5) 特別永住者の手続きに関する事（北区役所においては、北神区役所の所管区域に関する事を含む。）。

(6) 自動車の臨時運行に関する事（北区役所においては、北神区役所の所管区域に関する事を含む。）。

(7) 就学に関する事（北区役所においては、北神区役所の所管区域に関する事を含む。）。

所においては、北神区役所の所管区域に係る届出の受付に関する事を含む。）。

(5) 写し、謄本又は抄本、証明書その他の即時に処理を要する文書の作成及び交付に関する事。

(6) 他の部及び課の所管に属しない諸証明に関する事（北区役所においては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(7) 通知カード及び個人番号カードに関する事（北区役所においては、北神区役所の所管区域に係る申請の受付に関する事を含む。）。

(8) 公的個人認証に係る電子証明書（以下この条において「電子証明書」という。）の発行に関する事（北区役所においては、北神区役所の所管区域に係る申請の受付に関する事を含む。）。

(9) 証明及び閲覧、通知カード及び個人番号カードの再交付並びに電子証明書の発行に係る手数料の調定及び収納に関する事。

(10) 出入国管理及び難民認定法に関する事（北区役所においては、北神区役所の所管区域に係る

申請の受付に関することを含
む。)。

(11) 日本国との平和条約に基づき
日本の国籍を離脱した者等の出入
国管理に関する特例法に関するこ
と（北区役所にあつては，北神区
役所の所管区域に係る申請の受付
に関することを含む。)。

(12) 自動車の臨時運行に関するこ
と（北区役所にあつては，北神区
役所の所管区域に係るものを含
む。)。

(13) 学齢簿の記録に関すること
（北区役所にあつては，北神区役
所の所管区域に係るものを含
む。)。

(14) 住民基本台帳法の規定に基づ
く調査に関すること（北区役所に
あつては，北神区役所の所管区域
に係るものを含む。)。

(15) 選挙人名簿の登録の資料の提
出に関すること（北区役所にあつ
ては，北神区役所の所管区域に係
るものを含む。)。

(16) サービスコーナーに関するこ
と（垂水区役所に限る。)。

（区役所総務部保険年金医療課）

第142条 東灘区役所，灘区役所，中

（区役所総務部保険年金医療課）

第142条 東灘区役所，灘区役所，中

中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所総務部保険年金医療課は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国民健康保険に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (2) 介護保険に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (3) 国民年金，特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (4) 医療費助成に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (5) 後期高齢者医療制度に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所総務部保険年金医療課国保年金係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 国民健康保険の資格に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (3) 国民健康保険に係る保険給付に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (4) 国民健康保険に係る保険料その他の収入金の賦課（保険料率の決定に関することを除く。）及び徴収並びに収入金の徴収の嘱託及び嘱託を受けることに関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (5) 国民健康保険に係る保険料その他の収入金の滞納処分に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (6) 国民年金に関すること（北区役

所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(7) 特定障害者に係る特別障害給付金に関する事
（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(8) 年金生活者支援給付金に関する事
（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

2 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所総務部保険年金医療課介護医療係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 介護保険に係る被保険者の資格に関する事
（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(2) 介護保険に係る保険給付に関する事
（居宅サービス計画作成依頼届出書に関する事を除く。北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(3) 介護保険に係る保険料その他の収入金の賦課徴収に関する事
（北区役所にあつては、北神区役

所の所管区域に係るものを含む。)。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の支給に関する事
業の支給に関する事 (北区役所
にあつては、北神区役所の所管区
域に係るものを含む。)。

(5) 高齢期移行者医療費助成に關
すること (北区役所にあつては、北
神区役所の所管区域に係るもの
を含む。)。

(6) こども医療費助成に關するこ
と (北区役所にあつては、北神区役
所の所管区域に係るもの
を含む。)。

(7) 重度障害者医療費助成に關する
こと (北区役所にあつては、北神
区役所の所管区域に係るもの
を含む。)。

(8) ひとり親家庭等医療費助成に關
すること (北区役所にあつては、
北神区役所の所管区域に係るもの
を含む。)。

(9) 高齢重度障害者医療費助成に關
すること (北区役所にあつては、
北神区役所の所管区域に係るもの
を含む。)。

(10) 後期高齢者医療に係る申請及
び届出の受付に關すること (北区

(区役所保健福祉部健康福祉課等)

第143条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所保健福祉部健康福祉課は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 民生委員に関すること。
- (2) 社会福祉の統計に関すること。
- (3) 戦没者遺族，戦傷病者，引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。
- (5) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 高齢者の福祉および介護保険に

役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(11) 後期高齢者医療に係る被保険者証等の引渡しに関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(12) 後期高齢者医療に係る保険料その他の収入金の徴収に関すること（北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(区役所保健福祉部健康福祉課等)

第143条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所保健福祉部健康福祉課管理係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務に関すること。
- (2) 北神区役所保健福祉課及びこども家庭支援課の庶務に関すること（北神区役所保健福祉課管理係の所管に属するものを除く。北区役所に限る。）。
- (3) 民生委員の推薦その他民生委員法（昭和23年法律第198号）に関すること。
- (4) 社会福祉の統計に関すること。

関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 成人および高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(9) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

2 北神区役所保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 民生委員の推薦に関すること。

(2) 戦没者遺族，戦傷病者，引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。

(4) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 成人および高齢者の保健事業の

(5) 戦没者遺族，戦傷病者，引揚者等の援護に関すること（福祉局高齢福祉課の所管に属するものを除く。）。

(6) 社会福祉関係の団体に関すること。

(7) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。

(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第3項，第34条第2項及び第38条の4の規定により，精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務に関すること。

(9) 保健福祉に係る実地研修の受入れに関すること。

(10) 栄養の改善に関すること（健康局健康企画課疾病対策係及び保健所医務薬務課薬務係の所管に属するものを除く。）。

(11) 前各号に掲げるもののほか，社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

2 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び

実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(9) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(10) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(11) 生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(12) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

西区役所保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) あんしんすこやか窓口に関すること。

(2) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関すること（調査及び主治の医師の意見に関すること並びに処分の決定を除く。）。

(3) 介護認定審査会の合議体に係る会議に関すること。

(4) 高齢者の福祉に関すること。

(5) 地域包括支援センターに関すること（福祉局介護保険課地域包括支援係の所管に属するものを除く。）。

(6) 保健福祉に係る訪問指導に関すること（こども家庭支援課こども保健係の所管に属するものを除く。）。

(7) 身体障害者及び身体に障害のある児童の福祉に関すること（福祉事務所及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

(8) 知的障害者及び知的障害のある児童の福祉に関すること（福祉事務所及びこども家庭局こども家庭

センターの所管に属するものを除く。)。

(9) 精神障害者福祉に関すること。

(10) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。

(11) 医療給付事務に関すること

(こども家庭支援課こども保健係の所管に属するものを除く。)。

(12) 肝炎対策に関すること。

(13) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること (こども家庭支援課こども保健係の所管に属するものを除く。)。

(14) 健診事業等の実施に関すること (こども家庭支援課こども保健係の所管に属するものを除く。)。

(15) 健康教育の実施に関すること (こども家庭支援課こども保健係の所管に属するものを除く。)。

(16) 須磨区役所北須磨支所保健福祉課あんしんすこやか係の事業の調整に関すること (須磨区役所に限る。)。

(17) 北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係の事業の調整に関すること (北区役所に限る。)。

(18) 前各号に掲げるもののほか、

指導業務及び相談業務に関すること（こども家庭支援課の所管に属するものを除く。）。

3 北神区役所保健福祉課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課及びこども家庭支援課の庶務に関すること。

(2) 民生委員の推薦に関すること。

(3) 戦没者遺族，戦傷病者，引揚者等の援護に関すること（福祉局高齢福祉課の所管に属するものを除く。）。

(4) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項，第34条第2項及び第38条の4の規定により，精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務に関すること。

(6) 保健福祉に係る実地研修の受入れに関すること。

(7) 栄養の改善に関すること（健康局健康企画課疾病対策係及び保健所医務薬務課薬務係の所管に属するものを除く。）。

(8) 前各号に掲げるもののほか，社会福祉及び保健衛生に関すること

(他の所管に属するものを除く。)

4 北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) あんしんすこやか窓口に関すること。

(2) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関すること(調査及び主治の医師の意見に関すること並びに処分の決定を除く。)

(3) 介護認定審査会の合議体に係る会議に関すること。

(4) 高齢者の福祉に関すること(福祉事務所の所管に属するものを除く。)

(5) 地域包括支援センターに関すること(福祉局介護保険課地域包括支援係の所管に属するものを除く。)

(6) 保健福祉に係る訪問指導に関すること(こども家庭支援課こども保健係の所管に属するものを除く。)

(7) 身体障害者及び身体に障害のある児童の福祉に関すること(福祉事務所及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを

除く。)。

(8) 知的障害者及び知的障害のある児童の福祉に関すること（福祉事務所及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。)。

(9) 精神障害者福祉に関すること。

(10) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。

(11) 肝炎対策に関すること。

(12) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること（こども家庭支援課こども保健係の所管に属するものを除く。)。

(13) 健診事業等の実施に関すること（こども家庭支援課こども保健係の所管に属するものを除く。)。

(14) 健康教育の実施に関すること（こども家庭支援課こども保健係の所管に属するものを除く。)。

(15) 前各号に掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること（こども家庭支援課の所管に属するものを除く。)。

5 北神区役所保健福祉課保護係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 被保護者等緊急援護資金貸付金

に関すること（福祉局保護課の所管に属するものを除く。）。

(2) 身体障害者その他の要保護者の発見，調査及び指導に関すること（保健福祉課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。

(3) 生活保護法に規定する被保護者の属する世帯の児童の保護及び育成に関すること（こども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

(4) 行旅病人に関すること。

(5) 神戸市遺留金取扱条例に関すること（福祉局保護課の所管に属するものを除く。）。

6 北神区役所保健福祉課くらし支援係は，身体障害者その他の要保護者の発見，調査及び指導に関する事務（保健福祉課保護係の所管に属するものを除く。）を分掌する。

（区役所保健福祉部こども家庭支援課等）

（区役所保健福祉部こども家庭支援課）

第144条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，北神区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所保健福祉部こども家庭支援課は，次に掲げ

第144条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所保健福祉部こども家庭支援課こども福祉係は，次に掲げ

る事務を分掌する。

- (1) 児童の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (7) 医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 成人および高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

る事務を分掌する。

- (1) 児童の保護及び育成に関すること（こども保健係、生活支援課、福祉事務所及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。
- (2) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関すること（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。
- (3) 子育て支援の推進に関すること（こども保健係及び健康局保健所の所管に属するものを除く。）。
- (4) 須磨区役所北須磨支所保健福祉課こども福祉係の事業の調整に関すること（須磨区役所保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。須磨区役所に限る。）。
- (5) 北神区役所こども家庭支援課こども福祉係の事業の調整に関すること（北区役所に限る。）。
- (6) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（こども家庭局幼保事業課給付係の所管に属するものを除く。）。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指

導業務及び相談業務に関すること
(こども保健係及び健康福祉課あ
んしんすこやか係の所管に属する
ものを除く。)。

2 東灘区役所，灘区役所，中央区役
所，兵庫区役所，北区役所，長田区
役所，須磨区役所，垂水区役所及び
西区役所保健福祉部こども家庭支援
課こども保健係は，次に掲げる事務
を分掌する。

(1) 児童の保護及び育成に関するこ
と(こども福祉係，生活支援課，
福祉事務所及びこども家庭局こど
も家庭センターの所管に属するも
のを除く。)。

(2) 母子保健事業の企画，調整及び
実施に関すること。

(3) 健診事業等の実施及び保健の指
導に関すること(健康福祉課あ
んしんすこやか係の所管に属するも
のを除く。)。

(4) 健康教育の実施に関すること
(健康福祉課あんしんすこやか係
の所管に属するものを除く。)。

(5) 医療給付事務に関すること(健
康福祉課あんしんすこやか係の所
管に属するものを除く。)。

(6) 妊産婦，乳幼児及び児童の保健

の指導に関すること。

(7) 子育て支援の推進に関すること

(こども福祉係及び健康局保健所の所管に属するものを除く。)

(8) 保健福祉に係る訪問指導に関すること

(健康福祉課あんしんすこやか係に属するものを除く。)

(9) 栄養に係る相談及び指導に関すること。

(10) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること

(健康福祉課あんしんすこやか係に属するものを除く。)

(11) 須磨区役所北須磨支所保健福祉課こども保健係の事業の調整に関すること

(須磨区役所保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。須磨区役所に限る。)

(12) 北神区役所こども家庭支援課こども保健係の事業の調整に関すること

(北区役所に限る。)

(13) 前各号に掲げるもののほか、

指導業務及び相談業務に関すること
(こども福祉係及び健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)

3 北神区役所こども家庭支援課こど

も福祉係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 児童の保護及び育成に関するこ

と（こども保健係，保健福祉課保護係，福祉事務所及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

(2) 一人親家庭及び寡婦の福祉並び

に婦人の更生及び保護に関するこ
と（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。

(3) 子育て支援の推進に関するこ

（こども保健係及び健康局保健所の所管に属するものを除く。）。

(4) 子どものための教育・保育給付

に係る教育・保育給付認定に関す
ること（こども家庭局幼保事業課給付係の所管に属するものを除く。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか，指

導業務及び相談業務に関するこ
と（こども保健係及び保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。

4 北神区役所こども家庭支援課こ

ども保健係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 児童の保護及び育成に関するこ

と（こども福祉係，保健福祉課保護係，福祉事務所及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

(2) 母子保健事業の企画，調整及び実施に関すること。

(3) 健診事業等の実施及び保健の指導に関すること（保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。

(4) 健康教育の実施に関すること（保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。

(5) 医療給付事務に関すること（保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。

(6) 妊産婦，乳幼児及び児童の保健の指導に関すること。

(7) 子育て支援の推進に関すること（こども福祉係及び健康局保健所の所管に属するものを除く。）。

(8) 保健福祉に係る訪問指導に関すること（健康福祉課あんしんすこやか係に属するものを除く。）。

(9) 栄養に係る相談及び指導に関すること。

(10) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること（健康福祉

(区役所保健福祉部生活支援課)

第145条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所保健福祉部生活支援課は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (3) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除き，垂水区役所に限る。）。

課あんしんすこやか係に属するものを除く。）。

- (11) 前各号に掲げるもののほか，指導業務及び相談業務に関すること（こども福祉係及び保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。

(区役所保健福祉部生活支援課)

第145条 東灘区役所，灘区役所，中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所保健福祉部生活支援課保護係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 身体障害者その他の要保護者の発見，調査及び指導に関すること（生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 生活保護法に規定する被保護者の属する世帯の児童の保護及び育成に関すること（こども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (5) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（福祉局保護課の所

管に属するものを除く。)。

(6) 神戸市遺留金取扱条例に関する
こと（福祉局保護課の所管に属す
るものを除く。)。

2 東灘区役所，灘区役所，中央区役
所，兵庫区役所，北区役所，長田区
役所，須磨区役所，垂水区役所及び
西区役所保健福祉部生活支援課くら
し支援係は，次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 身体障害者その他の要保護者の
発見，調査及び指導に関すること
(生活支援課保護係の所管に属す
るものを除く。)。

(2) 市域における中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律第14
条の規定に基づく支援給付及び第
15条の規定に基づく配偶者支援金
の支給並びに市域における中国残
留邦人等の円滑な帰国の促進及び
永住帰国後の自立の支援に関する
法律の一部を改正する法律附則第
4条の規定に基づく支援給付に関
すること（福祉局保護課の所管に
属するものを除く。垂水区役所に
限る。)。

(須磨区役所北須磨支所市民課)

第148条 須磨区役所北須磨支所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 支所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 住居表示に関すること。
- (3) 各種団体との連絡及び調整に関すること。
- (4) 広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。
- (5) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳の縦覧に関すること。
- (8) 市税その他徴収金の収納に関すること。
- (9) 戸籍，住民基本台帳，個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること。
- (10) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。
- (11) 公的個人認証に係る電子証明

(3) 中国残留邦人等地域生活支援事業に関すること（福祉局保護課の所管に属するものを除く。垂水区役所に限る。）。

(須磨区役所北須磨支所市民課)

第148条 須磨区役所北須磨支所市民課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 支所及び課の庶務並びに支所内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 文書の收受，編さん及び保存に関すること。
- (3) 会計及び予算経理に関すること。
- (4) 庁舎管理に関すること。
- (5) 住居表示に関すること。
- (6) 各種団体との連絡及び調整に関すること。
- (7) 区民の要望の処理に関すること。
- (8) 市政の広報及び広聴に関すること。
- (9) 区民の生活相談に関すること。
- (10) 選挙に関すること（区選挙管理委員会の所管に属するものを除く。）。
- (11) 市税に関する証明書の作成及

書の発行に関すること。

(12) 外国人住民に係る居住地の届出に関すること。

(13) 特別永住者の手続きに関すること。

(14) 就学に関すること。

(15) 国民健康保険に関すること。

(16) 介護保険に関すること。

(17) 国民年金，特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

(18) 医療費助成に関すること。

(19) 後期高齢者医療制度に関すること。

び交付並びにこれらに係る手数料の調定及び収納に関すること。

(12) 固定資産課税台帳の縦覧に関すること。

(13) 市税その他徴収金の収納に関すること。

2 須磨区役所北須磨支所市民課市民係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 住民の認定に関すること。

(2) 印鑑（認可地縁団体印鑑を除く。）の登録，住民基本台帳，戸籍及び戸籍の附票に関すること。

(3) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。

(4) 写し，謄本又は抄本，証明書その他の即時に処理を要する文書の作成及び交付に関すること。

(5) 通知カード及び個人番号カードに関すること。

(6) 公的個人認証に係る電子証明書（以下この項において「電子証明書」という。）の発行に関すること。

(7) 証明（市税に関するものを除く。），閲覧，通知カード及び個人番号カードの再交付並びに電子証明書の発行に係る手数料の調定及び収納に関すること。

(8) 出入国管理及び難民認定法に関すること。

(9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に関すること。

(10) 就学に関すること。

(11) 住民基本台帳法の規定に基づく調査に関すること。

(12) 選挙人名簿の登録の資料の提出に関すること。

3 須磨区役所北須磨支所市民課国保年金係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民健康保険の資格に関すること。

(2) 国民健康保険に係る保険給付に関すること。

(3) 国民健康保険に係る保険料その他の収入金の賦課（保険料率の決定に関することを除く。）及び徴収並びに収入金の徴収の嘱託及び嘱託を受けることに関すること。

(4) 国民健康保険に係る保険料その他の収入金の滞納処分に関すること。

(5) 国民年金に関すること。

(6) 特定障害者に係る特別障害給付

金に関すること。

(7) 年金生活者支援給付金に関する
こと。

4 須磨区役所北須磨支所市民課介護
医療係は、次に掲げる事務を分掌す
る。

(1) 介護保険に係る被保険者の資格
に関すること。

(2) 介護保険に係る保険給付に関す
ること（居宅サービス計画作成依
頼届出書に関するものを除
く。）。

(3) 介護保険に係る保険料その他の
収入金の賦課徴収に関すること。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事
業に係る支給に関すること。

(5) 高齢期移行者医療費助成に関す
ること。

(6) こども医療費助成に関するこ
と。

(7) 重度障害者医療費助成に関する
こと。

(8) ひとり親家庭等医療費助成に関
すること。

(9) 高齢重度障害者医療費助成に関
すること。

(10) 後期高齢者医療に係る申請及
び届出の受付に関すること。

(須磨区役所北須磨支所保健福祉課)

第149条 須磨区役所北須磨支所保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 民生委員の推薦に関すること。
- (2) 社会福祉の統計に関すること。
- (3) 戦没者遺族，戦傷病者，引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。
- (5) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) 医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 成人および高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(11) 後期高齢者医療に係る被保険者証等の引渡しに関すること。

(12) 後期高齢者医療に係る保険料その他の収入金の徴収に関すること。

(須磨区役所北須磨支所保健福祉課)

第149条 須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 民生委員の推薦に関すること。
- (3) 社会福祉の統計に関すること。
- (4) 戦没者遺族，戦傷病者，引揚者等の援護に関すること（福祉局高齢福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項，第34条第2項及び第38条の4の規定により，精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務に関すること。
- (7) 保健福祉に係る実地研修の受入れに関すること。
- (8) 栄養の改善に関すること（健康

(9) 児童の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(10) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(11) 子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(12) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(13) 母子保健事業の企画，調整及び実施に関すること。

(14) 生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(15) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(16) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(17) 生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(18) 前各号に掲げるもののほか，
社会福祉及び保健衛生に関するこ

局健康企画課疾病対策係及び保健所医務薬務課薬務係の所管に属するものを除く。）。

(9) 前各号に掲げるもののほか，社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

2 須磨区役所北須磨支所保健福祉課あんしんすこやか係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) あんしんすこやか窓口に関すること。

(2) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関すること（調査及び主治の医師の意見に関すること並びに処分の決定を除く。）。

(3) 高齢者の福祉に関すること（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。

(4) 地域包括支援センターに関すること（福祉局介護保険課地域包括支援係の所管に属するものを除く。）。

(5) 保健福祉に係る訪問指導に関すること（こども福祉係及びこども保健係の所管に属するものを除く。）。

(6) 身体障害者及び身体に障害のあ

と（他の所管に属するものを除く。）。

る児童の福祉に関すること（福祉事務所及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

(7) 知的障害者及び知的障害のある児童の福祉に関すること（福祉事務所及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

(8) 精神障害者福祉に関すること。

(9) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。

(10) 医療給付事務に関すること（こども保健係の所管に属するものを除く。）。

(11) 肝炎対策に関すること。

(12) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること（こども保健係の所管に属するものを除く。）。

(13) 健診事業等の実施に関すること（こども保健係の所管に属するものを除く。）。

(14) 健康教育の実施に関すること（こども保健係の所管に属するものを除く。）。

(15) 前各号に掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関するこ

と（こども福祉係及びこども保健係の所管に属するものを除く。）。

3 須磨区役所北須磨支所保健福祉課
こども福祉係は、次に掲げる事務を
分掌する。

(1) 児童の保護及び育成に関するこ
と（こども保健係，保護係，福祉
事務所及びこども家庭局こども家
庭センターの所管に属するものを
除く。）。

(2) 一人親家庭及び寡婦の福祉並び
に婦人の更生及び保護に関するこ
と（福祉事務所の所管に属するも
のを除く。）。

(3) 子育て支援の推進に関するこ
（こども保健係及び健康局保健所
の所管に属するものを除く。）。

(4) 子どものための教育・保育給付
に係る教育・保育給付認定に関す
ること（こども家庭局幼保事業課
給付係の所管に属するものを除
く。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか，指
導業務及び相談業務に関するこ
（あんしんすこやか係及びこども
保健係の所管に属するものを除
く。）。

4 須磨区役所北須磨支所保健福祉課

こども保健係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 児童の保護及び育成に関すること（こども福祉係、保護係、福祉事務所及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。
- (2) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (3) 健診事業等の実施及び保健の指導に関すること（あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 健康教育の実施に関すること（あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。
- (5) 医療給付事務に関すること（あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 妊産婦、乳幼児及び児童の保健の指導に関すること。
- (7) 子育て支援の推進に関すること（こども福祉係及び健康局保健所の所管に属するものを除く。）。
- (8) 保健福祉に係る訪問指導に関すること（あんしんすこやか係に属するものを除く。）。

(9) 栄養に係る相談及び指導に関すること。

(10) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること（あんしんすこやか係に属するものを除く。）。

(11) 前各号に掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること（あんしんすこやか係及びこども福祉係の所管に属するものを除く。）。

5 須磨区役所北須磨支所保健福祉課保護係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 身体障害者その他の要保護者の発見、調査及び指導に関すること（くらし支援係の所管に属するものを除く。）。

(2) 生活保護法に規定する被保護者の属する世帯の児童の保護及び育成に関すること（こども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

(3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(4) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（福祉局保護課の所管に属するものを除く。）。

(区役所出張所)

第150条 [略]

2 西神中央出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員の推薦に関すること。
- (2) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 戸籍，住民基本台帳，個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること。
- (4) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。
- (5) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。
- (6) 外国人住民に係る住居地の届出に関すること。
- (7) 特別永住者の手続きに関すること。
- (8) 就学に関すること。
- (9) 高齢者の福祉及び介護保険に関

(5) 神戸市遺留金取扱条例に関すること（福祉局保護課の所管に属するものを除く。）。

6 須磨区役所北須磨支所保健福祉課くらし支援係は、身体障害者その他の要保護者の発見，調査及び指導に関する事務（保護係の所管に属するものを除く。）を分掌する。

(区役所出張所)

第150条 [略]

2 西神中央出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 文書の收受，編さん及び保存に関すること。
- (3) 会計及び予算の経理に関すること。
- (4) 庁舎管理に関すること。
- (5) 民生委員の推薦に関すること。
- (6) 各種団体との連絡及び調整に関すること。
- (7) 老人クラブその他老人福祉に関すること。
- (8) 選挙に関すること（区選挙管理委員会の所管に属するものを除く。）。
- (9) 出入国管理及び難民認定法に関すること。

すること。

(10) 国民健康保険に関すること。

(11) 国民年金，特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

(12) 医療費助成に関すること。

(13) 後期高齢者医療制度に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか，保健及び福祉に関すること（保健福祉サービス窓口に限る。）。

(15) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。

(16) 市税その他徴収金の収納に関すること。

(10) 日本国との平和条約に基づき

日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に関すること。

(11) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。

(12) 住民の認定に関すること。

(13) 住民基本台帳及び印鑑（認可地縁団体印鑑を除く。）の登録並びに戸籍に係る届出の受付に関すること。

(14) 写し，謄本又は抄本，証明書その他の即時に処理を要する文書の作成及び交付に関すること。

(15) 通知カード及び個人番号カードに関すること。

(16) 公的個人認証に係る電子証明書（以下この条において「電子証明書」という。）の発行に関すること。

(17) 証明，閲覧，通知カード及び個人番号カードの再交付並びに電子証明書の発行に係る手数料の調定及び収納に関すること。

(18) 就学に関すること。

(19) 国民健康保険に関すること。

(20) 国民年金に関すること。

(21) 特定障害者に係る特別障害給

付金に関すること。

(22) 年金生活者支援給付金に関すること。

(23) 後期高齢者医療に関すること。

(24) 介護保険に関すること。

(25) 高齢期移行者医療費助成に関すること。

(26) こども医療費助成に関すること。

(27) 重度障害者医療費助成に関すること。

(28) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。

(29) 高齢重度障害者医療費助成に関すること。

(30) 前各号に掲げるもののほか、保健及び福祉に関すること（保健福祉サービス窓口に限る。）。

(31) 市税に関する証明書の作成及び交付並びにこれらに係る手数料の調定及び収納に関すること。

(32) 市税その他徴収金の収納に関すること。

(33) 西区役所櫛谷出張所及び平野出張所に関すること。

3 北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務部

3 北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務部

まちづくり課の所管とし、北神区役
所有馬出張所（以下「有馬出張所」
という。）、北神区役所道場出張所
（以下「道場出張所」という。）、北
神区役所八多出張所（以下「八多
出張所」という。）、北神区役所大
沢出張所（以下「大沢出張所」とい
う。）、北神区役所長尾出張所（以
下「長尾出張所」という。）及び北
神区役所淡河出張所（以下「淡河出
張所」という。）は、北神区役所市
民課の所管とし、西区役所伊川谷出
張所（以下「伊川谷出張所」とい
う。）、西区役所櫛谷出張所（以下
「櫛谷出張所」という。）、西区役
所押部谷出張所（以下「押部谷出張
所」という。）、西区役所平野出張
所（以下「平野出張所」とい
う。）、西区役所神出出張所（以下
「神出出張所」という。）及び西区
役所岩岡出張所（以下「岩岡出張
所」という。）は、西区役所総務部
まちづくり課の所管とし、係相当の
事務所とする。

4 山田出張所、有馬出張所、道場出
張所、八多出張所、大沢出張所、長
尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張
所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平

総務課の所管とし、北神区役所有馬
出張所（以下「有馬出張所」とい
う。）、北神区役所道場出張所（以
下「道場出張所」という。）、北神
区役所八多出張所（以下「八多出張
所」という。）、北神区役所大沢出
張所（以下「大沢出張所」とい
う。）、北神区役所長尾出張所（以
下「長尾出張所」という。）及び北
神区役所淡河出張所（以下「淡河出
張所」という。）は、北神区役所市
民課の所管とし、西区役所伊川谷出
張所（以下「伊川谷出張所」とい
う。）、西区役所櫛谷出張所（以下
「櫛谷出張所」という。）、西区役
所押部谷出張所（以下「押部谷出張
所」という。）、西区役所平野出張
所（以下「平野出張所」とい
う。）、西区役所神出出張所（以下
「神出出張所」という。）及び西区
役所岩岡出張所（以下「岩岡出張
所」という。）は、西区役所総務部
総務課の所管とし、係相当の事務所
とする。

4 山田出張所、有馬出張所、道場出
張所、八多出張所、大沢出張所、長
尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張
所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平

野出張所，神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は，次のとおりとする。

(1) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の作成及び交付に関すること。

(2) 戸籍及び個人の印鑑の登録にかかる証明書等の作成及び交付に関すること。

(3) 税に関する証明書（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に基づく証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。

(4) まちづくりの推進及び調整に関すること。

第5章 福祉事務所の組織

（福祉事務所健康福祉課）

第152条 福祉事務所健康福祉課は，

野出張所，神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は，次のとおりとする。

(1) 住民票の写しの作成及び交付に関すること。

(2) 住民票記載事項証明書の作成及び交付に関すること。

(3) 戸籍及び除かれた戸籍の謄本及び抄本の作成及び交付に関すること。

(4) 戸籍及び除かれた戸籍の全部事項証明書，個人事項証明書及び一部事項証明書の作成及び交付に関すること。

(5) 戸籍の附票の写しの作成及び交付に関すること。

(6) 印鑑登録証明書（認可地縁団体印鑑登録証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。

(7) 税に関する証明書（租税特別措置法施行令に基づく証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。

(8) まちづくりの推進及び調整に関すること。

第5章 福祉事務所の組織

（福祉事務所健康福祉課）

第152条 福祉事務所健康福祉課管理

次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 支所の統括に関する事（須磨福祉事務所に限る。）。
- (2) 老人ホームへの入所等の措置に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく措置等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者総合支援法、および児童福祉法に係る障害者、障害児の福祉サービス等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 福祉手当等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 福祉事務所及び課の庶務に関する事。
 - (2) 支所の統括に関する事（須磨福祉事務所に限る。）。
- 2 福祉事務所健康福祉課あんしんすこやか係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 老人ホームへの入所等の措置に関する事（保健福祉課の所管に属するものを除く。）。
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び児童福祉法の規定に基づく措置等に関する事（保健福祉課及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。
 - (3) 障害者総合支援法の規定に基づく介護給付費等の支給等に関する事（保健福祉課の所管に属するものを除く。）。
 - (4) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当その他福祉手当に関する事（保健福祉課の所管に属するものを除く。）。
 - (5) 心身障害者扶養共済制度に関する事（保健福祉課の所管に属す

(福祉事務所こども家庭支援課)

第153条 福祉事務所こども家庭支援

課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 保育料等の徴収に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(福祉事務所生活支援課)

るものを除く。）。

(6) 児童福祉法の規定に基づく障害

児通所給付費等及び障害児相談支援給付費等の支給等に関すること

（保健福祉課及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

(福祉事務所こども家庭支援課)

第153条 福祉事務所こども家庭支援

課こども福祉係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく措置等に関すること（北神こども家庭支援課こども福祉係の所管に属するものを除く。）。
- (3) こどもに関する諸手当に関すること（健康福祉課あんしんすこやか係及び北神こども家庭支援課こども福祉係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 保育料等の徴収に関すること（北神こども家庭支援課こども福祉係の所管に属するものを除く。）。

(福祉事務所生活支援課)

第154条 福祉事務所生活支援課は、

次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 生活保護に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 生活困窮者の自立支援に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

第154条 福祉事務所生活支援課保護

係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 生活保護法の規定による保護の決定及び実施に関する事（くらし支援係並びに保健福祉課保護係及びくらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 生活保護に係る金銭の支出等に関する事（保健福祉課保護係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 生活保護法の規定による医療扶助及び介護扶助の事務に関する事（保健福祉課保護係の所管に属するものを除く。）。

2 福祉事務所生活支援課くらし支援

係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 生活保護法の規定による保護の決定及び実施に関する事（生活支援課保護係並びに保健福祉課保護係及びくらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づく支援に関する事（保健福祉課くらし支援係及び支所くらし支援係並びに福祉局保護課保護係及びくらし支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。

(福祉事務所保健福祉課)

第155条 福祉事務所保健福祉課は、

次に掲げる事務を分掌する。

(1) 老人ホームへの入所等の措置に
関すること（他の所管に属するも
のを除く。）。

(2) 身体障害者福祉法，知的障害者
福祉法及び児童福祉法の規定に基
づく措置等に関すること（他の所
管に属するものを除く。）。

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉
法に係る障害者及び障害児の福祉
サービス等に関すること（他の所
管に属するものを除く。）。

(4) 福祉手当等に関すること（他の
所管に属するものを除く。）。

(5) 生活保護に関すること（他の所
管に属するものを除く。）。

(6) 生活困窮者の自立に関すること
（他の所管に属するものを除
く。）。

(福祉事務所保健福祉課)

第155条 福祉事務所保健福祉課管理

係は、課の庶務に関することを分掌
する。

2 福祉事務所保健福祉課あんしんす
こやか係は、次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 老人ホームへの入所等の措置に
関すること（健康福祉課あんしん
すこやか係の所管に属するものを
除く。）。

(2) 身体障害者福祉法，知的障害者
福祉法及び児童福祉法の規定に基
づく措置等に関すること（健康福
祉課あんしんすこやか係及びこど
も家庭局こども家庭センターの所
管に属するものを除く。）。

(3) 障害者総合支援法の規定に基づ
く介護給付費等の支給等に関する
こと（健康福祉課あんしんすこや
か係の所管に属するものを除
く。）。

(4) 特別児童扶養手当，障害児福祉
手当，特別障害者手当その他福祉
手当に関すること（健康福祉課あ
んしんすこやか係の所管に属する
ものを除く。）。

(5) 心身障害者扶養共済制度に関す

ること（健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。

(6) 児童福祉法の規定に基づく障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費等の支給等に関すること（健康福祉課あんしんすこやか係及びこども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

3 福祉事務所保健福祉課保護係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 生活保護法の規定による保護の決定及び実施に関すること（生活支援課保護係及びくらし支援係並びに保健福祉課くらし支援係所管に属するものを除く。）。

(2) 生活保護に係る金銭の支出等に関すること（生活支援課保護係の所管に属するものを除く。）。

(3) 生活保護法の規定による医療扶助及び介護扶助の事務に関すること（生活支援課保護係の所管に属するものを除く。）。

4 福祉事務所保健福祉課くらし支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 生活保護法の規定による保護の決定及び実施に関すること（保護

（福祉事務所北神こども家庭支援課）

第156条 福祉事務所北神こども家庭支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

（1）児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（2）こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（3）保育料等の徴収に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（福祉事務所支所）

係並びに生活支援課保護係及びくらし支援係の所管に属するものを除く。）。

（2）生活困窮者自立支援法に基づく支援に関すること（生活支援課くらし支援係及び支所くらし支援係並びに福祉局保護課保護係及びくらし支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。

（福祉事務所北神こども家庭支援課）

第156条 福祉事務所北神こども家庭支援課こども福祉係は、次に掲げる事務を分掌する。

（1）児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（こども家庭支援課こども福祉係の所管に属するものを除く。）。

（2）こどもに関する諸手当に関すること（健康福祉課あんしんすこやか係及びこども家庭支援課こども福祉係の所管に属するものを除く。）。

（3）保育料等の徴収に関すること（こども家庭支援課こども福祉係の所管に属するものを除く。）。

（福祉事務所支所）

第157条 福祉事務所支所は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 老人ホームへの入所等の措置に関すること（他の所管に属するものを除く）。
- (2) 身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に係る障害者及び障害児の福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 福祉手当等に関すること（他の所管に属するものを除く）。
- (5) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く）。
- (6) こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものを除く）。
- (7) 保育料等の徴収に関すること（他の所管に属するものを除く）。
- (8) 生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第157条 福祉事務所支所管理係は、支所の庶務に関する事務を分掌する。

2 福祉事務所支所あんしんすこやか係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 老人ホームへの入所等の措置に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法，知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定に基づく措置等に関すること（こども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者総合支援法の規定に基づく介護給付費等の支給等に関すること。
- (4) 特別児童扶養手当，障害児福祉手当，特別障害者手当その他福祉手当に関すること。
- (5) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (6) 児童福祉法の規定に基づく障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費等の支給等に関すること（こども家庭局こども家庭センターの所管に属するものを除く。）。

3 福祉事務所支所こども福祉係は、次に掲げる事務を分掌する。

(9) 生活困窮者の自立支援に関する
こと（他の所管に属するものを除
く。）。

(1) 児童福祉法及び母子及び父子並
びに寡婦福祉法の規定に基づく措
置等に関すること。

(2) こどもに関する諸手当に関する
こと。

(3) 保育料等の徴収に関すること。

4 福祉事務所支所保護係は、次に掲
げる事務を分掌する。

(1) 生活保護法の規定による保護の
決定及び実施に関すること（支所
くらし支援係の所管に属するもの
を除く。）。

(2) 生活保護に係る金銭の支出等に
関すること。

(3) 生活保護法の規定による医療扶
助及び介護扶助の事務に関するこ
と。

5 福祉事務所支所くらし支援係は、
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 生活保護法の規定による保護の
決定及び実施に関すること（支所
保護係の所管に属するものを除
く。）。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく
支援に関すること（生活支援課く
らし支援係及び保健福祉課くらし
支援係並びに福祉局保護課保護係
及びくらし支援課くらし支援係の

第6章 事業所の組織

(東京事務所)

第159条 企画調整局東京事務所（以下「東京事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国会、各省庁その他関係機関との連絡及び情報収集に関すること。
- (2) 市政、観光等の紹介に関すること。

(男女共同参画センター)

第160条 企画調整局企画課男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 女性活躍及び男女共同参画に係る施策の立案、啓発、調査及び研究に関すること。
- (2) 神戸市男女共同参画審議会に関すること。
- (3) 婦人大学に関すること。
- (4) 男女共同参画センター及び婦人

所管に属するものを除く。）。

第6章 事業所の組織

(東京事務所)

第159条 企画調整局東京事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国会、各省庁その他関係機関との連絡に関すること。
- (2) 市政に関係のある情報の収集及び発信並びに資料の収集に関すること。
- (3) 市政、観光等の紹介に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。
- (5) 前各号に附随する事務に関すること。

(男女共同参画センター)

第160条 企画調整局企画課男女共同参画センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 男女共同参画計画に係る計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る啓発に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る施策の立案並びに連絡及び調整に関すること。
- (4) 男女共同参画を推進するための

会館の管理及び運営に関すること。

(職員研修所)

第161条 行財政局職員研修所は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員研修に関すること。
- (2) 職員提案制度に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人材育成に関すること。

(三宮証明サービスコーナー)

第162条 行財政局住民課三宮証明サービスコーナー（以下「三宮証明サービスコーナー」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 住民票、戸籍及び個人の印鑑の登録に関する文書の作成及び交付

調査及び研究に関すること。

- (5) 婦人大学に関すること。
- (6) 神戸市立男女共同参画計画審議会に関すること。
- (7) 男女共同参画苦情処理委員に関すること。
- (8) 神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会に関すること。
- (9) 男女共同参画センターの管理及び運営に関すること。

(職員研修所)

第161条 行財政局職員研修所（以下「職員研修所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員研修所の庶務及び管理に関すること。
- (2) 職員の研修その他の人材育成に関すること。
- (3) 提案制度に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人材育成に関すること。

(三宮証明サービスコーナー)

第162条 行財政局住民課三宮証明サービスコーナーは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 次に掲げる文書の作成及び交付に関すること。
ア 住民票の写し

に関すること。

(2) 市税に関する証明書の作成及び
交付に関すること。

(市税の窓口)

第163条 行財政局税務部市民税課東
灘市税の窓口，灘市税の窓口，中央
市税の窓口，兵庫市税の窓口，北市
税の窓口，北神市税の窓口，長田市
税の窓口，須磨市税の窓口，垂水市
税の窓口及び西市税の窓口（以下
「市税の窓口」という。）は，次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 市税に関する証明及び閲覧に関
すること。

(2) 市税その他徴収金の収納に関す

イ 住民票記載事項証明書

ウ 戸籍及び除かれた戸籍の謄本
及び抄本

エ 戸籍及び除かれた戸籍の全部
事項証明書，個人事項証明書及び
一部事項証明書

オ 戸籍の附票の写し

カ 印鑑登録証明書（認可地縁団
体印鑑登録証明書を除く。）

(2) 税に関する証明書（租税特別措
置法施行令（昭和32年政令第43
号）に基づく証明書を除く。）の
作成及び交付に関すること。

(3) 証明の手数料の調定及び収納に
関すること。

(市税の窓口)

第163条 行財政局税務部市民税課東
灘市税の窓口，灘市税の窓口，中央
市税の窓口，兵庫市税の窓口，北市
税の窓口，北神市税の窓口，長田市
税の窓口，須磨市税の窓口，垂水市
税の窓口及び西市税の窓口（以下
「市税の窓口」という。）は，次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 市税に関する証明及び閲覧並び
にこれらに係る手数料の調定及び
収納に関すること。

(2) 市税その他徴収金の収納に関す

ること。

(博物館)

第164条 文化スポーツ局博物館
(以下「博物館」という。)の組織は、次の表のとおりとする。

課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
管理課	
学芸課	
小磯記念美術館	神戸ゆかりの美術館

(博物館管理課)

第165条 博物館管理課は、博物館の管理及び運営に関する事務を分掌する。

(博物館学芸課)

第166条 博物館学芸課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 特別展，企画展，講演会，講座

ること。

(博物館)

第164条 文化スポーツ局博物館
(以下「博物館」という。)の組織は、次の表のとおりとする。

課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
管理課	管理係
学芸課	事業係 学芸係
小磯記念美術館	管理係 学芸係 神戸ゆかりの美術館

(博物館管理課)

第165条 博物館管理課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 博物館の庶務に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 入館料その他事業収入の収納に関すること。
- (4) 神戸市立博物館協議会に関すること。
- (5) 博物館小磯記念美術館との連絡及び調整に関すること。

(博物館学芸課)

第166条 博物館学芸課事業係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 特別展，企画展その他展覧会の

その他事業の計画及び実施に関すること。

(2) 神戸市立博物館資料の収集，保管，調査研究及び普及啓発に関すること。

(博物館小磯記念美術館)

第167条 博物館小磯記念美術館（以下「小磯記念美術館」という。）は，次に掲げる事務を分掌する（博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館（以下「神戸ゆかりの美術館」という。）の所管に属するものを除く。）。

開催の計画及び実施に関すること。

(2) 講演会，講習会，研究会その他の事業の計画及び実施に関すること。

(3) 神戸市立博物館の広報及び広聴に関すること。

(4) 神戸市立博物館，神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の展覧会の計画及び実施に係る連絡及び調整に関すること。

2 博物館学芸課学芸係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸市立博物館資料の収集及び保存に関すること。

(2) 神戸市立博物館資料の調査及び研究に関すること。

(3) 神戸市立博物館資料の陳列等による文化知識の普及及び啓発に関すること。

(博物館小磯記念美術館)

第167条 博物館小磯記念美術館管理係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 博物館小磯記念美術館の庶務に関すること。

(2) 施設及び設備の管理に関すること。

(3) 入館料その他事業収入に関する

(1) 博物館小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の管理及び運営に関すること。

(2) 特別展，企画展，講演会，講座その他事業の計画及び実施に関すること。

(3) 神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の資料の収集，保管，調査研究及び普及啓発に関すること。

2 神戸ゆかりの美術館は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸ゆかりの美術館の管理及び運営に関すること。（他の所管に属するものを除く。）

(2) 特別展，企画展，講演会，講座その他事業の計画及び実施に関すること。（他の所管に属するものを除く。）

(3) 神戸ゆかりの美術館資料の収集，保管，調査研究及び普及啓発に関すること。（他の所管に属するものを除く。）

こと。

(4) 講演会，講習会，研究会その他の事業の実施に関すること。

(5) 神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の広報及び広聴に関すること。

(6) 神戸市立小磯記念美術館協議会に関すること。

(7) 博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館との連絡及び調整に関すること。

2 博物館小磯記念美術館学芸係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館（以下この項において「美術館」という。）の展覧会の開催の計画及び実施に関すること。

(2) 美術館資料の収集及び保存に関すること。

(3) 美術館資料の調査及び研究に関すること。

(4) 美術館資料の陳列等による文化知識の普及及び啓発に関すること。

3 博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館は，次に掲げる事務を分掌する。

(中央図書館)

第168条 文化スポーツ局中央図書館
(以下「中央図書館」という。)の
組織は、次の表のとおりとする。

課又は第 2類の事 業所	係又は第3類の事業所
総務課	
利用サー ビス課	[略]

(中央図書館総務課)

第169条 中央図書館総務課は、次に
掲げる事務を分掌する。

- (1) 東灘図書館、灘図書館、三宮図書館、兵庫図書館、北図書館、北神図書館、新長田図書館、須磨図書館、名谷図書館、垂水図書館及び西図書館に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 図書館に係る施策の企画立案及び調整に関する事。
- (3) 図書館情報ネットワークシステ

(1) 神戸ゆかりの美術館の管理及び運営に関する事。

(2) 神戸ゆかりの美術館資料の管理及び展示に関する事。

(3) 講演会、講習会、講座その他の事業の実施に関する事。

(中央図書館)

第168条 文化スポーツ局中央図書館
(以下「中央図書館」という。)の
組織は、次の表のとおりとする。

課又は第 2類の事 業所	係又は第3類の事業所
総務課	総務係 企画情報係
利用サー ビス課	[略]

(中央図書館総務課)

第169条 中央図書館総務課総務係
は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 中央図書館の庶務に関する事。
- (2) 施設及び設備の管理に関する事。
- (3) 東灘図書館、灘図書館、三宮図書館、兵庫図書館、北図書館、北神図書館、新長田図書館、須磨図書館、名谷図書館、垂水図書館及び西図書館に関する事（企画情

ムの運用に関すること。

(4) 地域連携の推進に関すること。

(中央図書館利用サービス課)

第170条 中央図書館利用サービス課

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 図書館資料（電子図書等を含む）の収集，提供，管理及び利用促進に関すること。
- (2) 自動車図書館に関すること。
- (3) 書誌の編集及び管理に関すること。
- (4) 郷土及び行政資料等に関するこ

報係及び利用サービス課の所管に属するものを除く。）。

2 中央図書館総務課企画情報係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 図書館に係る施策の企画立案及び調整に関すること。
- (2) 図書館情報ネットワークシステムの運用に関すること。
- (3) 情報化に係る調査，研究及び開発に関すること。
- (4) 図書館に係る評価及び改善に関すること。
- (5) 各種統計に関すること。
- (6) 図書館に係る職員研修の計画及び実施に関すること。
- (7) 地域連携の推進に関すること。
- (8) 神戸市立図書館協議会に関すること。

(中央図書館利用サービス課)

第170条 中央図書館利用サービス課

市民サービス係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 図書館資料の利用に関するこ
- と。
- (2) 一般図書，児童図書及び視聴覚資料に関すること。
- (3) 子どもの読書活動推進に関する
- こと。

と。

(5) 子どもの読書活動推進に関する
こと。

(6) 調査相談事務に関すること。

(4) 読書会，研究会，講演会，展示
会，鑑賞会，おはなし会等に関する
こと。

(5) 郵送貸出及び対面朗読に関する
こと。

(6) 自動車図書館に関すること。

2 中央図書館利用サービス課調査相
談係は，次に掲げる事務を分掌す
る。

(1) 調査相談事務に関すること。

(2) 専門図書，参考図書，特別コレ
クション等に関すること。

(3) 郷土，行政資料及び震災関連資
料に関すること。

(4) 保存新聞に関すること。

(5) 書庫内の図書の管理及び出納に
関すること。

(6) 書誌の編集に関すること。

(7) 相互貸借に関すること。

3 中央図書館利用サービス課資料係
は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 図書館資料の収集に関するこ
と。

(2) 図書館資料の分類，登録等に関
すること。

(3) 図書館資料の除籍及び再活用に関
すること。

(4) 書誌データの作成及び整備に関

(公民館)

第171条 文化スポーツ局住之江公民館，葺合公民館，清風公民館，長田公民館，南須磨公民館，東垂水公民館及び玉津南公民館（以下「公民館」という。）は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公民館の管理及び運営に関する
こと。

(2) 教室，講座，講演会，展示会そ
の他事業に関すること。

(和光園)

第172条 [略]

2 和光園は，次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 入所者の介護に関すること。

(2) 入所者の生活指導に関する
こと。

(3) 入所者の診療及び看護に関する
こと。

(4) 入所者の栄養管理及び栄養指導
に関すること。

(5) ケアハウス和光園に関する
こと。

すること。

(5) 製本及び図書館資料の補修に関
すること。

(6) 館報に関すること。

(和光園)

第171条 [略]

2 和光園は，次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 入所者の介護に関すること。

(2) 入所者の生活指導に関する
こと。

(3) 入所者の診療及び看護に関する
こと。

(4) 入所者の栄養管理及び栄養指導
に関すること。

(5) ケアハウス和光園に関する
こと。

(障害者福祉センター)

第173条 福祉局障害者福祉センター

(以下「障害者福祉センター」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 身体障害者福祉センターに関すること。
- (2) 障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (4) 重度心身障害者の移動支援施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 障害者等の相談，療育指導及び医学的診断に関すること。

(6) 前各号に付随する事務に関すること。

(障害者福祉センター)

第172条 福祉局障害者福祉センター

(以下「障害者福祉センター」という。)に管理係及び相談判定係を置く。

- 2 障害者福祉センター管理係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 障害者福祉センターの庶務及び管理に関すること。
 - (2) 障害者更生相談所，発達障害者支援センター及びひきこもり支援室の庶務に関すること（発達障害者支援センターの所管に属するものを除く。）。
 - (3) 身体障害者福祉センターに関すること。
 - (4) 関係機関との連絡及び調整に関すること。
 - (5) 障害者の福祉の啓発に関すること（障害福祉課調整係の所管に属するものを除く。）。
 - (6) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
 - (7) 重度心身障害者タクシー利用助成に関すること。
 - (8) 重度心身障害者自動車燃料費助

(障害者更生相談所)

第174条 福祉局障害者更生相談所

(以下「障害者更生相談所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 障害者の相談，指導及び判定に関すること。
- (2) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (3) 障害者に関する調査，研究，研修及び情報の提供に関すること。
- (4) 関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

成に関すること。

- (9) 重度心身障害介護手当，特別児童扶養手当，障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに福祉手当（経過措置分に限る。）に関すること。

- (10) 他の係の所管に属しない事項に関すること。

3 障害者福祉センター相談判定係

は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 障害者等の相談に関すること。
- (2) 障害者等の療育指導及び医学的診断に関すること。

(障害者更生相談所)

第173条 福祉局障害者更生相談所

は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 身体障害者，知的障害者及び発達障害者（以下この条において「障害者」という。）の相談及び指導に関すること。
- (2) 障害者の医学的，心理学的及び職能的判定に関すること。
- (3) 補装具費支給の可否についての判定に関すること及び補装具の適合判定に関すること。
- (4) 更生医療の判定に関すること。
- (5) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。

(6) 市民福祉調査委員会に関するこ
と（身体障害者福祉法第15条第2
項の規定による医師の指定に係る
ものに限る。）。

(7) 障害者に関する調査，研究，研
修及び情報の提供に関すること。

(8) 関係機関への障害者に関する技
術的援助及び助言に関すること。

（さざんか療護園）

第174条 福祉局さざんか療護園（以
下「さざんか療護園」という。）

は，身体障害者であつて，常時の介
護を必要とするものを入所させ，治
療し，及び養護するために必要な業
務を行う。

2 さざんか療護園は，次に掲げる事
務を分掌する。

(1) 入所者の介護に関すること。

(2) 入所者の生活指導に関するこ
と。

(3) 入所者の診療及び看護に関する
こと。

(4) 入所者の栄養管理及び栄養指導
に関すること。

(5) 入所者の機能回復訓練に関する
こと。

(6) 前各号に付随する事務に関する
こと。

(発達障害者支援センター)

第175条 福祉局発達障害者支援センター（以下「発達障害者支援センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 発達障害者及びその家族に対する専門的な相談，助言及び支援に関すること。

(2) 医療，保健，福祉，教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。）に係る情報提供及び研修に関すること。

(発達障害者支援センター)

第175条 福祉局発達障害者支援センター（以下「発達障害者支援センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 発達障害者支援センターの庶務及び管理に関すること（障害者福祉センターの所管に属するものを除く。）。

(2) 発達障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）及びその家族に対する専門的な相談及び助言に関すること。

(3) 発達障害者に対する専門的な発達支援に関すること。

(4) 医療，保健，福祉，教育その他これらに類するものに係る業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法第2条第1項に規定する発達障害をいう。以下同じ。）に係る情報提供及び研修に関すること。

(5) 発達障害に関して，医療等の業務を行う関係機関及び民間団体と

(ひきこもり支援室)

第176条 福祉局ひきこもり支援室

(以下「ひきこもり支援室」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) ひきこもり状態にある者及びその家族等への相談支援に関すること。

(2) ひきこもりに関する情報発信に関すること。

(保健所)

第177条 健康局保健所 (以下「保健

の連絡及び調整に関すること。

(6) 障害者更生相談所及びこども家庭局こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること (福祉局障害者支援課及びこども家庭局家庭支援課の所管に属するものを除く。)。

(7) 前各号に掲げるもののほか、発達障害者に対する支援に関すること (こども家庭局家庭支援課の所管に属するものを除く。)。

(ひきこもり支援室)

第176条 福祉局ひきこもり支援室

(以下「ひきこもり支援室」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) ひきこもり支援室の庶務及び管理に関すること (障害者福祉センターの所管に属するものを除く。)。

(2) ひきこもり状態にある者及びその家族等への相談支援に関すること。

(3) ひきこもりに関する情報発信並びに関係機関等との連携及び調整に関すること。

(保健所)

第177条 健康局保健所の組織は、次

所」という。)の組織は、次の表のとおりとする。

部	課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
	保健課	管理係 口腔保健支援センター 精神保健福祉係
	医務薬務課	
	食品衛生課	
	環境衛生課	
	家庭支援課	
	東部衛生監視事務所	
	西部衛生監視事務所	

の表のとおりとする。

部	課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
	保健課	管理係 口腔保健支援センター 精神保健福祉係
	予防衛生課	結核・感染症係 予防接種係
	医務薬務課	医務係 薬務係
	生活衛生課	食品衛生係 環境衛生係
	家庭支援課	母子保健係
	東部衛生監視事務所	公衆衛生係 監視係
	西部衛生監視事務所	公衆衛生係 監視係
	北衛生監視事務所	公衆衛生係 監視係
	垂水衛生監視事務所	公衆衛生係 監視係

健康科学 研究所	感染症部 生活科学 部	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
東 灘 保 健 福 祉 部	[略]	[略]
	[略]	[略]
灘	[略]	[略]
保 健	[略]	[略]

所		
西衛生監 視事務所	公衆衛生係 監視係	
環境保健 研究所	事務係 感染症部 生活科学部	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
東 灘 保 健 福 祉 部	[略]	[略]
	[略]	[略]
灘	[略]	[略]
保 健	[略]	[略]

福祉部		
中央保健福祉部	[略]	[略]
	[略]	[略]
兵庫保健福祉部	[略]	[略]
	[略]	[略]
北保健福祉部	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
長田保健福祉部	[略]	[略]
	[略]	[略]

福祉部		
中央保健福祉部	[略]	[略]
	[略]	[略]
兵庫保健福祉部	[略]	[略]
	[略]	[略]
北保健福祉部	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
長田保健福祉部	[略]	[略]
	[略]	[略]

社 部		
須	[略]	[略]
磨	[略]	[略]
保 健 福 祉 部	[略]	[略]
垂	[略]	[略]
水	[略]	[略]
保 健 福 祉 部		
西	[略]	[略]
保 健 福 祉 部	[略]	[略]

2 東部衛生監視事務所及び西部衛生監視事務所（以下「衛生監視事務所」という。）、東灘保健センター、灘保健センター、中央保健センター、兵庫保健センター、北保健センター、長田保健センター、須磨保

社 部		
須	[略]	[略]
磨	[略]	[略]
保 健 福 祉 部	[略]	[略]
垂	[略]	[略]
水	[略]	[略]
保 健 福 祉 部		
西	[略]	[略]
保 健 福 祉 部	[略]	[略]

2 東部衛生監視事務所、西部衛生監視事務所、北衛生監視事務所、垂水衛生監視事務所及び西衛生監視事務所（以下「衛生監視事務所」という。）、東灘保健センター、灘保健センター、中央保健センター、兵庫

健センター，垂水保健センター及び西保健センター（以下「保健センター」という。）並びに東灘保健福祉部，灘保健福祉部，中央保健福祉部，兵庫保健福祉部，北保健福祉部，長田保健福祉部，須磨保健福祉部，垂水保健福祉部及び西保健福祉部（以下「保健福祉部」という。）の所管区域は，別表第2のとおりとする。

（保健所保健課）

第178条 保健所保健課は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 医師臨床研修，歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。
- (2) 難病の患者に対する医療等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 公害（アスベストを含む。）による健康被害に関すること。
- (4) 神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。
- (5) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 保健センター等の事業に係る支

保健センター，北保健センター，長田保健センター，須磨保健センター，垂水保健センター及び西保健センター（以下「保健センター」という。）並びに東灘保健福祉部，灘保健福祉部，中央保健福祉部，兵庫保健福祉部，北保健福祉部，長田保健福祉部，須磨保健福祉部，垂水保健福祉部及び西保健福祉部（以下「保健福祉部」という。）の所管区域は，別表第2のとおりとする。

（保健所保健課）

第178条 保健所保健課管理係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 保健所及び課の庶務並びに保健所内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 保健事業に係る経費に関する保健センター，区役所及び須磨区北須磨支所との調整に関すること。
- (3) 医師臨床研修，歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に関すること（こども家庭局家庭支援課母子保健係の所管に属するものを除く。）。

援に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 歯科口腔保健に関する事。

(8) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。

(9) 結核及び感染症に関する事。

(10) 予防接種及び健康被害に関する事。

(5) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に関する事。

(6) 神戸市公害健康被害認定審査会に関する事。

(7) 神戸市公害診療報酬審査委員会に関する事。

(8) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく申請及び請求に関する事。

(9) 口腔保健支援センターとの連絡及び調整に関する事。

(10) 神戸市立こうべ市歯科センターに関する事。

(11) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関する事（健康企画課調整係，予防衛生課結核・感染症係及び保健センターの所管に属するものを除く。）。

(12) 保健センターの事業に係る支援に関する事（難病対策事業，公害保健福祉事業，公害健康被害予防事業及び石綿健康被害関連事業に限る。）。

2 保健所保健課口腔保健支援センターは，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 歯科口腔保健に関する事。

(2) 保健センター及び区役所の事業に係る支援に関すること（歯科保健事業に限る。）。

3 保健所保健課精神保健福祉係は、次に掲げる事務所を分掌する。

(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る企画に関すること。

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る精神科病院への立入検査及び指導並びに入院措置に関すること。

(3) 精神保健指定医に関すること。

(4) 市民福祉調査委員会に関すること（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項に規定する事項に係るものに限る。）。

(5) 保健センター，区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。

（保健所予防衛生課）

第179条 保健所予防衛生課結核・感染症係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課及び医務薬務課の庶務に関すること。

(2) 結核及び感染症に係る連絡及び調整に関すること。

(3) 結核対策の企画に関すること。

(4) 保健医療審議会（感染症対策に関する事項に限る。）に関すること。

(5) 結核及び感染症の発生動向の調査に関すること。

(6) 結核及び感染症の対策及び疫学の調査に関すること。

(7) 保健所感染症診査協議会に関すること。

(8) 保健センターの事業に係る支援に関すること（結核及び感染症関連事業に限る。）。

(9) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（健康企画課調整係，保健課管理係及び保健センターの所管に属するものを除く。）。

2 保健所予防衛生課予防接種係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 予防接種及び健康被害に関すること。

(2) 神戸市予防接種健康被害調査委員会に関すること。

(3) 保健センターの事業に係る支援に関すること（予防接種及び健康被害に限る。）。

（保健所医務薬務課）

（保健所医務薬務課）

第179条 保健所医務薬務課は、次に

掲げる事務を分掌する。

(1) 医務に関すること。

(2) 介護老人保健施設及び介護医療院の实地指導に関すること。

(3) 薬務に関すること。

(4) 献血に関すること。

(5) 保健センターの事業に係る支援に関すること（医務及び薬務に限る。）。

(6) 食品表示に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 栄養の改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第180条 保健所医務薬務課医務係

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 医務に係る連絡及び調整に関すること。

(2) 医療法等の規定に基づく病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所の許可及び届出に関すること。

(3) 医療監視の総括に関すること。

(4) 介護老人保健施設及び介護医療院の实地指導に関すること。

(5) 衛生検査所の立入検査の総括に関すること。

(6) 医療に係る苦情の相談に関すること。

(7) 保健センターの事業に係る支援に関すること（医務に限る。）。

(8) 前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

2 保健所医務薬務課薬務係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 薬務に係る連絡及び調整に関すること。

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等に関すること。

(3) 毒物及び劇物取締法（昭和25年

法律第303号) に関すること。

(4) 薬物の乱用の防止及び麻薬、覚せい剤等の対策に関すること。

(5) 献血に関すること。

(6) 保健センターの事業に係る支援に関すること（薬務に限る。）。

(7) 給食施設指導に関すること。

(8) 健康増進法（平成14年法律第103号）第7章に規定する特別用途表示等に関すること。

(9) 食品表示法に関すること（東部衛生監視事務所公衆衛生係，西部衛生監視事務所公衆衛生係，北衛生監視事務所公衆衛生係，垂水衛生監視事務所公衆衛生係及び西衛生監視事務所公衆衛生係並びに経済観光局消費生活センター相談指導係の所管に属するものを除く。）。

(10) 栄養の改善に関すること（健康企画課疾病対策係，区役所保健福祉部健康福祉課管理係，北神区役所保健福祉課管理係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係の所管に属するものを除く。）。

(11) 前各号に掲げるもののほか，薬務に関すること。

（保健所食品衛生課）

（保健所生活衛生課）

第180条 保健所食品衛生課は、次に

掲げる事務を分掌する。

(1) 食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第181条 保健所生活衛生課食品衛生

係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 食品衛生に関すること（東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係、西部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係、北衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係、垂水衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係並びに西衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係（以下「東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係等」という。）の所管に属するものを除く。）。

(2) 家庭用品の安全対策に関すること。

(3) 衛生監視事務所、食品衛生検査所及び食肉衛生検査所との連絡及び調整に関すること。

(4) 神戸市食品衛生協会に関すること。

2 保健所生活衛生課環境衛生係は、

次に掲げる事務を分掌する。

(1) 環境衛生に関すること（東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係等の所管に属するものを除く。）。

(2) 動物衛生に関すること（東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視

係等の所管に属するものを除く。)。

- (3) 犬の鑑札の交付に関すること。
- (4) 狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (5) 犬又は猫の引取りに関すること。
- (6) 犬及び負傷動物等の収容に関すること。
- (7) 神戸市環境衛生協会に関すること。
- (8) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（衛生害虫に係る連絡及び調整に限る。)。

(保健所環境衛生課)

第181条 保健所環境衛生課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
- (2) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。)。

(保健所家庭支援課)

第182条 保健所家庭支援課は、区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務（母子保健事業に限る。）を分掌する。

(保健所家庭支援課)

第182条 保健所家庭支援課母子保健係は、区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務（母子保健事業に限る。）を分掌する。

(保健所衛生監視事務所)

第183条 保健所衛生監視事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 家庭用品の安全対策に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(保健所衛生監視事務所)

第183条 保健所衛生監視事務所公衆衛生係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 衛生監視事務所の庶務に関すること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関すること。
- (3) 食品表示法に関すること（医務薬務課薬務係及び経済観光局消費生活センター相談指導係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 魚介類行商条例（昭和39年兵庫県条例第61号）に関すること。
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関すること。
- (6) と畜場法に関すること。
- (7) 旅館業法（昭和23年法律第138号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、公衆浴場法、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）及びクリーニング業法（昭和25年法律第207号）に関すること。
- (8) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に関すること。
- (9) 感染症及び食中毒に係る消毒に

関すること。

(10) 温泉法（昭和23年法律第125号）に関すること。

(11) 胞衣及び産汚物取締条例（昭和39年兵庫県条例第47号）に関すること。

(12) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に関すること。

(13) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に関すること。

(14) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に関すること。

(15) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）に関すること。

(16) 水道法（昭和32年法律第177号）に関すること。

(17) 特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第47号）に関すること。

(18) ねずみ及び昆虫等の駆除等に関すること。

(19) 所管区域の食品衛生協会及び環境衛生協会に関すること。

(20) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること

(衛生害虫に係るものに限る。)

(21) 神戸市人と猫との共生に関する条例に係る指導啓発に関すること。

(22) 第2号から前号までに掲げるもののほか、食品、環境及び動物の衛生に関すること。

2 保健所衛生監視事務所監視係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 食品衛生に係る施設の監視及び指導に関すること（公衆衛生係の所管に属するものを除く。)

(2) 環境衛生に係る施設の監視及び指導に関すること（公衆衛生係の所管に属するものを除く。)

(3) 動物衛生に係る施設の監視及び指導に関すること（公衆衛生係の所管に属するものを除く。)

(4) 遊泳用プールの指導に関すること。

(5) 家庭用品の安全対策に関すること。

(6) 飲料水の衛生に関すること。

(7) 住宅宿泊事業法及び神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例に係る監視指導に関すること。

(保健所健康科学研究所)

第184条 保健所健康科学研究所（以下「健康科学研究所」という。）

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 衛生に関する調査，研究及び指導に関すること。

(2) 衛生に関する試験及び検査に関すること。

(保健所環境保健研究所)

第184条 保健所環境保健研究所（以下「環境保健研究所」という。）

は、衛生に関する調査，研究及び指導並びに衛生に関する試験及び検査に関する業務を行う。

2 保健所環境保健研究所事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 所の庶務及び所内事務の連絡調整に関すること。

(2) 手数料等の徴収に関すること。

(3) 施設の管理に関すること。

(4) 動物飼育等の検査及び研究に付随する業務に関すること。

(5) 感染症の発生動向の調査に関すること（病原体の情報に関するものに限る。）。

(6) 感染症及び食品衛生の信頼性確保業務に関すること。

3 保健所環境保健研究所感染症部は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 感染症，食中毒等の微生物学的試験検査及び調査研究に関すること。

(2) 感染症の血清学的試験検査に関すること。

4 保健所環境保健研究所生活科学部は、次に掲げる事務を分掌する。

(保健所食品衛生検査所)

第185条 保健所食品衛生検査所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

(2) 食品の試験及び検査に関すること。

(保健所食肉衛生検査所)

第186条 保健所食肉衛生検査所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 食肉の試験及び検査に関すること。
(2) と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛

(1) 食品衛生の試験検査及び調査研究に関すること。

(2) 家庭用品等の試験及び調査研究に関すること。

(3) 大気汚染、水質汚濁等の試験検査及び調査研究に関すること。

(4) 一般環境衛生の試験検査及び調査研究に関すること。

(保健所食品衛生検査所)

第185条 保健所食品衛生検査所（以下「食品衛生検査所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 食品衛生検査所の庶務に関すること。

(2) 経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること
(衛生監視事務所の所管に属するものを除く。)

(3) 食品の試験及び検査に関すること。

(保健所食肉衛生検査所)

第186条 保健所食肉衛生検査所（以下「食肉衛生検査所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 食肉衛生検査所の庶務に関すること。

(2) と畜検査に関すること。

生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（保健所精神保健福祉センター）

第187条 保健所精神保健福祉センタ

ーは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る調整及び実施並びに自殺対策に関すること。
- (2) 神戸いのち大切プランに関すること。
- (3) 神戸市自殺対策推進センターに関すること。
- (4) 保健センター，区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。

(3) 食肉の試験及び検査に関すること。

(4) と畜場，と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（衛生監視事務所の所管に属するものを除く。）。

（保健所精神保健福祉センター）

第187条 保健所精神保健福祉センタ

ー（以下「精神保健福祉センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 精神保健福祉センターの庶務及び管理に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項に規定する精神保健福祉センターの業務に関すること。
- (3) 精神医療審査会に関すること。
- (4) 神戸いのち大切プランに関すること。
- (5) 神戸市自殺対策推進センターに関すること。
- (6) 保健センター，区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に

(保健所保健センター)

第188条 保健所保健センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 医務及び薬務に関すること。
- (2) 人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること
(他の所管に属するものを除く)。
- (3) 健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (4) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (5) 結核、感染症、慢性病等の対策に関すること。
- (6) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (8) 公害(アスベストを含む。)に

関する法律第5章第3節及び第4節の規定に基づき保健所長を経てなされる届出及び報告に関すること。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、精神保健及び精神障害者の福祉に係る調整及び実施並びに自殺対策に関すること。

(保健所保健センター)

第188条 保健所保健センター管理係及び須磨保健センター北須磨管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) センターの庶務並びにセンター内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
 - (2) 医務及び薬務に関すること。
 - (3) 人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること。
 - (4) 健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(あんしんすこやか係、こども保健係、健康企画課調整係、保健課管理係、予防衛生課結核・感染症係及び健康企画課調整係の所管に属するものを除く。)
- 2 保健所保健センターあんしんすこやか係及び須磨保健センター北須磨あんしんすこやか係は、次に掲げる

関すること。

(9) 特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。

(10) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること。

事務を分掌する。

(1) 結核検診事業の企画，調整及び実施に関すること（こども保健係の所管に属するものを除く。）。

(2) 結核，感染症，慢性病等の対策に関すること（こども保健係の所管に属するものを除く。）。

(3) 予防接種事業の企画，調整及び実施に関すること（こども保健係の所管に属するものを除く。）。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第2項に関すること。

(5) 精神保健に関すること。

(6) 公害（アスベストを含む。）に関すること。

(7) 特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）（こども保健係の所管に属するものを除く）。

(8) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること（こども保健係の所管に属するものを除く。）。

(9) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（管理係，こども保健係，保健課管理係，予防衛生課結核・感染症係及び健康企画課調整係の所管に属す

るものを除く。)。

3 保健所保健センターこども保健係及び須磨保健センター北須磨こども保健係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること（あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

(2) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること（あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

(3) 結核、感染症の対策に関すること（あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

(4) 特定疾病（難病に係るものに限る。)に関すること（あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

(5) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること（あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

(6) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。)に関すること（管理係、あんしんすこやか係、健康企画課調整係、保健課管理係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に

(保健所保健福祉部)

第189条 保健所保健福祉部健康福祉課、北保健福祉部保健福祉課及び須磨保健福祉部保健福祉課は、保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関する事務(他の所管に属するものを除く。)を分掌する。

- 2 保健所保健福祉部こども家庭支援課、北保健福祉部北神こども家庭支援課及び須磨保健福祉部保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 子育て支援の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (2) 保健福祉に係る指導業務及び相

属するものを除く。)。

- 4 保健所北神保健センター管理係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 保健センターの庶務並びに保健センター内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 医務及び薬務に関すること。
- (3) 健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(あんしんすこやか係、こども保健係、健康企画課調整係、保健課管理係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)

(保健所保健福祉部)

第189条 保健所保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係、北保健福祉部保健福祉課あんしんすこやか係及び須磨保健福祉部保健福祉課あんしんすこやか係は、保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関する事務(こども家庭支援課の所管に属するものを除く。)を分掌する。

- 2 保健所保健福祉部こども家庭支援課こども保健係、北保健福祉部北神こども家庭支援課こども保健係及び須磨保健福祉部保健福祉課こども保健係は、次に掲げる事務を分掌する。

談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（墓園管理センター）

第190条 健康局斎園管理課墓園管理センターは、墓園施設の管理及び運営に関する事務を分掌する。

（斎場管理センター）

第191条 健康局斎園管理課斎場管理センターは、斎場施設の管理及び運

(1) 子育て支援の推進に関すること（区役所の所管に属するものを除く。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。

（墓園管理センター）

第190条 健康局斎園管理課墓園管理センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市立墓園の庶務並びに管理及び運営に関すること。

(2) 墓園、斎場の整備事業の設計及び工事の施行（建築及び設備の工事を除く。）に関すること。

(3) 墓園、斎場施設の保守修繕の調査、設計及び施行に関すること（建築住宅局の所管に属するものを除く。）。

(4) 墓園施設の維持及び管理に関すること。

(5) 前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

（斎場管理センター）

第191条 健康局斎園管理課斎場管理センターは、次に掲げる事務を分掌

営に関する事務を分掌する。

(こども家庭センター)

第192条 こども家庭局こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）に総務係，一時保護係，家庭支援係，発達相談係，養育支援係及び判定指導係を置く。

2 こども家庭センターは，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 児童及びその家庭についての相談，指導及び調査に関すること。
- (2) 児童の心理学的，医学的，教育学的，社会学的及び精神保健上の判定，指導及び治療に関すること。
- (3) 児童の一時保護に関すること。
- (4) 児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。
- (5) 児童虐待の防止等に関すること。
- (6) 里親に関すること。
- (7) 児童入所施設措置費等の支払及

する。

(1) 甲南斎場，鶴越斎場，有馬斎場及び西神斎場の庶務並びに運営及びこれに付随する事務に関すること。

(2) 斎場施設の維持及び管理に関すること。

(こども家庭センター)

第192条 こども家庭局こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）に総務係，一時保護係，家庭支援係，発達相談係，養育支援係及び判定指導係を置く。

2 こども家庭センター総務係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) こども家庭センターの庶務に関すること。
- (2) 里親養護費に関すること。
- (3) 児童福祉法（以下この条において「法」という。）第56条の費用の徴収に関すること。
- (4) 法第2章第2節第1款に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費，同節第4款に規定する肢体不自由児通所医療費，同章第4節第1款に規定する障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費，同節第4款に規定す

び徴収に関すること。

る障害児入所医療費並びに同章第5節第1款に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること（利用者負担額の決定に関することに限る。）（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。

(5) 児童の一時保護委託費の支払に関すること。

(6) こども家庭センターの他の係の所管に属さない事項に関すること。

3 こども家庭センター一時保護係

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 一時保護児童の指導及び観察に関すること。

(2) 一時保護児童の養護に関すること。

4 こども家庭センター家庭支援係

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 養護（虐待を含む。）に係る児童の相談及び通告に関すること。

(2) 前号に掲げる児童及びその家庭についての調査及び指導に関すること。

(3) 里親の指導に関すること。

(4) 第1号に掲げる児童及びその保護者の福祉措置に関すること。

(5) 第1号に掲げる児童の一時保護の決定に関すること。

(6) 第1号に掲げる児童の一時保護に係る委託に関すること。

5 こども家庭センター発達相談係

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 発達に係る児童の相談及び知的障害児の判定に関すること。

(2) 前号に掲げる児童及びその家庭についての調査及び指導に関すること。

(3) 第1号に掲げる児童及びその保護者の福祉措置に関すること。

(4) 法第2章第2節第1款に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費，同節第4款に規定する肢体不自由児通所医療費，同章第4節第1款に規定する障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費，同節第4款に規定する障害児入所医療費並びに同章第5節第1款に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること（総務係及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。

(5) 第1号に掲げる児童の一時保護の決定に関すること。

(6) 第1号に掲げる児童の一時保護に係る委託に関すること。

6 こども家庭センター養育支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 児童の相談（家庭支援係及び発達相談係の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 前号に掲げる児童及びその家庭についての調査及び指導に関すること。

(3) 第1号に掲げる児童及びその保護者の福祉措置に関すること。

(4) 第1号に掲げる児童の一時保護の決定に関すること。

(5) 第1号に掲げる児童の一時保護に係る委託に関すること。

7 こども家庭センター判定指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること（発達相談係の所管に属するものを除く。）。

(2) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の指導及び治療に関すること。

（若葉学園）

第193条 こども家庭局若葉学園（以下「若葉学園」という。）は、次に

（若葉学園）

第193条 こども家庭局若葉学園（以下「若葉学園」という。）に管理

掲げる事務を分掌する。

(1) 入所又は通所児童の自立支援に関すること。

(2) 退所した者についての相談その他の援助に関すること。

係，自立支援係及び指導係を置く。

2 若葉学園管理係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 学園の庶務及び学園内事務の連絡調整に関すること。

(2) 若葉学園の他の係の所管に属しない事項に関すること。

3 若葉学園自立支援係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 入所又は通所の児童（以下この条において「入所等児童」という。）の生活指導及び養護に関すること。

(2) 入所等児童の入所，退所，調査，統計，保護及びカウンセリング等に関すること。

(3) 警察，家庭裁判所その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(4) 入所等児童の家庭に対する支援に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，入所等児童の自立支援に関すること。

4 若葉学園指導係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 入所等児童の学科及び職業の指導に関すること。

(総合療育センター)

第194条 こども家庭局総合療育センター
(以下「総合療育センター」という。)
にまるやま学園及びあけぼの学園を置く。

2 総合療育センターは、次に掲げる
事務を分掌する。

(1) 知的障害のある児童及び身体又は
精神に障害のある児童並びにそれらの
疑いのある児童(以下「障害のある児童等」という。)
等に係る相談、診療、検査及び訓練に
関すること。

(2) まるやま学園及びあけぼの学園
への通園児童の指導及び支援に関
すること。

(3) 神戸市立児童発達支援センター
の栄養指導及び給食に関するこ
と。

(2) 入所等児童のクラブ及び行事の
指導に関すること。

(3) 入所等児童の退所後の自立支援
に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、入
所等児童の指導に関すること。

(総合療育センター)

第194条 こども家庭局総合療育セン
ター(以下「総合療育センター」と
いう。)
に管理係、相談診療係、ま
るやま学園及びあけぼの学園を置
く。

2 総合療育センター管理係は、次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 総合療育センターの庶務並びに
総合療育センター内の事務の連
絡、調整及び改善に関すること。

(2) 総合療育センターの車両の運行
に関すること。

(3) 関係機関との連絡及び調整に関
すること。

(4) 神戸市立児童発達支援センター
の栄養指導及び給食に関するこ
と。

(5) まるやま学園及びあけぼの学園
の看護業務に関すること。

(6) 前各号の事務に付随する事務に
関すること。

(7) 相談診療係，まるやま学園及びあけぼの学園の所管に属しない事項に関すること。

3 総合療育センター相談診療係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談に関すること。

(2) 障害のある児童等に係る診療，検査及び機能回復訓練に関すること。

(3) 障害のある児童等に係る医学的判定及び心理学的判定に関すること。

(4) 障害のある児童等に係る療育及び指導に関すること。

(5) 障害のある児童等に係るグループ療育に関すること。

(6) 前各号の事務に付随する事務に関すること。

4 総合療育センターまるやま学園は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 通園児童（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この項において同じ。）の生活指導に関すること。

(東部療育センター)

第195条 こども家庭局東部療育センター（以下「東部療育センター」という。）にひまわり学園を置く。

2 東部療育センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 障害のある児童等に係る相談，診療，検査及び訓練に関すること。
- (2) ひまわり学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか，通園児童の支援に関すること。

(3) 前2号の事務に付随する事務に関すること。

5 総合療育センターあけぼの学園

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 通園児童（満15歳から満18歳に達するまでの者をいう。以下この項において同じ。）の生活指導及び職業指導に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか，通園児童の支援に関すること。

(3) 前2号の事務に付随する事務に関すること。

(東部療育センター)

第195条 こども家庭局東部療育センター（以下「東部療育センター」という。）にひまわり学園を置く。

2 東部療育センター（ひまわり学園を除く。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 東部療育センターの庶務並びに東部療育センター内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 東部療育センターの車両の運行に関すること。
- (3) 関係機関との連絡及び調整に関すること。

(4) ひまわり学園の給食に関するこ
と。

(5) 障害のある児童等に係る相談に
関すること。

(6) 障害のある児童等に係る診療、
検査及び機能回復訓練に関するこ
と。

(7) 障害のある児童等に係る療育及
び指導に関すること。

(8) 前各号の事務に付随する事務に
関すること。

(9) ひまわり学園の所管に属しない
事項に関すること。

3 東部療育センターひまわり学園

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 通園児童（小学校就学の始期に
達するまでの者をいう。以下この
項において同じ。）の生活指導に
関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、通園
児童の支援に関すること。

(3) 前2号の事務に付随する事務に
関すること。

(西部療育センター)

(西部療育センター)

第196条 こども家庭局西部療育セン
ター（以下「西部療育センター」と
いう。）にのぼら学園を置く。

2 西部療育センターは、次に掲げる

第196条 こども家庭局西部療育セン
ター（以下「西部療育センター」と
いう。）にのぼら学園を置く。

2 西部療育センター（のぼら学園を

事務を分掌する。

- (1) 障害のある児童等に係る相談，
診療，検査及び訓練に関するこ
と。
- (2) のぼら学園への通園児童の指導
及び支援に関すること。

除く。)は、次に掲げる事務を分掌
する。

- (1) 西部療育センターの庶務並びに
西部療育センター内の事務の連
絡，調整及び改善に関すること。
 - (2) 西部療育センターの車両の運行
に関すること。
 - (3) 関係機関との連絡及び調整に関
すること。
 - (4) のぼら学園の給食に関するこ
と。
 - (5) 障害のある児童等に係る相談に
関すること。
 - (6) 障害のある児童等に係る診療，
検査及び機能回復訓練に関するこ
と。
 - (7) 障害のある児童等に係る療育及
び指導に関すること。
 - (8) 前各号の事務に付随する事務に
関すること。
 - (9) のぼら学園の所管に属しない事
項に関すること。
- 3 西部療育センターのぼら学園は、
次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 通園児童（小学校就学の始期に
達するまでの者をいう。以下この
項において同じ。）の生活指導に
関すること。

(保育所)

第197条 別表第1魚崎保育所の項から王塚台保育所の項までに規定する事業所は、乳幼児の保育に関する事務を分掌する。

(環境局事業所)

第198条 [略]

2 環境局事業所は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関すること。
- (2) 家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。
- (3) 一般廃棄物(し尿を除く。)の処理に係る手数料の徴収に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、通園児童の支援に関すること。

(3) 前2号の事務に付随する事務に関すること。

(保育所)

第197条 別表第1魚崎保育所の項から王塚台保育所の項までに規定する事業所(以下「保育所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 乳幼児の保育に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

(環境局事業所)

第198条 [略]

2 環境局事業所は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 環境局事業所の庶務に関すること。
- (2) 作業用機材及び労務に関すること。
- (3) 自動車の配車の計画及び運行の管理に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 自動車事故に関すること。
- (6) 環境整備事業及び家庭系一般廃棄物の排出に係る啓発指導に関すること。
- (7) 市民の要望等の処理に関するこ

と。

(8) 廃棄物の違法処理の監視に関する
こと。

(9) 所管の不動産及び施設の現場管
理に関すること。

(10) 一般廃棄物（し尿を除く。）
の処理に係る手数料の徴収に関する
こと。

(11) 家庭系一般廃棄物の収集及び
運搬に関すること。

(12) 作業の実施に伴う計画，統計
及び報告に関すること。

(13) 処理施設の管理に関する
こと。

(14) 前各号に掲げるもののほか，
環境整備（溝に係るものを除
く。）に関すること。

（自動車管理事務所）

第199条 環境局自動車管理事務所

（以下「自動車管理事務所」とい
う。）は，次に掲げる事務を分掌す
る。

(1) 自動車管理事務所の庶務に関する
こと。

(2) 自動車管理事務所の安全衛生に
関すること。

(3) 環境整備用自動車（以下この条
において「自動車」という。）の

（自動車管理事務所）

第199条 環境局自動車管理事務所

（以下「自動車管理事務所」とい
う。）は，次に掲げる事務を分掌す
る。

(1) 環境整備用自動車（以下この条
において「自動車」という。）の
設計，改良及び調達に関する
こと。

(2) 自動車の整備及び検査に関する
こと。

(3) 機材の修理に関すること。

(布施畑環境センター)

第200条 環境局布施畑環境センター

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2) センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (3) 最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

設計、改良及び調達に関すること。

- (4) 自動車の整備及び検査に関すること。
- (5) 機材、燃料、潤滑油等の調達、受払い及び管理に関すること。
- (6) 機材の修理に関すること。
- (7) 自動車の事故に関すること。
- (8) 前各号に附随する事務に関すること。

(布施畑環境センター)

第200条 環境局布施畑環境センター

は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の搬入に関すること。
- (3) 一般廃棄物の埋立に関すること。
- (4) 一般廃棄物の破砕に関すること。
- (5) センターの安全衛生に関すること。
- (6) 所管の不動産及び施設の現場管理に関すること。
- (7) センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (8) 最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

(クリーンセンター)

第201条 環境局クリーンセンター

(環境局施設課妙賀山クリーンセンター、環境局施設課苅藻島クリーンセンター及び環境局施設課落合クリーンセンターを除く。以下「クリーンセンター」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 一般廃棄物の焼却及び破碎（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2) 焼却灰の処分に関すること。
- (3) クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

(9) 作業実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。

(10) 前各号に附随する事務に関すること。

(クリーンセンター)

第201条 環境局クリーンセンター

(妙賀山クリーンセンター、苅藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンターを除く。以下「クリーンセンター」という。)は、一般廃棄物の焼却処理その他これに関連する業務を行う。

2 クリーンセンターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) クリーンセンターの庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の搬入に関すること。
- (3) 一般廃棄物の焼却に関すること。
- (4) 一般廃棄物の破碎に関すること（港島クリーンセンターに限る。）。
- (5) 焼却灰の処分に関すること。
- (6) クリーンセンターの安全衛生に関すること。
- (7) 所管の不動産及び施設の現場管理に関すること。

(妙賀山クリーンセンター)

第202条 環境局施設課妙賀山クリーンセンターは、一般廃棄物の中継に関する事務を分掌する。

(苅藻島クリーンセンター)

第203条 環境局施設課苅藻島クリーンセンターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 一般廃棄物の中継に関すること。
- (2) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

(8) クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。

(9) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

(10) 作業実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。

(11) 前各号に附随する事務に関すること。

(妙賀山クリーンセンター)

第202条 環境局施設課妙賀山クリーンセンターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 妙賀山クリーンセンターの管理及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物の中継に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

(苅藻島クリーンセンター)

第203条 環境局施設課苅藻島クリーンセンターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 苅藻島クリーンセンターの管理及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物の中継に関すること。
- (3) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

(落合クリーンセンター)

第204条 環境局施設課落合クリーンセンターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 一般廃棄物の中継に関すること。
- (2) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

(消費生活センター)

第205条 [略]

2 消費生活センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 消費者行政に関する企画、連絡及び調整に関すること。
- (2) 消費生活情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。
- (4) 物価情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 消費者教育及び消費生活の啓発に関すること。

(4) 前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

(落合クリーンセンター)

第204条 環境局施設課落合クリーンセンターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 落合クリーンセンターの管理及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物の中継に関すること。
- (3) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

(消費生活センター)

第205条 [略]

2 消費生活センター相談指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 消費者行政に関する企画立案、連絡及び調整に関すること。
- (3) 神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関すること。
- (4) 消費生活情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。

(6) 消費生活に関する調査及び研究
に関すること。

(7) 計量検査に関すること。

(6) 消費者安全法（平成21年法律第
50号）に関すること。

(7) 電気用品安全法（昭和36年法律
第234号）に関すること。

(8) ガス事業法（昭和29年法律第51
号）に関すること。

(9) 消費生活用製品安全法（昭和48
年法律第31号）に関すること。

(10) 液化石油ガスの保安の確保及
び取引の適正化に関する法律（昭
和42年法律第149号）に関するこ
と（消防局の所管に属するものを
除く。）。

(11) 家庭用品品質表示法（昭和37
年法律第104号）に関すること。

(12) 食品表示法（平成25年法律第7
0号）に関すること（健康局保健
所医務薬務課薬務係，東部衛生監
視事務所公衆衛生係，西部衛生監
視事務所公衆衛生係，北衛生監視
事務所公衆衛生係，垂水衛生監視
事務所公衆衛生係及び西衛生監視
事務所公衆衛生係の所管に属する
ものを除く。）。

(13) 物価情報の収集及び提供に関
すること。

3 消費生活センター消費者教育係
は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 消費者教育及び消費生活の啓発
に関すること。

(2) 消費生活に関する調査及び研究
に関すること。

4 消費生活センター計量検査係は、
次に掲げる事務を分掌する。

(1) 計量法（平成4年法律第51号）
第2条第4項に規定する特定計量
器（以下この項において「特定計
量器」という。）の定期検査及び
再検査に関すること。

(2) 特定計量器の定期検査に代わる
計量士による検査等に係る届出に
関すること。

(3) 計量法に規定する立入検査，指
導，勸告等に関すること。

(4) 計量法第2条第1項に規定する
計量（以下この項において「計
量」という。）に関する調査，研
究及び啓発に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，計
量に関すること。

（農業振興センター）

第206条 経済観光局西農業振興セン
ター（以下「西農業振興センター」
という。）は、次に掲げる事務を分
掌する。

(1) 農業振興地域の管理に関するこ

（農業振興センター）

第206条 経済観光局西農業振興セン
ター（以下「西農業振興センター」
という。）に西ふる里振興係，西生
産振興係及び畜産振興係を，経済観
光局北農業振興センター（以下「北

と（他の所管に属するものを除く。以下、この項において同じ。）。

(2) 人と自然との共生ゾーンに関すること。

(3) 都市農村交流の推進に関すること。

(4) 農地の有効活用の推進に関すること。

(5) 農業の担い手の育成に関すること。

(6) 土地基盤整備の推進に関すること。

(7) 農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。

(9) 兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業及び収入保険制度に関すること。

(10) 米麦及び園芸作物の振興に関すること。

(11) 農業生産環境に関すること。

(12) 観光農業に関すること。

(13) 畜産物の生産及び技術の普及に関すること。

(14) 家畜の衛生及び防疫に関すること。

農業振興センター」という。)に北ふる里振興係及び北生産振興係を置く。

2 西農業振興センター西ふる里振興係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 西農業振興センターの庶務に関すること。

(2) 農業振興地域の管理に関すること。

(3) 人と自然との共生ゾーンに関すること。

(4) 都市農村交流の推進に関すること。

(5) 登録農家制度に関すること。

(6) 農地の有効活用の推進に関すること。

(7) 日本型直接支払制度に関すること。

(8) 農業の担い手の育成に関すること。

(9) 農業振興資金に関すること。

(10) 農業の統計調査、広報及び広聴に関すること。

(11) 土地基盤整備の推進に関すること。

(12) 農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。

(13) 農業委員会との連絡及び調整

(15) 畜産物の消費拡大に関するこ

と。

(16) 前各号に掲げるもののほか，農
政に関する事務，農業の振興及び
畜産の振興に関すること。

2 経済観光局北農業振興センター

(以下「北農業振興センター」とい
う。)は，次に掲げる事務を分掌す
る。

(1) 農業振興地域の管理に関するこ
と（他の所管に属するものを除
く。以下この項において同
じ。)。

(2) 人と自然との共生ゾーンに関す
ること。

(3) 都市農村交流の推進に関するこ
と。

(4) 農地の有効活用の推進に関する
こと。

(5) 農業の担い手の育成に関するこ
と。

(6) 土地基盤整備の推進に関するこ
と。

(7) 農業・農業用施設の災害復旧に
係る調査に関すること。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟
の適正化に関すること。

(9) 兵庫県農業共済組合が行う農業

に関すること。

(14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩
猟の適正化に関する法律（平成14
年法律第88号）及びその関係法令
に関すること（北農業振興センタ
ー北ふる里振興係及び経済観光局
農政計画課計画係の所管に属する
ものを除く。)。

(15) 北農業振興センターとの連絡
及び調整に関すること（他の課の
所管に属することを除く。)。

(16) 前各号に掲げるもののほか，
農政に関する事務に関すること。

3 西農業振興センター西生産振興係

は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 米政策改革に関すること。

(2) 兵庫県農業共済組合が行う農業
共済事業（家畜共済事業を除
く。)及び収入保険制度に関する
こと。

(3) 米麦の生産改善に関すること。

(4) 園芸作物の振興に関すること。

(5) 農業生産環境の改善，農業生産
組織の育成及び集落営農事業の推
進に関すること。

(6) 農業構造の改善及び集落の活性
化のための事業の実施に関するこ
と。

共済事業（家畜共済事業を除く。）及び収入保険制度に関する
こと。

(10) 米麦及び園芸作物の振興に
関すること。

(11) 農業生産環境に関する
こと。

(12) 観光農業に関する
こと。

(13) 前各号に掲げるもののほか、
農政に関する事務及び農業の振興
に関する
こと。

(7) 観光農業に関する
こと。

(8) 北農業振興センターとの連絡及
び調整に関する
こと（他の課の所
管に属することを除く。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、農
業の振興に関する
こと。

4 西農業振興センター畜産振興係
は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 畜産物の生産及び技術の普及に
関する
こと。

(2) 飼料作物の増産及び改良に関
する
こと。

(3) 家畜のふん尿の処理及び飼育環
境の整備に関する
こと。

(4) 家畜の衛生及び防疫に関する
こ
と。

(5) 肉牛経営資金に関する
こ
と。

(6) こうべ育成牧場に関する
こ
と。

(7) 畜産物の消費拡大に関する
こ
と。

(8) 兵庫県農業共済組合が行う家畜
共済事業に関する
こ
と。

(9) 前各号に掲げるもののほか、畜
産の振興に関する
こ
と。

5 北農業振興センター北ふる里振興
係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 北農業振興センターの庶務に関
する
こ
と。

- (2) 農業振興地域の管理に関すること（北区に係るものに限る。以下第15号までにおいて同じ。）。
- (3) 人と自然との共生ゾーンに関すること。
- (4) 都市農村交流の推進に関すること。
- (5) 登録農家制度に関すること。
- (6) 農地の有効活用の推進に関すること。
- (7) 日本型直接支払制度に関すること。
- (8) 農業の担い手の育成に関すること。
- (9) 農業振興資金に関すること。
- (10) 農業の統計調査，広報及び広聴に関すること。
- (11) 土地基盤整備の推進に関すること。
- (12) 農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。
- (13) 農業委員会との連絡及び調整に関すること。
- (14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及びその関係法令に関すること（西農業振興センター西ふる里振興係及び経済観光局

農政計画課計画係の所管に属するものを除く。)。

(15) 前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務に関すること。

6 北農業振興センター北生産振興係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 米政策改革に関すること（北農業振興センター北生産振興係にあっては、北区に係るものに限る。以下第8号までにおいて同じ。)。

(2) 兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業（家畜共済事業を除く。）及び収入保険制度に関すること。

(3) 米麦の生産改善に関すること。

(4) 園芸作物の振興に関すること。

(5) 農業生産環境の改善，農業生産組織の育成及び集落営農事業の推進に関すること。

(6) 農業構造の改善及び集落の活性化のための事業の実施に関すること。

(7) 観光農業に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

(中央卸売市場運営本部本場等)

第207条 経済観光局中央卸売市場運

(中央卸売市場運営本部本場等)

第207条 経済観光局中央卸売市場運

営本部本場（以下「本場」という。）、東部市場及び西部市場（食肉センターを含む。以下この条において同じ。）は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に定める生鮮食料品等の取引の公正を確保するため、神戸市中央卸売市場の管理、運営その他必要な事務を行う。

2 本場及び東部市場に管理係及び業務係を置く。

3 本場、東部市場及び西部市場（以下この項において「市場」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市場の運営、調査及び統計に関すること。

(2) 施設整備の計画及び実施に関すること。

(3) 業務の許可及び市場施設の指定等に関すること。

(4) 各種の使用料等の徴収に関すること。

(5) 市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関すること。

(6) 市場関係事業者に対する許可等及び指導監督に関すること。

(7) 市場関係事業者の業務の検査及び経営指導に関すること。

営本部本場（以下「本場」という。）、東部市場及び西部市場は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に定める生鮮食料品等の取引の公正を確保するため、神戸市中央卸売市場の管理、運営その他必要な事務を行う。

2 本場及び東部市場に管理係及び業務係を、西部市場に業務係を置く。

3 本場管理係及び東部市場管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 本場又は東部市場（以下この項において「市場」という。）の庶務並びに市場内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。

(2) 市場の予算の経理に関すること。

(3) 補助事業の申請、報告及び清算に関すること。

(4) 本場の運営の調査に関すること（本場に限る。）。

(5) 東部市場の運営の調査に関すること（東部市場に限る。）。

(6) 施設の整備の計画に関すること。

(7) 市場施設の指定及び使用の許可に関すること。

(8) 各種の使用料、償還金その他収

(8) 買出人の指導に関すること。

入金の徴収に関すること。

(9) 各種の保証金の徴収に関する
こと。

(10) 市場の維持管理，保安衛生及
び清掃に関すること。

(11) 電気設備の保守管理に関する
こと。

(12) 関連事業者（市長が定める食
料品卸売業及び花き部（東部市場
に限る。）に係る事業者を除
く。）に対する許可，その取消
し，指導及び監督に関すること。

(13) 本場に係る再整備事業に関す
ること（本場に限る。）。

4 本場業務係及び東部市場業務係
は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 卸売業者，仲卸業者，売買参加
者及び関連事業者（市長が定める
食料品卸売業及び花き部（東部市
場に限る。）に関するものに限
る。）の業務の許可，認可又は承
認，その取消し及び指導監督に関
すること。

(2) 関係事業者の業務の検査に関す
ること。

(3) 卸売業者の財務の検査及び経営
指導に関すること。

(4) 仲卸業者及び関連事業者（市長

が定める食料品卸売業及び花き部
(東部市場に限る。)に関するも
のに限る。)の財務の検査及び経
営指導に関すること。

(5) 調査統計及び流通の調査に関す
ること。

(6) 買出人の指導に関すること。

5 西部市場業務係は、次に掲げる事
務を分掌する。

(1) 西部市場及び食肉センターの庶
務に関すること。

(2) 西部市場及び食肉センターの予
算の経理に関すること。

(3) 西部市場及び食肉センターの維
持管理、保安衛生及び清掃に関す
ること。

(4) 西部市場及び食肉センターの施
設の整備に関すること。

(5) 西部市場及び食肉センターの施
設の指定及び使用の許可に関する
こと。

(6) 各種の使用料、手数料、償還金
その他収入金の徴収に関するこ
と。

(7) 各種の保証金の徴収に関するこ
と。

(8) 西部市場及び食肉センターの運
営企画、調査及び統計に関するこ

(王子動物園)

第208条 [略]

2 建設局王子動物園は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 王子公園の動物園、動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置及び管理運営（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 動物の飼育及び繁殖に関すること。
- (3) 動物の展示に関すること。
- (4) 動物病院の管理運営に関すること。
- (5) 動物の調査、研究及び園内教育に関すること。

と。

(9) 卸売業者、売買参加者及び関連事業者の業務の許可又は承認、その取消し及び指導監督に関すること。

(10) 卸売業者の業務検査及び財務検査に関すること。

(11) 食肉取扱業者等の業務の指導監督に関すること。

(王子動物園)

第208条 [略]

2 王子動物園に運営係及び飼育展示係を置く。

3 王子動物園運営係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 王子動物園の庶務に関するこ

と。

(2) 入園料その他諸収入金の徴収に関すること。

(3) 施設の管理に関すること。

(4) 王子公園の動物園，動物園ホール及び駐車場に係る行為又は利用の許可に関すること（建設局公園部管理課管理係の所管に属するものを除く。）。

(5) 王子公園の動物園，動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可に関すること（建設局公園部管理課管理係の所管に属するものを除く。）。

(6) 入園者の誘致その他広報に関すること。

(7) 入園者に対するサービスその他諸催物に関すること。

4 建設局王子動物園飼育展示係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 動物の飼育及び繁殖に関すること。

(2) 動物の保健及び治療に関すること。

(3) 動物の展示に関すること。

(4) 動物舎の管理に関すること。

(5) 動物及び飼料の出納記録に関する

(建設事務所)

第209条 建設局東部建設事務所，中部建設事務所，北建設事務所，西部建設事務所，垂水建設事務所及び西建設事務所（以下「建設事務所」という。）の所管区域は，別表第4のとおりとする。

2 建設事務所に管理係，安全推進係及び公園緑地係を置く。

3 建設事務所は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市民からの要望に関すること
（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 道路愛護団体，河川愛護団体，まちの美緑花ボランティア（美化，緑化等を図る運動に係るボランティアをいう。以下同じ。）及び市民公園の助成に関すること。

(3) 私道の整備の助成に関すること。

(4) 都市公園の使用及び占用の許可
（他の所管に属するものを除

ること。

(6) 動物病院の管理運営に関すること。

(7) 動物の調査，研究及び園内教育に関すること。

(建設事務所)

第209条 建設局東部建設事務所，中部建設事務所，北建設事務所，西部建設事務所，垂水建設事務所及び西建設事務所（以下「建設事務所」という。）は，土木関係施設及び公園緑地関係施設の管理及び工事の施行に関する事務を行う。

2 建設事務所の所管区域は，別表第4のとおりとする。

3 建設事務所に管理係，安全推進係及び公園緑地係を置く。

4 東部建設事務所，中部建設事務所及び西部建設事務所の管理係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 建設事務所の庶務並びに所内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。

(2) 所掌の事務に関する市民からの要望の処理に関すること。

(3) 道路愛護団体，河川愛護団体，まちの美緑花ボランティア（美化，緑化等を図る運動に係るボラ

- く。)に関すること。
- (5) 巡視及び不法占用対策に関する
こと。
- (6) 自転車駐車場の管理及び放置自
転車対策に関すること。
- (7) 道路照明灯及び街路灯に関する
こと。
- (8) 宅地造成工事及び既成宅地の保
全に関すること（他の所管に属す
るものを除く。）。
- (9) 道路，溝渠，公園及び河川の維
持及び補修に関すること。
- (10) 道路の美化等に関すること。
- (11) 道路の使用及び占用の承認，
許可，指導，工事の調整及び検査
並びに溝渠の使用の許可に関する
こと。
- (12) 道路，街路及び河川の工事に
関すること。
- (13) 治山砂防事業及び都市計画事
業の工事に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか，
土木工事に関すること。
- (15) 公園緑地，街路樹及び緑地帯
の工事に関すること。
- (16) 公園，花壇，街路樹，緑地帯
等の維持保全及び管理に関する
こと。

- ンティアをいう。以下同じ。）等
の助成に関すること。
- (4) 私道の整備の助成に関する
こと。
- (5) 都市公園の使用及び占用の許可
（建設局公園部管理課管理係の所
管に属するものを除く。）に関する
こと。
- (6) 所掌の事務に関する巡視及び不
法占用対策に関すること。
- (7) 地域住民等との道路の美化に関
する連絡及び調整に関すること。
- (8) 空家等対策の推進に関する特別
措置法及び神戸市空家空地対策の
推進に関する条例に関すること
（道路の通行に支障のある雑草及
び立木に係るものに限る。）。
- (9) 自転車駐車場及び放置された自
転車等の保管場所の管理等放置自
転車対策に関すること。
- (10) 道路照明灯及び街路灯の管理
に係る事務に関すること。
- (11) 所掌の事務に関する工事用機
材等の調達及び管理に関する
こと。
- (12) 所掌の事務に関する休日及び
夜間の緊急連絡事務に関すること
（東部建設事務所に限る。）。

(17) まちの美緑花ボランティア，
市民花壇，市民の木等の育成及び
技術の指導に関すること。

5 東部建設事務所，中部建設事務所
及び西部建設事務所の安全推進係
は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 安全なまちづくりの推進等に係
る区役所との連絡及び調整に関す
ること。

(2) 宅地造成工事の許可，検査，規
制，指導その他これらに付随する
ものに関すること（建設局防災課
の所管に属するものを除く。）。

(3) 空家等対策の推進に関する特別
措置法及び神戸市空家空地対策の
推進に関する条例に関すること
（宅地造成工事規制区域の区域内
の擁壁に係るものに限る。）。

(4) 既成宅地の保全に関すること。

(5) 道路，河川等の巡視及び不法占
用対策に関すること（管理係の所
管に属するものを除く。）。

(6) 道路，溝渠及び河川の維持及び
補修に関すること。

(7) 道路，溝渠，公園及び河川の維
持作業及び補修作業に関すること
（公園緑地係の所管に属するもの
を除く。）。

(8) 道路の美化等に関すること。

(9) 私道の整備に関する指導及び検
査に関すること。

(10) 道路の使用及び占用の許可，指導及び検査並びに溝渠の使用の許可に関すること。

(11) 道路法第24条に規定する承認等（公園緑地係の所管に属するものを除く。）に関する指導，検査及び工事の調整に関すること。

(12) 道路照明灯及び街路灯の管理の計画，維持及び補修その他の技術的事項に関すること（管理係の所管に属するものを除く。）。

(13) 道路事業，街路事業及び河川事業の調査，設計及び工事の施行に関すること。

(14) 治山砂防事業及び都市計画事業の工事の施行に関すること。

(15) 道路及び河川の災害復旧の調査，設計及び工事の施行に関すること。

(16) 前各号に掲げるもののほか，土木工事に関すること。

6 東部建設事務所，中部建設事務所及び西部建設事務所の公園緑地係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公園緑地の工事の調査，設計及び施行（建設局公園部整備課の所管に属するものを除く。）に関すること。

- (2) 街路樹及び緑地帯の工事の調査，設計及び施行に関すること。
- (3) 公園緑地，街路樹等の保全及び管理の設計及び施行に関すること。
- (4) 公園緑地の災害復旧の調査，設計及び工事の施行に関すること。
- (5) 市民公園の施設の助成に関すること。
- (6) 公園，花壇，街路樹，緑地帯等の維持及び管理に関すること（安全推進係の所管に属するものを除く。）。
- (7) 公園等の巡視及び不法占用対策に関すること（管理係の所管に属するものを除く。）。
- (8) まちの美緑花ボランティア，市民花壇，市民の木等の育成及び技術の指導に関すること。
- (9) 都市公園の使用及び占用に関する指導及び検査に関すること。
- (10) 道路法第24条に規定する承認（街路樹に係る工事又は街路樹の維持に係るものに限る。）に関する指導，検査及び工事の調整に関すること。

7 北建設事務所，垂水建設事務所及び西建設事務所の管理係は，次に掲

げる事務を分掌する。

(1) 建設事務所の庶務並びに所内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。

(2) 所掌の事務に関する市民からの要望の処理に関すること。

(3) 道路愛護団体，河川愛護団体，まちの美緑花ボランティア等に関すること。

(4) 私道の整備の助成に関すること。

(5) 都市公園の使用及び占用の許可（建設局公園部管理課管理係の所管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 道路，河川，公園等の巡視及び不法占用対策に関すること。

(7) 地域住民等との道路の美化に関する連絡及び調整に関すること。

(8) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（道路の通行に支障のある雑草及び立木に係るものに限る。）。

(9) 自転車駐車場及び放置された自転車等の保管場所の管理等放置自転車対策に関すること。

(10) 道路照明灯及び街路灯の管理

に係る事務に関すること（安全推進係の所管に属するものを除く。）。

(11) 所掌の事務に関する工事用機材等の調達及び管理に関すること。

8 北建設事務所，垂水建設事務所及び西建設事務所の安全推進係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 安全なまちづくりの推進等に係る区役所との連絡及び調整に関すること。

(2) 宅地造成工事の許可，検査，規制，指導その他これらに付随するものに関すること（建設局防災課の所管に属するものを除く。）。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（宅地造成工事規制区域の区域内の擁壁に係るものに限る。）。

(4) 既成宅地の保全に関すること。

(5) 道路，溝渠及び河川の維持及び補修に関すること。

(6) 道路，溝渠，公園及び河川の維持作業及び補修作業に関すること（公園緑地係の所管に属するものを除く。）。

(7) 道路の美化等に関すること。

(8) 私道の整備に関する指導及び検査に関すること。

(9) 道路の使用及び占用の許可，指導及び検査並びに溝渠の使用の許可に関すること。

(10) 道路法第24条に規定する承認等（公園緑地係の所管に属するものを除く。）に関する指導，検査及び工事の調整に関すること。

(11) 道路照明灯及び街路灯の管理の計画，維持，補修その他の技術的事項に関すること（管理係の所管に属するものを除く。）。

(12) 道路事業，街路事業及び河川事業の調査，設計及び工事の施行に関すること。

(13) 治山砂防事業及び都市計画事業の工事の施行に関すること。

(14) 道路及び河川の災害復旧の調査，設計及び工事の施行に関すること。

(15) 前各号に掲げるもののほか，土木工事に関すること。

9 北建設事務所，垂水建設事務所及び西建設事務所の公園緑地係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公園緑地の工事の調査，設計及

び施行（建設局公園部整備課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 街路樹及び緑地帯の工事の調査，設計及び施行に関すること。

(3) 公園緑地，街路樹等の保全及び管理の設計及び施行に関すること。

(4) 公園緑地の災害復旧の調査，設計及び工事の施行に関すること。

(5) 市民公園の施設の助成に関すること。

(6) 公園，花壇，街路樹，緑地帯等の維持及び管理に関すること（安全推進係の所管に属するものを除く。）。

(7) まちの美緑花ボランティア，市民花壇，市民の木等の育成及び技術の指導に関すること。

(8) 都市公園の使用及び占用に関する指導及び検査に関すること。

(9) 道路法第24条に規定する承認（街路樹に係る工事又は街路樹の維持に係るものに限る。）に関する指導，検査及び工事の調整に関すること。

（水環境センター）

第210条 建設局東水環境センター，

（水環境センター）

第210条 建設局東水環境センター，

中央水環境センター及び西水環境センター（以下「水環境センター」という。）に次の表に定める組織を置く。

東水環境センター	[略]	[略]
	[略]	[略]
中央水環境センター	[略]	[略]
	[略]	[略]
西水環境センター	管理課	サービス係 保全係
	施設課	施設係 水環境係 西神施設係

2 [略]

3 水環境センター管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 下水道の利用に関する相談，調査及び指導に関すること。
- (2) 公共下水道の工事及び維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 下水道事業に係る財産の維持及び管理に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。

中央水環境センター及び西水環境センター（以下「水環境センター」という。）に次の表に定める組織を置く。

東水環境センター	[略]	[略]
	[略]	[略]
中央水環境センター	[略]	[略]
	[略]	[略]
西水環境センター	管理課	サービス係 保全係 施設係 水環境係
	西神施設課	施設係 水環境係

2 [略]

3 東水環境センター管理課サービス係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 水環境センターの庶務並びに水環境センター内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 下水道の利用及び普及に関する相談，啓発及び指導に関すること。
- (3) 汚水幹枝線，雨水管渠及び合流管渠（以下「下水管渠」とい

4 水環境センター施設課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公共下水道に属する処理場・ポンプ場施設等の工事及び維持管理に関すること。
- (2) し尿の処理に関すること（中央水環境センター施設課に限る。）。

う。）の調査、点検、補修、保全、清掃その他の維持及び管理に関すること（保全係の所管に属するものを除く。）。

- (4) 汚水枝線の工事の申請の受付に関すること。
- (5) 下水管渠の悪質な排水の調査及び指導に関すること。
- (6) 下水道事業に係る資産の維持及び管理に関すること。

4 東水環境センター管理課保全係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 下水管渠等の工事の調査、設計及び検査に関すること（建設局下水道部管路課設計係及び雨水係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 下水管渠等の工事の施行に関すること。
- (3) 下水管渠の調査、点検、補修、保全、清掃その他の維持及び管理に関すること（サービス係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 所管する下水処理場等の小規模な土木工事の調査、設計及び検査に関すること。
- (5) 下水処理場等の土木工事の施行に関すること。
- (6) 下水処理場等の土木施設の保守

及び修繕の調査，設計，施行及び検査に関すること。

(7) 下水管渠(きょ)及び下水処理場等の土木施設の災害復旧に関すること。

5 東水環境センター施設課施設係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水処理場等の設備工事の調査，設計，施行及び検査（建設局下水道部施設課設備係の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 下水処理場等の設備の保守及び修繕の調査，設計，施行及び検査に関すること。

(3) 下水処理場等その他の施設の保全に付随する業務に関すること。

6 東水環境センター施設課水環境係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水の排除及び処理に関すること。

(2) 汚泥等の処理に関すること。

(3) 下水処理場等その他の施設の運転及び保全に付随する業務に関すること。

(4) 汚泥焼却施設等の運転の監理及び施設整備に関すること。

(5) 水リサイクル施設の運転及び施

設整備に関すること。

7 中央水環境センター管理課サービス係は、第3項各号に掲げる事務を分掌する。

8 中央水環境センター管理課保全係は、第4項各号に掲げる事務（北下水道係の所管に属するものを除く。）を分掌する。

9 中央水環境センター管理課北下水道係は、北区の区域に係る第3項第2号から第6号まで及び第4項各号に掲げる事務を分掌する。

10 中央水環境センター施設課施設係、水環境第1係及び水環境第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 第5項各号に掲げる事務に関すること（施設係及び水環境第2係に限る。）。

(2) 第6項第1号から第3号までに掲げる事務に関すること（水環境第1係及び水環境第2係に限る。）。

(3) し尿の処理に関すること（水環境第1係に限る。）。

11 中央水環境センター施設課施設係、水環境第1係及び水環境第2係の係ごとの分掌事務は、建設局長が定める。

12 西水環境センター管理課サービス
係は、第3項各号に掲げる事務を分
掌する。

13 西水環境センター管理課保全係
は、第4項各号に掲げる事務を分掌
する。

14 西水環境センター管理課施設係
は、第5項各号に掲げる事務（西区
の区域に係るものを除く。）を分掌
する。

15 西水環境センター管理課水環境係
は、第6項第1号から第3号までに
掲げる事務（西区の区域に係るもの
を除く。）を分掌する。

16 西水環境センター西神施設課施設
係は、次に掲げる事務を分掌する。
(1) 課の庶務に関すること（管理課
サービス係の所管に属するものを
除く。）。

(2) 西区の区域に係る第5項各号に
掲げる事務に関すること。

17 西水環境センター西神施設課水環
境係は、西区の区域に係る第6項第
1号から第3号までに掲げる事務を
分掌する。

（森林整備事務所）

第211条 建設局公園部森林整備事務
所（以下「森林整備事務所」とい

（森林整備事務所）

第211条 建設局公園部森林整備事務
所は、次に掲げる事務を分掌する。

う。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 森林の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 六甲山系におけるハイキングコースの維持補修に関すること。

(3) 市有林の維持管理に関すること。

(4) 山麓の電飾の維持管理に関すること。

(5) 再度公園の使用及び占用の許可に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 神戸市立外国人墓地の使用の許可に関すること。

(臨海整備事務所)

(1) 森林の保護及び育成に係る調査、計画及び工事の施行に関すること（建設局防災課六甲保全係の所管に属するものを除く。）。

(2) 再度公園、外国人墓地その他自然公園施設等の設計、工事の施行及び維持管理に関すること。

(3) 六甲山系におけるハイキングコースの維持補修に関すること。

(4) 市有林の維持管理に係る作業に関すること。

(5) 松くい虫、カシノナガキクイムシその他の森林病虫害の防除に関すること。

(6) 山麓の電飾の維持管理に関すること。

(7) 市有林に係る不動産の管理に関すること。

(8) 再度公園の使用及び占用の許可に関すること（建設局公園部管理課管理係の所管に属するものを除く。）。

(9) 神戸市立外国人墓地の使用の許可に関すること。

(10) 前各号に掲げる事務に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(臨海整備事務所)

第212条 都市局臨海整備事務所（以下「臨海整備事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。(1) 新都市整備事業に係る臨海部の工事の実施及び監督に関すること。(2) 新都市整備事業に係る臨海部等の造成地及び取得地（他の所管に属すものは除く。）の管理に関すること。(3) 新都市整備事業に係る臨海部等の道路、公園及び緑地等の維持管理に関すること。第212条 都市局新都市事業部臨海整備事務所（以下「臨海整備事務所」という。）に工事第1係及び工事第2係を置く。2 臨海整備事務所工事第1係及び工事第2係は、次に掲げる事務を分掌する。(1) 臨海整備事務所の庶務に関すること（工事第1係に限る。）。(2) 臨海部の埋立工事、整備工事及び関連受託工事の実施及び監督に関すること。(3) 新都市整備事業に係る造成地（都市局新都市事業部工務課臨海工務係の所管に属するもの並びに鶴甲団地、渦森台団地及び長峰団地に限る。以下この条において単に「造成地」という。）の管理、状況調査、監視及び保全に関すること。(4) 造成地の貸付けに関すること。(5) 造成地の防災工事の施行手続に関すること。(6) 新都市整備事業に係る臨海部の植栽に関すること。(7) 新都市整備事業に係る臨海部の樹木、公園及び緑地の維持管理に関すること。

(西神整備事務所)

第213条 都市局西神整備事務所（以下「西神整備事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る内陸部の工事の実施及び監督に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る内陸部の造成地及び取得地（他の所管に属するものは除く。）の管理に関すること。
- (3) 新都市整備事業に係る内陸部の道路、公園及び緑地等の維持管理に関すること。

(8) 新都市整備事業に係る臨海部の工事の実施及び監督に関すること。

3 臨海整備事務所工事第1係及び工事第2係の係ごとの分掌事務は、都市局長が定める。

(西神整備事務所)

第213条 都市局新都市事業部西神整備事務所（以下「西神整備事務所」という。）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 西神住宅団地、西神住宅第2団地、西神工業団地、西神第2工業団地、押部谷第2団地及び神戸複合産業団地の整備に関すること。
 - (2) 須磨ニュータウン、神戸研究学園都市、神戸流通業務団地及びひよどり台第2期住宅団地の整備に関すること。
 - (3) 多聞住宅団地、小束山団地、高尾台団地、丸山団地、夢野住宅団地、新鈴蘭台団地、ひよどり台住宅、有野住宅団地、有野台住宅団地及び有野第2期住宅団地に関すること。
 - (4) 土砂運搬施設の跡地工事及び隧道等の管理に関すること。
- 2 西神整備事務所に事務係及び事業

係を置く。

3 西神整備事務所事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 西神整備事務所の庶務並びに所内の事務の連絡及び調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、新都市の整備に必要な事項の諸調査に関すること。

(3) 工事の施行手続に関すること。

(4) 新都市整備事業に係る造成地及び取得地（工務課内陸工務係及び公園係の所管に属するもの（臨海整備事務所の所管を除く。）に限る。以下「造成地」という。）の貸付けに関すること。

4 西神整備事務所事業係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 内陸部の整備工事、防災工事の実施及び監督に関すること。

(2) 内陸部の管理に関すること。

(3) 前号に係る維持補修工事の設計、実施、調整、監督及び検査に関すること。

(4) 内陸部の樹木の植栽、公園及び緑地工事の実施及び監督に関すること。

(5) 内陸部の樹木、公園及び緑地の

(神戸港管理事務所)

第214条 港湾局神戸港管理事務所

(以下「神戸港管理事務所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 港湾施設及び普通財産の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 船舶給水（運搬給水を除く。）に関すること。

管理に関すること。

(6) 内陸部の土砂運搬施設の跡地の整備工事の実施及び監督に関すること。

(7) 内陸部の土砂運搬施設の跡地の管理に関すること（都市局新都市事業部工務課建築係及び設備係の所管を除く。）。

(8) 内陸部の公共公益施設用地等の移管図書の作成及びこれに伴う測量等に関すること。

(神戸港管理事務所)

第214条 港湾局神戸港管理事務所

(以下「神戸港管理事務所」という。)は、港湾施設及び普通財産の監視、保全、使用の許可及び使用料の徴収に関する事務を行う。

2 神戸港管理事務所に事務係及び管理係を置く。

3 神戸港管理事務所管理課事務係及び管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸港管理事務所の庶務並びに所内の事務の連絡、調整及び改善に関すること（事務係に限る。）。

(2) 港湾施設の管理に関すること（港湾局経営企画課、海務課及び

海岸防災課の所管に属するものを除く。)。

(3) 港湾施設の使用の許可及び軽易かつ定例的な貸付け並びにこれらに伴う工作物の設置の承認に関すること。

(4) 所管区域内の施設の状況の調査、適正使用の推進及び監視保全並びに所管課への連絡に関すること。

(5) 港湾施設の使用及び各種作業の状況の掌握及び監督に関すること。

(6) 貨物の搬入及び搬出の確認並びに強制移動に関すること。

(7) 船舶の係留事務の連絡及び調整に関すること。

(8) 使用料及び貸付料の徴収に関すること。

(9) 須磨ヨットハーバーに関すること。

(10) 港湾施設の美化及び清掃に関すること。

(11) 事務所の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。

(12) 船舶給水（運搬給水を除く。）に関すること。

4 神戸港管理事務所管理課事務係

(明舞サービスコーナー)

第215条 垂水区役所総務部市民課明

舞サービスコーナー（以下「明舞サービスコーナー」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍，住民基本台帳及び個人の印鑑の登録に関すること。
- (2) 税に関する証明書（租税特別措置法施行令に基づく証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。
- (3) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受付に関すること。
- (4) 住民の異動に伴う国民健康保険及び国民年金に関する届出の受付に関すること。
- (5) 就学に関すること。

第7章 職及び職務等

(危機管理監，広報官，局長等)

第217条 [略]

及び管理係の係ごとの分掌事務は，港湾局長が定める。

(明舞サービスコーナー)

第215条 垂水区役所総務部市民課明

舞サービスコーナーは，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 第162条第1号に規定する文書の作成及び交付並びに同条第2号及び第3号に掲げる事務に関すること。
- (2) 第162条第1号及び第2号に規定する文書に類する即時に処理を要する文書の作成及び交付に関すること。
- (3) 住民の認定に関すること。
- (4) 印鑑（認可地縁団体印鑑を除く。）の登録の申請並びに住民基本台帳及び戸籍に係る届出の受付に関すること。
- (5) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受付に関すること。
- (6) 住民の異動に伴う国民健康保険及び国民年金に関する届出の受付に関すること。
- (7) 就学に関すること。

第7章 職及び職務等

(危機管理監，広報官，局長等)

第217条 [略]

- 2 [略]
- 3 市長室国際部国際課に国際渉外専門官を置く。
- 4 市長室広報戦略部に広聴専門官及びホームページ監理官を置く。
- 5 企画調整局に連携推進専門官を置く。
- 6 企画調整局デジタル戦略部に情報システム専門官を置く。
- 7 企画調整局デジタル戦略部及び行財政局業務改革課にデジタル化専門官を置く。
- 8 企画調整局医療・新産業本部新産業部に総括イノベーション専門官を置く。
- 9 [略]
- 10 企画調整局医療・新産業本部新産業部調査課に医療イノベーション専門官を置く。
- 11 行財政局に業務改革専門官を置く。
- 12 行財政局業務改革課に文書改革専門官を置く。
- 13 [略]
- 14 福祉局監査指導部に特別指導監査専門官を置く。
- 15 [略]
- 16 経済観光局に都市型創造産業総括

- 2 [略]
- 3 市長室広報戦略部広聴課に広聴専門役を置く。
- 4 企画調整局情報化戦略部に情報システム専門官を置く。
- 5 [略]
- 6 行財政局に業務改革専門官及び法務監察専門官を置く。
- 7 [略]
- 8 [略]

プロデューサーを置く。

17～19 [略]

20 東京事務所，職員研修所，市税事務所，こども家庭センター，環境局事業所，自動車管理事務所，建設事務所及び森林整備事務所に副所長を，総合療育センターまるやま学園及びあけぼの学園，東部療育センターひまわり学園並びに西部療育センターのぼら学園に園長を，博物館に事務局長，事務室長，事務長及び副館長を，健康科学研究所に部長を置く。

21 [略]

第218条 市長は，特に必要があると認めるときは，次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ，当該各号に定める補職名を置くことができる。

(1)～(8) [略]

(9) 公民館 副館長

(10) [略]

(11) [略]

(12) 健康科学研究所 副部長

(13)～(22) [略]

2 [略]

(保健所の職)

第220条 健康局保健所食品衛生課の

9～11 [略]

12 東京事務所，職員研修所，市税事務所，こども家庭センター，環境局事業所，自動車管理事務所，建設事務所及び森林整備事務所に副所長を，総合療育センターまるやま学園及びあけぼの学園，東部療育センターひまわり学園並びに西部療育センターのぼら学園に園長を，博物館に事務局長，事務室長，事務長及び副館長を，環境保健研究所に部長を置く。

13 [略]

第218条 市長は，特に必要があると認めるときは，次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ，当該各号に定める補職名を置くことができる

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) ざざんか療護園 副園長

(11) [略]

(12) 環境保健研究所 副部長

(13)～(22) [略]

2 [略]

(保健所の職)

第220条 健康局保健所生活衛生課食

課長，担当係長及び職員は，健康局食品衛生課の課長，担当係長及び職員をもって充てる。

2 健康局保健所環境衛生課の課長，担当係長及び職員並びに保健所の担当課長（保健所環境衛生課の事務を掌理する者に限る。）は，健康局環境衛生課の課長，担当係長及び職員並びに健康局の担当課長（健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

3 健康局保健所家庭支援課の課長，担当係長及び職員並びに保健所の担当課長（保健所家庭支援課の事務を掌理する者に限る。）は，それぞれこども家庭局家庭支援課の課長，こども家庭局家庭支援課の担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長（こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

4 別表第6の表の左欄に掲げる保健所の組織における別表第7の表の左欄に掲げる保健所の職は，別表第6の表の左欄に掲げる保健所の組織の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所における別表第7の表の左欄に掲げる保健所の職の区分に

品衛生係及び環境衛生係の課長，係長，担当係長及び職員並びに保健所の担当課長（保健所生活衛生課の事務を掌理する者に限る。）は，健康局生活衛生課の課長，健康局生活衛生課食品衛生係及び環境衛生係の係長，担当係長及び職員並びに健康局の担当課長（健康局生活衛生課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

2 健康局保健所家庭支援課の課長，保健所家庭支援課母子保健係の係長及び職員並びに保健所の担当課長（保健所家庭支援課母子保健係の事務を掌理する者に限る。）は，それぞれこども家庭局家庭支援課の課長，こども家庭局家庭支援課母子保健係の係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長（こども家庭局家庭支援課母子保健係の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

3 別表第6の表の左欄に掲げる保健所の組織における別表第7の表の左欄に掲げる保健所の職は，別表第6の表の左欄に掲げる保健所の組織の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所における別表第7の表の左欄に掲げる保健所の職の区分に

応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所の職をもって充てる。

5 別表第8の表の左欄に掲げる保健所の組織における別表第9の表の左欄に掲げる保健所の職は、別表第8の表の左欄に掲げる保健所の組織の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所における別表第9の表の左欄に掲げる保健所の職の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所の職をもって充てる。

(障害者更生相談所の職)

第221条 障害者更生相談所の所長

は、障害者福祉センター所長の職にある者を、更生相談所の職員は、障害者福祉センターの職員をもって充てる。

(職務)

第222条 [略]

2 [略]

3 局長，担当局長，区長等，本部長，副局長，部長（健康科学研究所の部長を除く。以下同じ。），担当部長，室長，課長（ラボの所長及び健康科学研究所の部長を含む。），担当課長，センター長及び事業所長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員又は所掌事務を担当

応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所の職をもって充てる。

4 別表第8の表の左欄に掲げる保健所の組織における別表第9の表の左欄に掲げる保健所の職は、別表第8の表の左欄に掲げる保健所の組織の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所における別表第9の表の左欄に掲げる保健所の職の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所の職をもって充てる。

(障害者更生相談所の職)

第221条 福祉局障害者更生相談所の

所長は、福祉局障害者福祉センター所長の職にある者を、更生相談所の職員は、障害者福祉センターの職員をもって充てる。

(職務)

第222条 [略]

2 [略]

3 局長，担当局長，区長等，本部長，副局長，部長（環境保健研究所の部長を除く。以下同じ。），担当部長，室長，課長（ラボの所長及び環境保健研究所の部長を含む。），担当課長，センター長及び事業所長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員又は所掌事務を担当

する職員（担当局長にあつては，局長等の長及び担当局長（以下「局長等」という。）を，担当部長にあつては，局長等及び部等の長，担当部長，第1類の事業所の長その他これらに準ずる者（以下「部長等」という。）を，担当課長にあつては，局長等，部長等及び課等の長，担当課長，第2類の事業所の長その他これらに準ずる者（以下「課長等」という）を除く。）を指揮監督する。

4～8 [略]

9 ホームページ監理官は，上司の命を受け，市ホームページの管理運営業務を行う。

10～12 [略]

13 総括イノベーション専門官は，上司の命を受け，新産業育成推進業務の総括を行う。

14～16 [略]

17 文書改革専門官は，上司の命を受け，文書改革の推進及び総合調整を行う。

18 [略]

19 特別指導監査専門官は，上司の命

する職員（担当局長にあつては，局長等の長及び担当局長（以下「局長等」という。）を，担当部長にあつては，局長等及び部等の長，担当部長，第1類の事業所の長その他これらに準ずる者（以下「部長等」という。）を，担当課長にあつては，局長等，部長等及び課等の長，担当課長，第2類の事業所の長その他これらに準ずる者（以下「課長等」という）を除く。）を指揮監督する。

4～8 [略]

9～11 [略]

12～14 [略]

15 法務監察専門官は，上司の命を受け，不法行為等への対策の推進を行う。

16 [略]

を受け、福祉サービス事業所等の適
正運営の推進を行う。

20～23 [略]

第223条 [略]

2～3 [略]

4 公民館の副館長は、上司の命を受
け、館長を補佐し、所属職員を指揮
監督する。

5 [略]

6～10 [略]

第224条 健康科学研究所の部長及び
副部長は、上司の命を受け、所掌事
務を掌理し、所属職員を指揮監督す
る。

2～4 [略]

(代行)

第228条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、次の各
号に掲げる事業所長に事故があると
きは、当該各号に定める者が、その
事務を代行する。

(1)～(3) [略]

17～20 [略]

第223条 [略]

2～3 [略]

4 [略]

5 さざんか療護園の副園長は、上司
の命を受け、園長を補佐し、所属職
員を指揮監督する。

6～10 [略]

第224条 環境保健研究所の部長及び
副部長は、上司の命を受け、所掌事
務を掌理し、所属職員を指揮監督す
る。

2～4 [略]

(代行)

第228条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、次の各
号に掲げる事業所長に事故があると
きは、当該各号に定める者が、その
事務を代行する。

(1)～(3) [略]

(4) さざんか療護園の園長 副園長

(4)～(12) [略]

(専決)

第230条 危機管理監，局長，担当局長，区長等，副局長，部長，本部長，室長，担当部長，事務局長，課長，所長，センター長，担当課長，事務室長，係長，副所長，事務長，担当係長及び事業所長は，市長が訓令で定める事項を専決することができる。

別表第1（第158条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸ゆかりの美術館	文化スポーツ局博物館小磯記念美術館	第3類	神戸市東灘区向洋町中2丁目9番地の1	館長
住之江公民館	文化スポーツ局	第2類	神戸市東灘区住吉宮町2丁目1番3号及び2番3	館長

又はあらかじめ福祉局長が定める者

(5)～(13) [略]

(専決)

第230条 危機管理監，局長，担当局長，区長等，副局長，部長，本部長，室長，担当部長，事務局長，課長，所長，担当課長，事務室長，係長，副所長，事務長及び担当係長は，市長が訓令で定める事項を専決することができる。

別表第1（第158条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸ゆかりの美術館	文化スポーツ局博物館小磯記念美術館	第3類	神戸市東灘区向洋町中2丁目9番地の1	館長

			号	
葺合 公民 館	文化スポ ーツ局	第 2 類	神戸市中央 区真砂通2 丁目1番1号 及び同区南 本町通5丁 目1番5号	館長
清風 公民 館	文化スポ ーツ局	第 2 類	神戸市中央 区楠町8丁 目10番3号 及び同区中 山手通8丁 目1番3号	館長
長田 公民 館	文化スポ ーツ局	第 2 類	神戸市長田 区四番町4 丁目51番地 及び54番地	館長
南須 磨公 民館	文化スポ ーツ局	第 2 類	神戸市須磨 区青葉町2 丁目2番3号	館長
東垂 水公 民館	文化スポ ーツ局	第 2 類	神戸市垂水 区東垂水1 丁目1番1号	館長
玉津 南公 民館	文化スポ ーツ局	第 2 類	神戸市西区 玉津町上池 字五鬼田31 4番地	館長

[略]

[略]

[

[略]

[略]

[略]

[略]

[

[略]

[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
障害者更生相談所	福祉局	第2類	神戸市中央区橋通3丁目4番1号	所長	障害者更生相談所	福祉局	第2類	神戸市中央区橋通3丁目4番1号	所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	さざんか療護園	福祉局	第2類	神戸市西区井吹台北町5丁目2番地	園長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
西部衛生監視事務所	健康局保健所	第2類	神戸市長田区北町3丁目4番地の3	所長	西部衛生監視事務所	健康局保健所	第2類	神戸市長田区北町3丁目4番地の3	所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	北衛生監視事務所	健康局保健所	第2類	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	垂水衛生監視事務所	健康局保健所	第2類	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	西衛	健康局保	第	神戸市西区	所長

[略]	[略]	[略]	[略]
臨海整備事務所	都市局	[略]	[略]
西神整備事務所	都市局	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
臨海整備事務所	都市局新都市事業部	[略]	[略]
西神整備事務所	都市局新都市事業部	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2 (第177条関係)

名称	所管区域
東部衛生監視事務所	東灘区，灘区，中央区及び北区
西部衛生監視事務所	兵庫区，長田区，須磨区，垂水区及び西区
[略]	[略]

別表第2 (第177条関係)

名称	所管区域
東部衛生監視事務所	東灘区，灘区及び中央区
西部衛生監視事務所	兵庫区，長田区及び須磨区
北衛生監視事務所	北区
垂水衛生監視事務所	垂水区
西衛生監視事務所	西区
[略]	[略]

第2条 神戸市職員職名規則（昭和24年9月規則第222号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
補職名	職名	補職名	職名
危機管理監 広報官 局長 担当局長 副局長 部長 本部長 業務改革 専門官 室長 担当部長 課長 <u>ホームページ監</u> 理官 広聴専門官 連携 推進専門官 情報システム 専門官 <u>総括イノベーション</u> 専門官 主任相談 員 <u>特別指導監査</u> 専門官 児童福祉法務専門官 都市型創造産業統括プロ デューサー 担当課長 係長 国際渉外専門官 デジタル化専門官 イノ ベーション専門官 医療	[略]	危機管理監 広報官 局長 担当局長 副局長 部長 本部長 業務改革 専門官 室長 <u>法務監察</u> 専門官 担当部長 課長 広聴専門官 連携推進 専門官 情報システム専 門官 主任相談員 児童 福祉法務専門官 都市型 創造産業統括プロデュー サー 担当課長 係長 国際渉外専門官 デジタル 化専門官 イノベーション 専門官 医療イノベ ーション専門官 相談員 担当係長 区長 北神	[略]

イノベーション専門官
 文書改革専門官 相談員
 担当係長 区長 北神
 担当区長 副区長 所長
 副所長 館長 副館長
 事務局長 事務室長
 事務長 園長 副園長
 場長 センター長

[略]

[略]

[略]

[略]

担当区長 副区長 所長
 副所長 館長 副館長
 事務局長 事務室長
 事務長 園長 副園長
 場長 センター長

[略]

[略]

[略]

[略]

別表第2 (第4条関係)

区分	職種名
事務職員に属するものの	保育士 児童自立支援専門員 児童生活支援員 計量士 司書 学芸員 司書補 業務 長 守衛 更生業務員
技術職員に属するものの	[略]

(注) 助手には、職種名を冠する。

別表第2 (第4条関係)

区分	職種名
事務職員に属するものの	保育士 児童自立支援専門員 児童生活支援員 計量士 司書 学芸員 司書補 業務 長 守衛 <u>電話交換手</u> 更生 業務員
技術職員に属するものの	[略]

(注) 助手には、職種名を冠する。

第3条 神戸市会計規則 (昭和39年3月規則第81号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(区会計管理者)</p> <p>第2条の2 区会計管理者は、<u>区役所総務部総務担当課長</u>をもつて充てる。</p> <p>(出納員その他の会計職員)</p> <p>第3条 会計管理者又は区会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第174条の44第1項の規定に基づき、出納員、審査出納員、審査出納補助職員、区出納員、分任出納員、区分任出納員、北神特別出納員、支所特別出納員、西神中央出張所特別出納員及び会計室、<u>区役所総務部まちづくり課</u>、北神区役所市民課、区役所支所(以下「支所」という。)又は西区役所西神中央出張所(以下「西神中央出張所」という。)に属する職員(第83条において「出納員等」という。)を置く。</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>(区会計管理者)</p> <p>第2条の2 区会計管理者は、<u>区役所総務部総務課長</u>をもつて充てる。</p> <p>(出納員その他の会計職員)</p> <p>第3条 会計管理者又は区会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第174条の44第1項の規定に基づき、出納員、審査出納員、審査出納補助職員、区出納員、分任出納員、区分任出納員、北神特別出納員、支所特別出納員、西神中央出張所特別出納員及び会計室、<u>区役所総務部総務課</u>、北神区役所市民課、区役所支所(以下「支所」という。)又は西区役所西神中央出張所(以下「西神中央出張所」という。)に属する職員(第83条において「出納員等」という。)を置く。</p> <p>2～8 [略]</p>

9 会計室，区役所総務部まちづくり課，北神区役所市民課，支所又は西神中央出張所に所属する職員は，会計管理者，区会計管理者，北神特別出納員，支所特別出納員若しくは西神中央出張所特別出納員又は上司の命を受けて所管の会計事務をつかさどる。

10 [略]

11 区会計管理者等（区会計管理者，区役所総務部まちづくり課会計担当係長，北神特別出納員，支所特別出納員又は西神中央出張所特別出納員をいう。以下同じ。）に事故がある場合又は区会計管理者等が欠けた場合において必要があるときは，あらかじめ区会計管理者が定める者がその事務を代理することができる。

別表第1（第2条，第3条，第19条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
危機管理室， <u>企画調整局デジタル戦略部</u>	[略]	[略]	[略]	[略]

9 会計室，区役所総務部総務課，北神区役所市民課，支所又は西神中央出張所に所属する職員は，会計管理者，区会計管理者，北神特別出納員，支所特別出納員若しくは西神中央出張所特別出納員又は上司の命を受けて所管の会計事務をつかさどる。

10 [略]

11 区会計管理者等（区会計管理者，区役所総務部総務課会計担当係長，北神特別出納員，支所特別出納員又は西神中央出張所特別出納員をいう。以下同じ。）に事故がある場合又は区会計管理者等が欠けた場合において必要があるときは，あらかじめ区会計管理者が定める者がその事務を代理することができる。

別表第1（第2条，第3条，第19条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
危機管理室， <u>企画調整局情報化戦略部</u> 及	[略]	[略]	[略]	[略]

及び福祉局監査指導部				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市教育委員会事務局組織規則第1条に規定する室	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総合教育センター	副所長又は担当課長	副所長又は担当課長	副所長	副所長又は担当課長
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局学校支援部学 校経営支援課長若	園長、教育委員会事務局学校支援部学 校経営支援課長若	[略]	[略]

び福祉局監査指導部				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市教育委員会事務局組織規則第1条に規定する室	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総務部公民館	館長	館長	館長	館長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総合教育センター研修育成課	課長又は担当課長	課長又は担当課長	課長	課長又は担当課長
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局学校支援部学 校経営支援課長若	園長、教育委員会事務局学校支援部学 校経営支援課長若	[略]	[略]

しく 援 課
 は 担 長 若
 当 課 しく
 長 は 担
 (幼 当 課
 稚 園 長
 の 運 (幼
 営 費 稚 園
 に 係 の 運
 る 事 営 費
 務 を に 係
 掌 理 る 事
 する 務 を
 者 に 掌 理
 限 する
 る。) 者 に
 学 校 限
 教 育 る。))
 部 学 学 校
 校 教 教 育
 育 課 部 学
 長, 校 教
 教 科 育 課
 指 導 長,
 課 長 教 科
 若 し 指 導
 く は 課
 児 童 長,
 生 徒 児 童

しく 援 課
 は 担 長 若
 当 課 しく
 長 は 担
 (幼 当 課
 稚 園 長
 の 運 (幼
 営 費 稚 園
 に 係 の 運
 る 事 営 費
 務 を に 係
 掌 理 る 事
 する 務 を
 者 に 掌 理
 限 する
 る。) 者 に
 学 校 限
 教 育 る。))
 部 学 学 校
 校 教 教 育
 育 課 部 学
 長, 校 教
 教 科 育 課
 指 導 長,
 課 長 教 科
 若 し 指 導
 く は 課
 児 童 長
 生 徒 く は

	課長	生徒		
	又は	課長		
	総合	若し		
	教育	くは		
	セン	特別		
	ター	支援		
	副所	教育		
	長	課長		
		又は		
		総合		
		教育		
		セン		
		ター		
		副所		
		長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	課長	児童		
	又は	生徒		
	総合	課長		
	教育	又は		
	セン	総合		
	ター	教育		
	研修	セン		
	育成	ター		
	課長	研修		
		育成		
		課長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所（ <u>総務</u> <u>部まちづくり</u> <u>課</u> 並びに北神 区役所，区役 所支所及び西 神中央出張所	課長 又は 担当	課長 又は 担当	課長	課長又 は担当 課長

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所（北神 区役所，区役 所支所及び西 神中央出張所 を除く。）	課長 又は 担当	課長 又は 担当	課長	課長又 は担当 課長

を除く。)

区役所総務部 まちづくり課	課長 又は 担当 課長	課長 又は 担当 課長	総務 担当 の担 当課 長	課長又 は担当 課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(3)～(5) [略]

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局企 画課男女共同 参画センター	<u>所長</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局業務 改革課	<u>担当係 長</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局住民 課	<u>担当係 長</u>	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----

(3)～(5) [略]

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局企 画課男女共同 参画センター	<u>館長</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局業務 改革課	<u>係長</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局住民 課 (三宮証明 サービスコー ナーを除く。)	<u>係長</u>	[略]	[略]

行財政局給与課	担当係長		
行財政局厚生課	担当係長		
行財政局税務部市民税課	担当課長及び担当係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局税務部市民税課市の窓口	担当係長	担当課長，担当係長及び事務担当者	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

行財政局住民課三宮証明サービスコーナー	係長	事務担当者	収納は，金銭登録機による。
行財政局給与課	係長		
行財政局厚生課	係長		
行財政局税務部市民税課	担当課長，係長及び担当係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局税務部市民税課市の窓口	係長	担当課長，係長，担当係長及び事務担当者	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

文化スポーツ局国際スポーツ室	担当係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局博物館（小磯記念美術館を除く。）	担当係長		
文化スポーツ局博物館小磯記念美術館（神戸ゆかりの美術館を除く。）	担当係長		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局中央図書館	係長及び担当係長		
文化スポーツ局公民館	館長		
福祉局政策課	担当係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局介護保	担当係		

文化スポーツ局国際スポーツ室	係長及び担当係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局博物館（小磯記念美術館を除く。）	係長		
文化スポーツ局博物館小磯記念美術館（神戸ゆかりの美術館を除く。）	係長		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局中央図書館	係長		
福祉局政策課	係長及び担当係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局介護保	係長		

険課	長		
福祉局国保年金医療課	担当係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局障害福祉課	担当係長		
福祉局障害者支援課	担当係長		
福祉局障害者福祉センター	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局食品衛生課	担当係長	[略]	
健康局環境衛生課（動物管理センターを除く。）	担当係長	事務担当者	収納は、金銭登録機による。
健康局環境衛生課動物管理センター	[略]		収納は、金銭登録機による。

険課			
福祉局国保年金医療課	係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局障害福祉課	係長		
福祉局障害者支援課	係長		
福祉局障害者福祉センター	[略]		
福祉局さざんか療護園	事務担当者		
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局生活衛生課（動物管理センターを除く。）	係長	[略]	
健康局生活衛生課動物管理センター	[略]		

健康局斎園管理課（墓園管理センター墓園管理事務所及び斎場管理センター斎場を除く。）	担当係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所	担当係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所 健康科学研究所	担当係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所 精神保健福祉センター	担当係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

健康局斎園管理課（墓園管理センター墓園管理事務所及び斎場管理センター斎場を除く。）	係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所	係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所 環境保健研究所	係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所 精神保健福祉センター	副所長	[略]	[略]
こども家庭局 こども企画課	係長及び担当係長	[略]	[略]
こども家庭局 こども青少年課	係長及び担当係長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

環境局環境政策課	担当係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局環境保全部環境保全指導課	担当係長		
経済観光局経済政策課	担当係長	[略]	
経済観光局工業課	担当係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光局西農業振興センター	担当係長	[略]	
経済観光局北農業振興センター	担当係長	[略]	
経済観光局中央卸売市場運営本部経営課	担当係長	[略]	
経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場	担当係長		
建設局道路管	担当係	[略]	

環境局環境政策課	係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局環境保全部環境保全指導課	係長		
経済観光局経済政策課	係長及び担当係長	[略]	
経済観光局工業課	係長及び担当係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光局西農業振興センター	係長及び担当係長	[略]	
経済観光局北農業振興センター	係長	[略]	
経済観光局中央卸売市場運営本部経営課	係長	[略]	
経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場	係長		
建設局道路管	係長	[略]	

理課	長]	
建設局公園部 管理課	担当係 長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局王子動 物園	担当係 長		
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局指導課	[略]		[略]
都市局まち再 生推進課	担当係 長	[略]	
都市局地域整 備推進課	[略]	[略]	
都市局業務課	担当係 長	[略]	
都市局工務課	[略]	[略]	
建築住宅局政 策課	担当係 長	[略]	
建築住宅局建 築指導部建築 調整課	担当係 長		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事	担当係		

理課]	
建設局公園部 管理課	係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局王子動 物園	係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局計画部 指導課	[略]		[略]
都市局まち再 生推進課	係長	[略]	
都市局市街地 整備部市街地 整備課	[略]	[略]	
都市局市街地 整備部業務課	係長	[略]	
都市局市街地 整備部都市整 備課	[略]	[略]	
建築住宅局住 宅政策課	係長	[略]	
建築住宅局建 築指導部建築 調整課	係長		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事	係長		

務局総務部教職員課	長		
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総合教育センター	副所長及び係長		
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課学事計画係長		
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

の

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]

務局総務部教職員課			
教育委員会事務局総務部公民館	館長		
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総合教育センター研修育成課	課長及び係長		
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局総務部学校経営支援課学事計画係長		
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

の

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]

]]		
こども家庭局 若葉学園	担当係 長				こども家庭局 若葉学園	係長		
区役所総務部 まちづくり課 (北区役所総 務部まちづく り課山田出張 所並びに西区 役所総務部ま ちづくり課伊 川谷出張所， 押部谷出張 所，神出出張 所及び岩岡出 張所を除く。)	担当係 長				区役所総務部 総務課(北区 役所総務部総 務課山田出張 所並びに西区 役所総務部総 務課伊川谷出 張所，押部谷 出張所，神出 出張所及び岩 岡出張所を除 く。)	係長		
北区役所総務 部まちづくり 課山田出張所	まちづ くり課 の担当 係長	[略]	[略]		北区役所総務 部総務課山田 出張所	総務課 の係長	[略]	[略]
西区役所総務 部まちづくり 課伊川谷出張 所，押部谷出 張所，神出出 張所及び岩岡 出張所	まちづ くり課 の担当 係長	[略]	[略]		西区役所総務 部総務課伊川 谷出張所，押 部谷出張所， 神出出張所及 び岩岡出張所	総務課 の係長 及び担 当係長	[略]	[略]
					区役所総務部 まちづくり課	係長及 び担当		

[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----

(注) [略]

(3)～(4) [略]

(5) 西神中央出張所特別出納員の所管に係るもの

組織	区出納員	区分任出納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
西区役所総務部まちづくり課 榎谷出張所及び平野出張所	西神中央出張所副所長及び担当係長	事務担当所者	収納は、金銭登録機による。

別表第6 (第87条関係)

様式	様式の名目	関係条文	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
第10号の2様式	[略]	[略]	一般用・戻入用とする。企画調整局デジタル戦略部が歳入徴収者の依頼により本

係長			
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(3)～(4) [略]

(5) 西神中央出張所特別出納員の所管に係るもの

組織	区出納員	区分任出納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
西区役所総務部総務課 榎谷出張所及び平野出張所	西神中央出張所副所長及び担当係長	事務担当所者	収納は、金銭登録機による。

別表第6 (第87条関係)

様式	様式の名目	関係条文	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
第10号の2様式	[略]	[略]	一般用・戻入用とする。企画調整局情報化戦略部が歳入徴収者の依頼により本市

市の予算及び会計事務について事務処理を行うための情報システムである神戸市財務会計システム（以下「財務会計システム」という。）により一括して作成する場合及び歳入徴収者が個別業務システム（特定の業務に対応するために開発された情報システムであつて、この規則により作成することとされている書類を作成することが可能であるものをいう。以下同じ。）により作成す

の予算及び会計事務について事務処理を行うための情報システムである神戸市財務会計システム（以下「財務会計システム」という。）により一括して作成する場合及び歳入徴収者が個別業務システム（特定の業務に対応するために開発された情報システムであつて、この規則により作成することとされている書類を作成することが可能であるものをいう。以下同じ。）により作成す

			る場合に用いるものとする。第9条及び第30条関係の納付書並びに第9条、第32条及び第62条関係の払込書は、この様式に準ずる。				る場合に用いるものとする。第9条及び第30条関係の納付書並びに第9条、第32条及び第62条関係の払込書は、この様式に準ずる。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第4条 神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第4条、第5条関係）					別表第1（第4条、第5条関係）				
(1) 会計管理者の所管に係るもの					(1) 会計管理者の所管に係るもの				
物品出納員等、物品管理者及び物	物品出納員等	物品管理者と	そのほかにも物品出納員等	物	物品出納員等、物品管理者及び物	物品出納員等	物品管理者と	そのほかにも物品出納員等	物

品管理員を置く場所	及び物品管理員となるべき者	なるべき者	及び物品管理員を置かなければならない場所	納員等及び物品管理員となるべき者
神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する課	[略]	[略]	行財政局 住民課三 宮証明サ ービスコ ーナー及 び税務部 市民税課 市税の窓 口，福祉 局保護課 更生セン ター及び 更生援護	[略]

品管理員を置く場所	及び物品管理員となるべき者	なるべき者	及び物品管理員を置かなければならない場所	納員等及び物品管理員となるべき者
神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する課	[略]	[略]	行財政局 住民課三 宮証明サ ービスコ ーナー及 び税務部 市民税課 市税の窓 口，福祉 局保護課 更生セン ター及び 更生援護	[略]

			相談所並びに健康局環境衛生課動物管理センター				相談所並びに健康局生活衛生課動物管理センター		
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当する室	担当係長	[略]				神戸市事務	室長	[略]	
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当するラボ	担当係長	[略]	[略]	[略]		神戸市事務	係長 又は 担当 係長	[略]	[略]
危機管理室、企画調整局デジタル戦略部及び福祉局監査指導部	[略]	[略]				危機管理室、企画調整局情報化戦略部及び福祉局監査指導部	[略]	[略]	
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相	担当係長	[略]				神戸市事務	係長 又は 担当 係長	[略]	

当するセンター				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市会事務局処務規程（昭和38年4月市会規程第1号）第2条に規定する課	担当係長	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2類の事業所（文化スポーツ局博物館小磯記念美術館，福祉局障害者更生相談所及びひきこもり支援室，健康局保健所精神保健福祉センター	副所長，副館長，副園長，又は担当係長	[略]		

当するセンター				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市会事務局処務規程（昭和38年4月市会規程第1号）第2条に規定する課	係長	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2類の事業所（文化スポーツ局博物館小磯記念美術館，福祉局障害者更生相談所及びひきこもり支援室，健康局保健所精神保健福祉センター	副所長，副園長，又は担当係長	[略]		

及び保健センター並びにこども家庭局若葉学園，東部療育センター及び西部療育センターを除く。)					及び保健センター並びにこども家庭局若葉学園，東部療育センター及び西部療育センターを除く。)				
文化スポーツ局博物館小磯記念美術館（神戸ゆかりの美術館を除く。）	担当 係長	[略]			文化スポーツ局博物館小磯記念美術館（神戸ゆかりの美術館を除く。）	係長	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第3類の事業所（企画調整局企画課男女共同参画センター及び文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかり	[略]	[略]			第3類の事業所（文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館を除く。）	[略]	[略]		

の美術館を 除く。)				
企画調整局 企画課男女 共同参画セ ンター	副所 長	所長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市教育 委員会事務 局組織規則 第1条に規 定する課に 相当する室	[略]	[略]		
教育委員会 事務局総合 教育センタ ー	係長 又は 担当 係長	副所 長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市教育 委員会事務 局組織規則 第1条に規 定する課に 相当する室	[略]	[略]		
教育委員会 事務局総務 部公民館	副館 長	館長		
教育委員会 事務局総合 教育センタ ー 研修育成 課	課長 又は 係長	課長 又は 担当 課長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

物品出納員等，物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所総務部（まちづくり課を除く）並びに北神区役所市民課及びまちづくり	[略]	[略]	北神区役所市民課有馬出張所，道場出張所，八多出張所，大沢	[略]

物品出納員等，物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所総務部並びに北神区役所市民課及びまちづくり課	[略]	[略]	北区役所総務部総務課山田出張所，北神区役所市民課有馬出張	[略]

課

出張所，
長尾出張
所及び淡
河出張所
並びに垂
水区役所
総務部市
民課明舞
サービス
コーナー

所，道場
出張所，
八多出張
所，大沢
出張所，
長尾出張
所及び淡
河出張
所，西区
役所総務
部総務課
伊川谷出
張所，押
部谷出張
所，神出
出張所及
び岩岡出
張所並び
に垂水区
役所総務
部市民課
明舞サー
ビスコー
ナー

区役所総務 部まちづく り課	担当 係長	総務 担当 の担 当課 長	北区役所 総務部ま ちづくり 課山田出 張所並び	事 務 担 当 者
----------------------	----------	---------------------------	--------------------------------------	-----------------------

			に西区役 所総務部 まちづく り課伊川 谷出張 所，押部 谷出張 所，神出 出張所及 び岩岡出 張所						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
西神中央出 張所	[略]	[略]	西区役所 総務部ま ちづくり 課榎谷出 張所及び 平野出張 所	[略]	西神中央出 張所	[略]	[略]	西区役所 総務部総 務課榎谷 出張所及 び平野出 張所	[略]
こども家庭 局若葉学園	担当 係長	[略]			こども家庭 局若葉学園	係長	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) [略]					(注) [略]				

第5条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年10月規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員	設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員
建設局下水道部経営管理課	担当係長	[略]	建設局下水道部経営管理課	係長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
都市局総務課	担当係長		都市局総務課	係長	
都市局新都市管理課	担当係長		都市局新都市事業部事業管理課	係長	
都市局企業誘致課	担当係長		都市局新都市事業部企業誘致課	係長	
都市局新都市工務課	担当係長		都市局新都市事業部工務課	係長	
都市局臨海整備事務所	担当係長		都市局新都市事業部臨海整備事務所	係長	
都市局西神整備事務所	担当係長		都市局新都市事業部西神整備事務所	係長	

港湾局経営企画課	担当係長	
港湾局ウォーターフロント再開発推進課	担当係長	
港湾局空港調整課	担当係長	
港湾局振興課	担当係長	
港湾局経営課	担当係長	
[略]	[略]	[略]
港湾局神戸港管理事務所	担当係長	[略]
港湾局港湾計画課	係長	
港湾局物流戦略課	担当係長	
[略]	[略]	[略]
港湾局海岸防災課	係長	[略]

(注) [略]

別表第2 (第3条, 第66条関係)

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
建設局総務課	[略]	担当係長	[略]

港湾局経営企画課	係長	
港湾局空港調整課	係長	
港湾局振興課	係長	
港湾局客船誘致課	係長	
港湾局経営課	係長	
[略]	[略]	[略]
港湾局神戸港管理事務所	係長	[略]
港湾局物流戦略課	係長	
[略]	[略]	[略]
港湾局海岸防災課	担当係長	[略]

(注) [略]

別表第2 (第3条, 第66条関係)

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
建設局総務課	[略]	係長	[略]

建設局下水道部経営管理課	[略]	担当係長	[略]
建設局下水道部計画課	[略]	担当係長	[略]
建設局下水道部管路課	[略]	担当係長	[略]
建設局下水道部施設課	[略]	担当係長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局西水環境センター施設課	[略]	[略]	[略]
都市局総務課	[略]	担当係長	[略]
都市局新都市管理課	[略]	担当係長	[略]
都市局企業誘致課	[略]	担当係長	[略]
都市局内陸・臨海計画課	[略]	担当係長	[略]
都市局新都市工務課	[略]	担当係長	[略]
都市局臨海整備事務所	[略]	担当係長	[略]

建設局下水道部経営管理課	[略]	係長	[略]
建設局下水道部計画課	[略]	係長	[略]
建設局下水道部管路課管路係	[略]	係長	[略]
建設局下水道部施設課	[略]	係長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局西水環境センター西神施設課	[略]	[略]	[略]
都市局総務課	[略]	係長	[略]
都市局新都市事業部事業管理課	[略]	係長	[略]
都市局新都市事業部企業誘致課	[略]	係長	[略]
都市局新都市事業部内陸・臨海計画課	[略]	係長	[略]
都市局新都市事業部工務課	[略]	係長	[略]
都市局新都市事業部臨海整備事務所	[略]	係長	[略]

都市局西神整備事務所	[略]	担当係長	[略]
港湾局経営企画課	[略]	担当係長	[略]
港湾局ウォーターフロント再開発推進課	[略]	[略]	課長又は担当課長
港湾局空港調整課	[略]	担当係長	[略]
港湾局振興課	[略]	担当係長	課長又は担当課長
港湾局経営課	[略]	担当係長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局神戸港管理事務所	[略]	担当係長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局物流戦略課	[略]	担当係長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局海岸防災課	[略]	係長	[略]

(注) [略]

別表第6 (第20条, 第35条, 第46条関係)

都市局新都市事業部西神整備事務所	[略]	係長	[略]
港湾局経営企画課	[略]	係長	[略]
港湾局ウォーターフロント計画課	[略]	[略]	課長
港湾局空港調整課	[略]	係長	[略]
港湾局振興課	[略]	係長	課長
港湾局客船誘致課	課長	係長	課長
港湾局経営課	課長	係長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局神戸港管理事務所	[略]	係長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局物流戦略課	[略]	係長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局海岸防災課	[略]	担当係長	[略]

(注) [略]

別表第6 (第20条, 第35条, 第46条関係)

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局西水環境センター施設課	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局新都市管理課	[略]	[略]	[略]
都市局企業誘致課	[略]	[略]	[略]
都市局内陸・臨海計画課	[略]	[略]	[略]
都市局新都市工務課	[略]	[略]	[略]
都市局臨海整備事務所	[略]	[略]	[略]
都市局西神整備事務所	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局ウォーターフロント再開発推進課	課長又は担当課長	課長又は担当課長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局西水環境センター西神施設課	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局新都市事業部事業管理課	[略]	[略]	[略]
都市局新都市事業部企業誘致課	[略]	[略]	[略]
都市局新都市事業部内陸・臨海計画課	[略]	[略]	[略]
都市局新都市事業部工務課	[略]	[略]	[略]
都市局新都市事業部臨海整備事務所	[略]	[略]	[略]
都市局新都市事業部西神整備事務所	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局ウォーターフロント計画課	課長	課長	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

港湾局振興課	課長又は担当	課長又は担当	[略]	港湾局振興課	課長	課長	[略]
	課長	課長		港湾局客船誘致課	課長	課長	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第6条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職の範囲に関する規則（昭和40年8月規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する職の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次に掲げる水道局の事業所の長等の職</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 浄水管理センター及び水質試験所の長</p> <p>ウ [略]</p>	<p>(範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する職の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次に掲げる水道局の事業所の長等の職</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>センターの副所長</u>、浄水管理センター及び水質試験所の長</p> <p>ウ [略]</p>

第7条 神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) 部局 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室，神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第137条</u>に規定する会計室，区役所，消防局，市会事務局，教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査事務局並びに農業委員会事務局をいう。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) 部局 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室，神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第136条</u>に規定する会計室，区役所，消防局，市会事務局，教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査事務局並びに農業委員会事務局をいう。</p> <p>(4) [略]</p>

第8条 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
附則別表						附則別表					
附則様式	公の施設	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	管守主管課	附則様式	公の施設	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
17	[略]	[略]	[略]	[略]	都市局新都市管理課	17	[略]	[略]	[略]	[略]	都市局新都市事業部事業管理課
18	[略]	[略]	[略]	[略]	東灘区役所総	18	[略]	[略]	[略]	[略]	東灘区役所総

					務部
					まち
					づく
					り課

					務部
					総務
					課

別表第2（第3条，第10条関係）

様式	公印 の名称	書 体	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	使 途	管 守 主 管 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
8	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政 局資産 活用課 及び東灘 区役所 総務部 まちづ くり課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2（第3条，第10条関係）

様式	公印 の名称	書 体	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	使 途	管 守 主 管 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
8	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政 局資産 活用課 及び東灘 区役所 総務部 総務課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

略]	略]	略]		略]	略]	略]			
10	[略]	[略]	[略]	行財政局住民課，稅務部稅務課，市民稅課，固定資產稅課及び收稅課，北區役所總務部 <u>まちづくり</u> 課，北神區役所市民課，垂水區役所總務部市民課及び西區役所總務部 <u>まち</u>	10	[略]	[略]	[略]	行財政局住民課，稅務部稅務課，市民稅課，固定資產稅課及び收稅課，北區役所總務部 <u>總務</u> 課，北神區役所市民課，垂水區役所總務部市民課及び西區役所總務部 <u>總務</u> 課並び

					づくり 課並び に須磨 区役所 北須磨 支所市 民課及 び西区 役所総 務部西 神中央 出張所					に須磨 区役所 北須磨 支所市 民課及 び西区 役所総 務部西 神中央 出張所	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
20	[略]	[略]	[略]	興行場法 (昭和23年 法律第137 号), 旅館 業法(昭和2 3年法律第13 8号)及び公 衆浴場法 (昭和23年 法律第139 号)による 営業許可書 等及び営業	健康局 環境衛 生課	20	[略]	[略]	[略]	興行場法 (昭和23年 法律第137 号), 旅館 業法(昭和2 3年法律第13 8号), 公衆 浴場法(昭 和23年法律 第139号)及 び食品衛生 法(昭和22 年法律第233	健康局 生活衛 生課

				等の証明に 関する事務	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
32	[略]	[略]	[略]	[略]	都市局 地域整備推進課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
40	[略]	[略]	[略]	[略]	交通局 経営企画課

別表第3（第4条，第10条関係）

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課
----	-----------	----	--------------------	----	-------

				号)による 営業許可書 等及び営業 等の証明に 関する事務	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
32	[略]	[略]	[略]	[略]	都市局 市街地整備部 市街地整備課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
40	[略]	[略]	[略]	[略]	交通局 総務課

別表第3（第4条，第10条関係）

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課
----	-----------	----	--------------------	----	-------

			ル)							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
51	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役所（北神区役所を除く。） 総務部 まちづくり 課，北神区役所市民課及び須磨区役所北須磨支所市民課	51	[略]	[略]	[略]	各区役所（北神区役所を除く。） 総務部 総務課，北神区役所市民課及び須磨区役所北須磨支所市民課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
54	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役所（北神区役	54	[略]	[略]	[略]	各区役所（北神区役

					所を除く。) 総務部 <u>まちづくり</u> 課，北神区役所市民課，須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所総務部西神中央出張所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 (第5条, 第10条関係)

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリ)	用途	管守主 管課
----	-----------	----	------------	----	-----------

					所を除く。) 総務部 <u>総務</u> 課，北神区役所市民課，須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所総務部西神中央出張所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 (第5条, 第10条関係)

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリ)	用途	管守主 管課
----	-----------	----	------------	----	-----------

			メ ー ト ル)						
	[[略 略]	[[略 略]	[[略 略]	[[略]	[[略]			[[略]	[[略]
6 8	[[略 略]	[[略 略]	[[略 略]	[[略]	[[略]			[[略]	[[略]
				[[略]	北区役 所総務 部 <u>まち づくり</u> 課，北 神区役 所市民 課及び 西区役 所総務 部 <u>まち づくり</u> 課			[[略]	北区役 所総務 部 <u>総務</u> 課，北 神区役 所市民 課及び 西区役 所総務 部 <u>総務</u> 課
				[[略]	[[略]			[[略]	[[略]
				[[略]	[[略]			[[略]	[[略]
				[[略]	[[略]			[[略]	[[略]
				[[略]	[[略]			[[略]	[[略]
				[[略]	[[略]			[[略]	[[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

第9条 神戸市消防団の組織等に関する規則（昭和58年10月規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
(団本部及び支団本部の位置)	(団本部及び支団本部の位置)																		
第4条 団本部は消防署に，支団本部は <u>区役所出張所（西区役所西神中央出張所を除く。有野支団本部にあつては北神区役所，玉津支団本部にあつては西区役所総務部<u>まちづくり課</u>）</u> に置く。	第4条 団本部は消防署に，支団本部は北神区役所市民課連絡所， <u>区役所総務部総務課連絡所又は出張所連絡所（有野支団本部にあつては北神区役所，玉津支団本部にあつては西区役所総務部<u>総務課</u>）</u> に置く。																		
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団</th> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	消防団	名称	区域	[略]	[略]	[略]	神戸	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団</th> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	消防団	名称	区域	[略]	[略]	[略]	神戸	[略]	[略]
消防団	名称	区域																	
[略]	[略]	[略]																	
神戸	[略]	[略]																	
消防団	名称	区域																	
[略]	[略]	[略]																	
神戸	[略]	[略]																	

市西 消防 団	[略]	[略]	市西 消防 団	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	平野 支団	<u>西区春日台1-9丁目</u> <u>目, 平野町印路, 平野</u> <u>町大野, 平野町大畑,</u> <u>平野町堅田, 平野町黒</u> <u>田, 平野町慶明, 平野</u> <u>町繁田, 平野町芝崎,</u> <u>平野町下村, 平野町常</u> <u>本, 平野町中津, 平野</u> <u>町西戸田, 平野町福</u> <u>中, 平野町宮前, 平野</u> <u>町向井及び美賀多台1</u> <u>-9丁目</u>		平野 支団	<u>西区役所総務部西神中</u> <u>央出張所の所管区域の</u> <u>うち櫛谷支団の区域を</u> <u>除く区域一円</u>
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]

第10条 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成28年6月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)

第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(42) [略]

(43) 神戸市公民館条例(昭和26年5月条例第42号)第2条に規定する公民館

(44) 神戸市立婦人会館条例(昭和48年3月条例第71号)第1条に規定する神戸市立婦人会館

(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)

第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(42) [略]

第11条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(動物の愛護及び管理に関する法律に規定する事務の委任)	(動物の愛護及び管理に関する法律に規定する事務の委任)
第5条 地域保健法第9条の規定に基	第5条 地域保健法第9条の規定に基

づき、次に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第11条第1項及び第2項（法第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録の実施に関すること。

(3) 法第12条第1項及び第2項（法第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否に関すること。

(4) [略]

(5) 法第14条第1項から第3項までの規定による届出に関すること。

(6)～(9) [略]

(10) 法第21条の5第2項の規定による届出に関すること。

(11) 法第22条の6の規定による検案書又は死亡診断書の提出に係る命令に関すること。

(12) 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告、同条第3項（法第24条の4に

づき、次に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第11条第1項及び第2項の規定による登録の実施に関すること。

(3) 法第12条第1項及び第2項の規定による登録の拒否に関すること。

(4) [略]

(5) 法第14条第1項から第3項までの規定による変更の届出に関すること。

(6)～(9) [略]

(10) 法第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出に係る命令に関すること。

(11) 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による勧告及び同条第3項（法第24条の4

において準用する場合を含む。）の規定による公表並びに法第23条第4項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による勧告に係る措置に係る命令に関すること。

(13) [略]

(14) 法第24条の2第1項の規定による勧告，同条第2項の規定による勧告に係る措置に係る命令並びに同条第3項の規定による報告の要求及び立入検査に関すること。

(15) 法第24条の2の2の規定による届出に関すること。

(16) [略]

(17) 法第25条第1項の規定による指導及び助言，同条第2項の規定による勧告，同条第3項の規定による勧告に係る措置に係る命令，同条第4項の規定による必要な措置に係る命令又は勧告並びに同条第5項の規定による報告の要求及び立入検査に関すること。

(18) [略]

(旅館業法等に規定する事務の委任)

第8条 地域保健法第9条の規定に基づき，次に掲げる旅館業法（昭和23

において準用する場合を含む。）の規定による勧告に係る措置に係る命令に関すること。

(12) [略]

(13) 法第24条の2の規定による届出に関すること。

(14) [略]

(15) 法第25条第1項の規定による勧告，同条第2項の規定による勧告に係る措置に係る命令及び同条第3項の規定による必要な措置に係る命令又は勧告に関すること。

(16) [略]

(旅館業法等に規定する事務の委任)

第8条 地域保健法第9条の規定に基づき，次に掲げる旅館業法（昭和23

年法律第138号。以下この条において「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「施行規則」という。)並びに神戸市旅館業法の施行等に関する条例(平成16年3月条例第66号。以下「施行条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(6) [略]

(7) 施行条例第8条第3項の規定による特別の措置の命令に関すること。

(胞衣及び産汚物取締条例に規定する事務の委任)

第15条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる胞衣及び産汚物取締条例(昭和39年兵庫県条例第47号。以下この条において「条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 営業者の胞衣及び産汚物の取扱量及び処理量の届出を受理すること(条例第7条第1項)。

(2) 営業者の設置している処理場が、条例第4条第1項又は第2項の基準に適合しないと認める場合において、設置場所又は設備をそ

年法律第138号。以下この条において「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「施行規則」という。)並びに神戸市旅館業法等の施行に関する条例(平成16年3月条例第66号。以下「施行条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(6) [略]

(7) 施行条例第9条第2項の規定による特別の措置の命令に関すること。

(胞衣及び産汚物取締条例に規定する事務の委任)

第15条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる胞衣及び産汚物取締条例(昭和39年兵庫県条例第47号。以下この条において「条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 営業者の胞衣及び産汚物の取扱量及び処理量の届出を受理すること(第7条第1項)。

(2) 営業者の設置している処理場が、第4条第1項又は第2項の基準に適合しないと認める場合において、設置場所又は設備をその基

の基準に適合させるための必要な措置を命ずること（条例第8条）。

- (3) 必要があると認める場合において、当該職員に営業者の事務所、事業所又は病院等に立ち入り、処理場若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させること（条例第9条第1項）。

（水道法に規定する事務の委任）

第22条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる水道法（昭和32年法律第177号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

- (1) 専用水道の給水の開始の届出に関すること（法第34条第1項において準用する法第13条第1項）。
- (2) 簡易専用水道の設置者に対して、簡易専用水道の管理に関し、必要な措置を採るべき旨を指示すること（法第36条第3項）。
- (3) 簡易専用水道の設置者に対して給水の停止を命ずること（法第37条）。
- (4) 専用水道又は簡易専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は職員をして専用水道又は簡易専用

準に適合させるための必要な措置を命ずること（第8条）。

- (3) 必要があると認める場合において、当該職員に営業者の事務所、事業所又は病院等に立ち入り、処理場若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させること（第9条第1項）。

（水道法に規定する事務の委任）

第22条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる水道法（昭和32年法律第177号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

- (1) 専用水道の給水の開始の届出に関すること（第34条第1項において準用する第13条第1項）。
- (2) 簡易専用水道の設置者に対して、簡易専用水道の管理に関し、必要な措置を採るべき旨を指示すること（第36条第3項）。
- (3) 簡易専用水道の設置者に対して給水の停止を命ずること（第37条）。
- (4) 専用水道又は簡易専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は職員をして専用水道又は簡易専用

水道の施設若しくは設置者の事務所
所に立ち入らせ、検査させること
(法第39条第2項及び第3項)。

(特設水道条例に規定する事務の委任)

第23条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号。以下この条において「条例」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

- (1) 布設工事の完了の届出に関する
こと (条例第7条第1項)。
- (2) 使用の検査をすること (条例第7条第3項)。
- (3) 水道管理者の設置及び変更届を
受理すること (条例第9条第2
項)。
- (4) 水質検査結果書の写しを受理す
ること (条例第10条第2項)。
- (5) 施設が基準に適合しなくなった
と認める場合において、その改善
を命ずること (条例第15条)。
- (6) 前号の命令に従わない場合にお
いて、給水の停止を命ずること
(条例第16条)。
- (7) 設置者から必要な報告を求め、
又は当該職員をして関係場所に立

水道の施設若しくは設置者の事務所
所に立ち入らせ、検査させること
(第39条第2項及び第3項)。

(特設水道条例に規定する事務の委任)

第23条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号。以下この条において「条例」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

- (1) 布設工事の完了の届出に関する
こと (第7条第1項)。
- (2) 使用の検査をすること (第7条
第3項)。
- (3) 水道管理者の設置及び変更届を
受理すること (第9条第2項)。
- (4) 水質検査結果書の写しを受理す
ること (第10条第2項)。
- (5) 施設が基準に適合しなくなった
と認める場合において、その改善
を命ずること (第15条)。
- (6) 前号の命令に従わない場合にお
いて、給水の停止を命ずること
(第16条)。
- (7) 設置者から必要な報告を求め、
又は当該職員をして関係場所に立

ち入らせ、検査させること（条例第17条第1項）。

（食品衛生法に規定する事務の委任）

第24条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第28条第1項（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求、臨検検査及び収去に関すること。

(3)～(8) [略]

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する事務の委任）

第26条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 特定建築物の使用届、変更届及び廃止届を受理すること（法第5条第1項、第2項及び第3項）。

ち入らせ、検査させること（第17条第1項）。

（食品衛生法に規定する事務の委任）

第24条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第28条第1項（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の請求、臨検検査及び収去に関すること。

(3)～(8) [略]

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する事務の委任）

第26条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 特定建築物の使用届、変更届及び廃止届を受理すること（第5条第1項、第2項及び第3項）。

(2) 特定建築物所有者等に対し、必要な報告を求め、又は当該吏員に特定建築物に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること（法第11条第1項）。

(3) 規定に違反し、環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認める場合において、当該特定建築物所有者等に対し、維持管理方法の改善その他の必要な措置を命じ、又は当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限すること（法第12条）。

(4) 必要があると認める場合において、国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、説明又は資料の提出を求め、維持管理方法の改善その他の必要な措置について勧告すること（法第13条第2項及び第3項）。

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に規定する事務の委任）

第44条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この条におい

(2) 特定建築物所有者等に対し、必要な報告を求め、又は当該吏員に特定建築物に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること（第11条第1項）。

(3) 規定に違反し、環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認める場合において、当該特定建築物所有者等に対し、維持管理方法の改善その他の必要な措置を命じ、又は当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限すること（第12条）。

(4) 必要があると認める場合において、国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、説明又は資料の提出を求め、維持管理方法の改善その他の必要な措置について勧告すること（第13条第2項及び第3項）。

て「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること（食品の衛生証明書に限る）。

(2) 法第17条第4項の規定による施設の確認に関すること（食品衛生法に係る施設に限る）。

(3) 法第38条第2項の規定による調査及び質問に関すること。（食品の衛生証明書の発行を受けた者又は食品衛生法に係る施設の設置者等に係るものに限る）。

(4) 法第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること（食品の衛生証明書に限る）。

第45条 [略]

（健康科学研究所手数料条例等に規定する事務の委任）

第46条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる神戸市健康科学研究所手数料条例（平成24年4月条例第106号。以下第1号を除き、この条において「条例」という。）及び神戸市健康科学研究所手数料条例施行規則（昭和53年4月規則第19号。以下第1号を除き、この条において

第44条 [略]

（環境保健研究所手数料条例等に規定する事務の委任）

第45条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる神戸市環境保健研究所手数料条例（平成24年4月条例第106号。以下第1号を除き、この条において「条例」という。）及び神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則（昭和53年4月規則第19号。以下第1号を除き、この条において

「施行規則」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 神戸市健康科学研究所手数料条例及び神戸市健康科学研究所手数料条例施行規則の規定による手数料の徴収に関すること。

(2)～(4) [略]

(児童福祉法に規定する事務の委任)

第47条 [略]

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる法及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この項において「令」という。）に規定する事務は、児童相談所長に委任する。

「施行規則」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 神戸市環境保健研究所手数料条例及び神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則の規定による手数料の徴収に関すること。

(2)～(4) [略]

(児童福祉法に規定する事務の委任)

第46条 [略]

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる法及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この項において「令」という。）に規定する事務は、児童相談所長に委任する。

(1) 法第21条の5の7第1項に規定する支給の要否の決定に関すること及び同条第9項に規定する通所受給者証の交付に関すること（神戸市療育センター条例（平成27年3月条例第43号）に規定する児童発達支援センター（以下単に「児童発達支援センター」という。）に係る事業者に関することに限る。）。

(2) 法第21条の5の9第1項に規定

<p>(1)～(16) [略]</p> <p><u>第48条～第57条</u> [略]</p> <p>(法に規定する事務の委任)</p> <p><u>第58条</u> [略]</p> <p>2 法第32条第2項の規定に基づき、次に掲げる法に規定する事務は、福祉事務所に長に委任する。</p> <p>(1) 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置等に関する事（法第21条の6）。</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>第59条～第76条</u> [略]</p>	<p><u>する通所給付決定の取消し及び同条第2項に規定する通所受給者証の返還に関する事（児童発達支援センターに係る事業者に関する事に限る。）。</u></p> <p>(3) <u>法第21条の6の規定に基づく措置に関する事（児童発達支援センターにおける障害児通所支援の措置に関するものに限る。）。</u></p> <p>(4)～(19) [略]</p> <p><u>第47条～第56条</u> [略]</p> <p>(法に規定する事務の委任)</p> <p><u>第57条</u> [略]</p> <p>2 法第32条第2項の規定に基づき、次に掲げる法に規定する事務は、福祉事務所に長に委任する。</p> <p>(1) 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置等に関する事（法第21条の6）<u>（第3章の規定により児童相談所に長に委任されるものを除く。）。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p><u>第58条～第75条</u> [略]</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、改正後の神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第44条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

神戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第72号

神戸市公印規則の一部を改正する規則

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみが存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公印の調製等）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 <u>公印（行財政局担当課長（総務・文書改革担当）が管守及び使用を行う公印を除く。以下この項において同じ。）の管守主管課の長（当該公印に係る所掌事務を掌理する担当課長を含む。以下「管守課長」という。以下同じ。）</u>は、公印に係る物品管理者（神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号。以下「物品会計規則」という。）第5条第1項に規定する物品管理者をいう。以下</p>	<p style="text-align: center;">（公印の調製等）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 管守主管課の長は、公印に係る物品管理者（神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号。以下「物品会計規則」という。）第5条第1項に規定する物品管理者をいう。以下同じ。）から公印の貸与を受けるものとする。</p>

同じ。)から公印の貸与を受けるものとする。

3 公印は、厳正に管守し、各別表に定める管守課長がこの規則及び市長が別に定めるところにより使用するものとする。

4 [略]

別表第2 (第3条, 第10条関係)

様式	公印 の名称	書 体	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	使 途	管 守 主 管 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

19	削除				
----	----	--	--	--	--

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----

3 公印は、厳正に管守し、各別表に定める管守主管課の長がこの規則及び市長が別に定めるところにより使用するものとする。

4 [略]

別表第2 (第3条, 第10条関係)

様式	公印 の名称	書 体	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	使 途	管 守 主 管 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

19	国民 宿舎 使用 許可 専用 市長 の印	隸 書	方 24	神戸市立国 民宿舎の使 用許可に関 する事務	経済観 光局観 光企画 課
----	----------------------------------------	--------	---------	---------------------------------	------------------------

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----

24	削除				
25	[略]	[略]	[略]	神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号）第5条第2項に規定する神戸市中央卸売市場における入荷証明，業者に対する許可及び使用料等の徴収に関する事務	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

24	農業 共済 専用 市長 の印	隷 書	方 24	農業共済に関する事務	経済観光局西農業振興センター及び北農業振興センター
25	[略]	[略]	[略]	神戸市中央卸売市場業務条例（昭和46年12月条例第42号）第2条に規定する神戸市中央卸売市場における入荷証明，業者に対する許可及び使用料等の徴収に関する事務	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

35	[略]	[略]	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>建築基</u> <u>準法第4</u> <u>条第1項</u> <u>に規定す</u> <u>る建築主</u> <u>事が行う</u> <u>事務に係</u> <u>る手数料</u> <u>徴収に関</u> <u>する事務</u></p> <p>(3)～(8)</p> <p>[略]</p> <p>(9) <u>空家等</u> <u>対策の推</u> <u>進に関す</u> <u>る特別措</u> <u>置法（平</u> <u>成26年法</u> <u>律第127</u> <u>号）に関</u> <u>する事務</u></p> <p>(10)～(14)</p> <p>[略]</p> <p>(15) <u>神戸</u> <u>市空家空</u> <u>地対策の</u> <u>推進に関</u></p>	[略]	35	[略]	[略]	<p>(1) [略]</p> <p>(2)～(7)</p> <p>[略]</p> <p>(8)～(12)</p> <p>[略]</p>	[略]
----	-----	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	----	-----	-----	---------------------------------------------------------------------	-----

				<u>する条例</u> <u>(平成28</u> <u>年6月条</u> <u>例第3</u> <u>号)に關</u> <u>する事務</u> <u>(16), (17)</u> [略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式19

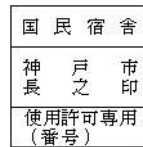
削除

様式24

削除

				(13), (14)	
				[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式19



様式24



附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市立国民宿舎条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第73号

神戸市立国民宿舎条例施行規則を廃止する規則

神戸市立国民宿舎条例施行規則（昭和37年11月規則第64号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正）
- 2 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成28年6月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第7条に規定する規則で定める公の施設）</p> <p>第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p>	<p>（条例第7条に規定する規則で定める公の施設）</p> <p>第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p>

(22)～(42) [略]

(22) 神戸市立国民宿舎条例（昭和
37年10月条例第24号）第1条に
規定する神戸市立国民宿舎

(23)～(43) [略]

神戸市公民館条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第74号

神戸市公民館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第5条第1項の規定により施設（条例第4条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の4日前の日（当該日が第9条第1項に規定する休館日に当たるときは、当該休館日の翌日）までに、様式第1号による神戸市公民館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みの受付は、使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日（当該日が第9条に規定する休館日に当たるときは、当該休館日の翌日）から行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、施設等の使用を許可したときは、様式第2号による神戸市公民館使用許可書を交付する。

(附属設備の使用料)

第3条 条例別表第2号に規定する規則で定める額は、別表に定める額とする。

(使用料の後納)

第4条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

- (1) 市が条例第2条に規定する公民館（以下「公民館」という。）の事業として使用するとき 免除
- (2) 地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるとき 使用料の5割相当額の減額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情がある場合において、市長が特に必要があると認めるとき 使用料の5割相当額の減額又は免除

2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号による神戸市公民館使用料減免申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、第2条第2項の規定による申請と同時に市長に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第6条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設等を使用できないとき 使用料の全額
- (2) 市長が条例第14条第2項の規定により使用の許可を取り消したとき 使用料の全額
- (3) 使用者が、使用しようとする日の7日前の日（当該日が第9条第1項各号に定める休館日の場合はその翌日）までに市長に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき 使用料の全額
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が認める額

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第4号による神戸市公民館使用料返還申請書に様式第2号の神戸市公民館使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(行為の禁止)

第7条 条例第16条に規定する公民館の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (4) 所定の場所以外の場所へ立ち入ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公民館の管理上支障があると認める行為

(損傷等の届出)

第8条 施設等を使用する者は、その使用に際し、当該施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を係員に届け出て、指示を受けなければならない。

(休館日)

第9条 公民館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日（神戸市立住之江公民館にあつては月曜日）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（神戸市立住之江公民館にあつては当該日が月曜日の場合はその翌日）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公民館の管理運営上必要があると認める日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(開館時間)

第10条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、前条第1項第1号に規定する休館日の前日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、前項ただし書きの規定にかかわらず、施設等の使用の許可を受けようとする者の申請に基づき、午後6時から午後9時までの間で許可した時間について開館することができる。

3 前条第2項の規定により開館する場合にあっては、市長が使用を許可した時間を開館時間とする。

4 市長は、特に必要があると認めたときは、前3項の規定にかかわらず、これらの開館時間を変更することができる。

(施行細目の委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公民館	附属設備	使用料
神戸市立住之江 公民館	パーソナルコンピュータ	1台1回につき 300円
	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
神戸市立葺合公 民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
神戸市立清風公 民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
	陶芸用電気炉	1式1時間につき 300円
神戸市立長田公 民館	パーソナルコンピュータ	1台1回につき 300円
	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
	陶芸用電気炉	1式1時間につき 300円
神戸市立南須磨 公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
	陶芸用電気炉	1式1時間につき 300円
神戸市立東垂水 公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
神戸市立玉津南 公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円

備考 使用の回数については、条例別表第1号の表に規定する施設の使用料の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後3時から午後5時まで）又は夜間の使用をもって1回の使用とする。

様式第1号(第2条関係)

受付番号

年 月 日

神戸市公民館使用許可申請書

神戸市長 宛

申請者 1.住 所 _____

2.団 体 名 _____

3.代表者名又は氏名(フリガナ) _____

生年月日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)

電 話 (_____) _____

次のとおり使用の許可を申請します。

使用目的 (会議等名称)						
使用日時 (該当区分の□にレを入れてください)	施設名	使用する 附属設備	人 数	施設 使用料	附属設備 使用料	使用料 合計(円)
月 日 ()						
□午前 □午後1 □午後2 □夜間						
月 日 ()						
□午前 □午後1 □午後2 □夜間						
月 日 ()						
□午前 □午後1 □午後2 □夜間						
月 日 ()						
□午前 □午後1 □午後2 □夜間						
月 日 ()						
□午前 □午後1 □午後2 □夜間						
特別な設備又は器具 等	無 ・ 有 (内容は図面添付)		合 計			

【使用時間の区分】 午前(午前9時～正午)・午後1(午後1時～午後3時)・午後2(午後3時～午後5時)・夜間(午後6時～午後9時)

※ なお、暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す措置をとります。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

※太線の枠内は、記入しないでください。

承認欄	館長	副館長	係
決			
裁			

取扱者印	検査印

納入通知番号 (_____) 調定日 (. .) 収入日 (. .)

様式第2号(第2条関係)

受付番号

年 月 日

神戸市公民館使用許可書

申請者 1.住所

2.団体名

3.代表者名又は氏名(フリガナ)

生年月日(年 月 日)

電話()

神戸市長 印

次のとおり使用を許可します。

使用目的 (会議等名称)	使用日時 (該当区分の□にレを入れてください)	施設名	使用する 附属設備	人数	施設 使用料	附属設備 使用料	使用料 合計(円)
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □夜間						
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □夜間						
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □夜間						
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □夜間						
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □夜間						
特別な設備又は器具 等		無 ・ 有 (内容は図面添付)		合計			

【使用時間の区分】 午前(午前9時~正午)・午後1(午後1時~午後3時)・午後2(午後3時~午後5時)・夜間(午後6時~午後9時)

※なお、暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、既になした許可を取り消し、又は使用の停止を命じます。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

神戸市公民館使用料領収証書

上記の金額を領収しました。 年 月 日	出納員 領収印
神戸市立 公民館 出納員 公民館長	

※この許可書は施設等を使用する際、窓口にて提示してください

※使用料の返還を受けようとする際は、神戸市公民館使用料返還申請書に本書を添えて提出してください。

様式第3号(第5条関係)

受付番号

年 月 日

神戸市公民館使用料減免申請書

神戸市長 宛

申請者 住 所

団 体 名

代表者名(又は氏名)

電話 ()

神戸市公民館条例第10条及び神戸市公民館条例施行規則第5条の規定により、使用料の減額又は免除を申請します。

使用日時	年 月 日 (曜日) 時～ 時
使用施設等	
会議等の名称	
会議等の内容	
減免を申請する理由	1 神戸市公民館条例施行規則第5条第1項第1号 2 神戸市公民館条例施行規則第5条第1項第2号 3 神戸市公民館条例施行規則第5条第1項第3号

ここから下は、記入しないでください。

決裁	年 月 日	備考
館長	副館長 係	
減免前の使用料	円	
減 免 額	円	
減免後の使用料	円	

様式第4号(第6条関係)

受付番号

年 月 日

神戸市公民館使用料返還申請書

神戸市長 宛

申請者 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者(又は氏名) _____

電話 () _____

神戸市公民館条例第11条及び神戸市公民館条例施行規則第6条の規定により、使用料の返還を申請します。

使用許可の内容	使用日時	年 月 日(曜日)		時~	時
	使用施設等				
	会議等の名称 又は内容				
	使用許可を受けた 日及び許可番号	年 月 日	No.		
	使用料の納入日 及び使用料の額	年 月 日			円
返還を申請する理由					

ここから下は、記入しないでください。

決裁			年 月 日	返 還 金 額		円
館長	副館長	係		内 訳	既納使用料	円
					返 還 金 額	円
備考					差引使用料	円
				返 還 日	年 月 日	

神戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第75号

神戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則

神戸市消防本部組織規則（昭和38年12月規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみが存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																														
<p>(組織)</p> <p>第2条 消防局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 40%;">課又は課に相当する組織</th> <th style="width: 50%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警防部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">警防係 計画係 <u>災害対策係</u> 救助係</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">(総務部総務課)</p>	部	課又は課に相当する組織	係	[略]	[略]	[略]	警防部	[略]	警防係 計画係 <u>災害対策係</u> 救助係		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>(組織)</p> <p>第2条 消防局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 40%;">課又は課に相当する組織</th> <th style="width: 50%;">係又は係に相当する組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警防部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">警防係 計画係 救助係</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">(総務部総務課)</p>	部	課又は課に相当する組織	係又は係に相当する組織	[略]	[略]	[略]	警防部	[略]	警防係 計画係 救助係		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課又は課に相当する組織	係																													
[略]	[略]	[略]																													
警防部	[略]	警防係 計画係 <u>災害対策係</u> 救助係																													
	[略]	[略]																													
[略]	[略]	[略]																													
部	課又は課に相当する組織	係又は係に相当する組織																													
[略]	[略]	[略]																													
警防部	[略]	警防係 計画係 救助係																													
	[略]	[略]																													
[略]	[略]	[略]																													

第3条 総務部総務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 関係諸機関との連絡及び渉外に関すること。
- (3) 消防職員（以下「職員」という。）の給与の支給に関すること。
- (4) 消防に関する基本的施策その他重要な施策及び事務事業の企画、推進及び調整に関すること。
- (5) 組織及び制度の調整及び研究に関すること。
- (6) 法規に関すること。
- (7) 争訟に関すること。
- (8) 広報及び広聴に関すること。
- (9) 特命による重要事項の調整に関すること。

第3条 総務部総務課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局、部及び課の庶務並びに局内事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 儀式及び渉外に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 全国消防長会及び全国消防協会に関すること。
- (6) 事務処理用電子計算機の管理に関すること。
- (7) 神戸市消防局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (8) 局の予算の経理に関すること。
- (9) 給与の支給に関すること。
- (10) 神戸市防火安全協会連絡協議会の指導に関すること。
- (11) 他の部、課及び係の所管に属しないこと。

2 総務部総務課企画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 消防に関する基本的施策その他重要な施策及び事務事業の調整に関すること。
- (2) 消防基本計画の立案及び推進に関すること。
- (3) 消防力の整備指針及び管轄区域に関すること。

(総務部職員課)

第4条 総務部職員課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員の人事に関すること。
- (2) 組織、定数及び制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 職員の給与の基準に関すること。
- (4) 職員の安全衛生に関すること。
- (5) 職員の公務災害に関すること。
- (6) 共済組合、共助組合その他職員の福利厚生制度事務に関すること。
- (7) 消防職員委員会に関すること。

(4) 組織及び制度の調整及び研究に関すること。

(5) 法規に関すること。

(6) 争訟に関すること。

(7) 消防に関する統計、情報の収集、歴史的資料の収集及び処理の調整に関すること。

(8) 広報及び広聴に関すること。

(9) 県下消防長会に関すること。

(10) 特命による重要事項の調査に関すること。

(総務部職員課)

第4条 総務部職員課職員係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 消防職員（以下「職員」という。）の任免、定数及び配置に関すること。
- (3) 組織及び制度に関すること（総務課企画係の所管に属するものを除く）。
- (4) 職務及び分掌事務に関すること。
- (5) 職員の試験及び選考に関すること。
- (6) 職員の給与の基準に関すること。
- (7) 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (8) 神戸市消防職員分限懲戒審査会

に関すること。

(9) 職員の教養訓練の基準及び調整に関すること。

(10) 職員の人事評価に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、人事に関すること。

2 総務部職員課厚生係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 職員の安全衛生に関すること。

(2) 職員の公務災害に関すること。

(3) 消防職員厚生会に関すること。

(4) 消防育英会に関すること。

(5) 共済組合、共助組合その他職員の福利厚生制度事務に関すること。

(6) 消防職員待機寮の運営に関すること。

(7) 神戸市消防職員衛生管理審査会に関すること。

(8) 職員の服制に関すること。

(9) 職員の表彰に関すること。

(10) 消防職員委員会に関すること。

(総務部施設課)

第5条 総務部施設課施設係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 消防施設の営繕に関すること。

(3) 局に属する財産の管理に関すること。

(総務部施設課)

第5条 総務部施設課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 消防施設の営繕に関すること。

(2) 局に属する財産の管理に関すること。

(3) 自動車、舟艇、航空機及び機械

器具の更新整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 自動車の運行管理に関すること。

(5) 自動車事故の処理に関すること。

(6) 消防通信施設の設置，保全及び運営管理に関すること。

(7) 消防通信施設工事の設計，検査及び監督に関すること。

(8) 消防防災情報システムに関すること。

2 総務部施設課装備係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 自動車，舟艇及び航空機の設計，配置及び登録に関すること。

(2) 消防機械器具の配置，保守管理及び機能検査に関すること。

(3) 自動車の運転及び管理の指導及び研修に関すること。

(4) 消防用装置及び消防用装備の開発及び改良に関すること。

(5) 自動車の継続検査，定期検査及び整備管理者に関すること。

(6) 交通事故の示談の指導に関すること。

3 総務部施設課情報通信係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 消防通信施設の設置，保全及び運営管理に関すること。

(2) 防災行政無線の統制局及び中継局の維持管理並びに統制局の運用並びに設備に関する技術的指導に関すること。

(3) 消防通信施設工事の設計，検査及び監督に関すること。

(4) 管制システムに係る設備の保守管理に関すること。

(5) 消防局情報通信ネットワーク等の管理及び運用に関すること。

(予防部予防課)

第6条 予防部予防課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部内事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 火災予防に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 防火管理者，防災管理者及び自衛消防組織の育成及び指導に関すること。
- (4) 緊急通報システムに関すること。
- (5) 自主防災組織の支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (7) 火災統計及び調査資料の解析に関すること。

(予防部予防課)

第6条 予防部予防課予防係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 火災予防対策の樹立，推進及び調整に関すること。
- (3) 火災予防広報に関すること。
- (4) 防火管理者，防災管理者及び自衛消防組織の育成及び指導に関すること。
- (5) 市民生活の安全に関すること。
- (6) 高齢者，障害者その他の災害時において迅速な対応が困難な者の防災の指導に関すること。
- (7) 緊急通報システムの設置に関すること。
- (8) 消防関係の講習に係る一般財団法人神戸すまいまちづくり公社との調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか，火災予防業務に関すること。

2 予防部予防課地域防災支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 地域の防災に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 地域の防災に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(予防部査察課)

第7条 予防部査察課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 防火対象物の査察に関すること。
- (2) 防火管理，防災管理及び防災規制に関すること。
- (3) 火を使用する設備，器具等に対する規制に関すること。
- (4) 防火対象物の違反是正に関すること。
- (5) 消防用設備等に関すること。
- (6) 高層建築物等の防火安全計画の

(3) 防災福祉コミュニティの支援に関すること。

(4) 防災教育の支援に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，地域の防災に関すること。

3 予防部予防課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 火災の調査に関すること。

(2) 火災原因の鑑識に関すること。

(3) 火災統計及び調査資料の解析に関すること。

(4) 火災に係る調査事務の研究，指導及び教養に関すること。

(5) 生活関連機器の出火危険等の情報の収集及び提供に関すること。

(予防部査察課)

第7条 予防部査察課査察係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 防火対象物の査察に関すること。

(3) 防火管理，防災管理及び防災規制に関すること。

(4) 防火管理上必要な火気の使用に係る規制に関すること。

(5) 防火対象物の点検に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか，査

指導に関すること。

(7) 建築確認等の同意及び指導に関すること。

(8) 防火対象物に係る検査（建築確認等の同意を伴うものに限る。）に関すること。

(9) 消防設備士の指導に関すること。

(10) 防災設備技能講習を行う者に対する指導及び助言に関すること。

察業務に関すること。

2 予防部査察課違反是正係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 防火対象物の違反是正に関すること。

(2) 消防用設備等の点検の指導に関すること。

(3) 神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）第50条の19の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関すること。

3 予防部査察課設備指導第1係及び設備指導第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 高層建築物等の防火安全計画の指導に関すること。

(2) 消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく建築物の新築，増築，改築，移転，修繕，模様替，用途の変更又は使用についての許可，認可又は確認に係る同意及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第4項の規定に基づく消防長への通知（以下「消防同意等」という。）に関すること。

(3) 消防用設備等の指導及び規制に関すること。

(4) 防火対象物の使用開始検査（消

(予防部危険物保安課)

第8条 予防部危険物保安課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 危険物、危険物施設及び指定可燃物施設の規制等に関すること。
- (2) 火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の防災指導に関すること。
- (3) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に関すること。
- (4) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び高圧ガス保安法(昭和

防法第17条の3の2又は神戸市火災予防条例第52条の規定に基づく検査をいい、消防同意等を伴う検査に限る。)に関すること。

- (5) 建築物の仮使用認定の意見に係る調査に関すること。
- (6) 消防設備士の指導に関すること。
- (7) 防災設備技能講習を行う者に対する指導及び助言に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、消防同意等に関連すること(他の所管に属するものを除く。)

4 予防部査察課設備指導第1係及び設備指導第2係の係ごとの分掌事務は、消防局長が定める。

(予防部危険物保安課)

第8条 予防部危険物保安課危険物係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 危険物施設及び指定可燃物に係る施設(以下「指定可燃物施設」という。)並びに石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「石防法」という。)に基づく特定事業所の保安、査察及び違反是正に関すること。
- (3) 危険物施設、指定可燃物施設及び消防法第9条の3第1項に規定

26年法律第204号) に関すること。

- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関すること（経済観光局の所管に属するものを除く。）。

する物質に係る許可，認可，届出及び検査に関すること。

- (4) 石防法に基づく特定事業所の規制及び指導に関すること。

- (5) 核燃料物質，核原料物質，放射性同位元素，毒物，劇物等に係る施設等の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。

- (6) 消防法及び石防法に係る国，県その他関係機関との危険物事務に関する連絡及び調整に関すること。

- (7) 神戸市危険物安全協会の指導に関すること。

- (8) 危険物取扱者等の指導に関すること。

- (9) 前各号に掲げるもののほか，危険物に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

- 2 予防部危険物保安課保安係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に関すること。

- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関すること（経済観光局消費生活センターの

(警防部警防課)

第9条 警防部警防課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部内事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 警防業務、消防戦術及び警防訓練に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 消防部隊及び車両の配備運用計画に関すること。
- (4) 本市に設置される各種対策本部消防部の所管する事務に関すること。
- (5) 風水害対策及び震災対策に関すること。
- (6) 消防地水利及び消防活動障害に関すること。
- (7) 警防活動に関する個人装備の整備に関すること。
- (8) 開発指導に関すること。
- (9) 災害活動の指揮及び指揮支援に関すること。
- (10) 特殊災害に関すること。

所管に属するものを除く。)

- (3) 火薬類及び高圧ガスに係る施設等の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。

(警防部警防課)

第9条 警防部警防課警防係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 警防活動に関する個人装備の整備に関すること。
- (3) 災害時の応急措置命令に伴う補償に関すること。
- (4) 神戸市災害対策本部消防部の所管する事務に関すること。
- (5) 神戸市緊急対処事態対策本部消防部及び神戸市国民保護対策本部消防部の所管する事務に関すること。
- (6) 風水害対策及び震災対策に関すること。
- (7) 出初め式及び大規模災害訓練の実施に関すること。
- (8) 災害活動の指揮及び指揮支援に関すること。
- (9) 災害活動に係る教育、訓練及び安全管理に関すること。

(11) 救助業務に関すること。

(12) 緊急消防援助隊及び消防相互
応援等に関すること（他の所管に
属するものを除く。）。

(13) 出初め式の実施に関するこ
と。

(14) 災害の分析，研究，統計及び
記録に関すること。

(10) 消防戦術及び消防機械器具の
研究に関すること。

(11) 特殊災害の警戒及び防除に関
すること。

(12) 特殊災害対策に係る研究，教
育及び訓練の実施に関すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか，
警防対策に関すること。

2 警防部警防課計画係は，次に掲げ
る事務を分掌する。

(1) 警防業務の総合調整に関するこ
と。

(2) 警防計画に関すること。

(3) 消防部隊及び車両の配備運用計
画に関すること。

(4) 地理（市域のものに限る。）に
関する情報及び消防水利に関する
こと。

(5) 消防活動の障害に関すること。

(6) 緊急消防援助隊及び消防の相互
の応援に関すること（市民防災総
合センター市民研修係の所管に属
するものを除く。）。

(7) 開発指導に関すること。

(8) 災害の分析，研究，統計及び記
録に関すること。

3 警防部警防課救助係は，次に掲げ
る事務を分掌する。

(警防部消防団支援課)

第10条 警防部消防団支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 消防団に関すること。
- (2) 消防団の施設及び機械器具に関すること。
- (3) 消防作業従事者等の災害補償に関すること。
- (4) [略]

(1) 救助業務の基本計画の作成に関すること。

(2) 救助業務（特別高度救助隊に係るものを含む。）の実施に関すること。

(3) 救助業務に係る研究，教育及び訓練の実施に関すること。

(4) 国際救助業務に関すること。

(5) 救助関係機関との連絡及び調整に関すること。

(6) 救助統計及び救助情報の収集に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，救助に関すること。

(警防部消防団支援課)

第10条 警防部消防団支援課 消防団係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 消防団員の任免，表彰及び退職報償事務に関すること。
- (3) 消防団員及び消防作業従事者等の災害補償に関すること。
- (4) [略]
- (5) 前各号に掲げるもののほか，消防団に関すること。

2 警防部消防団支援課整備係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 消防団の基礎的施策の立案に関

(警防部司令課)

第11条 警防部司令課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 消防部隊の編成、統制及び運用に関すること。
- (2) 通報の受理、指令その他の管制業務に関すること。
- (3) 災害活動の監察に関すること。
- (4) 救急医療情報の収集及び気象情報の処理に関すること。
- (5) 火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
- (6) 非常招集の伝達並びに関係機関への連絡及び出動要請に関すること。

すること。

- (2) 消防団員の服制及び個人装備に関すること。
- (3) 消防団施設の設置及び管理に関すること。
- (4) 消防団機械器具の配置及び保守管理に関すること。

(警防部司令課)

第11条 警防部司令課司令第1係、司令第2係及び司令第3係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 消防部隊の編成、統制及び運用に関すること。
- (3) 火災、救急、救助その他災害の通報の受信等及び出動指令に関すること。
- (4) 災害現場への情報支援及び災害時の各種情報収集に関すること。
- (5) 災害活動の監察に関すること。
- (6) 救急医療情報の収集及び気象情報の処理に関すること。
- (7) 火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
- (8) 非常招集の伝達並びに関係機関への連絡及び出動要請に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、司

(警防部救急課)

第12条 警防部救急課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 救急に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 救急資器材の配置及び開発に関すること。
- (3) 患者等を搬送する業務を行う民間の事業者の認定及び指導に関すること。
- (4) 救急関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (5) 救急隊員の教育及び訓練に関すること。
- (6) 水上消防署の救急業務等の実施に関すること。

令業務に関すること。(警防部救急課)

第12条 警防部救急課救急係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 救急情報の収集及び救急統計に関すること。
- (3) 救急資器材の配置及び開発に関すること。
- (4) 感染防止対策及び健康管理に関すること。
- (5) 大規模事業所等の自主救急に関すること。
- (6) 患者等を搬送する業務を行う民間の事業者の認定及び指導に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、救急業務に関すること。

2 警防部救急課救急企画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 救急業務の基本計画に関すること。
- (2) 救急関係機関との連絡及び調整（救急救命士の再教育に係るものを除く。）に関すること。
- (3) 救急業務の需要に係る対策に関すること。
- (4) メディカルコントロール体制

(医療機関等との連携により救急業務の質的向上を図る体制をいう。) に関すること。

(5) 救急救命士の処置範囲の拡大に伴う必要な教育の実施に関すること。

(6) 救急救命士の資格の取得に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、救急企画及びメディカルコントロール体制に関すること。

3 警防部救急課救急研修係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 救急隊員の教育及び訓練（救急救命士の処置範囲の拡大に伴う必要な教育を除く。）に関すること。

(2) 救急活動の事後の検証に関すること。

(3) 救急救命士の再教育に関すること。

(4) 水上消防署の救急業務等の実施に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、救急研修に関すること。

(航空機動隊)

第13条 航空機動隊（以下「機動隊」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(航空機動隊)

第13条 航空機動隊航空係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 航空機動隊（以下「機動隊」と

(1) 航空消防に係る企画及び調整に関すること。

(2) 航空機の運用に関すること。

(3) 航空機及び航空機に装備する資機材の整備，点検及び管理に関すること。

(4) 航空関連機関等との連絡調整に関すること。

いう。)の庶務に関すること。

(2) 航空業務の基本計画の作成に関すること。

(3) 航空機の運航に関すること。

(4) 航空業務の教養訓練に関すること。

(5) 大規模災害発生時における消防隊その他防災要員に対する援助に関すること。

(6) 機動隊の派遣に関すること。

2 航空機動隊航空整備係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 機動隊の施設の管理並びに関連施設との連絡及び調整に関すること。

(2) 航空機の整備及び定期点検に関すること。

(3) 航空機の管理に関すること。

(4) 航空機消防用装置の開発及び改良に関すること。

3 航空機動隊航空救助係は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 災害の警戒，防除及び情報収集並びに救急活動及び救助活動に関すること。

(2) 航空救助技術の調査及び研究に関すること。

(3) 大規模災害発生時における避難

(市民防災総合センター)

第14条 市民防災総合センター（以下「防災センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員及び消防団員の教育訓練（自動車の運転及び管理に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 消防科学の研究に関すること。
- (3) 危険物等の鑑定及び判定に関すること。
- (4) 市民生活の安全に関わる機器の研究及び開発に関すること。
- (5) 防災センターにおける市民に対する防災教育に関すること。
- (6) 応急手当等の普及及び推進に関すること。
- (7) 緊急消防援助隊及び消防の相互の応援に伴う防災センターの拠点としての運用に関すること。
- (8) 特別消防隊の運用に関すること。
- (9) 消防音楽隊に関すること。
- (10) 防火対象物の査察の実施の支援に関すること。

広報に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、航空救助に関すること。

(市民防災総合センター)

第14条 市民防災総合センター教育係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市民防災総合センター（以下「防災センター」という。）の庶務並びに防災センター内の事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 職員の研修計画（自動車の運転及び管理に係るものを除く。）に関すること。
- (3) 職員及び消防団員の教育訓練の実施（自動車の運転及び管理に係る研修の実施を除く。）及び調整に関すること。
- (4) 教育訓練に必要な調査及び研究に関すること。
- (5) 各種の災害の予防及び防災に係る研究に関すること。
- (6) 火災に関する科学及び実験並びに危険物等の鑑定及び判定に関すること。
- (7) 消防科学に係る資料の収集及び保存に関すること。
- (8) 市民生活の安全に関わる機器の研究及び開発に関すること。

(9) 防災センターにおける施設の管理に関すること。

2 市民防災総合センター市民研修係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 防災センターにおける市民に対する防災教育（以下「市民研修」という。）の実施及び調整に関すること。

(2) 市民研修に係る訓練施設の活用に関すること。

(3) 応急手当等の普及及び推進に関すること。

(4) 緊急消防援助隊及び消防の相互の応援に伴う防災センターの拠点としての運用に関すること。

3 市民防災総合センター特別消防係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 特別消防隊の運用に関すること。

(2) 消防音楽隊その他の音楽による消防広報に関すること。

(3) 市民に対する防災指導に関すること。

(4) 防災センターにおける安全運転管理者の職務に関すること。

(5) 防災センターにおける消防用車両及び機械器具の保守管理及び運用に関すること。

(6) 防火対象物の査察の実施の支援

(消防吏員の階級等)

第17条 消防長の階級は消防司監，担当局長及び部長の階級は消防正監，担当部長，センター長及び隊長の階級は消防正監又は消防監，課長，担当課長及び副隊長の階級は消防司令長，係長及び担当係長の階級は消防司令とする。

2， 3 [略]

(職務)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 担当課長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，当該所掌事務を担当する職員（局長，担当局長，部長，担当部長，センター長，隊長，課長，担当課長及び副隊長を除く。）を指揮監督する。

6， 7 [略]

に関すること。

(消防吏員の階級等)

第17条 消防長の階級は消防司監，担当局長及び部長の階級は消防正監，担当部長及びセンター長の階級は消防正監又は消防監，課長，隊長，担当課長及び副隊長の階級は消防司令長，係長及び担当係長の階級は消防司令とする。

2， 3 [略]

(職務)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 担当課長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，当該所掌事務を担当する職員（局長，担当局長，部長，担当部長，センター長，課長，隊長，担当課長及び副隊長を除く。）を指揮監督する。

6， 7 [略]

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第76号

神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則（昭和53年4月規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>神戸市健康科学研究所手数料条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>神戸市健康科学研究所手数料条例</u>（昭和24年4月条例第106号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p><u>神戸市健康科学研究所検査手数料表</u></p>	<p><u>神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>神戸市環境保健研究所手数料条例</u>（昭和24年4月条例第106号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p><u>神戸市環境保健研究所検査手数料表</u></p>

種別		料金	
医学的検査	細菌	[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
	細菌サーベイランス	1件につき 10,000円	
	ウイルス	[略]	
		[略]	
		[略]	
		ウイルス	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
	希少感染症抗体検査（ライム病，日本紅斑熱等）	1件につき 2,700円	
	[略]	[略]	
[略]		[略]	

種別		料金	
医学的検査	細菌	[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
	ウイルス	[略]	
		[略]	
		[略]	
		ウイルス	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
		[略]	
		[略]	
		[略]	

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

旅費条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第77号

旅費条例施行細則の一部を改正する規則

旅費条例施行細則（昭和27年7月規則第76号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「（第3条関係）」を「（第5条関係）」に、

「

認印	所属
----	----

」を「

所属

」に、

「領収印」を「領収確認」に改める。

様式第2号中「（第3条関係）」を「（第5条関係）」に、

「

決裁	年	月	日
----	---	---	---

」を「

決議	年	月	日
----	---	---	---

」に、

「

認印	所属
----	----

」を「

所属

」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市立婦人会館条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第78号

神戸市立婦人会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立婦人会館条例（昭和48年3月条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の特例)

第2条 条例第6条第2項に規定する規則で定める使用料は、条例別表に定める額の3割増しとする。ただし、主として営利を目的とする場合の使用料は、同表に定める額の5割増しとする。

(使用料の減免)

第3条 条例第7条に規定する規則で定める特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) 公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるとき 使用料の5割相当額以内の減額

(2) 市又は条例第13条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が、神戸市立婦人会館（以下「婦人会館」という。）の事業（市又は指定管理者が婦人会館において主催する会議その他これに類するものを行う場合に限る。）として使用するとき 免除

(行為の禁止)

第4条 条例第10条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 所定の場所以外の場所において喫煙し、その他火気を使用すること。

(2) 許可なく会議室で物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(3) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為

(4) 許可なく壁、柱、扉その他これに類するものに貼り紙をし、又はくぎ類を

打つこと。

(5) 許可なく備付け以外の器具を使用すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が婦人会館の管理上支障があると認める行為

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第5条 条例第13条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）

(2) 条例第13条第1項各号に掲げる業務の事業計画書

(3) 条例第13条第1項各号に掲げる業務の収支予算書

(4) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(使用後の点検)

第6条 使用者（条例第4条第1項の許可を受けた者をいう。）は、同項の会議室の使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

(休館日)

第7条 婦人会館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(2) 毎月第3日曜日

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

(利用時間)

第8条 婦人会館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、婦人会館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の利用時間を変更することができる。

(施行細目の委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(指定管理者不在等期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）、第4条第6号、第7条第3号及び第8条第2項の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間における婦人会館の使用については、神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則（平成18年3月教育委員会規則第14号）による改正前の神戸市立婦人会館条例施行規則第4条第1項及び第5条並びに様式第1号及び様式第2号の規定を準用する。この場合において、第4条第1項及び第5条中「教育長」とあるのは「市長」と、様式第1号及び様式第2号中「神戸市教育委員会教育長」とあるのは「神戸市長」とする。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第79号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則（令和2年6月規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>次に掲げる場合は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以</u></p>	<p>次に掲げる場合は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）第13条第6号の場合に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、世帯の生計を主として維持する</u></p>

下「新型コロナウイルス感染症」という。)により、世帯の生計を主として維持する者(次号において「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) [略]

附 則

1 [略]

(適用期間)

2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの、令和2年度分の保険料及び令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第76条の3第1項に規定する特別徴収の方法による場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の19第2号に規定する特別徴収対象年金給付の支払を受ける日をいう。)が到来する令和3年度分の保険料について適用する。

者(次号において「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) [略]

附 則

1 [略]

(適用期間)

2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの及び令和2年度分の保険料について適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、この規則による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則本則第1号の規定は、令和3年2月13日から適用する。

訓令甲

訓令甲第8号

庁中一般
区役所
事業所

神戸市防災指令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市防災指令規程の一部を改正する訓令

神戸市防災指令規程（昭和43年4月訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第4条関係） （1）神戸市地域防災計画に基づくもの				別表（第4条関係） （1）神戸市地域防災計画に基づくもの			
種類	発令基準	配備につくべき職員	活動内容	種類	発令基準	配備につくべき職員	活動内容
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
防災指	<u>本市の区域内</u>	[略]	[略]	防災指	<u>災害が発生す</u>	[略]	[略]

<p>令第2号</p>	<p>における震度が5弱若しくは5強の地震が発生したとき、兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたときその他の災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。</p>			<p>令第2号</p>	<p>るおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。</p>		
<p>防災指令第3号</p>	<p>本市の区域内における震度が6弱以上である地震が発生したとき、兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第5条に規定</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>防災指令第3号</p>	<p>本市の区域内における震度が5弱以上である地震が発生したとき、兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報若しくは津波警報があつたときその他の大規模な災害が発生</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

する津波特別 警報をいう。)が あつたとき その他の大規模 な災害が発生 するおそれ があるとき又 は大規模な災 害が発生した とき。

(2) [略]

するおそれが あるとき又は 大規模な災害 が発生したと き。

(2) [略]

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訓令甲第10号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

公用自動車管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

公用自動車管理規程を廃止する訓令

公用自動車管理規程（昭和47年3月訓令甲第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年4月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年4月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	二郎7号線	神戸市北区有野町二郎字中667番2 地先から 神戸市北区有野町二郎字小屋ヶ谷 597番9地先まで	233.70	最大 33.70 最小 6.20

神戸市告示第58号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定により、次の通り認定した。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

1. 認定計画提出者

グループ名 : 神戸須磨Parks+Resorts共同事業体
代表構成団体 : 株式会社サンケイビル
構成団体 : 三菱倉庫株式会社,
JR西日本不動産開発株式会社,
株式会社竹中工務店,
芙蓉総合リース株式会社,
阪神電気鉄道株式会社,
株式会社グランビスタホテル&リゾート

2. 認定をした日

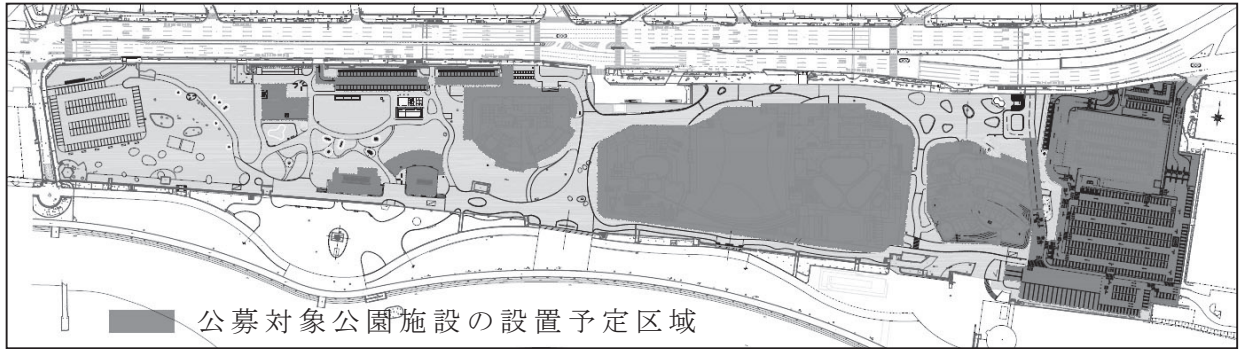
令和3年3月31日

3. 認定の有効期間

公募対象公園施設の設置許可日から20年間

4. 公募対象公園施設の場所

海浜公園（神戸市須磨区若宮町1丁目、須磨浦通1丁目）内指定場所



神戸市告示第59号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保	自転車等が置かれ、又	撤去し、及び保管した	撤去し、及	問い合わせ先
--------	------------	------------	-------	--------

管及び返還の場所	は放置されていた場所	自転車等の台数	び保管した年月日	
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 56台 原動機付自転車 3台	令和3年3月10日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和3年3月15日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 1台	令和3年3月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 46台 原動機付自転車 0台	令和3年3月23日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和3年3月25日	
	中央区・兵庫区長期放置	自転車 163台 原動機付自転車 0台	令和3年3月31日	
	兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 0台	
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域		自転車 3台 原動機付自転車 0台		
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域		自転車 23台 原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺		自転車 7台		

自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
駐輪場内	自転車	15台	
	原動機付自転車	0台	
神戸駅周辺	自転車	27台	令和3年3月11日
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
駐輪場内	自転車	13台	
	原動機付自転車	0台	
神戸駅周辺	自転車	28台	令和3年3月16日
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
兵庫駅周辺	自転車	3台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
新開地駅周辺	自転車	9台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
湊川駅周辺	自転車	14台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
駐輪場内	自転車	17台	
	原動機付自転車	0台	
神戸駅周辺	自転車	21台	令和3年3月19日
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
新開地駅周辺	自転車	11台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
和田岬駅周辺	自転車	4台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
駐輪場内	自転車	11台	
	原動機付自転車	0台	
神戸駅周辺	自転車	18台	令和3年3月24日
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
兵庫駅周辺	自転車	2台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
新開地駅周辺	自転車	11台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
湊川駅周辺	自転車	9台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
駐輪場内	自転車	10台	
	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第60号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 2台	令和3年3 月2日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	魚崎浜保管所	摂津本山駅周辺		

東灘区魚崎浜 町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月4日
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車	9台	令和3年3 月10日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	6台	
	阪神御影駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	六甲道駅周辺	自転車	7台	令和3年3 月12日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
	大石駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	1台	令和3年3 月12日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	深江駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	撰津本山駅周辺	自転車	1台	令和3年3 月16日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新在家駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	10台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	3台		
六甲駅周辺	自転車	5台	令和3年3 月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車		0台
	王子公園駅周辺	自転車		3台
摩耶駅周辺	自転車	3台	令和3年3 月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車		0台
摩耶駅周辺	自転車	2台	令和3年3 月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車		1台

魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和3年3 月18日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和3年3 月24日
	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 7台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和3年3 月29日
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	
	灘区管内 自転車等長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	
	東灘区管内 自転車等長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第61号

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下「市営住宅条例」という。）第74条の規定により、神戸市営住宅及び神戸市厚生年金住宅の指定管理者となった日本管財株式会社が、市営住宅条例第68条第1項の規定により、その収入として収受する神戸市営住宅の駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、市営住宅条例第68条第2項の規定により承認をしたので、市営住宅条例第68条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 公営住宅（借上げに係るものを除く。）の共同施設として設置された駐車場の利用料金

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

公営住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営重池住宅	神戸市営住宅重池駐車場	12,000円

2 施行日

令和3年6月1日

神戸市告示第62号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

(ア) 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(ウ) 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 1台	令和3年3月4日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 4台	令和3年3月18日	
	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和3年3月11日	
		自転車 4台	令和3年3月25日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 3台	令和3年3月9日	
	伊川谷駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 3台	令和3年3月9日	

神戸市告示第63号

次の港湾施設は、令和3年4月27日から、その供用を廃止する。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

1 供用を開始する港湾施設

名称	位置	能力
ガントリー・クレーン3号機	神戸市灘区摩耶埠頭	定格荷重30.5トン

神戸市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、埋火葬に関する証明手数料及び神戸市立墓園条例施行規則（昭和41年3月規則第114号）第11条の規定に基づく墓園又は附属施設の使用許可書の書換え又は再交付手数料の収納の事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市中央区磯上通7丁目1番30号

ポートスタッフ株式会社

代表者 代表取締役 長谷 一俊

2 委託年月日

令和3年5月1日

神戸市告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年4月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	有瀬52号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字頭谷909番49地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字頭谷911番1地先まで	83.30	6.00

神戸市告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年4月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	下谷上7号線	神戸市北区山田町下谷上字澤38番地 先から 神戸市北区山田町下谷上字澤46番1 地先まで	57.70	最大 4.20 最小 4.00

神戸市告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年4月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	唐櫃団地39号線	神戸市北区唐櫃台3丁目1328番1地 先から 神戸市北区唐櫃台3丁目1328番2地 先まで	131.10	10.00
市道	唐櫃団地40号線	神戸市北区唐櫃台3丁目1328番3地 先から 神戸市北区唐櫃台3丁目1328番2地 先まで	144.50	6.00

神戸市告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年4月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	唐櫃団地2号線	神戸市北区唐櫃台3丁目 1328番1先から	新	281.00	12.00
		神戸市北区唐櫃台3丁目 1328番2地先まで	旧	281.00	8.00
市道	唐櫃団地7号線	神戸市北区唐櫃台3丁目 1328番1地先から	新	2.90	6.00
		神戸市北区唐櫃台3丁目 1328番1地先まで	旧	2.90	6.00

神戸市告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年4月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	山田里557号線	神戸市北区山田町藍那字桑坂1番地先から	新	12.00	最大 54.00 最小 12.00
		神戸市北区山田町藍那字桑坂4番14地先まで	旧	12.00	最大 99.00 最小 12.00

神戸市告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年4月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	妙法寺69号線	神戸市須磨区緑が丘2丁目1番42地 先から 神戸市須磨区緑が丘2丁目1番47地 先まで	101.70	6.00

神戸市告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年4月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	妙法寺7号線	神戸市須磨区緑が丘2丁目1番30地先から 神戸市須磨区緑が丘2丁目1番30地先まで	新	2.70	6.00
			旧	2.70	6.00

神戸市告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年4月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長	幅員
-------	-----	----	----	----

種類			(メートル)	(メートル)
市道	夢野第27号線	神戸市兵庫区湊川町9丁目38番3地 先から 神戸市兵庫区湊川町9丁目38番4地 先まで	3.90	5.00

神戸市告示第73号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年4月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	大倉山線	神戸市兵庫区湊川町10丁目 38番2地先から 神戸市兵庫区湊川町10丁目 38番2地先まで	新	5.00	14.40
			旧	5.00	5.60
	夢野墓地線	神戸市兵庫区湊川町10丁目 38番2地先から 神戸市兵庫区湊川町10丁目 38番2地先まで	新	5.00	14.40
			旧	5.00	5.60
	兵庫里85号線	神戸市兵庫区湊川町10丁目 38番3地先から 神戸市兵庫区湊川町10丁目 38番2地先まで	新	15.30	5.00
			旧	14.20	最大 3.40 最小 2.30

公 告

神戸市公告第37号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	荒田地域福祉センター新築工事
工事場所	神戸市兵庫区荒田町4丁目60-4
完成期限	令和4年3月4日
工事概要	荒田地域福祉センター新築工事 一式 上記にかかる屋外付帯工事 一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事</p>

を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 ※なお, (2)~(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 契約監理課 (電話番号 078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については, 入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月9日(金)~4月23日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く, 電子入札システムの稼働時間内(午前9時~午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月26日(月) 午前9時~午後8時 第2日目 令和3年4月27日(火) 午前9時~午後3時
方法	電子入札システムにより, 当該入札案件を検索の後, 当該入札案件について「入札書」を送信した後, 「入札書」, 「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し, 印刷, 保存すること。なお, 「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年4月28日(水) 午前10時30分
方法	開札後, 開札結果に応じて, 以下の通知書を電子入札システムにより発行するので, その内容を確認し, 印刷, 保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は, 無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり, 又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第38号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	須磨区障害者支援センター外壁改修他工事
工事場所	神戸市須磨区大田町7丁目3-15
完成期限	令和3年12月15日
工事概要	屋上防水改修, 外壁改修, 外構改修工事
前 払 金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に

合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号 078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月9日(金)～4月16日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月19日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日(火) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第39号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	西神斎場待合室他改修工事
工事場所	神戸市西区神出町南字美濃谷600
完成期限	令和3年9月10日
工事概要	待合室・更衣室改修、便所改修工事他
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年4月9日（金）～4月16日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

提出場所	契約監理課
------	-------

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月19日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第40号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	白川高齢者介護支援センター外壁改修他工事
工事場所	神戸市須磨区白川台1丁目35-3
完成期限	令和3年11月30日
工事概要	屋上防水改修, 屋根塗装改修, 外壁改修工事
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般B又はC ただし, 入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	建築一般の総合点数が900点以上 ただし, 入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお, 工事実績がない場合については, 65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお, 工事実績がない場合については, 70点未満とみなす。 <p>※なお, (3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは, 契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p>

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月9日（金）～4月23日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月26日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月27日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年4月28日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第41号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	新長田駅前駐車場消防設備他改修工事
工事場所	神戸市長田区若松町4丁目2-15
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	新長田駅前駐車場の消防設備他改修工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	消防施設工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「消防施設」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。

- (4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した，契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお，工事実績がない場合については，70点未満とみなす。
- ※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」，事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については，入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月9日（金）～4月16日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月19日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第42号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	腕塚町1丁目地区他污水管改築更新工事
工事場所	神戸市長田区腕塚町1丁目他
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	管きよ更生工 φ200 L=14.01m, φ250 L=560.30m, φ300 L=77.65m 管きよ工（開削） K1φ200 L=2.98m マンホール工 1式, 取付管及びます工 1式, 付帯工 1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で、当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また、配置予定技術者については、次の①及び②に該当する技術者とする。</p> <p>①上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。</p> <p>②下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）、下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）又は、下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）の資格を有する者。</p> <p>(4) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(5) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(4)(5)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月9日（金）～4月23日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月26日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月27日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年4月28日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手	無
-----------------------------------	---

方との随意契約により締結する予定の有無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第43号

後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	北学校給食共同調理場空調設備更新工事
工事場所	神戸市北区有野町有野字上向山2823-4
完成期限	令和3年9月30日
工事概要	北学校給食共同調理場の空調機の更新及び新設を行う一切の工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしてい

ること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1館2階
契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月9日（金）～4月16日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月19日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

ウ 再入札の場合

「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第44号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	深江大橋橋面補修工事
工事場所	神戸市東灘区深江南
完成期限	令和4年1月14日
工事概要	伸縮装置補修工 L = 105m, 橋梁用防護柵工 L = 203m, 橋面防水工 A = 2,630㎡, 車道舗装工 A = 2,140㎡, 歩道舗装工 A = 494㎡, 横桁改修工 1式, 他
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業の建設業の許可を有する ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を必要とします。
登録業者	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値＝技術評価点／入札価格 10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 契約監理課（電話番号 078-322-5147）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年4月9日（金）～4月23日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日時	第1日目令和3年4月26日（月）午前9時～午後8時 第2日目令和3年4月27日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日時	令和3年4月26日（月）午前9時～令和3年4月27日（火）午後3時
方法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日時	第1日目 令和3年4月26日（月）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年4月27日（火）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場所	郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

(3) 郵送の場合

方法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書し、簡易書留郵便で送付すること。
日時	令和3年4月27日（火）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課（文書係）に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年4月28日（水）午前10時30分を予定	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 技術資料の審査等により保留する場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年5月12日（水）午前10時30分を予定	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。

神戸市公告第45号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る特定役務の名称
ICT機器借上【神戸市中学校その2】
- 2 数量
電子黒板機能付プロジェクタ433式等
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所
日通商事株式会社
大阪支店長 日比 伸幸
大阪市北区中津5丁目4番10号
- 6 落札金額
1,295,900円（1月当り単価）
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年2月17日

神戸市公告第46号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る特定役務の名称
ICT機器借上【神戸市立学校一部既設校等その1】
- 2 数量

電子黒板機能付プロジェクタ15式等

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月19日

5 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C

専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

6 落札金額

84,600円（1月当り単価）

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年2月3日

神戸市公告第47号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 落札に係る特定役務の名称

I C T機器借上【神戸市立学校一部既設校等その2】

2 数量

電子黒板機能付プロジェクタ4式等

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月19日

5 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C

専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

- 6 落札金額
22,900円（1月当り単価）
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年2月3日

神戸市公告第62号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	東灘処理場1.2系水処理施設上屋内部躯体改修工事
工事場所	神戸市東灘区魚崎南町2丁目1-23
完成期限	令和4年2月15日
工事概要	内部躯体改修 一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で

あること。

- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)～(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課(電話番号 078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月14日(水)～4月27日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年5月10日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月11日(火) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月12日（水）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第63号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	長田汚水幹線苺藻通伏越しゲート取替工事
工事場所	神戸市長田区苺藻通7丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	本工事は、長田汚水幹線（苺藻通）で伏越しゲートの取替を行うものである。 伏越しゲート取替工・・・1式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業に係る建設業の許可
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)～(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年4月14日(水)～4月20日(火)</p> <p>※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時～午後8時)</p> <p>※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	約監理課に必着のこと。 ※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午，午後1時～午後5時
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月21日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月22日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月23日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第64号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	御幸通6丁目地区他污水管改築更新工事
工事場所	神戸市中央区御幸通6丁目他
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	管きよ更生工 φ250mm L=427.73m, φ300mm L=54.66m 管きよ工(開削) K1 φ200mm L=22.40m, φ250mm L=55.39m マンホール工 1式, 取付管及びます工 1式, 付帯工 1式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で、当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また、配置予定技術者については、次の①及び②に該当する技術者とする。こと。 ①上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。 ②下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会)、下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)又は、下水道管きよ更生施工管理技士(一般社団法人 日本管更生技術協会)の資格を有する者。 (4) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で

	<p>あること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(5) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(4)(5)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 契約監理課 (電話番号 078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月14日(水)～4月27日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月10日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月11日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月12日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第65号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	サンキタ通り道路改良工事（その2）
工事場所	神戸市中央区北長狭通1丁目
完成期限	令和4年2月28日
工事概要	工事延長 L=200m, 土工 1式, 車乗入部石畳舗装 141㎡, 歩道石畳舗装 1,189㎡
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	舗装A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年4月14日（水）～4月27日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年5月10日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月11日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年5月12日（水）午前10時30分
方法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

- (2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第66号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
西クリーンセンタークレーン設備補修
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
JFEプラントエンジニアリング株式会社
関西営業所 所長 阿久津 太一
神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
140,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第67号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称
高規格救急車の購入
- 2 数量

6台

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月19日

5 落札者の氏名及び住所

兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所
特販営業所長 白根 浩司
神戸市須磨区大池町3丁目1番1号

6 落札金額

105,000,000円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年2月3日

神戸市公告第68号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 落札に係る物品の名称

救急資器材管理供給業務（SPD）

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年2月5日

5 落札者の氏名及び住所

日本船舶薬品株式会社 神戸支店
支店長 清水 衛
神戸市中央区港島中町2丁目2番1

6 落札金額

39,056,150円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和2年12月9日

神戸市公告第69号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

1 落札に係る物品の名称

東灘処理場 次亜塩素酸ナトリウム溶液購入

2 数量（予定）

810,000キログラム

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月4日

5 落札者の氏名及び住所

株式会社多次商店

代表取締役 多次 貞二

神戸市長田区菅原通2丁目4番地

6 落札金額

1キログラム当たり38.2円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年1月13日

神戸市公告第70号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称
東灘処理場 ポリ硫酸第二鉄溶液（高濃度品）購入
- 2 数量（予定）
1,430,000キログラム
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年3月4日
- 5 落札者の氏名及び住所
三豊化成株式会社
代表取締役 小島 篤
神戸市中央区琴ノ緒町2丁目2番4号
- 6 落札金額
1キログラム当たり13.8円
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年1月13日

神戸市公告第71号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称
東灘処理場 脱水用高分子凝集剤購入
- 2 数量（予定）

123,000キログラム

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月4日

5 落札者の氏名及び住所

株式会社神鋼環境ソリューション
取締役社長 大瀨 敬織
神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号

6 落札金額

1キログラム当たり510.0円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年1月13日

神戸市公告第72号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 落札に係る物品の名称

西部処理場 高分子凝集剤購入

2 数量（予定）

濃縮用10,000キログラム
脱水用52,000キログラム

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月4日

5 落札者の氏名及び住所

神鋼環境メンテナンス株式会社
代表取締役 箕輪 元

神戸市中央区磯上通2丁目2番21号

6 落札金額

31,186,000円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年1月13日

神戸市公告第73号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

1 落札に係る物品の名称

垂水処理場 高分子凝集剤購入

2 数量（予定）

濃縮用 13,000キログラム

脱水用100,000キログラム

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月4日

5 落札者の氏名及び住所

大和化成株式会社

代表取締役 奥濱 良明

神戸市兵庫区下沢通2丁目1番17号

6 落札金額

40,341,000円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年1月13日

神戸市公告第74号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称
垂水処理場 ポリ硫酸第二鉄溶液（高濃度品）購入
- 2 数量（予定）
1,928,000キログラム
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年3月4日
- 5 落札者の氏名及び住所
双和化学産業株式会社
代表取締役 安田 宏
神戸市兵庫区芦原通1丁目2番26号
- 6 落札金額
1キログラム当たり14.8円
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年1月13日

神戸市公告第75号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称

垂水処理場 次亜塩素酸ナトリウム溶液購入

2 数量（予定）

700,000キログラム

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月4日

5 落札者の氏名及び住所

双和化学産業株式会社

代表取締役 安田 宏

神戸市兵庫区芦原通1丁目2番26号

6 落札金額

1キログラム当たり36.8円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としてしました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年1月13日

神戸市公告第76号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 落札に係る物品の名称

玉津処理場 高分子凝集剤購入

2 数量（予定）

濃縮用 11,000キログラム

脱水用(1) 36,000キログラム

脱水用(2) 15,000キログラム

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月4日

- 5 落札者の氏名及び住所
 神鋼環境メンテナンス株式会社
 代表取締役 箕輪 元
 神戸市中央区磯上通2丁目2番21号
- 6 落札金額
 29,851,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続
 規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
 令和3年1月13日

神戸市公告第77号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 落札に係る物品の名称
 港島クリーンセンター 高反応消石灰購入
- 2 数量（予定）
 730,000キログラム
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 神戸市行財政局契約監理課
 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
 令和3年3月4日
- 5 落札者の氏名及び住所
 岡畑化成株式会社
 代表取締役 岡畑 慎二
 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号
- 6 落札金額
 1キログラム当たり40.4円
- 7 契約の相手方を決定した手続
 規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年1月13日

神戸市公告第78号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 落札に係る物品の名称
港島クリーンセンター 集じん灰処理剤購入
 - 2 数量（予定）
150,000キログラム
 - 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 - 4 落札者を決定した日
令和3年3月4日
 - 5 落札者の氏名及び住所
株式会社多次商店
代表取締役 多次 貞二
神戸市長田区菅原通2丁目4番地
 - 6 落札金額
1キログラム当たり210.0円
 - 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
 - 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年1月13日
-

神戸市公告第79号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称
東クリーンセンター 高反応消石灰購入
- 2 数量（予定）
1,030,000キログラム
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年3月4日
- 5 落札者の氏名及び住所
三豊化成株式会社
代表取締役 小島 篤
神戸市中央区琴ノ緒町2丁目2番4号
- 6 落札金額
1キログラム当たり40.5円
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年1月13日

神戸市公告第80号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称
東クリーンセンター 集じん灰処理剤購入
- 2 数量（予定）
160,000キログラム
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年3月4日

- 5 落札者の氏名及び住所
広瀬化学薬品株式会社
代表取締役 広瀬 亮
神戸市中央区港島中町2丁目2番2号
- 6 落札金額
1キログラム当たり189.0円
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年1月13日

神戸市公告第81号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年4月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、

神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合(農地利用集積円滑化団体)、(公社)ひょうご農林機構(農地中間管理機構)については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する

事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積(m ²)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間(終期)	借賃(年額)	借賃の支払の方法
玉置 寛明	神戸市西区月が丘	神戸市西区押部谷町西盛字大垣内341-1	田	1,128	藤谷 利成	神戸市西区井吹台	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和4年3月31日	10,000円	令和3年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
澤田 博文	神戸市西区王塚台	神戸市西区平野町中津字門出2505	田	3,641の内 464.4	澤田 正行	神戸市西区平野町	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和4年3月31日		
INSOU ファーム株式会社 代表取締役 松本 大助	大阪市西区新町	神戸市北区淡河町中山字平岡712	田	1,904	西浦 常次	神戸市北区淡河町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和4年12月31日	100,000円	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
鶴巻 耕介	神戸市北区淡河町	神戸市北区淡河町行原字寺ノ垣464	田	629	上野 晃	三木市別所町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和5年12月31日	10,000円	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市北区淡河町行原字寺ノ垣465	田	537の内 472.67								
澤田 博文	神戸市西区王塚台	神戸市西区平野町中津字大員553-2	田	1,273	藤田 博視	神戸市西区平野町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和6年3月31日	10,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
株式会社こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町	神戸市北区長尾町上津字丁田5004	田	1,168	鍛冶 正史	神戸市北区道場町	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和7年12月31日		
株式会社こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町	神戸市北区長尾町上津字前田5465	田	764	坊ヶ内 久美子	神戸市北区鹿の子台南町	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和7年12月31日		
		神戸市北区長尾町上津字梅ノ脇5493	田	1,359								
		神戸市北区長尾町上津字下俣代5779	田	3,053								

井上 喜一	神戸市西区南別府	神戸市西区南別府4丁目289-2	田	158	井上 景右	神戸市西区南別府	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日		
		神戸市西区南別府4丁目291	田	343								
		神戸市西区南別府4丁目292-4	田	645								
		神戸市西区南別府4丁目296	田	360								
		神戸市西区南別府4丁目310	田	274								
		神戸市西区南別府4丁目311	田	62								
		神戸市西区南別府4丁目320	田	1,120								
		神戸市西区南別府4丁目321	田	631								
		神戸市西区南別府4丁目323-1	田	495								
		神戸市西区南別府4丁目327	田	743								
藤岡 裕治	神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町栄字東萬覚1054	田	926	藤岡 和夫	神戸市東灘区向洋町	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日		
		神戸市西区押部谷町栄字南萬覚1063	田	1,317								
		神戸市西区押部谷町栄字ナラタ1276	田	1,031								
山口 隆興	神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町栄字南萬覚1093-1	田	33	藤岡 和夫	神戸市東灘区向洋町	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日		
		神戸市西区押部谷町栄字南萬覚1093-2	田	506								
三ツ江 泰啓	神戸市西区北山台	神戸市西区押部谷町高和字溝田614	田	3,216	梅田 博俊	北海道足寄郡足寄町	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日		
浅原 泰公	神戸市西区神出町	神戸市西区神出町宝勢字上場西筋1847-1	田	1,206	井上 篤志	神戸市西区伊川谷町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日	6,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
藤原 昌之	神戸市西区岩岡町	神戸市西区岩岡町岩岡字前場2557-2	田	2,144	小西 出	明石市二見町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日	21,440円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市西区岩岡町岩岡字前場2566-1	田	2,109							21,090円	

芝田 真由美	神戸市西区上新地	神戸市西区岩岡町野中筋863	田	1,968	芝田 賀弘	神戸市西区上新地	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和9年3月31日		
森田 守	神戸市西区枝吉	神戸市西区押部谷町和田字向井12	田	2,942	石坂 秀幸	神戸市垂水区桃山台	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和13年3月31日	玄米149kg	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区押部谷町和田字向井18-1	田	1,797							玄米91kg	
森田 守	神戸市西区枝吉	神戸市西区押部谷町和田字谷合240	田	1,933	北井 壽男	神戸市西区押部谷町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和13年3月31日	19,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
大西 優作	明石市大久保町	神戸市西区神出町田井字長池ノ下1842	田	1,756	竹本 正登	神戸市須磨区高倉台	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和13年3月31日	17,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
					竹本 ひとみ	神戸市西区神出町						
					竹本 励子	神戸市西区神出町						
森井 俊文	明石市西新町	神戸市西区神出町東字山ノ端2210	田	830	溝端 奈津子	西宮市菅楽園五番町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和13年3月31日	7,055円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市西区神出町東字山ノ端2217-1	田	788							6,698円	
公益社団法人 ひょうご農林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市北区大沢町市原字杉尾1527	田	2,240	小前 義人	岡山県都窪郡早島町	使用貸借による権利	水田として利用	令和3年4月30日	令和13年5月31日		
		神戸市北区大沢町市原字杉尾1535	田	616								
公益社団法人 ひょうご農林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻2844	田	2,211	山本 先重郎	神戸市西区神出町	使用貸借による権利	水田として利用	令和3年4月30日	令和13年5月31日		
		神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻2971	田	1,857								
		神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻2984	田	2,013								
公益社団法人 ひょうご農林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区岩岡町古郷字西場3037-1	田	1,303	原田 洋子	神戸市西区岩岡町	賃借権	水田として利用	令和3年4月30日	令和13年5月31日	13,030円	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
		神戸市西区岩岡町古郷字西場3038	田	2,398							23,980円	
		神戸市西区岩岡町古郷字西場3039-1	田	2,140							21,400円	

神戸市公告第82号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年4月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、
存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をする
ことができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表
に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、
甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、
神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約す
ることができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構（農
地中間管理機構）については、この限りではない。
 - (5) 修繕及び改良
 - ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用
と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが
できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい
て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
 - イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微
である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に神戸市長あてに農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農

業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積(m ²)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間(終期)	借賃(年額)	借賃の支払の方法
社会福祉法人 白百合学園 理事長 萩野 泰三	神戸市北区 山田町小部 字東山53- 14	神戸市北区山 田町中宇西岡 3-1	田	237	林 和子	神戸市北区 山田町	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	令和5年 12月31日	30,000円	毎年12月20 日までに当 該年に係る 借賃の全額 を甲の住 所へ持参す る。
社会福祉法人 百合学園 理事長 萩野 泰三	神戸市北区 山田町小部 字東山53- 14	神戸市北区山 田町中宇合ノ 元32	田	942	林 末信	神戸市北区 山田町	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	令和5年 12月31日	30,000円	毎年12月20 日までに当 該年に係る 借賃の全額 を甲の住 所へ持参す る。
		神戸市北区山 田町中宇合ノ 元33	田	466								

神戸市公告第89号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市規則(昭和39年3月規則第120号)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月27日

神戸市長 久元 喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

神戸駅周辺地区浸水対策事業

- (1) 工事全体に係る実施設計業務
- (2) 雨水ポンプ場の築造工事
- (3) 雨水幹線（東川崎雨水幹線）の築造工事及び雨水幹線への雨水排水切替え工事
- (4) 既設雨水幹線（蟹川雨水幹線）の放流先の切替え工事及び吐口の築造工事
- (5) 放流渠、吐口の築造工事
- (6) 場内整備工事
- (7) 上記に関連して必要となる業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市建設局下水道部経営管理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年3月19日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

清水建設・西原環境・日新電機・ニュージェック特定建設工事共同企業体

代表者 清水建設(株) 神戸支店

執行役員支店長 山下 浩一

神戸市中央区磯上通4丁目1番13号

5 随意契約に係る契約金額

72億6,660万円

6 契約の相手方を決定した手続

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により定めた落札者決定基準に基づき、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で、価格と価格以外の要素を総合的に評価して得られた評価値の最も高い者を落札者とする技術提案評価型（AⅡ型）総合評価落札方式一般競争入札において、再度の入札に付したが予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内の入札がなかった。入札打切後、入札価格が予定価格と最も近い第4項の者と交渉した結果、予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内の見積が提出されたため、契約の相手方としました。

7 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和2年7月1日

8 随意契約による理由

再度の入札に付し落札者がなかったため。

神戸市公告第90号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度国民年金システム運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局国保年金医療課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 JSOL
取締役社長 前川 雅俊
大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
62,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

神戸市公告第91号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区鹿の子台南町4丁目17番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市垂水区名谷町2285番3
株式会社マリンホーム

代表取締役 高島 圭三

3 許可番号

令和3年2月3日 第7096号

神戸市公告第92号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

神戸市サーバ仮想化基盤構築・運用業務 一式

(2) 履行場所

ア 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館11階, 10階

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-5075）

イ 落札事業者事業所

ウ 神戸市が調達したデータセンター内

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日

(4) 調達内容

調達内容の詳細については入札説明書等（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）を参照してください。

(5) 入札方式

紙による入札とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行います。

総合評価は、技術点（調達仕様書等で要求する機能等の評価）と価格点（調達に係る入札金額の評価）の合計によるものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格は、下記の(1)から(8)までの要件を全て満たす事業者とします。

(1) 令和3年度及び令和4年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続

開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

- (4) 国、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区又は民間企業で大規模（100サーバ以上、仮想デスクトップを除く。）のサーバ仮想化基盤構築業務を受託した経験をもつ者、若しくは本市がこれと同等の能力を有すると認める者であること。実績は元請に限る。共同事業体の場合は、構築・運用の業務において中心的な役割を果たしたものに限りま。
- (5) 本市情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）が現に属する、又は過去2年間に属していた事業者等でないこと。
- (6) 「神戸市ICTガバナンス支援業務」を受託していない、若しくは受託している者と資本関係のないこと。
- (7) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができます。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとします。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負うこととします。共同事業体の構成員は上記(1)(2)(3)(5)(6)の要件をすべて満たす必要があります。上記(4)はいずれか1つの構成員が満たす必要があります。また、共同事業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で参加することはできません。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。
- (8) 業務の一部再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。ただし、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認められません。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。

3 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和3年4月27日（火）から令和3年5月14日（金）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第3条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館11階

神戸市企画調整局デジタル戦略部ネットワーク担当（電話番号078-322-5075）

(3) 交付方法

無償。直接交付とします。事前に電話連絡をしてください。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

入札に参加しようとする者は入札説明書で定める入札参加資格審査申請を行うものとします。

(1) 提出場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-5075）

（持参，郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。）

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は事前に担当課に電話連絡のうえ，送付記録が残る方法にて期限までに必着のこと。

(3) 提出期間

令和3年4月27日（火）から令和3年5月14日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-5075）

7 入札書等の提出期間，提出場所及び提出方法

(1) 提出場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-5075）

（持参，郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。）

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は，書留等受取人記録が残る方法にて，指定する提出時間内に指定する提出場所に必着のこと。入札書，提案書等の必要書類を提出してください。提出内容の詳細は入札説明書によります。同一の事業者（入札説明書に示す関連事業者を含む。）が複数の提案をすることは認められません。

(3) 提出期間

令和3年6月14日（月）から令和3年6月17日（木）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送・宅配の場合は，令和3年6月17日（木）午後4時までに，本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課（文書係）に到着していること。事前に担当課に電話連絡のうえ，書留郵便で送付すること。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年8月11日（木）午後3時より

(2) 場所

神戸市役所本庁舎1号館11階（神戸市中央区加納町6丁目5番1号） 研修室

9 入札参加資格・入札説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く）に関する質問

令和3年4月27日（火）から令和3年5月12日（水）午後4時まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 落札者決定基準及び調達仕様書等の質問

令和3年4月27日（火）から令和3年5月21日（金）午後4時まで（神戸市の休日を定

める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪などによる口頭での質問は受け付けません。アの質問については、質問受付後、随時質問者に回答します。イの質問については、事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者（入札説明書等を受け取った者又は入札参加資格審査申請を行った者）全員に一斉回答します。質問受付締め切り後は、調達仕様書の内容そのほか入札に影響を与える質問には一切回答しません。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとします。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書、提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額そのほか主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンそのほかの訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等、第2項第1号に掲げる資格のない者に該当した入札は無効とします。その場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがあります(地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約)。

11 落札者決定基準

入札金額及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点数を総合評価点数として、最も高い者を落札者とします。

(1) 評価項目と配点

	調達仕様書等にて要求している内容の実現性・性能及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力、提案力等を評価します。 (配点内訳) 【提案書】		
技術点	1. 提案者について	130点	2,200点

	2. ハードウェア要件	580点	
	3. ソフトウェア要件	360点	
	4. 非機能要件	290点	
	5. 構築要件	140点	
	6. 運用保守要件	360点	
	7. 移行・移設支援要件	240点	
	8. その他	100点	
価格点			1,000点
	合計評価点		3,200点

(2) 落札者の決定基準

ア 入札金額が、本市が定める上限の範囲内であり、入札説明書等に定めるところにより算出された技術点と価格点の合計点がもっとも高いものを落札者とします。

イ アによる最高得点者が複数ある場合は、そのうち技術点が最も高い者を落札者とします。更に技術点の最高得点者も複数ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて落札者を決定します。

12 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

(1) 第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

(2) 特定調達契約に限定した入札参加資格の登録は、行財政局契約監理課（神戸市役所1号館2階）にて随時受け付けしています。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

(3) 本入札に参加する場合には、令和3年5月7日（金）の午後4時まで申請する必要があります。

14 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

15 Summary

(1) Contract Content : Construction, operation and maintenance of a server virtualization infrastructure

(2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 4:00 P.M. May 14, 2021.

(3) Deadline for submitting bids : 4:00 P.M. June 17, 2021.

(4) A contact point where tender documents are available : Digital Strategy Department,

Planning and Coordination Bureau, Kobe City Government, 6-5-1 Kano - cho, Chuo - ku, Kobe 650 - 8570, Japan. TEL 078-322-5075

神戸市公告第93号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区星陵台1丁目1064番1077
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区芝田1丁目1番4号
阪急阪神不動産株式会社
代表取締役 諸富 隆一
- 3 許可番号
令和2年12月9日 第7082号
(変更許可 令和3年3月10日 第1433号)

神戸市公告第94号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
産業廃棄物埋立処分業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市建設局下水道部経営管理課
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 荒木 一聡
大阪市北区中之島2丁目2番2号
- 5 随意契約に係る契約金額

1 t 当たり10,100円 (税別)

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

他の特定役務をもって代替させることができない特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第95号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区谷上西町5番2, 5番3, 5番4, 5番5, 5番6, 6番1, 6番2, 6番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県倉敷市堀南704番地の5

大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀 昭司

3 許可番号

令和2年7月6日 第7039号

(変更許可 令和3年4月5日 第1442号)

神戸市公告第96号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

神戸市立中学校給食予約管理システムの提供および保守運用業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市教育委員会事務局学校支援部健康教育課

神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

菜友・ニッセイコム共同企業体

代表者 杉本 香織 (株式会社 菜友 代表取締役)

東京都品川区大井一丁目47番地1号

5 随意契約に係る契約金額

52,702,800円 (税抜)

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務 (以下「既契約特定役務」という。)につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

水 道 局

神戸市水道公告第2号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	長田 (前原町他) 配水管取替工事
工事場所	神戸市長田区前原町1丁目, 房王寺町4~5丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	管布設延長 (m) : φ50 (PE) -87.9, φ75 (給) -7.4, φ75 (PE) -1.2, φ75-14.6, φ100 (給) -15.8, φ100-415.3, φ150 (給) -8.1, φ150-633.9, φ200-0.5 撤去延長 (m) : φ50 (PE) -14.0, φ75 (給) -4.7, φ75-1.0, φ100 (給) -10.5, φ100-131.3, φ150 (給) -5.0, φ150-1007.1, φ200-0.5
前 払 金	請負金額の4割以内 (中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A、B、C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
施工実績	水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 ただし、等級が土木A又はBであり、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の土木一般の総合点数が1,080点以上のものは施工実績の提出は不要とする。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月9日（金）～4月23日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月26日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月27日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年4月28日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るができます。

神戸市水道公告第3号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工事名	北（鈴蘭台南町2丁目）配水管取替工事
工事場所	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目
完成期限	<p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和4年3月31日 （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p>
工事概要	<p>管布設延長：φ75-6.1m, φ100-373.9m, φ150-351.3m, φ200-55.7m, φ75（給水）-3.0m</p> <p>管撤去延長：φ150-231.5m, φ200-542.9m, φ75（給水）-1.0m</p>
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	<p>土木工事業に係る建設業の許可</p> <p>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
等級	<p>土木A又はB</p> <p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請</p>

	<p>負入札参加資格における等級をいう。</p>
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)～(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年4月9日（金）～4月23日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月26日（月）午前9時～午後8時
----	----------------------------

	第2日目 令和3年4月27日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年4月28日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市水道公告第4号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工事名	長田（鶯町他）配水管取替工事
-----	----------------

工事場所	神戸市長田区鶯町2丁目～源平町
完成期限	<p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和4年3月31日 （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p>
工事概要	<p>据付延長：φ75（給）-6.6m, φ100（給）-3.1m, φ75-7.6m, φ100-0.4m, φ150（SP）-0.3m, φ150-308.9m, φ200-447.8m, φ300-0.6m</p> <p>撤去延長：φ75（給）-6.6m, φ100（給）-3.1m, φ75-7.6m, φ100-116.8m, φ150（SP）-0.3m, φ150-204.5m, φ250-434.0m, φ300-0.6m</p>
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	<p>土木工事業に係る建設業の許可</p> <p>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
等級	<p>土木A, B, C又はD</p> <p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
施工実績	<p>水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。</p> <p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p> <p>ただし、等級が土木A又はBのものは施工実績の提出は不要とする。</p>
	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p>

その他

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した，契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合，次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した，契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお，工事实績がない場合については，70点未満とみなす。
- ※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」，事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については，入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月14日(水)～4月27日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年5月10日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月11日(火) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月12日（水）午前10時30分
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市水道公告第5号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので，次のとおり公告します。

令和3年4月14日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	兵庫（平野町）配水管新設取替工事
工事場所	神戸市兵庫区平野町
完成期限	本件工事は，受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため，事前に建設資材，労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり，発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で，受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお，落札者は契約締結までに様式第8号の2により，工期の始期日及び終期日を

	<p>通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和3年11月30日 (余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)</p>
工事概要	<p>管布設延長：φ150-358.1m, φ200-5.5m, S P 200-1.0m</p> <p>管撤去延長：φ100-57.2m, φ200-1.1m, S P 200-5.7m</p>
前払金	全体の請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	<p>土木工事業に係る建設業の許可</p> <p>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
等級	<p>土木B, C又はD</p> <p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
施工実績	<p>水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。</p> <p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p> <p>ただし、等級が土木B又はCのものは施工実績の提出は不要とする。</p>
	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に

その他	<p>合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</p> <p>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</p> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年4月14日（水）～4月23日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年4月26日（月）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年4月27日（火）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月28日（水）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免

除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通公告第1号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月9日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工事名	西神中央駅ビル2階便所改修工事
工事場所	神戸市西区糶台5-9-4
完成期限	令和3年11月5日
工事概要	西神中央駅ビル2階の便所改修工事 一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請

	<p>負入札参加資格における等級をいう。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

<p>受付期間</p>	<p>令和3年4月9日（金）～4月16日（金） 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）</p>
<p>提出場所</p>	<p>契約監理課</p>

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月19日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
------------------------------------------------------	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

区 役 所

神戸市兵庫区公告第8号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和3年4月9日

神戸市兵庫区長 岡本 康憲

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸56-19神戸	令和3年4月9日

そ の 他

人事委員会

採用試験(選考)案内

令和3年度神戸市職員(大学卒一般枠, 高専・短大卒(技術), 消防(大学卒))
令和3年度神戸市職員(デザイン・クリエイティブ枠(大学卒, 高専・短大卒))
令和3年度障害者を対象とした神戸市職員(大学卒)

採用予定日 令和4年4月1日

第1次試験(考査)日 大学卒一般枠, 高専・短大卒(技術), 消防(大学卒)
障害者を対象とした神戸市職員(大学卒)採用選考
令和3年6月20日(日)

デザイン・クリエイティブ枠(大学卒, 高専・短大卒)
令和3年6月2日(水)~6月15日(火)

受付期間 大学卒一般枠, 高専・短大卒(技術), 消防(大学卒)
デザイン・クリエイティブ枠(大学卒, 高専・短大卒)
(インターネット) 令和3年4月22日(木)~5月21日(金) 正午

障害者を対象とした神戸市職員(大学卒)採用選考
(インターネット) 令和3年4月22日(木)~5月21日(金) 正午
(郵送) 令和3年4月22日(木)~5月21日(金)
※5月21日(金)までの消印があるものに限り有効
(持参) 令和3年5月20日(木)・21日(金)

問い合わせ先 神戸市人事委員会事務局任用課 電話:(078) 322-5823
神戸市消防局総務部職員課 電話:(078) 322-5739

